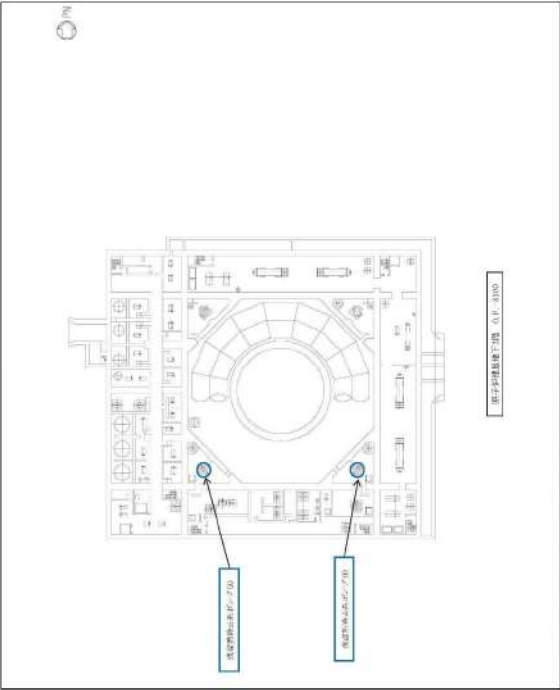


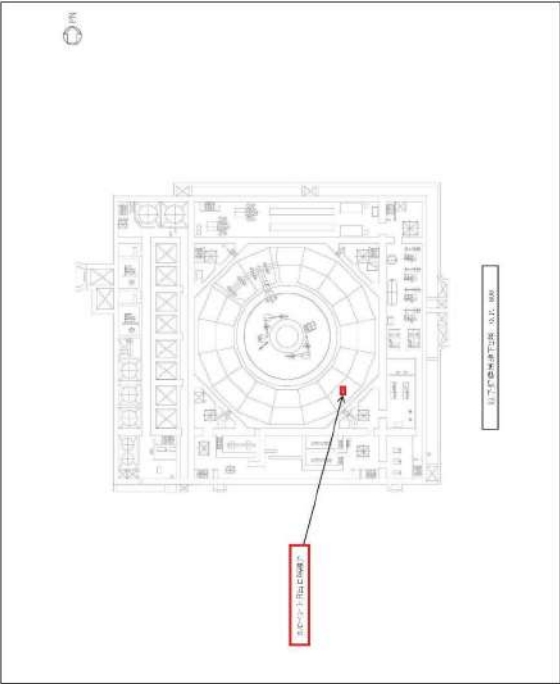
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 860 1164 898">図 57-9-30 原子炉格納容器フィルタベント系、超圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(L/S)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

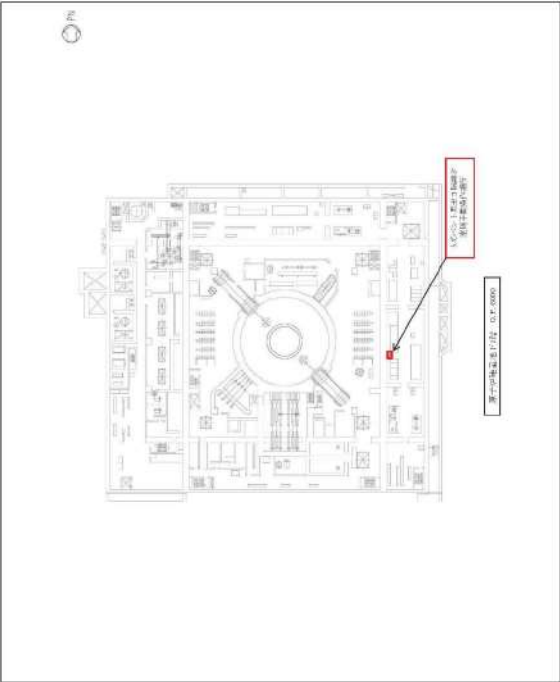
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 900">図 57-9-31 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

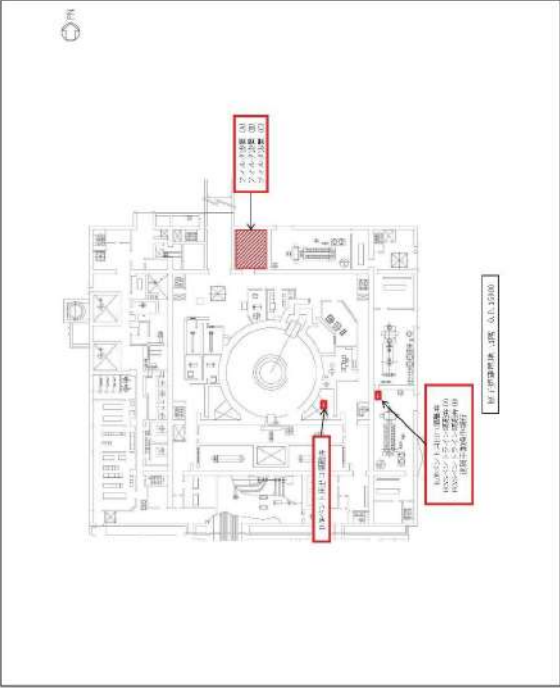
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 858 1167 898">図 57-9-32 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(3/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

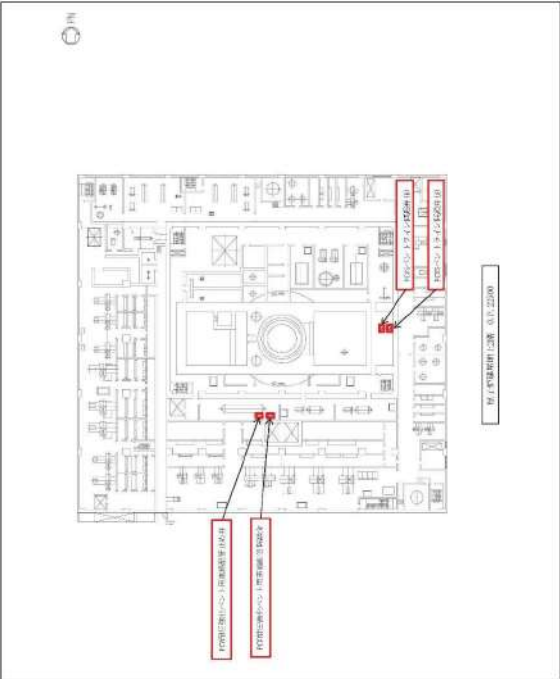
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 900">図 57-9-33 原子が格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2121 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

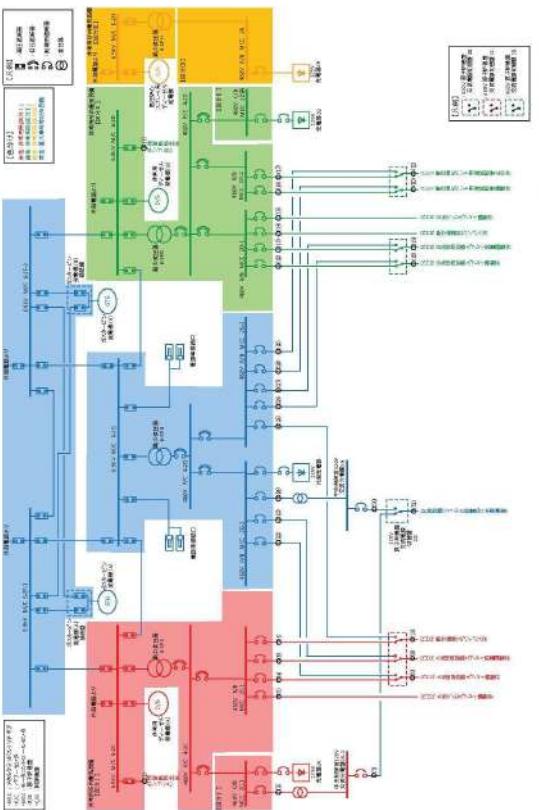
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 863 1167 898">図 57-9-34 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(5/5)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

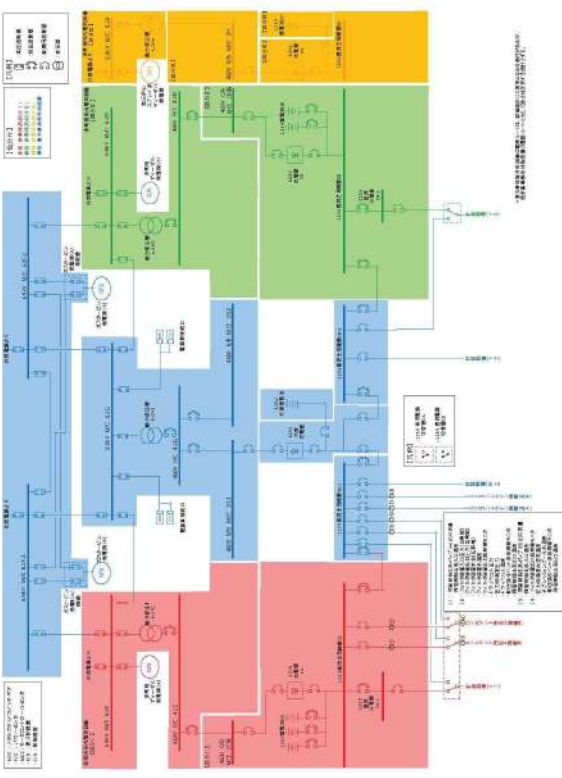
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 997 1187 1045">図57-9-35 単線結線図(交流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 1013 1187 1061">図 57-9-36 単線結線図(直流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48 条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図 57-9-37~39)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備を表 57-9-14 に示す。</p> <p>表57-9-14 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 456 1234 1059"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPWRポンプ吸込弁 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR B系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 </td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPWRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR B系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 	<p>1.3.3 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49条]</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉格納容器スプレイ設備」である。(図 57.9.29~30)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備を表 57.9.14 に示す。</p> <p>表 57.9.14 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1256 456 1821 767"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 49条対応の運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 復水移送ポンプ(A) 復水移送ポンプ(B) 復水移送ポンプ(C) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ(A) 残留熱除去系ポンプ(B) 																															
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 CRD復水入口弁 R/RCシリンダ取出し止め弁 T/B 緊急時隔離弁 R/B B1F緊急時隔離弁 R/B 1F緊急時隔離弁 復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁 FPWRポンプ吸込弁 	<ul style="list-style-type: none"> RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁 RHR A系格納容器スプレイ隔離弁 RHR B系格納容器スプレイ隔離弁 RHR A系S/Cスプレイ隔離弁 RHR B系S/Cスプレイ隔離弁 RHR熱交換器(A)バイパス弁 RHR熱交換器(B)バイパス弁 																															
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制風圧力 復水貯蔵タンク水位 	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系ポンプ出口流量 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
—	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ設備 																															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> A-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ 																															
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																															
計装設備	—	—																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプI)は屋外に配備し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-40~42)</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、図57-9-43及び図57-9-44のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、図57-9-43のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。</p> <p>また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P.10.3m に設置し、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P.-1.7m に設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.31~32)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m に設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。(図57.9.33)</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却使用時の機器への電路と、原子炉格納容器スプレイ設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 ・女川：復水移送ポンプ→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・女川：残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)→泊：原子炉格納容器スプレイ設備 ・泊は代替格納容器スプレイポンプへの給電は、代替非常用発電機の他に可搬型代替電源車からの給電も行える。 <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：周辺補機棟 T.P.10.3m、原子炉補助建屋 T.P.-1.7m、ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m <p>設置名称の相違(代替非常用発電機)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>表57-9-15 電路ルート図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <table border="1" data-bbox="678 193 1218 355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)</td> <td>図49-1~12</td> <td>57-9-(49-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-15-1)</td> <td>図49-13~25</td> <td>57-9-(49-13~25)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-15-2)</td> <td>図49-26~40</td> <td>57-9-(49-26~40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)	2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)	2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)	<p>表57.9.15 電路ルート図 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49条]</p> <table border="1" data-bbox="1272 225 1812 300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.33)</td> <td>図49.1~9</td> <td>57-9-68~76</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.33)	図49.1~9	57-9-68~76	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9-(49-1~12)																							
2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9-(49-13~25)																							
2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9-(49-26~40)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.33)	図49.1~9	57-9-68~76																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 補助用回路 原子炉格納容器代替スプレッドシート(1/5)						
重大事故防止設備		設計基準事故対応設備				
S1	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-1	D1 原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V M/C 6-DC		
S2	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-2	D2 原子炉格納容器冷却機 ESS-II	460V M/C 6-2P		
S3	緊急用交流電源原切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源原切替盤 2C	D3 原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1		
S4	緊急用交流電源原切替操作盤(1)	460V 原子炉建屋交流電源原切替盤 2D	D4 緊急用交流電源原切替操作盤(1)	BBR A 系統格納容器スプレッドシート		
S5	重大事故対応監視盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D5 原子炉格納容器冷却機 ESS-II	460V R/B MCC 2P-1		
S6	重大事故対応監視盤(2)	125V 直流主母線盤 2B-1	D6 緊急用交流電源原切替操作盤(1)	BBR B 系統格納容器スプレッドシート		
S7	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-2	D7 原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1		
S8	緊急用交流電源原切替操作盤(2)	460V 原子炉建屋交流電源原切替盤 2C	D8 緊急用交流電源原切替操作盤(1)	BBR A 系統格納容器スプレッドシート		
S9	原子炉建屋ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-4	D9 原子炉格納容器冷却機 ESS-II	460V R/B MCC 2P-1		
S10	代替注水ポンプ駆動	FFS・FMFW・SLC・MWR・MWP 用回路	D10 緊急用交流電源原切替操作盤(1)	BBR B 系統格納容器スプレッドシート		
S11	代替注水ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-1	D11 原子炉格納容器冷却機 ESS-1, III	460V R/B MCC 2P-1		
S12	原子炉建屋ポンプ駆動	460V R/B MCC 2P-4	D12 460V R/B MCC 2P-1	BBR A 系統スプレッドシート		
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-15-2 副用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(49条)(2/5)						
		重大事故対応設備		設計基準事故対応設備		
S13	代替圧水炉停盤	400V E/B MCC 20-2	D13	原子炉停炉時停盤 ESS-II	400V E/B MCC 20-1	
S14	原子炉機械停盤	400V E/B MCC 20-4	D14	400V E/B MCC 20-1	400V E/B MCC 20-1	
S15	代替圧水炉停盤	400V E/B MCC 20-2	D15	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2C	
S16	代替圧水炉停盤	400V E/B MCC 20-1	D16	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2D	
S17	代替圧水炉停盤	機器系統去系 (A) ・低圧停心・スプレッド系統 ESS-I	D17	トリップチャナントネン管 ESS-I	125V 直流電源回線用停盤 2A	
S18	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2C	D18	トリップチャナントネン管 ESS-II	125V 直流電源回線用停盤 2B	
S19	代替圧水炉停盤	機器系統去系 (A) ・低圧停心・スプレッド系統 ESS-I	D19	原子炉停炉時停盤 ESS-I, II	400V E/B MCC 20-1	
S20	代替圧水炉停盤	機器系統去系 (B) ・0巻 ESS-II	D20	緊急用交流電源回線用停盤(2)	400V 緊急用交流電源回線用停盤(1) / バイパス弁	
S21	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2D	D21	原子炉停炉時停盤 ESS-II	400V E/B MCC 20-1	
S22	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2D	D22	400V E/B MCC 20-1	400V 緊急用交流電源回線用停盤(1) / バイパス弁	
S23	代替圧水炉停盤	機器系統去系 (B) ・0巻 ESS-II	D23	緊急用交流電源回線用停盤(2)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2C	
S24	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2D	D24	緊急用交流電源回線用停盤(1)	400V 原子炉用緊急用交流電源回線用停盤 2D	
						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-15-2 制御用電源 原子炉格納容器代替スプレッド系(19条)(3/5)			
重大事故防止設備			
設計基準事故対応設備			
S25 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2 AM 制御盤	D25 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御用装置 2C
S26 代替圧水冷却器	AM 制御盤	D26 460V R/B MCT 20-1	AM 制御盤
S27 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-1	D27 緊急用交流電源制御用装置(1)	008F ヘッドスペースレイアウト内圧水冷却器用弁
S28 代替圧水冷却器	AM 制御盤	D28 460V R/B MCT 20-1	AM 制御盤
S29 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D29 緊急用交流電源制御用装置(1)	008F B系統格納容器冷却システム内圧水冷却器用弁
S30 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御用装置 2C	D30 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御用装置 2C
S31 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御用装置 2D	D31 緊急用交流電源制御用装置(1)	460V 原子炉建屋交流電源制御用装置 2D
S32 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-4	D32 120V 直流分電盤 2A-1	120V 直流電源制御用装置 2A
S33 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D33 120V 直流分電盤 2B-1	120V 直流電源制御用装置 2B
S34 緊急用交流電源制御用装置(1)	030 圧入口弁	D34 原子炉系プロセス制御盤(A) ESS-I	120V 直流電源制御用装置 2A
S35 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-4	D35 原子炉系プロセス制御盤(B) ESS-II	原子炉格納容器代替 ESS-II
S36 代替圧水冷却器	460V R/B MCT 20-2	D36 原子炉格納容器代替 ESS-II	120V 直流電源制御用装置 2B

【女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

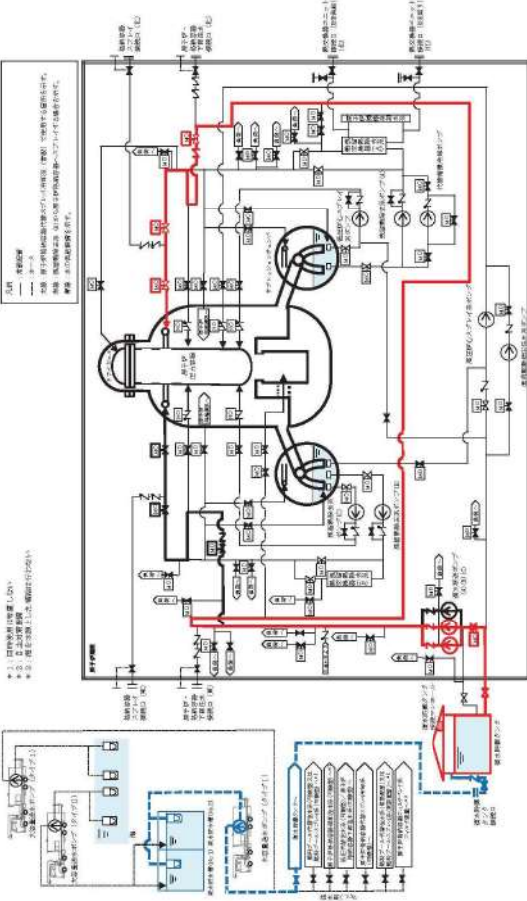
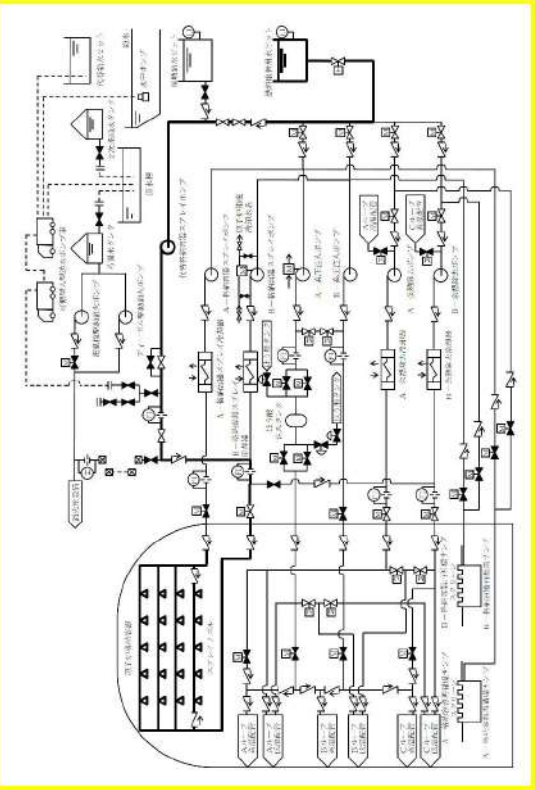
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-99-15-2 削負用電源 原子炉格納容器代替スプレッドシステム(4/5)			
重大事象防止設備			
設計基準事象防止設備			
S37 緊急時交流電源切替操作盤(1)	MOC:サブプリアンプ取出しめ弁	E07	120W 直流分電盤20-1
S38 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-4	E08	120W 直流分電盤20-1
S39 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-2		120W 直流分電盤20-1
S40 緊急時交流電源切替操作盤(1)	T/B 緊急時降圧弁		
S41 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-4		
S42 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-2		
S43 緊急時交流電源切替操作盤(1)	R/B B1P 緊急時降圧弁		
S44 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-4		
S45 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-2		
S46 緊急時交流電源切替操作盤(1)	R/B 1P 緊急時降圧弁		
S47 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-2		
S48 代替注水制御盤	460W R/B MOC 20-2		
<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>			

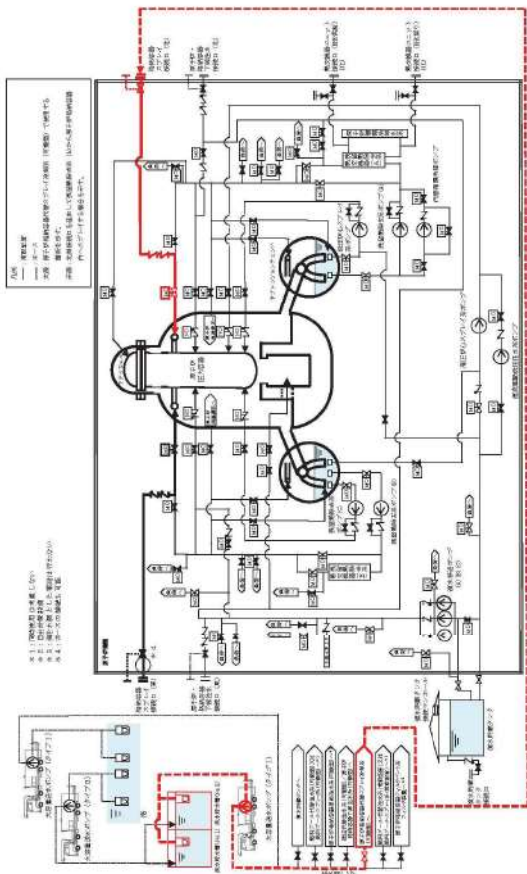
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-37 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.99 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

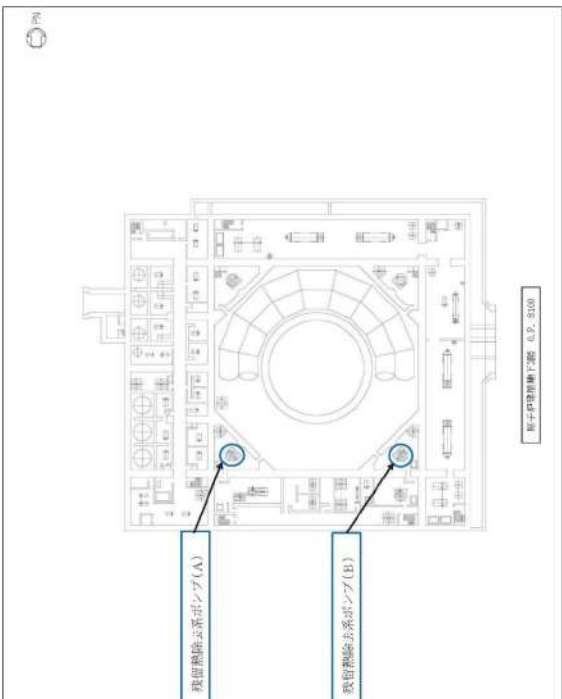
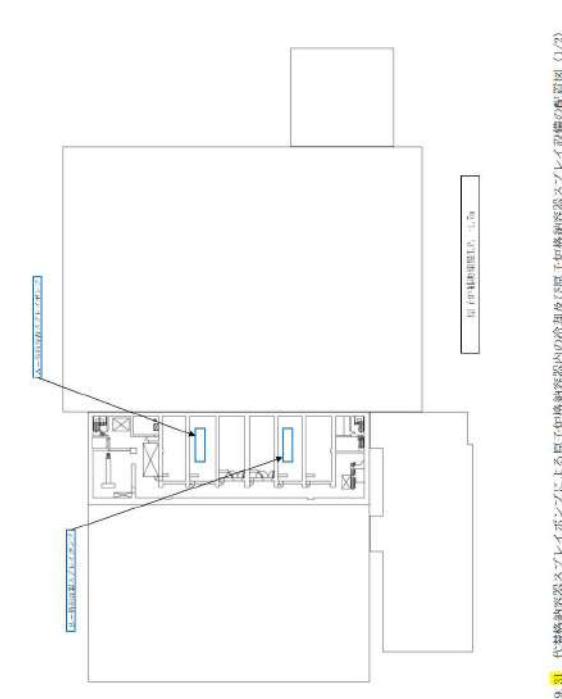
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1069 1232 1093">図 57-9-38 原子炉格納容器代替スプレー冷却系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

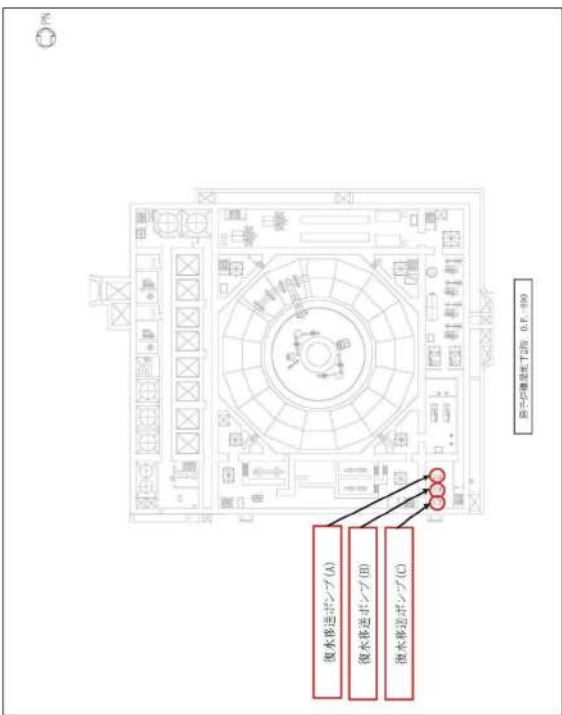
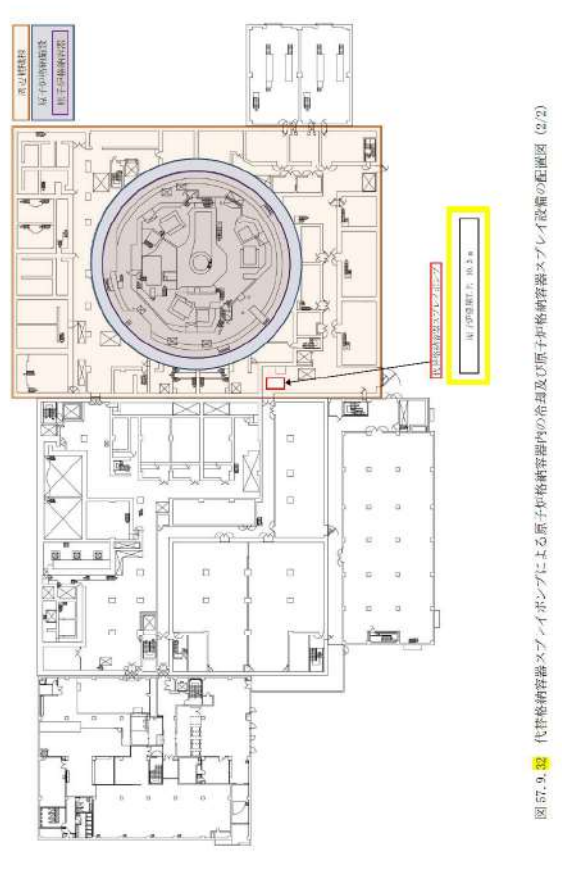
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-40 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/3)</p>	 <p>図 57.9.31 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器内スプレイ冷却の配置図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

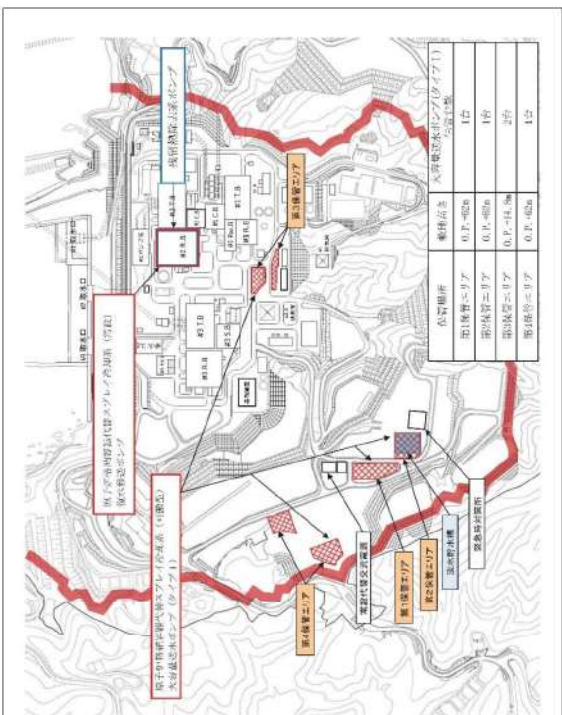
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-41 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57-9-42 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器内の冷却スプレイ冷却系の配置図(2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

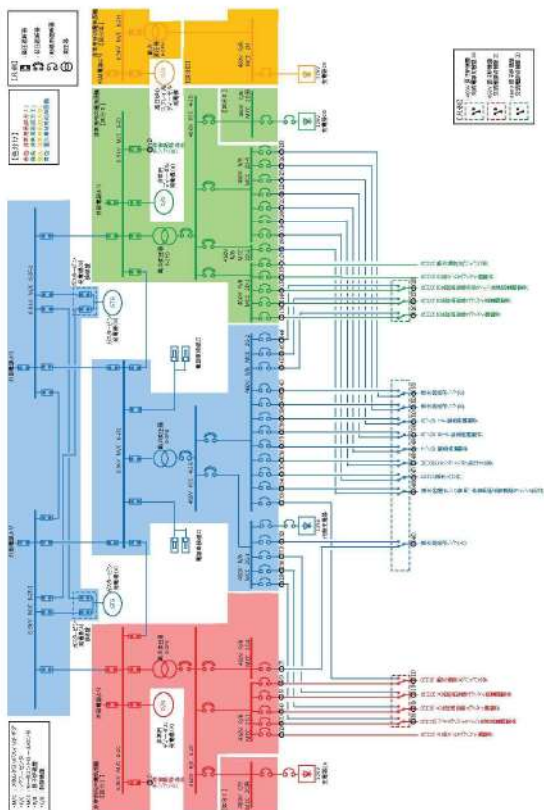
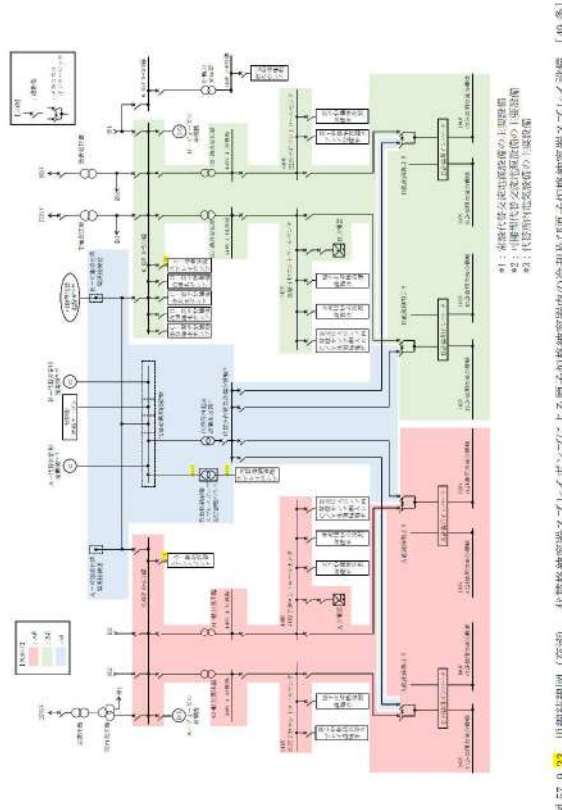
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	 <table border="1" data-bbox="1075 191 1209 526"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. -0.05m</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. -0.05m</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. -0.05m</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>0. P. -0.05m</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 57-9-42 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の配置図 (3/3)</p>	設備名称	条件	原子炉格納容器	0. P. -0.05m	原子炉格納容器	0. P. -0.05m	原子炉格納容器	0. P. -0.05m	原子炉格納容器	0. P. -0.05m		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。
設備名称	条件												
原子炉格納容器	0. P. -0.05m												
原子炉格納容器	0. P. -0.05m												
原子炉格納容器	0. P. -0.05m												
原子炉格納容器	0. P. -0.05m												

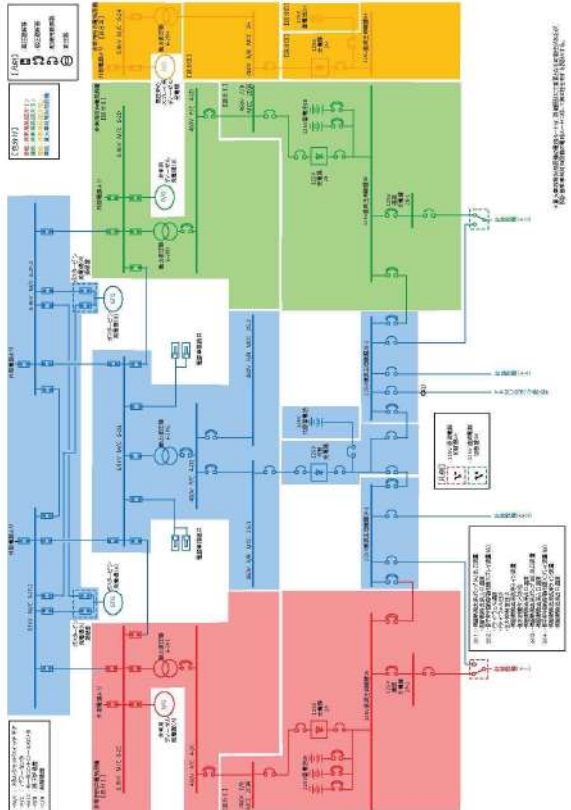
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-43 単線結線図(交流) 原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 [49 条]</p>	 <p>図 57.9.83 単線結線図 (交流) 代替格納容器スプレィポンプによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器スプレィ設備 [19 条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1005 1120 1053">図 57-9-44 単線結線図(直流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>1.3.4 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <p>原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図 57-9-45~50)</p> <p>原子炉格納容器下部注水設備の主要設備を表 57-9-16 に示す。</p> <p>表 57-9-16 原子炉格納容器下部注水設備の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="683 526 1220 1149"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (waters transfer pump) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> waters transfer pump (A) waters transfer pump (B) waters transfer pump (C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (waters pump) 大容量送水ポンプ(タイプ1) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 熱交換器ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> CRD戻水入口弁 CRDポンプライン取出止弁 T/B 緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* PFMDポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 熱交換器 (A) バイパス弁 CRD代替冷却水下置弁分岐弁 (A) CRD熱交換器 (A) 冷却水出口弁 CRD 流量調整第一弁* CRD 流量調整第二弁* CRD A系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD B系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD A系格納容器スプレイ隔離弁 CRD B系格納容器スプレイ隔離弁 CRDヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 CRD B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部注水位* ドライウェル水位* ドライウェル流量* waters transfer pump 水位 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: 原子炉格納容器下部注水設備のうち、原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) で使用する設備を示す。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (waters transfer pump) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> waters transfer pump (A) waters transfer pump (B) waters transfer pump (C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (waters pump) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	—	熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 	—	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> CRD戻水入口弁 CRDポンプライン取出止弁 T/B 緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* PFMDポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 熱交換器 (A) バイパス弁 CRD代替冷却水下置弁分岐弁 (A) CRD熱交換器 (A) 冷却水出口弁 CRD 流量調整第一弁* CRD 流量調整第二弁* CRD A系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD B系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD A系格納容器スプレイ隔離弁 CRD B系格納容器スプレイ隔離弁 CRDヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 CRD B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 	—	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部注水位* ドライウェル水位* ドライウェル流量* waters transfer pump 水位 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—	<p>1.3.4 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 [51条]</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するための重大事故等対処設備である。(図 57.9.34~35)</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の主要設備を表 57.9.16 に示す。</p> <p>表 57.9.16 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1265 566 1803 901"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプ 代替格納容器スプレイポンプ </td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 	—	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプ 代替格納容器スプレイポンプ 	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 51条対応の設備・運用に伴う相違 女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水系(常設) (waters transfer pump) 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 代替循環冷却系 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> waters transfer pump (A) waters transfer pump (B) waters transfer pump (C) 代替循環冷却ポンプ* 熱交換器ユニット (waters pump) 大容量送水ポンプ(タイプ1) 	—																																		
熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> 熱交換器ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 管束交換ユニット(熱交換器) 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> CRD戻水入口弁 CRDポンプライン取出止弁 T/B 緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* R/B 1F緊急時隔離弁* PFMDポンプ戻込弁 原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁* 原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁* 代替循環冷却ポンプ戻込弁* 代替循環冷却ポンプ流量調整弁* 代替循環冷却ポンプバイパス弁* 熱交換器 (A) バイパス弁 CRD代替冷却水下置弁分岐弁 (A) CRD熱交換器 (A) 冷却水出口弁 CRD 流量調整第一弁* CRD 流量調整第二弁* CRD A系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD B系格納容器スプレイ流量調整弁 CRD A系格納容器スプレイ隔離弁 CRD B系格納容器スプレイ隔離弁 CRDヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁 CRD B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁 	—																																		
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器下部注水流量* 原子炉格納容器下部注水位* ドライウェル水位* ドライウェル流量* waters transfer pump 水位 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 代替循環冷却系冷却ライン流量 (waters transfer pump ヘッドスプレイライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 圧力制御水位* 	—																																		
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																																		
—	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 	—																																		
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプ 代替格納容器スプレイポンプ 	—																																		
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																																		
計装設備	—	—																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は屋外に配備し、位置的分散を図る。(図57-9-51~54)</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は、図57-9-55~57のとおり、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、多様性を図る。</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁、CRD復水入口弁、MUWC サンプリング取出止め弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B BIF 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁及びRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、代替循環冷却ポンプバイパス弁、RHR 熱交換器(A)バイパス弁、RCW 代替冷却水不要負荷分離弁(A)、RHR 熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR MUWC 連絡第一弁及びRHR MUWC 連絡第二弁は、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由し</p>	<p>なお、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ</p> <p>格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋T.P. -1.7m、代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟T.P. 10.3mに設置し、位置的分散を図る。(図57.9.36~37)</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。(図57.9.38)</p> <p>(2) 電動弁</p> <p>原子炉格納容器下部への注水の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を図る。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 ・女川：復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ→泊：格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)→泊：原子炉補助建屋、周辺補機棟 <p>設置名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>て電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>FPMUW ポンプ吸込弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>(3) 計装設備</p> <p>計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。</p> <p>なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)～(3)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57-9-17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57-9-17 回路ルート図 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <table border="1" data-bbox="672 734 1209 917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図 57-9-55~57)</td> <td>図 51-1~12</td> <td>57-9-(51-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)</td> <td>図 51-13~26</td> <td>57-9-(51-13~26)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表 57-9-17-2)</td> <td>図 51-27~43</td> <td>57-9-(51-27~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9-(51-1~12)	2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9-(51-13~26)	2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9-(51-27~43)	<p>(3) 計装設備</p> <p>計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。</p> <p>なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)の多様性を有する設備の回路は、米国電気電子工学学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な回路については、表 57.9.17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57.9.17 電源ルート図 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水[51条]</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 837"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図 57.9.38)</td> <td>図 51.1~7</td> <td>57-9-77~83</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図 57.9.38)	図 51.1~7	57-9-77~83	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成)</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図 57-9-55~57)	図 51-1~12	57-9-(51-1~12)																							
2号炉計装設備用(表 57-9-17-1)	図 51-13~26	57-9-(51-13~26)																							
2号炉制御用(表 57-9-17-2)	図 51-27~43	57-9-(51-27~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図 57.9.38)	図 51.1~7	57-9-77~83																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
表57-9-17-1 計装設備用配線 原子炉格納容器下部注水設備 5.1条 (1/3) 重大事故対応設備																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備記号</th> <th>設備名称</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> <th>設備仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>原子炉格納容器下部注水設備</td> <td>中央制御室</td> <td>巧機社 原子炉格納容器下部注水設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備記号	設備名称	設備仕様	設備仕様	設備仕様	S1	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S2	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S3	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S4	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S5	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S6	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S7	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S8	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S9	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S10	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S11	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備		S12	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
設備記号	設備名称	設備仕様	設備仕様	設備仕様																																																																
S1	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S2	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S3	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S4	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S5	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S6	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S7	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S8	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S9	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S10	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S11	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	
S12	原子炉格納容器下部注水設備	中央制御室	巧機社 原子炉格納容器下部注水設備																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表57-9-17-1-1 計装設備用回路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/3) <small>最大事故対応仕様</small></p> <table border="1" data-bbox="698 164 1225 1010"> <thead> <tr> <th>回路記号</th> <th>回路名</th> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13</td> <td>ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S14</td> <td>ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S15</td> <td>燃料棒監視回路出入口下部 (100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S16</td> <td>ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S17</td> <td>ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>ドライウェル配管</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>圧力制御配管</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>圧力制御配管</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S37</td> <td>熱源機出力監視回路 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S38</td> <td>原子炉格納容器冷却水レベル監視</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S39</td> <td>原子炉格納容器冷却水レベル監視</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> <tr> <td>S40</td> <td>燃料棒監視回路出入口下部</td> <td>中央制御盤</td> <td>福島社製 原子炉格納容器内</td> </tr> </tbody> </table>	回路記号	回路名	設置場所	設備名	S13	ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S14	ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S15	燃料棒監視回路出入口下部 (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S16	ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S17	ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S34	ドライウェル配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S35	圧力制御配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S36	圧力制御配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S37	熱源機出力監視回路 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S38	原子炉格納容器冷却水レベル監視	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S39	原子炉格納容器冷却水レベル監視	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内	S40	燃料棒監視回路出入口下部	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
回路記号	回路名	設置場所	設備名																																																				
S13	ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S14	ドライウェル配管 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S15	燃料棒監視回路出入口下部 (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S16	ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S17	ドライウェル配管 (ベガスタの100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S34	ドライウェル配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S35	圧力制御配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S36	圧力制御配管	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S37	熱源機出力監視回路 (燃料棒出口管の下部) (100%流量)	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S38	原子炉格納容器冷却水レベル監視	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S39	原子炉格納容器冷却水レベル監視	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				
S40	燃料棒監視回路出入口下部	中央制御盤	福島社製 原子炉格納容器内																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-17-2 副船用管路 原子炉格納容器下部注水設備 (5) (7) 重大事故防止設備 燃料冷却系設備						
S1	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-1	D1	原子炉格納容器 ESS-1, III	460V R/B MCB 2P-1	
S2	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D2	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	888 A 系統用格納容器ブレイク設備	
S3	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D3	原子炉格納容器設備 ESS-II	460V R/B MCB 2P-1	
S4	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	460V 原子炉格納容器電源用注水設備 2P	D4	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	888 B 系統用格納容器ブレイク設備	
S5	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D5	原子炉格納容器設備 ESS-1, III	460V R/B MCB 2P-1	
S6	緊急用交流電源用制御操作盤 (2)	格納容器注水設備 炉格納容器注水設備 ライン上弁	D6	緊急用交流電源用制御操作盤 (2)	888 緊急電源 (A) バイパス弁	
S7	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D7	原子炉格納容器設備 ESS-1, III	460V R/B MCB 2P-1	
S8	緊急用交流電源用制御操作盤 (2)	CRP 電源投入弁	D8	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	888 A 系統用格納容器ブレイク設備	
S9	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D9	原子炉格納容器設備 ESS-II	460V R/B MCB 2P-1	
S10	緊急用交流電源用制御操作盤 (2)	600V (V) / 171V 専用弁	D10	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	888 B 系統用格納容器ブレイク設備	
S11	代動注水用設備	460V R/B MCB 2P-2	D11	AW 制御盤	460V R/B MCB 2P-1	
S12	緊急用交流電源用制御操作盤 (2)	V 7B 緊急時制御弁	D12	緊急用交流電源用制御操作盤 (1)	888 ベントシステムブレイクライン 内付圧力監視器	【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>表57-9-17-2 前部用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5条)(2/7)</p> <p>設計基準事件対応機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>機器仕様</th> <th>機器仕様</th> <th>機器仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460W R/B MCC 2P-2</td> <td>D13</td> <td>460W R/B MCC 2P-1</td> </tr> <tr> <td>S14</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> <td>R/B R/B 緊急用制御盤</td> <td>D14</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S15</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460W R/B MCC 2P-2</td> <td>D19</td> <td>原子炉格納容器 ESF-1, III</td> </tr> <tr> <td>S16</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> <td>R/B 1P 緊急用制御盤</td> <td>D20</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S17</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460W R/B MCC 2P-2</td> <td>D21</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S18</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> <td>原子炉格納容器下部注水用直水循環装置</td> <td>D22</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S19</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460W R/B MCC 2P-2</td> <td>D23</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> </tr> <tr> <td>S20</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> <td>原子炉格納容器下部注水用直水仕切弁</td> <td>D24</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S21</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>D25</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S22</td> <td>重大事故中絶装置(1)</td> <td>133V 直流主母線 2B-1</td> <td>D26</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S23</td> <td>重大事故中絶装置(2)</td> <td>133V 直流主母線 2B-1</td> <td>D27</td> <td>緊急用交流電源制御盤(1)</td> </tr> <tr> <td>S24</td> <td>前部用電路</td> <td>460W R/B MCC 2C-4</td> <td>D30</td> <td>緊急用交流電源制御盤(2)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	機器仕様	機器仕様	機器仕様	S13	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D13	460W R/B MCC 2P-1	S14	緊急用交流電源制御盤(2)	R/B R/B 緊急用制御盤	D14	緊急用交流電源制御盤(1)	S15	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D19	原子炉格納容器 ESF-1, III	S16	緊急用交流電源制御盤(2)	R/B 1P 緊急用制御盤	D20	緊急用交流電源制御盤(1)	S17	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D21	緊急用交流電源制御盤(1)	S18	緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水循環装置	D22	緊急用交流電源制御盤(1)	S19	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D23	緊急用交流電源制御盤(2)	S20	緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水仕切弁	D24	緊急用交流電源制御盤(1)	S21	緊急用交流電源制御盤(2)	代替注水制御盤	D25	緊急用交流電源制御盤(1)	S22	重大事故中絶装置(1)	133V 直流主母線 2B-1	D26	緊急用交流電源制御盤(1)	S23	重大事故中絶装置(2)	133V 直流主母線 2B-1	D27	緊急用交流電源制御盤(1)	S24	前部用電路	460W R/B MCC 2C-4	D30	緊急用交流電源制御盤(2)		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名	機器仕様	機器仕様	機器仕様																																																																
S13	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D13	460W R/B MCC 2P-1																																																															
S14	緊急用交流電源制御盤(2)	R/B R/B 緊急用制御盤	D14	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S15	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D19	原子炉格納容器 ESF-1, III																																																															
S16	緊急用交流電源制御盤(2)	R/B 1P 緊急用制御盤	D20	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S17	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D21	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S18	緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水循環装置	D22	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S19	代替注水制御盤	460W R/B MCC 2P-2	D23	緊急用交流電源制御盤(2)																																																															
S20	緊急用交流電源制御盤(2)	原子炉格納容器下部注水用直水仕切弁	D24	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S21	緊急用交流電源制御盤(2)	代替注水制御盤	D25	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S22	重大事故中絶装置(1)	133V 直流主母線 2B-1	D26	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S23	重大事故中絶装置(2)	133V 直流主母線 2B-1	D27	緊急用交流電源制御盤(1)																																																															
S24	前部用電路	460W R/B MCC 2C-4	D30	緊急用交流電源制御盤(2)																																																															

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
	<p>表訂-9-17-2 制御用電源 原子炉格納容器下部注水設備 [5/7]</p> <p>重大事故対応設備 設計基準事故対応設備</p> <table border="1"> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D27</td> <td>原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S26</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D28</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S27</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D29</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S28</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td>D30</td> <td>緊急時注水設備 (SS-1, 4)</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> </tr> <tr> <td>S29</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S30</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S31</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S32</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S33</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S34</td> <td>代替注水設備</td> <td>460V 60A MCC 2B-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S35</td> <td>緊急時注水設備 (1)</td> <td>460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S36</td> <td>代替注水設備</td> <td>原子炉格納容器注水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D27	原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D28	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S27	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D29	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S28	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D30	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4	S29	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S30	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S31	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S32	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-2				S33	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S34	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4				S35	緊急時注水設備 (1)	460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1)				S36	代替注水設備	原子炉格納容器注水設備					<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D27	原子炉格納容器注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S26	原子炉格納容器注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D28	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S27	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D29	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S28	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4	D30	緊急時注水設備 (SS-1, 4)	460V 60A MCC 2B-4																																																																						
S29	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S30	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S31	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S32	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-2																																																																									
S33	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S34	代替注水設備	460V 60A MCC 2B-4																																																																									
S35	緊急時注水設備 (1)	460V 原子炉格納容器注水設備 (SS-1)																																																																									
S36	代替注水設備	原子炉格納容器注水設備																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 副溶出装置 原子炉格納容器下部注水設備 [5] 条 [4/7] <small>重大事故防止設備 設計基準適合性設備</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">537</td> <td style="width: 35%;">代替注水用調整</td> <td style="width: 35%;">1250 蒸気止圧調整機 20-1</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>538</td> <td>1250 蒸気止圧調整機 20-1</td> <td>PEMP9 ボンブ/強込弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>539</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>540</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>541</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>542</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>543</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>544</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>545</td> <td>代替注水用調整</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>548</td> <td>原子炉格納容器調整機 KSZ-1, II, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>549</td> <td>原子炉格納容器調整機 KSZ-1, III</td> <td>4600 R/B MCC 20-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>550</td> <td>緊急停止装置電源系統作動機(1)</td> <td>4600 原子炉格納容器調整機調整機 20</td> <td></td> </tr> </table>	537	代替注水用調整	1250 蒸気止圧調整機 20-1		538	1250 蒸気止圧調整機 20-1	PEMP9 ボンブ/強込弁		539	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		540	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		541	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		542	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		543	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		544	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1		545	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2		548	原子炉格納容器調整機 KSZ-1, II, III	4600 R/B MCC 20-2		549	原子炉格納容器調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2		550	緊急停止装置電源系統作動機(1)	4600 原子炉格納容器調整機調整機 20			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
537	代替注水用調整	1250 蒸気止圧調整機 20-1																																																	
538	1250 蒸気止圧調整機 20-1	PEMP9 ボンブ/強込弁																																																	
539	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
540	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
541	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
542	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
543	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
544	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-1																																																	
545	代替注水用調整	4600 R/B MCC 20-2																																																	
548	原子炉格納容器調整機 KSZ-1, II, III	4600 R/B MCC 20-2																																																	
549	原子炉格納容器調整機 KSZ-1, III	4600 R/B MCC 20-2																																																	
550	緊急停止装置電源系統作動機(1)	4600 原子炉格納容器調整機調整機 20																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表57-9-117-2 副師用電路 原子炉格納容器下排水冷却器(5/7)</p> <p>表57-9-117-2 副師用電路 原子炉格納容器下排水冷却器(5/7)</p>			
<p>S51 緊急用交流電源用制御弁駆動機(1)</p> <p>S52 緊急用交流電源用制御弁駆動機(2)</p> <p>S53 緊急用交流電源用制御弁駆動機(1)</p> <p>S54 緊急用交流電源用制御弁駆動機(1)</p> <p>S55 緊急用交流電源用制御弁駆動機(1)</p> <p>S56 緊急用交流電源用制御弁駆動機(1)</p> <p>S59 緊急用交流電源用制御弁駆動機(2)</p> <p>S60 緊急用交流電源用制御弁駆動機(2)</p> <p>S81 代替圧水ポンプ駆動機</p> <p>S82 代替圧水ポンプ駆動機</p> <p>S83 代替圧水ポンプ駆動機</p> <p>S84 代替圧水ポンプ駆動機</p>	<p>4600 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4607 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4608 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4607 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (B) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p>	<p>4600 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4607 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4608 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2P</p> <p>4607 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>4609 原子炉格納容器交流電源用冷却器 2C</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (B) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p> <p>機器製造会社 (A) ・日立中心、スアレイ系機 (B57-1)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 副用配管 原子炉格納容器下部注水設備(5)条(6)7 重大事故防止設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">S95</td> <td style="width: 25%;">代替注水制御盤</td> <td style="width: 30%;">(株)東電システム (B・C)型 SSS-11</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>S96</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>AM制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S97</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>AM制御盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S70</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S71</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S72</td> <td>緊急時交流電源切替操作盤(2)</td> <td>(株)東電システム プログラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S73</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V R/B MCC 2C-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S74</td> <td>緊急時交流電源切替操作盤(2)</td> <td>(株)東電システム プログラム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S75</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>600V R/B MCC 2C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S76</td> <td>緊急時交流電源切替操作盤(2)</td> <td>PMH MW 制御盤一季</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S77</td> <td>代替注水制御盤</td> <td>460V R/B MCC 2C-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S78</td> <td>緊急時交流電源切替操作盤(2)</td> <td>PMH MW 制御盤二季</td> <td></td> </tr> </table>	S95	代替注水制御盤	(株)東電システム (B・C)型 SSS-11		S96	代替注水制御盤	AM制御盤		S97	代替注水制御盤	AM制御盤		S70	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4		S71	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4		S72	緊急時交流電源切替操作盤(2)	(株)東電システム プログラム		S73	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4		S74	緊急時交流電源切替操作盤(2)	(株)東電システム プログラム		S75	代替注水制御盤	600V R/B MCC 2C-1		S76	緊急時交流電源切替操作盤(2)	PMH MW 制御盤一季		S77	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-1		S78	緊急時交流電源切替操作盤(2)	PMH MW 制御盤二季			<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
S95	代替注水制御盤	(株)東電システム (B・C)型 SSS-11																																																	
S96	代替注水制御盤	AM制御盤																																																	
S97	代替注水制御盤	AM制御盤																																																	
S70	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4																																																	
S71	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4																																																	
S72	緊急時交流電源切替操作盤(2)	(株)東電システム プログラム																																																	
S73	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-4																																																	
S74	緊急時交流電源切替操作盤(2)	(株)東電システム プログラム																																																	
S75	代替注水制御盤	600V R/B MCC 2C-1																																																	
S76	緊急時交流電源切替操作盤(2)	PMH MW 制御盤一季																																																	
S77	代替注水制御盤	460V R/B MCC 2C-1																																																	
S78	緊急時交流電源切替操作盤(2)	PMH MW 制御盤二季																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-17-3 閉鎖用電路 原子炉格納容器下部注水設備(5)表(17/17) 重大事故防止設備 設計基準事故対応設備			
S79	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
S80	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		
S81	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		
S82	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		
S83	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		
S89	緊急用交直電源用制御盤(2) (代給注水高圧ポンプハイパス用)		
S100	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-4		
S101	代給注水制御盤 460V E/B MCC 20-1		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

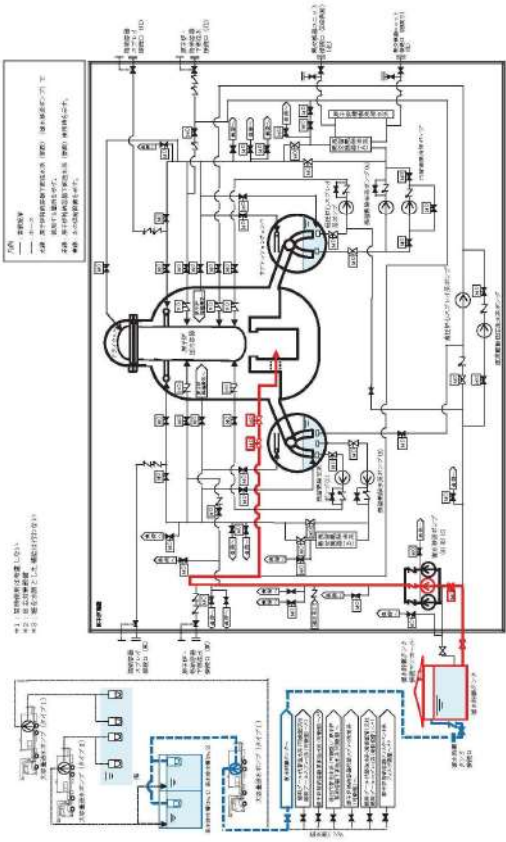
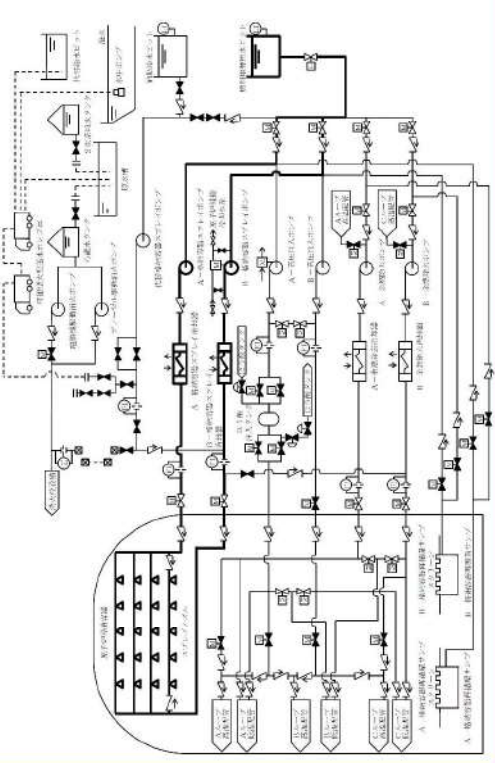
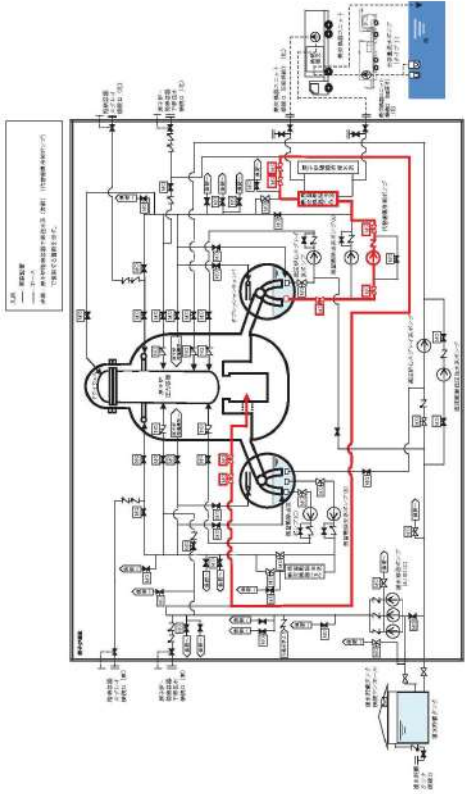
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統概要図</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

図 57-9-45 格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部注水系の系統概要図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="674 994 1227 1011">図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

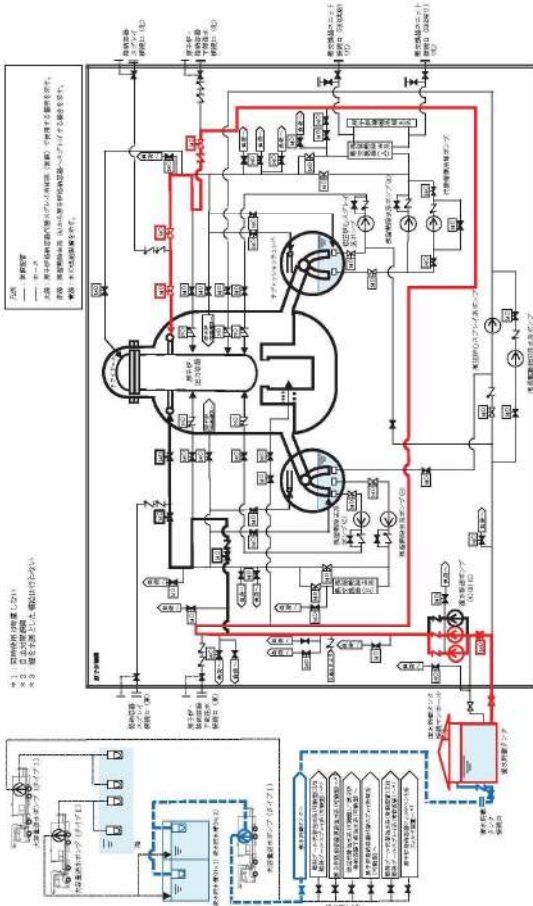
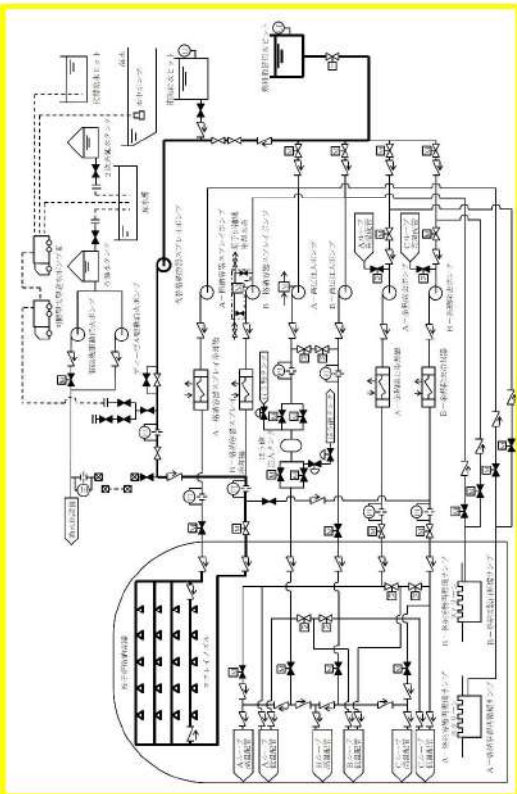
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系 (可機型) の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

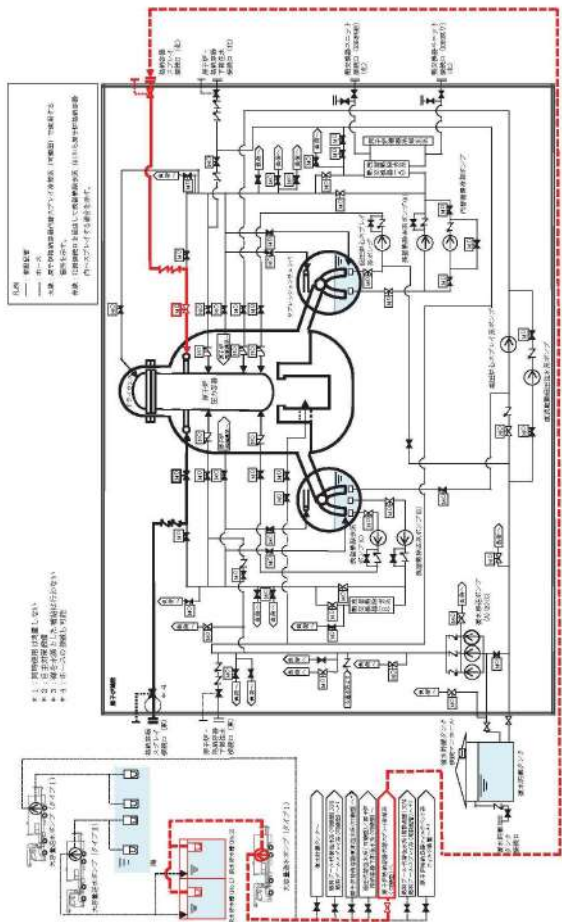
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレー冷却系(常設)の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.55 代替格納容器スプレーポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

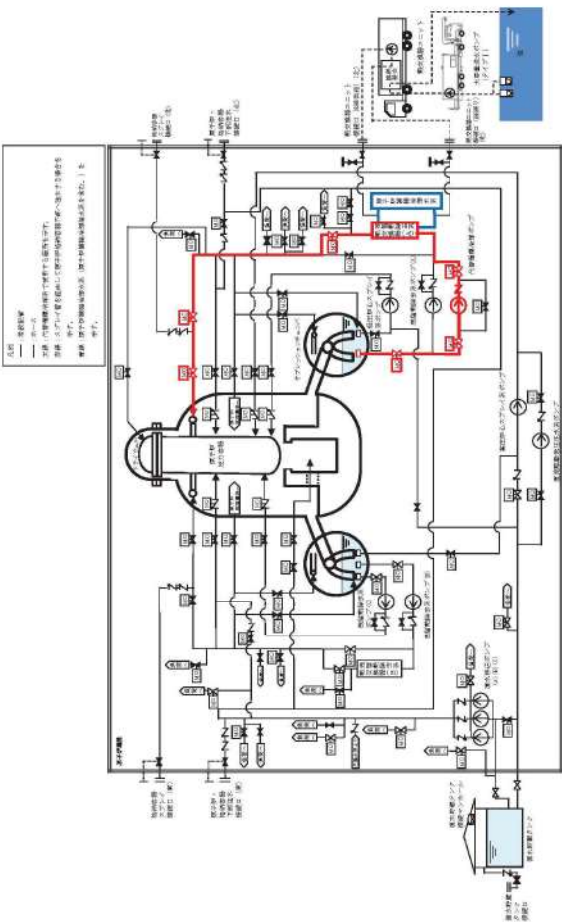
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

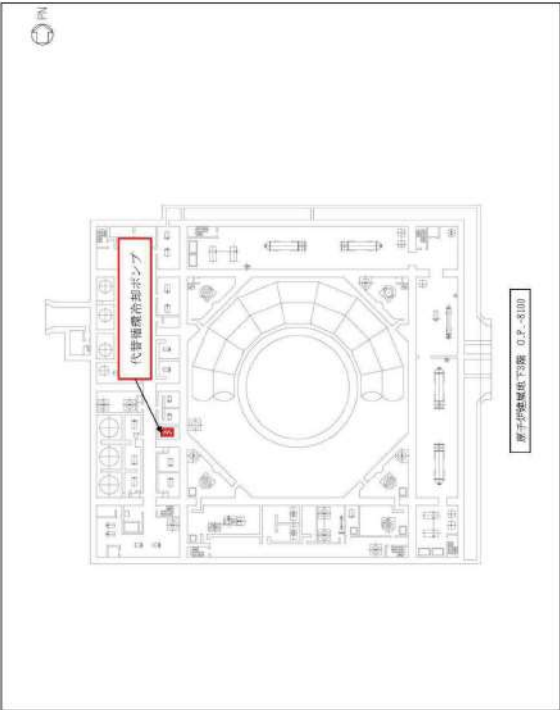
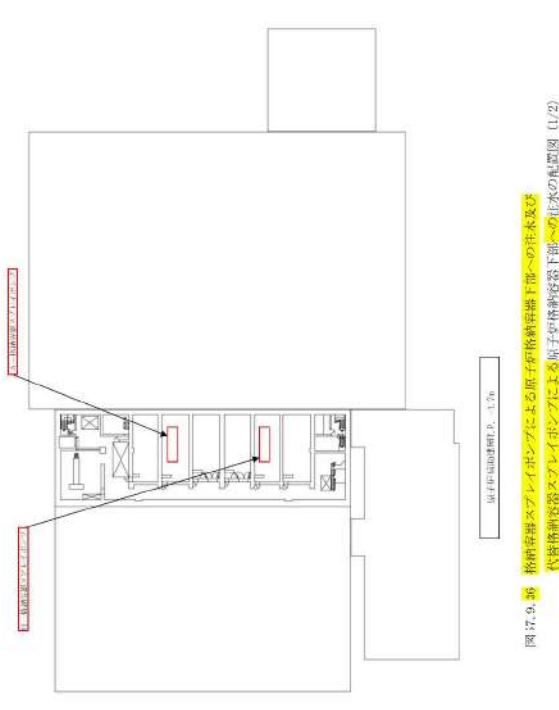
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 303 761 526">凡例 図中の記号は、図中の各機器の記号と一致する。 図中の記号は、図中の各機器の記号と一致する。 図中の記号は、図中の各機器の記号と一致する。 図中の記号は、図中の各機器の記号と一致する。</p> <p data-bbox="784 1117 1120 1141">図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

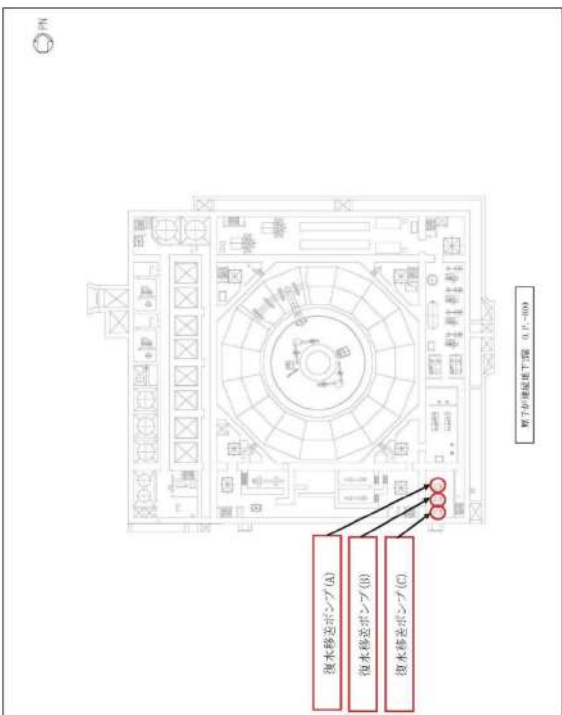
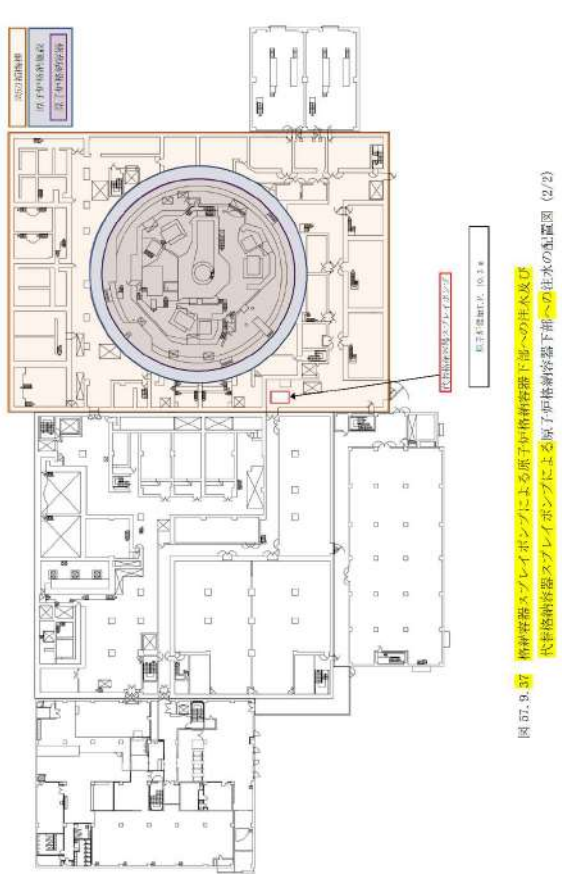
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-61 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図 (1/4)</p>	 <p>図 17.9.55 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への配水の配置図 (1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

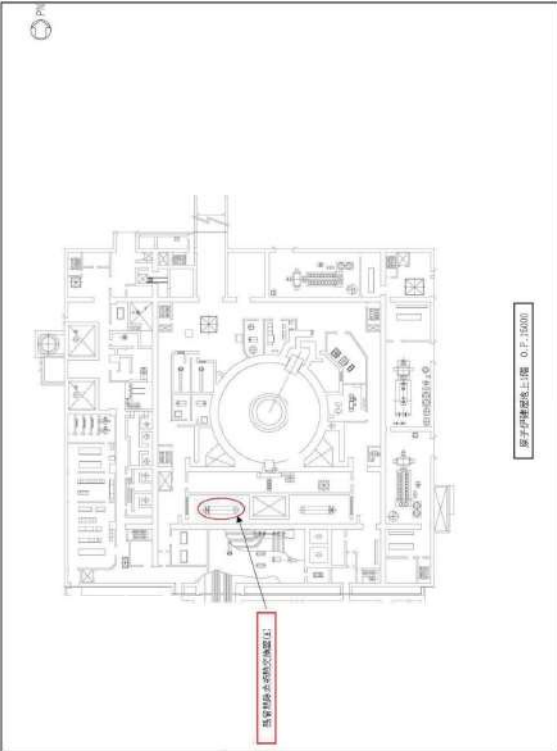
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配管図(2/4)</p>	 <p>図 57.9.52 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替循環冷却系スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の配管図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

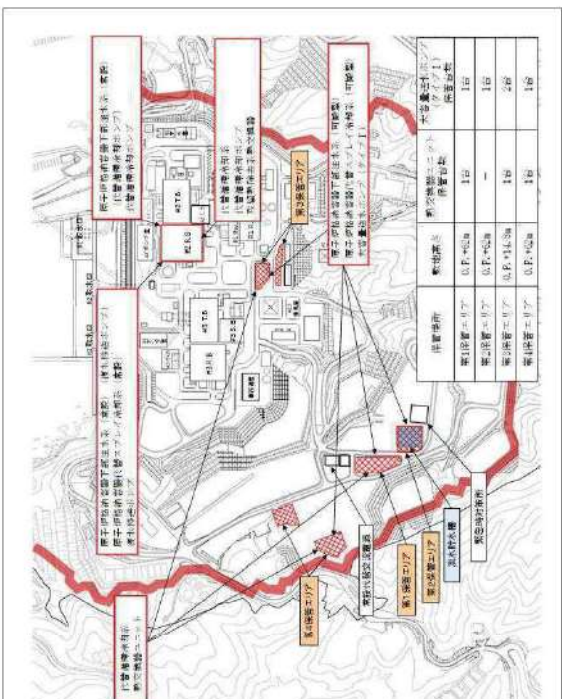
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 922 1214 960">図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 427" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

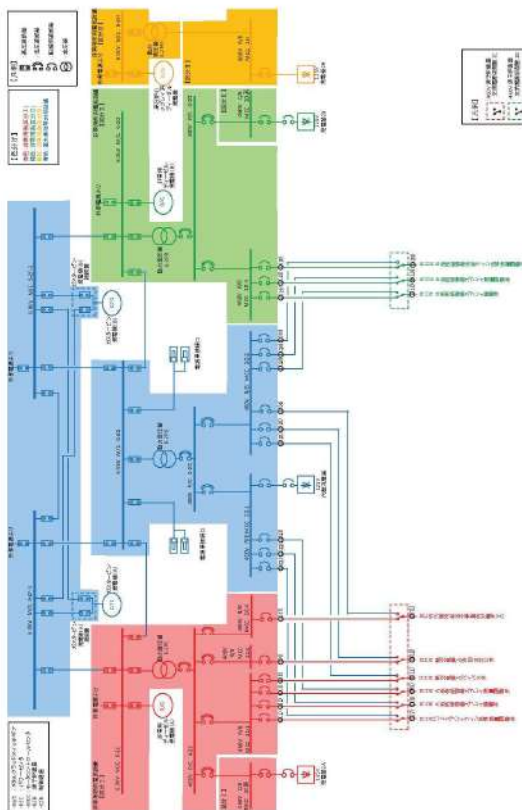
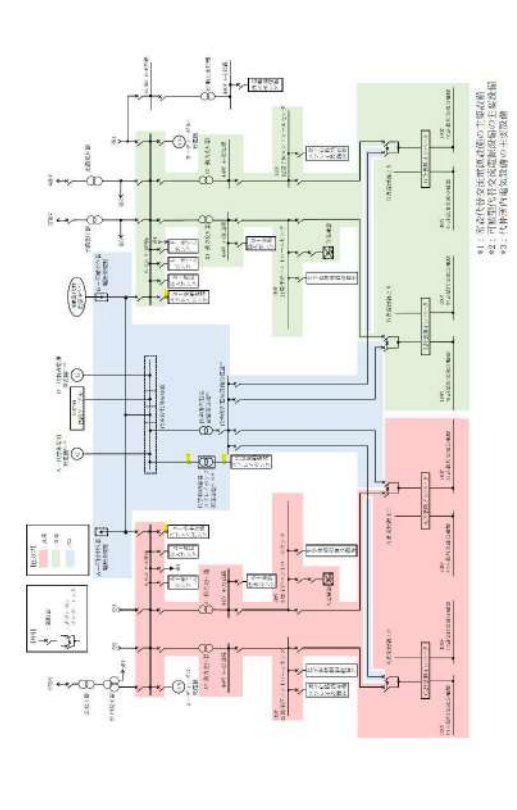
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 869 1209 917">図 57-9-54 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替廃熱冷却系の配置図(4/4)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 422" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。

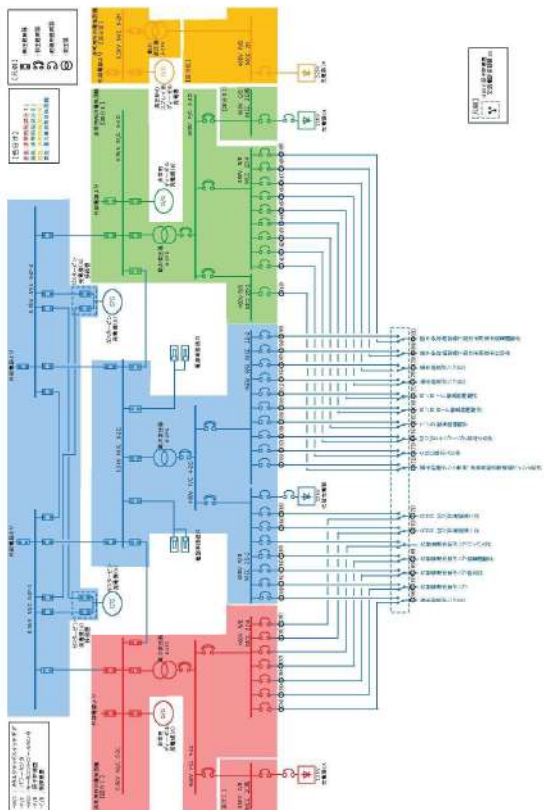
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 989 1097 1037">図 57-9-55 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	 <p data-bbox="1769 287 1814 861">図 67.9.98 山形格納容器(交流) 格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部注水系 [51条] 代新格納容器下部注水系による原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>	<p data-bbox="1836 143 2128 367">【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

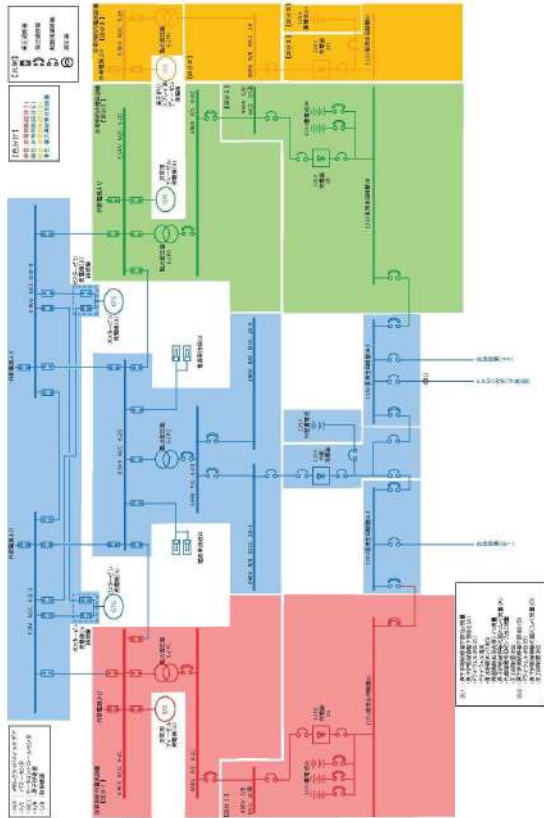
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 981 1097 1029">図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

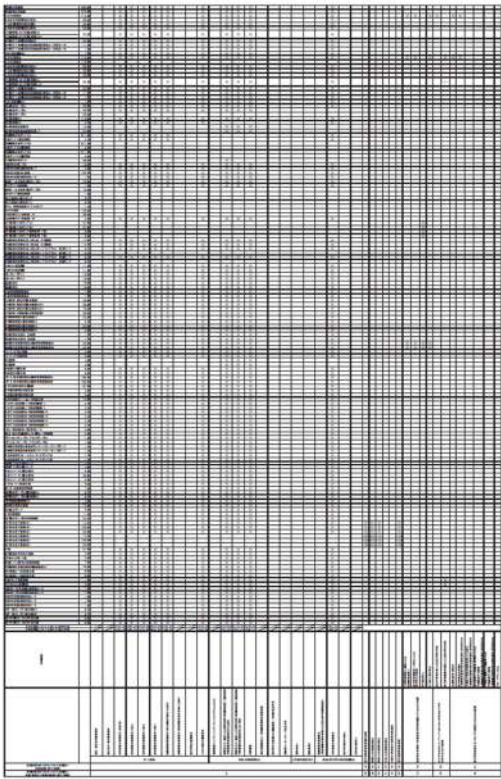
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 1005 1075 1053">図57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 311" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

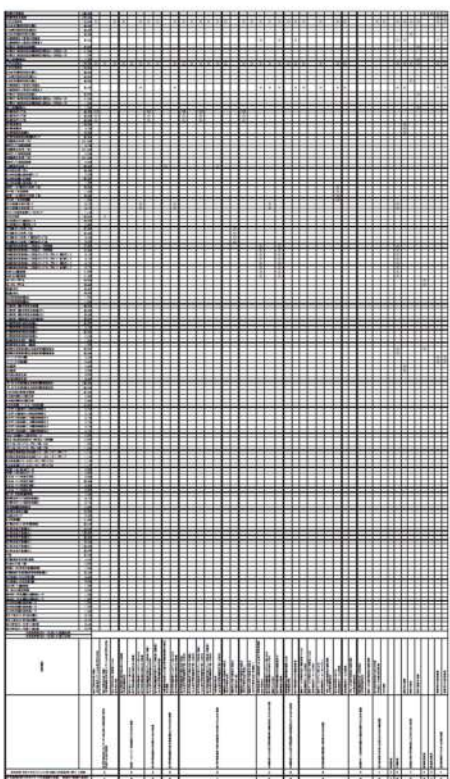
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

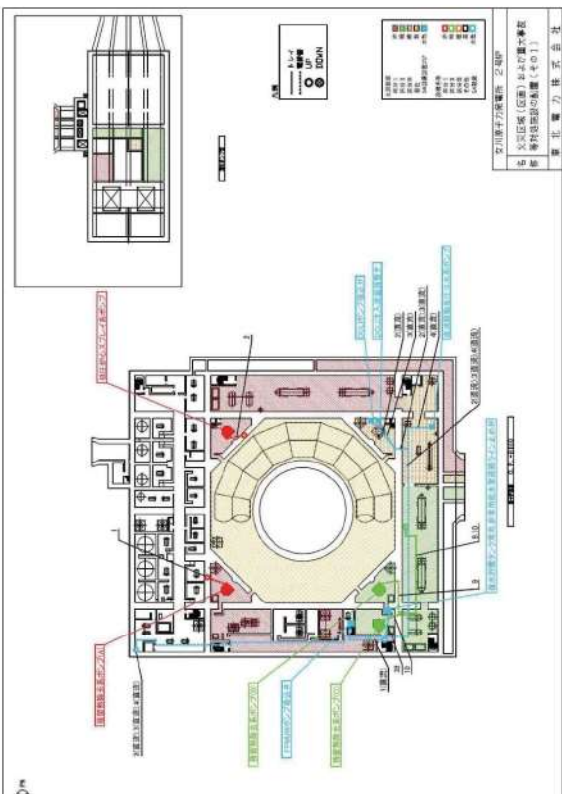
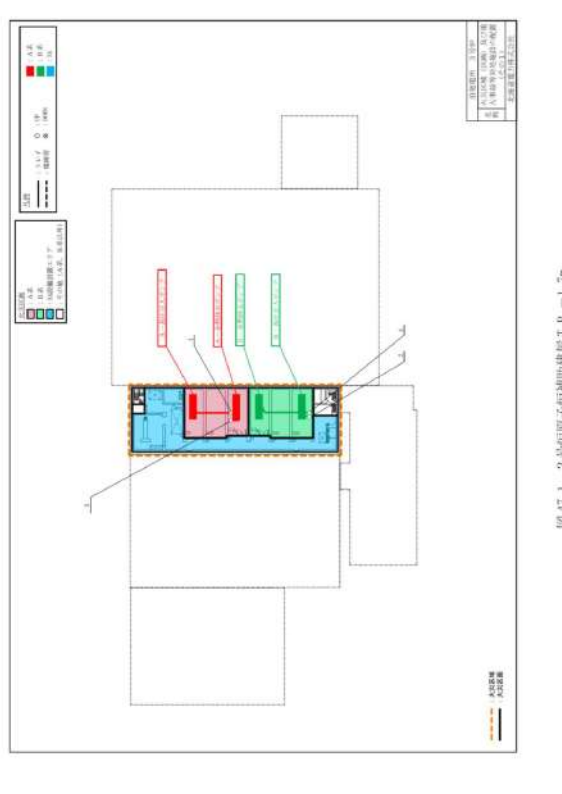
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。

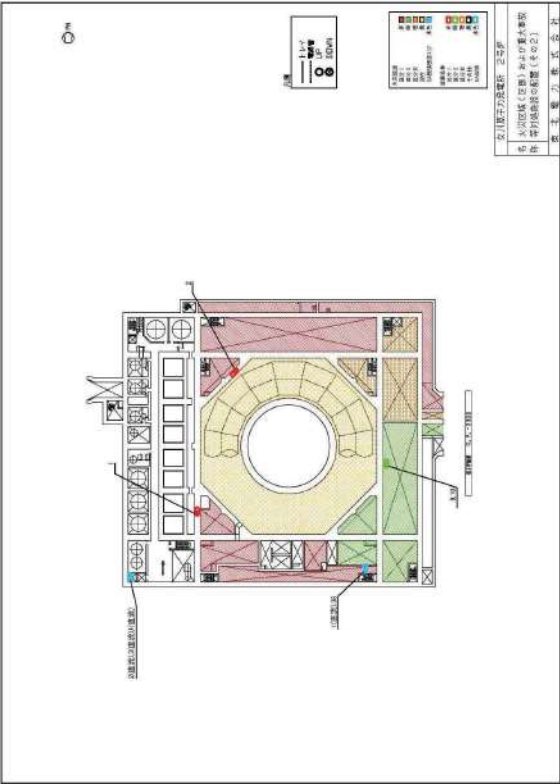
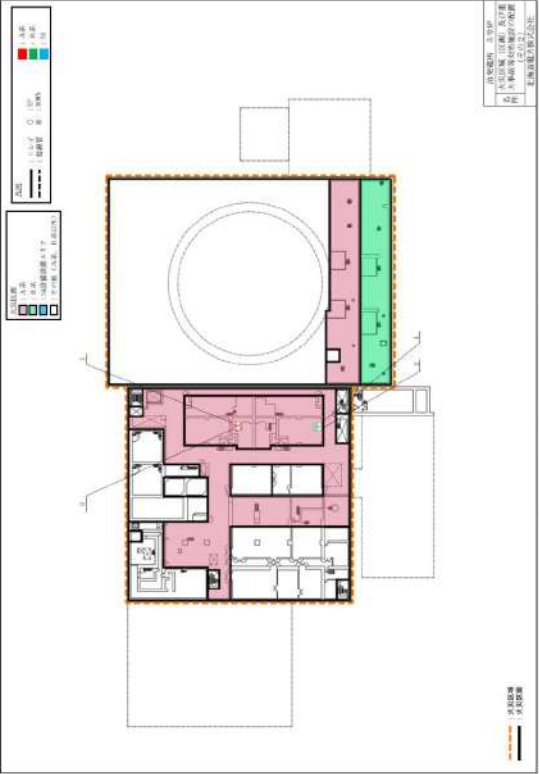
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図47.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.-1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

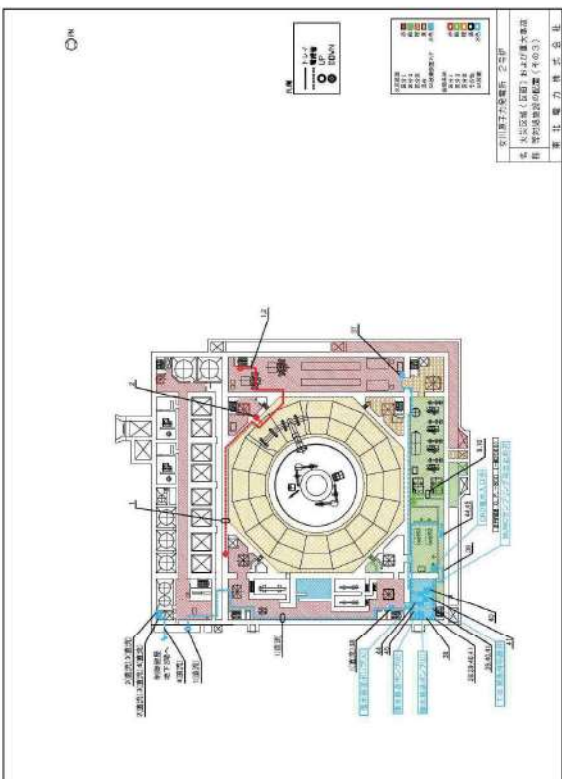
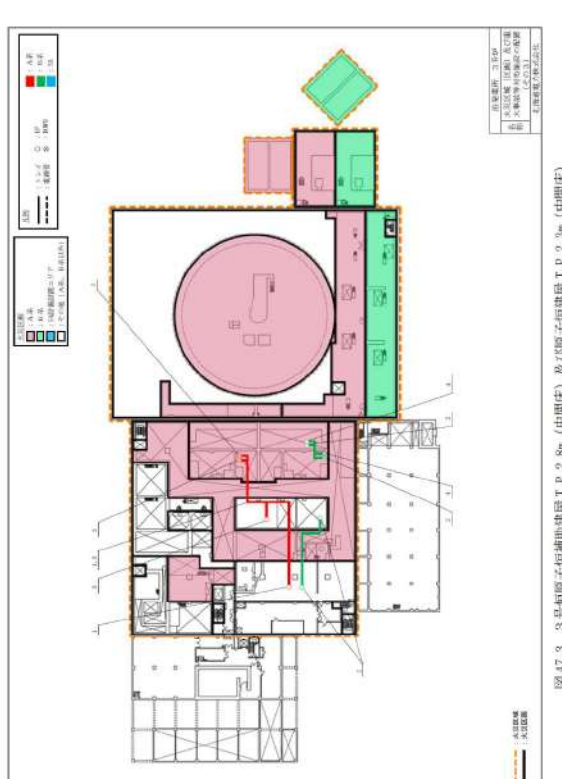
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 47-2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8a 及び原子炉建屋 T.P.2.3a</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

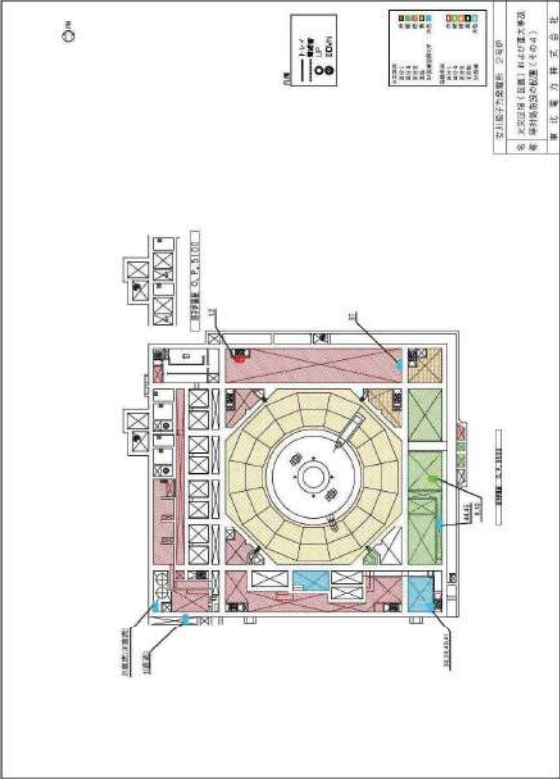
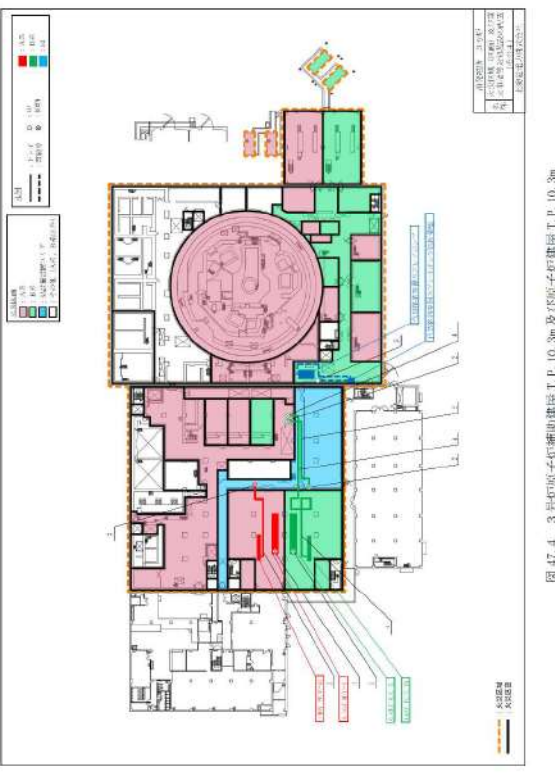
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 47.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.6h (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3h (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

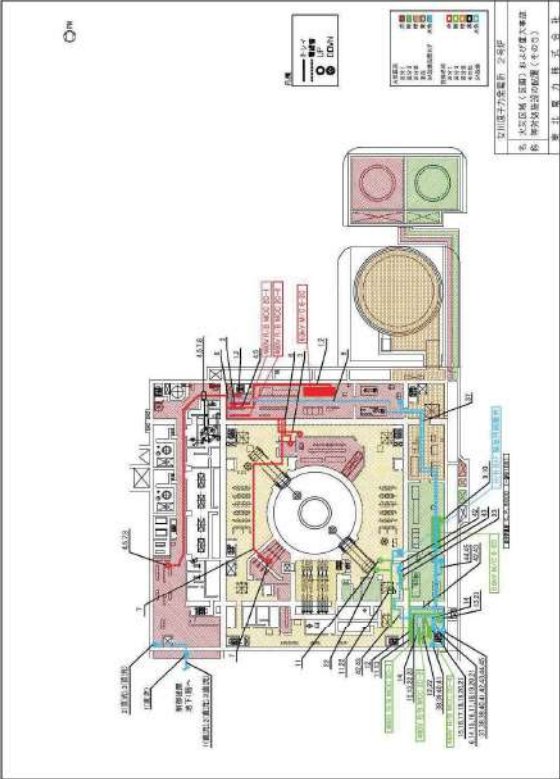
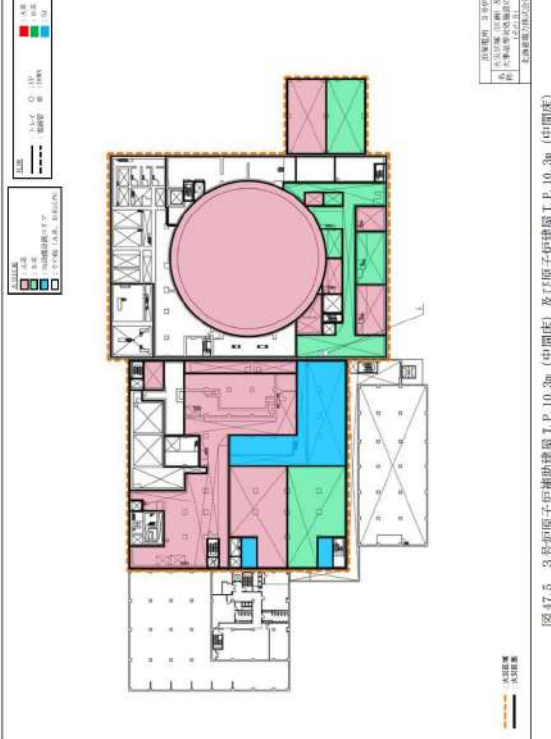
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 10.3m 及び原子炉建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

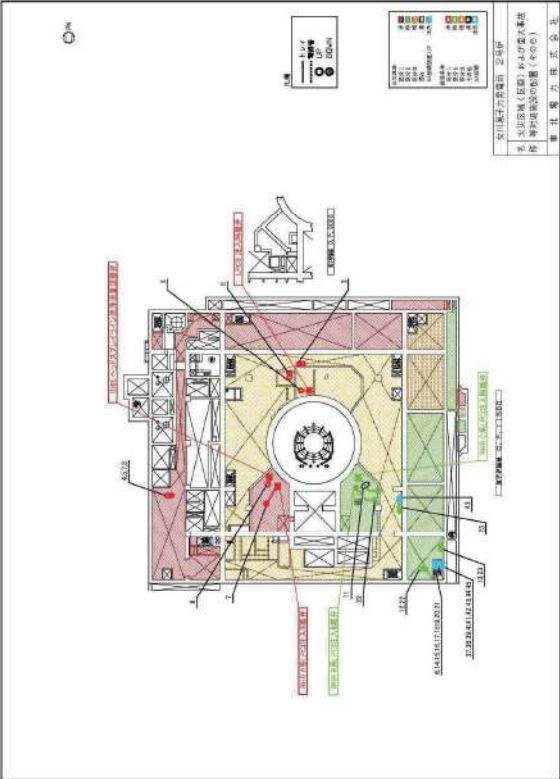
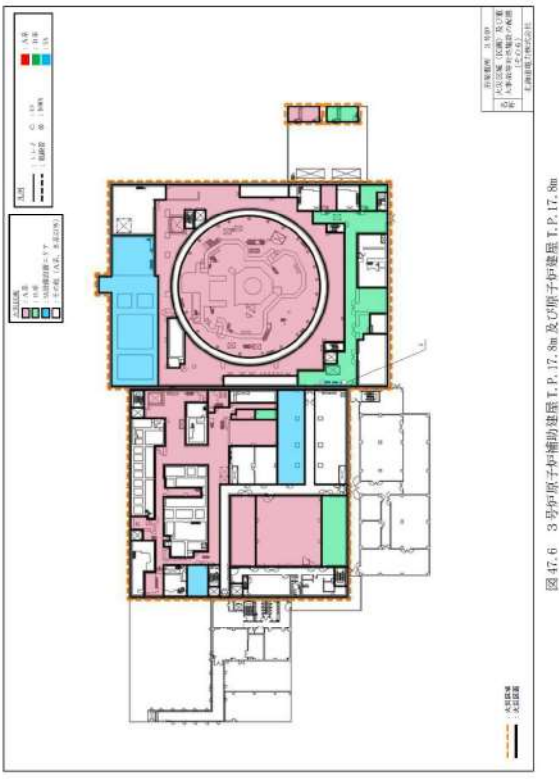
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図47.5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

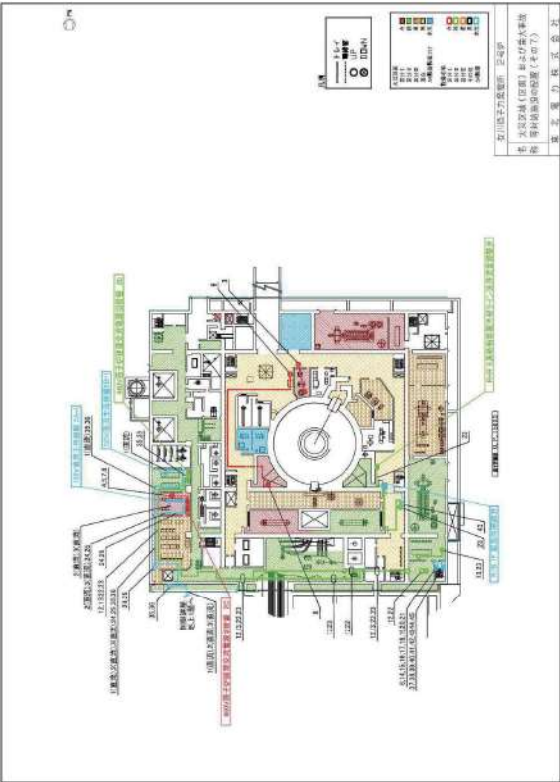
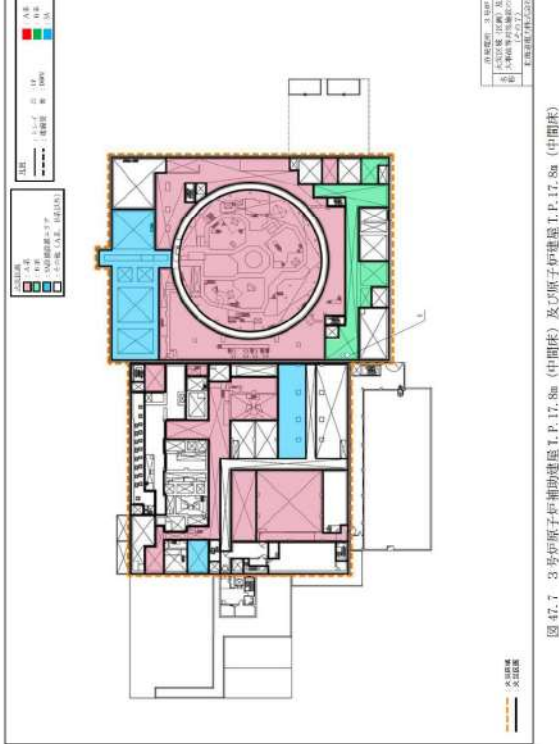
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び原子炉建屋 T.P.17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

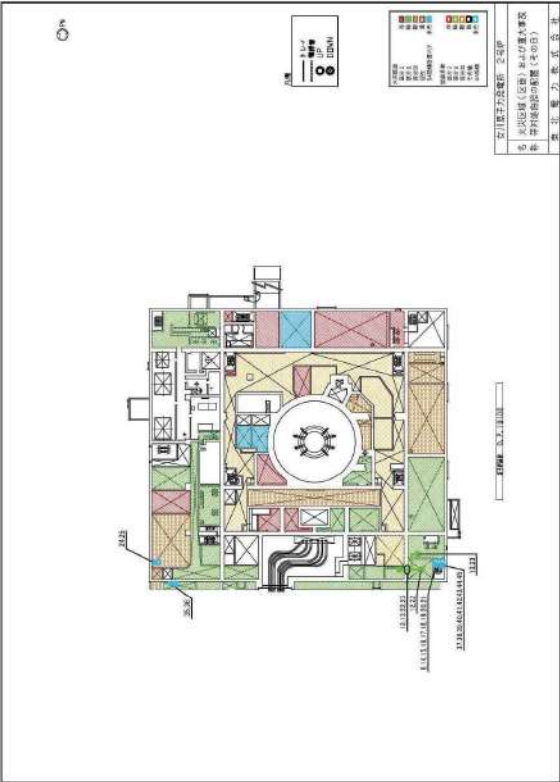
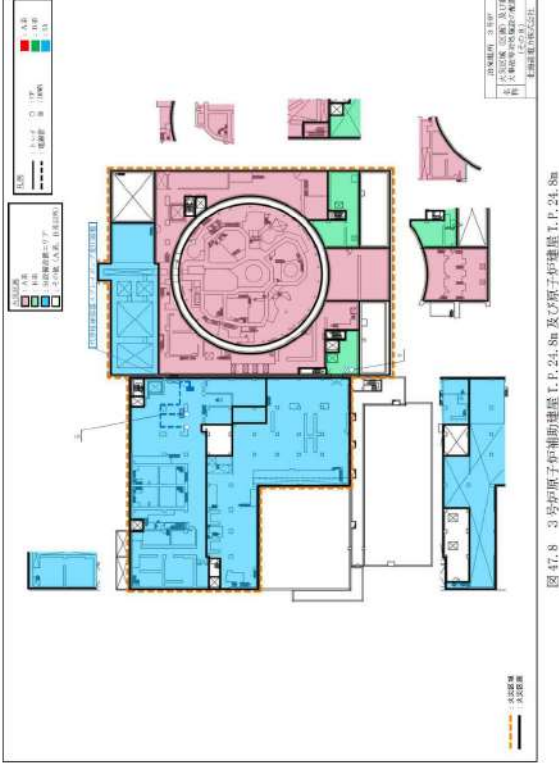
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図47.7 3号炉原子炉補助建屋 L.P.17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 L.P.17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

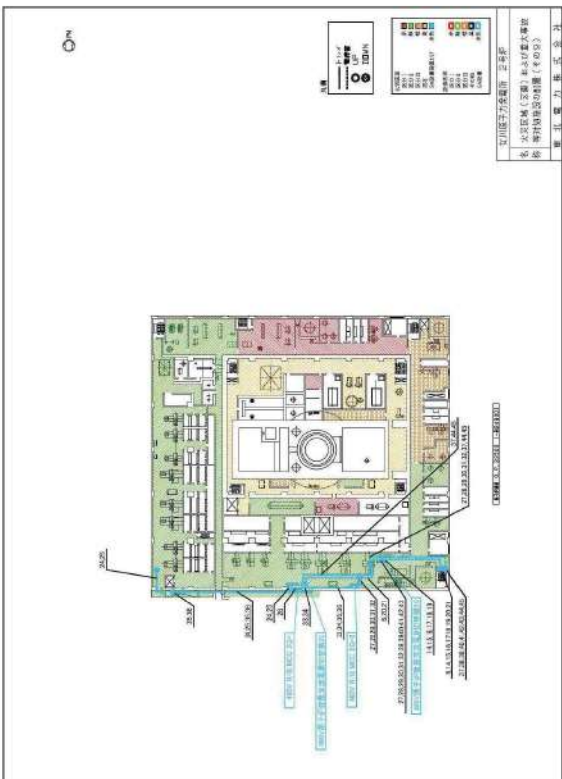
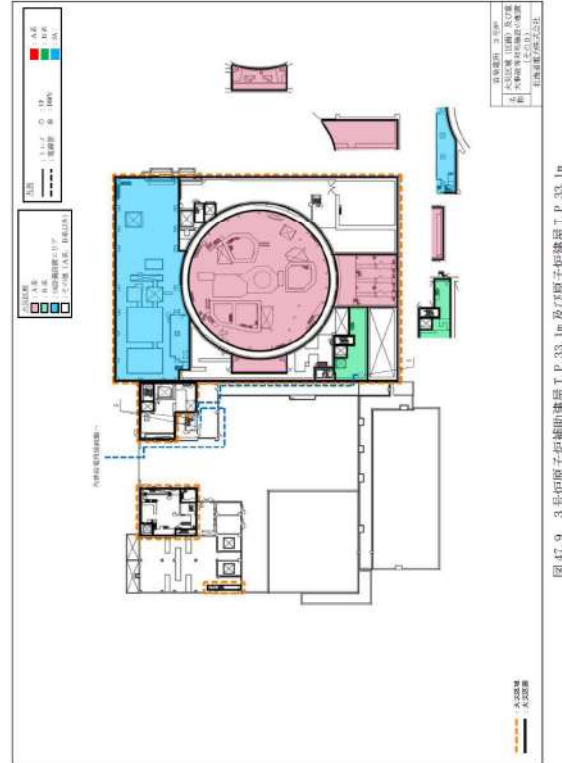
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図47.8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8a 及び原子炉建屋 T.P.24.8b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

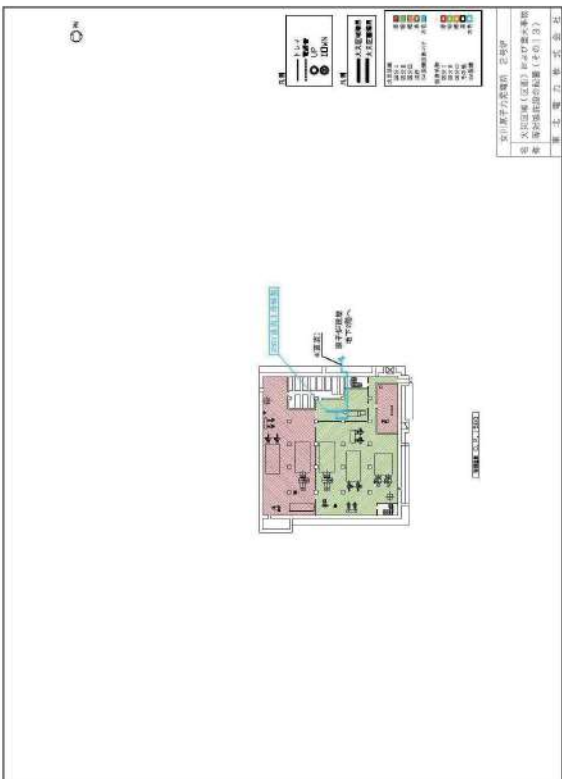
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図 47-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-10 2号炉制御棟屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

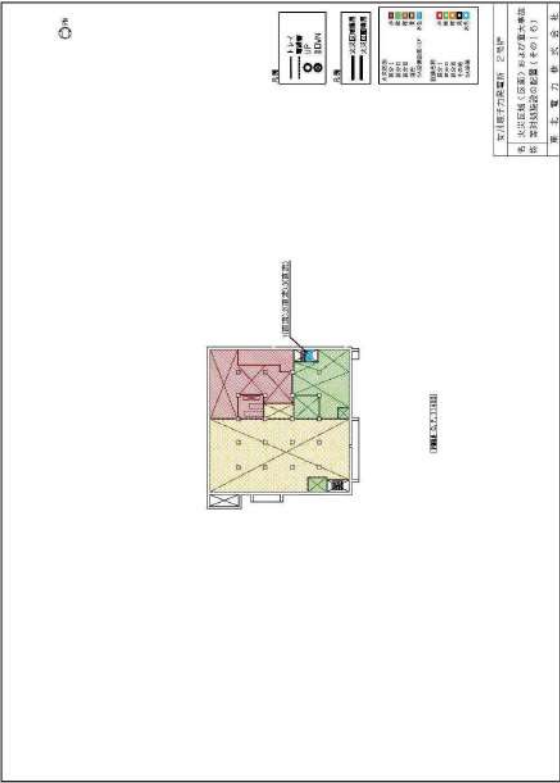
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図47-11 2号炉制御棟 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

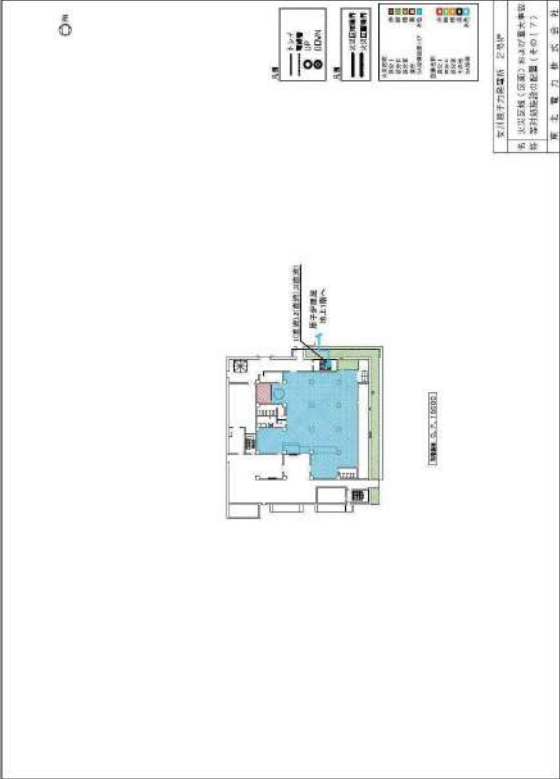
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-12: 2号炉制御建屋 地下中1層</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

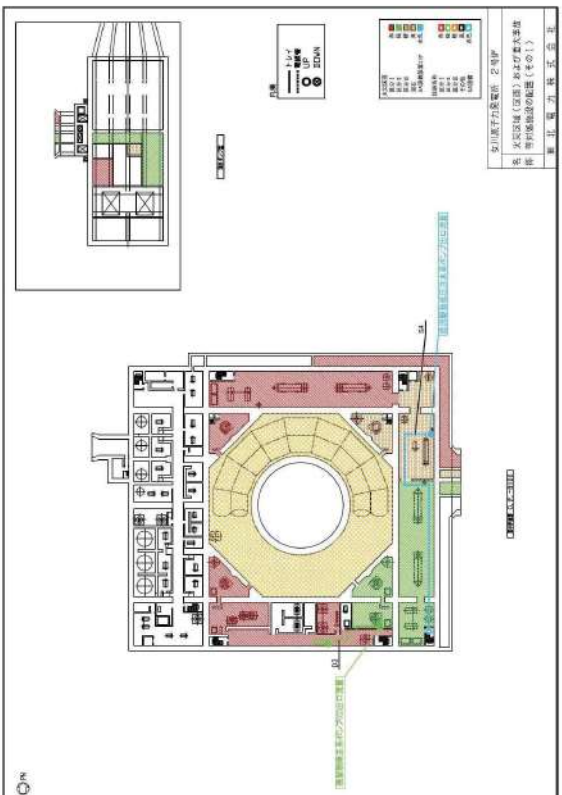
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

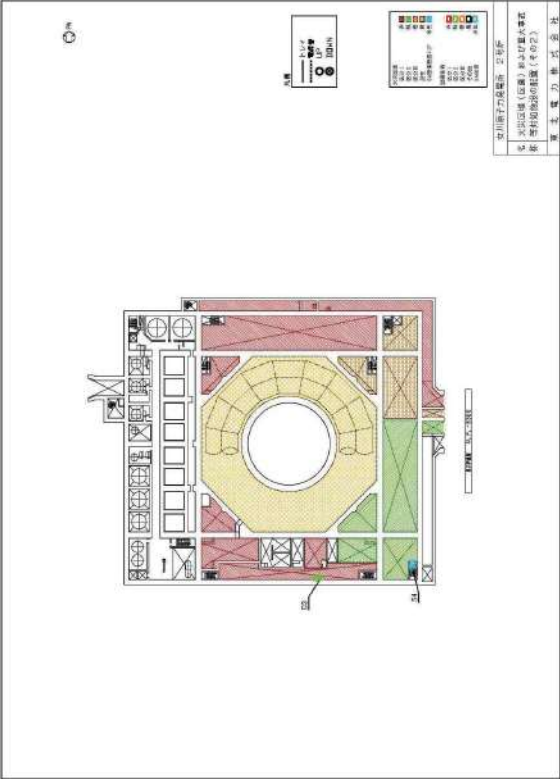
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

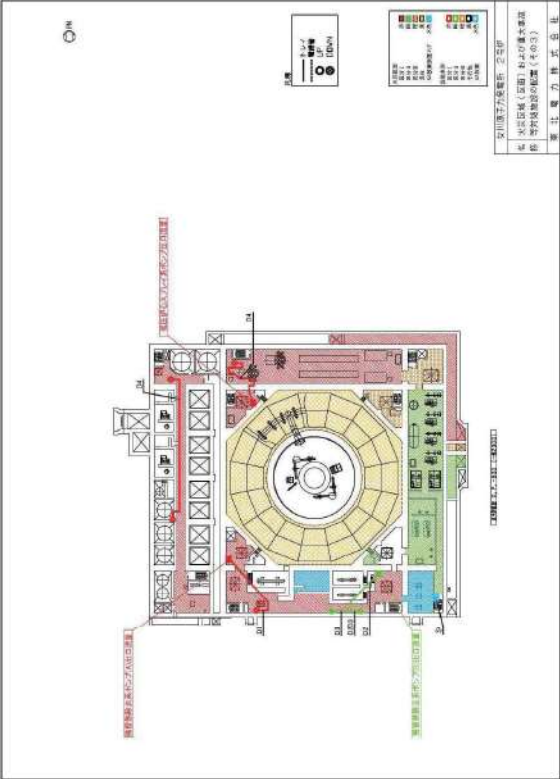
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

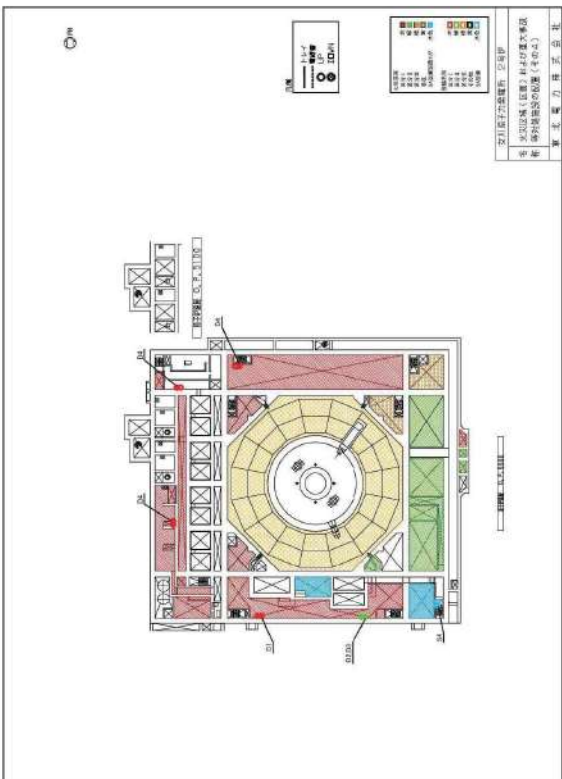
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

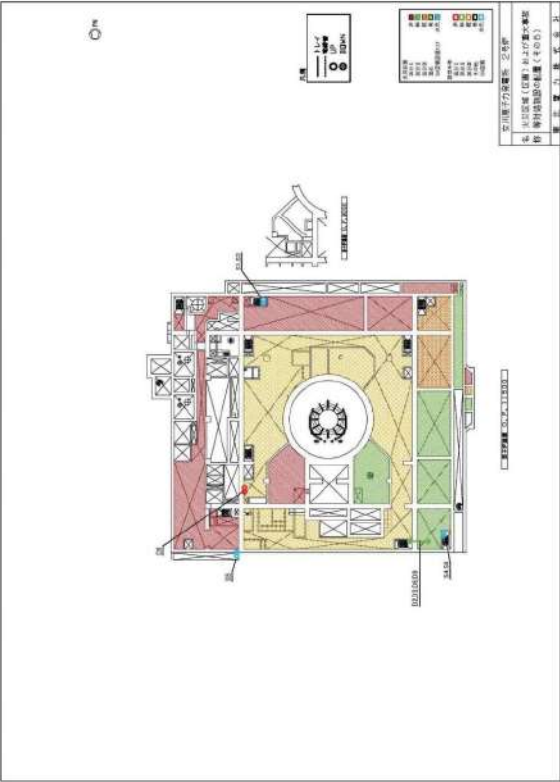
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1086 979">図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-19 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

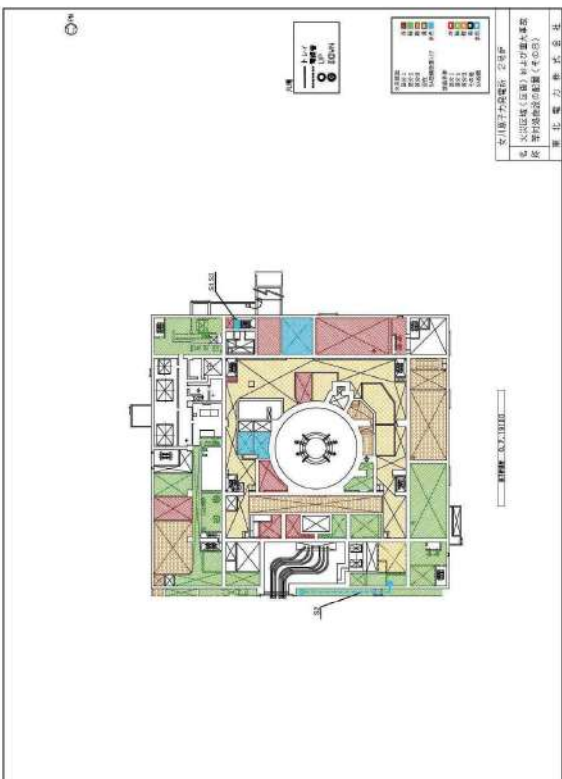
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

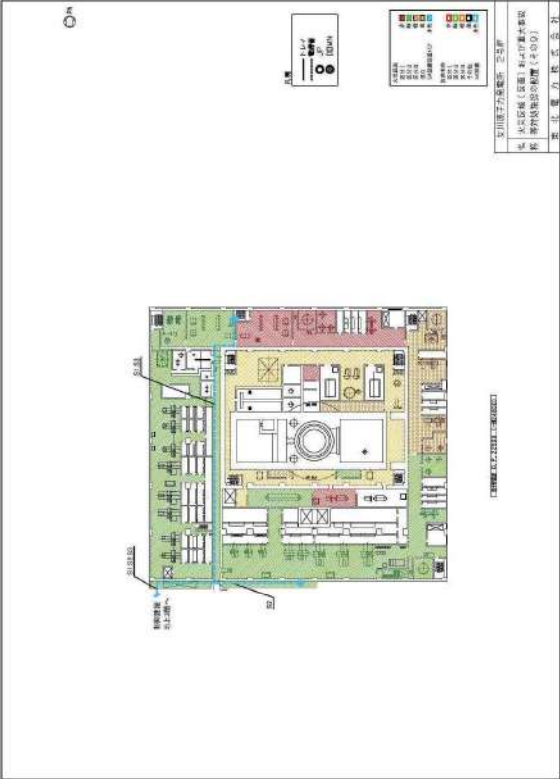
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1077 983">図47-28 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1229 1015">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-24 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

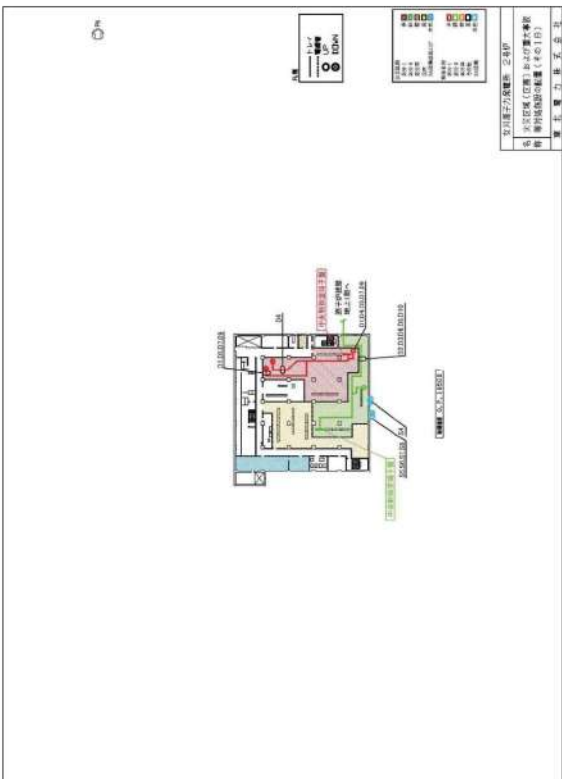
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-25 2号炉前棟建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

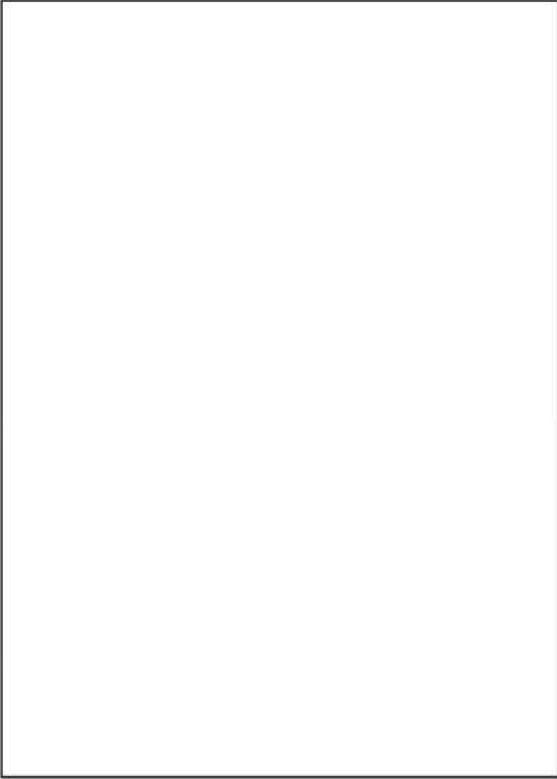
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-26 2号炉制御棟屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

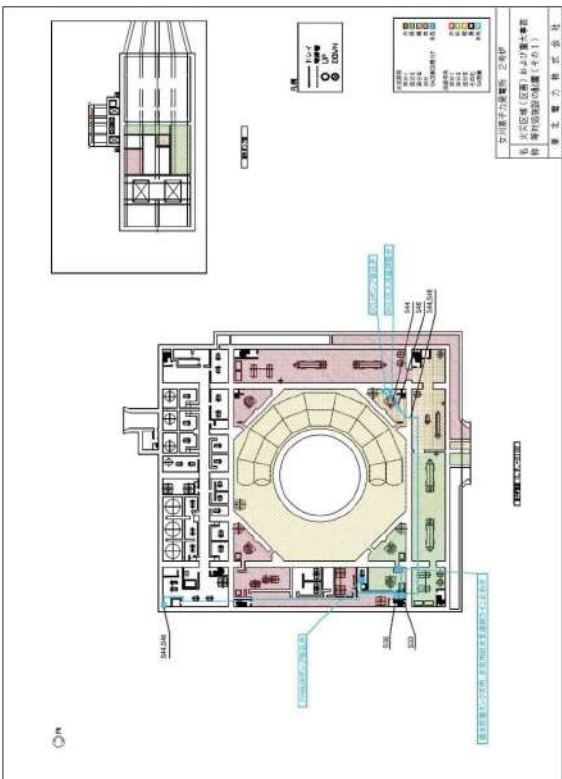
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図47-27 2号炉前側建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

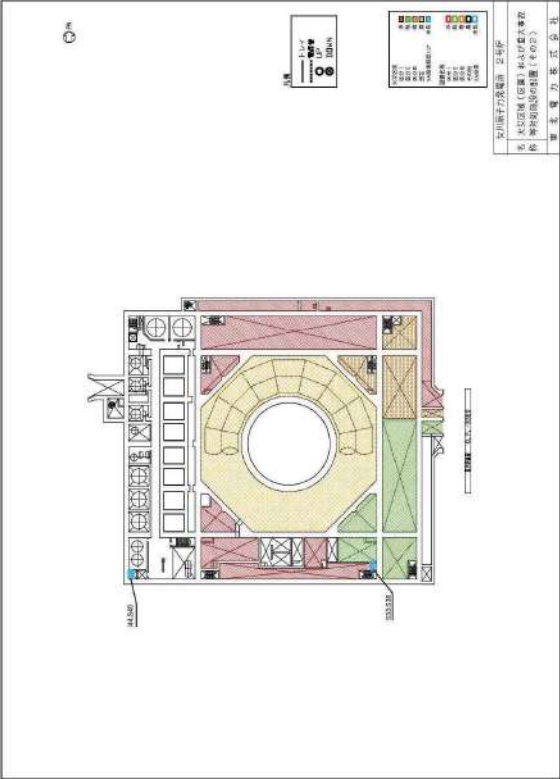
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

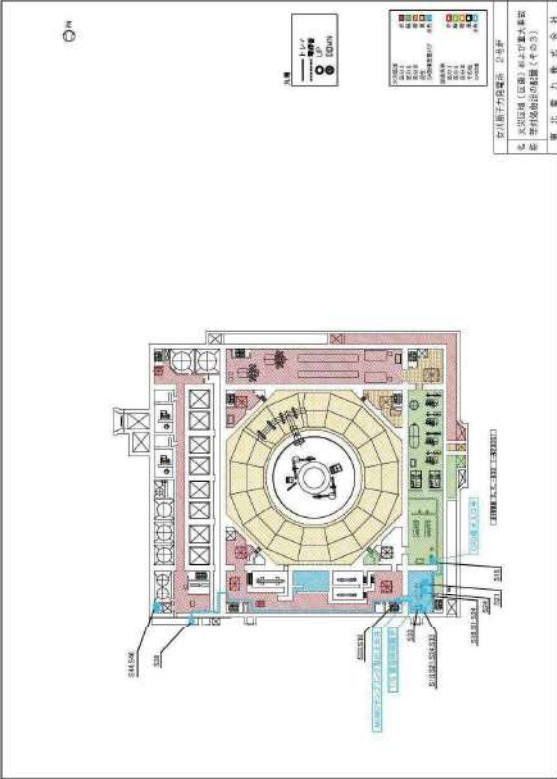
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

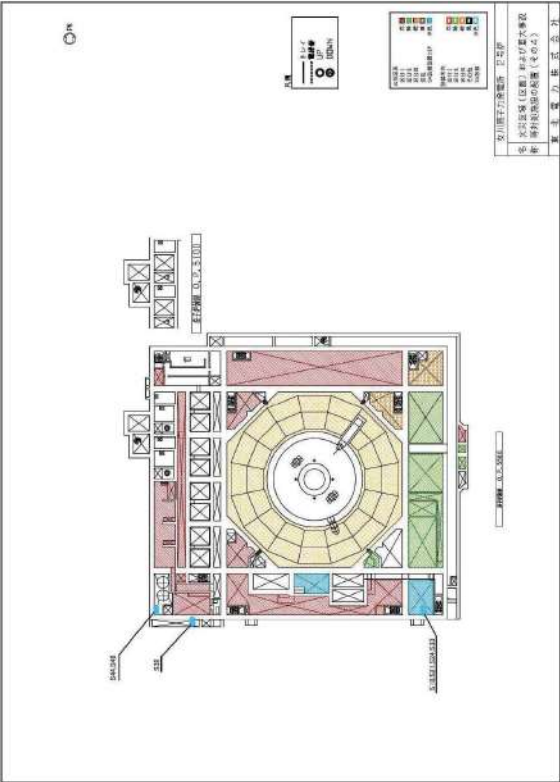
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

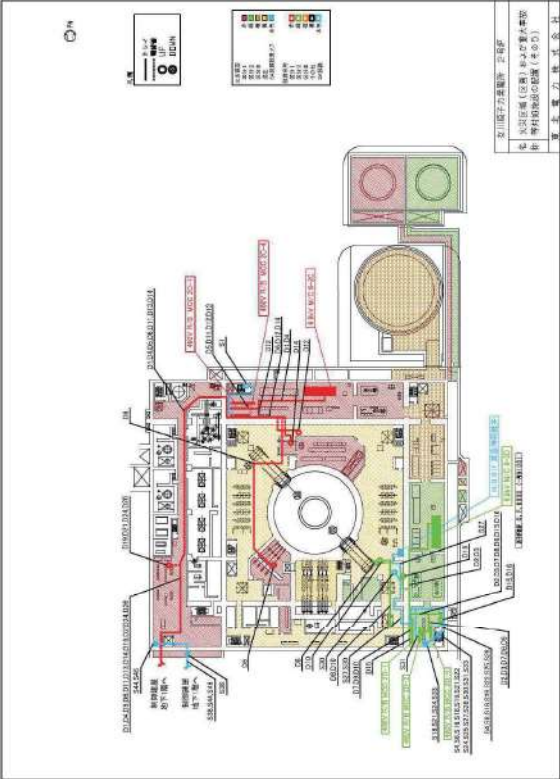
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

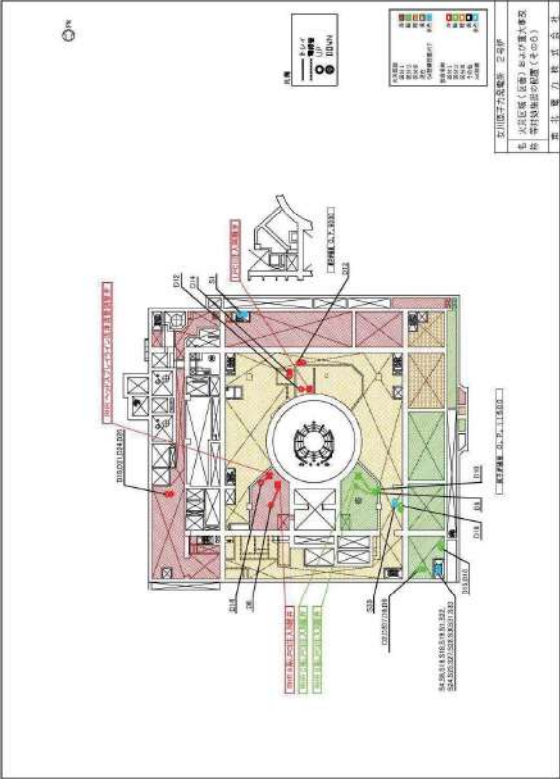
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1084 981">図47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の回路が分離された設計である点において同等である。

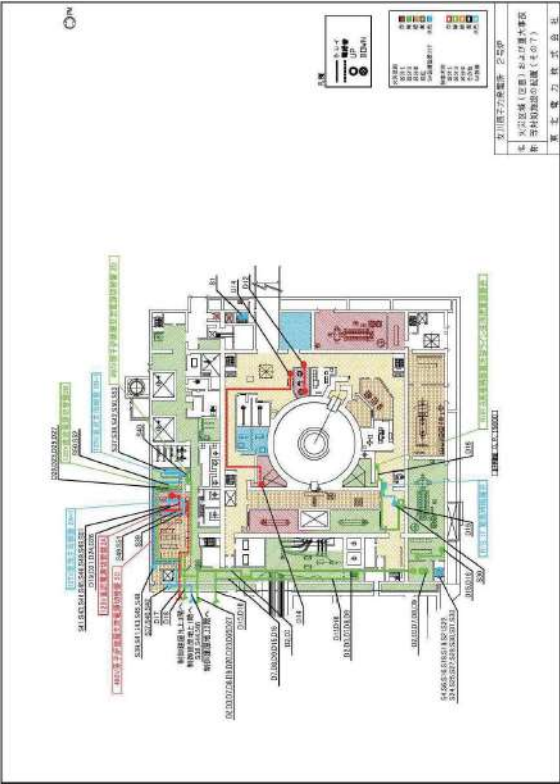
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

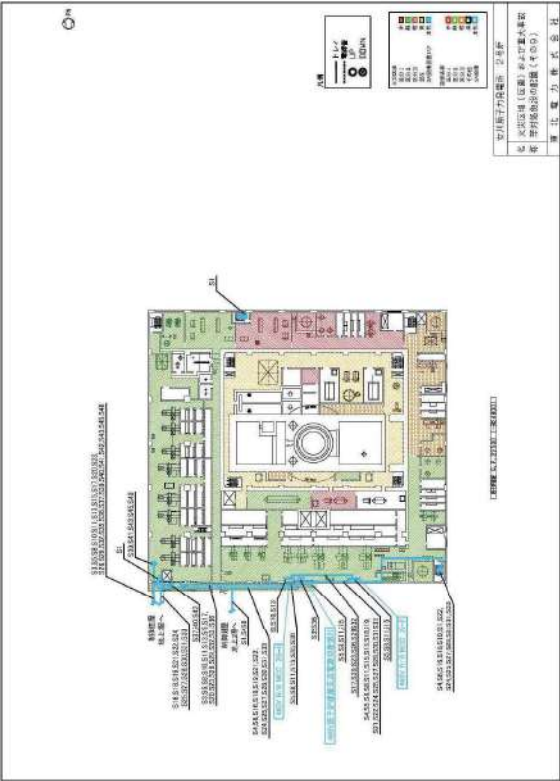
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 981">図47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

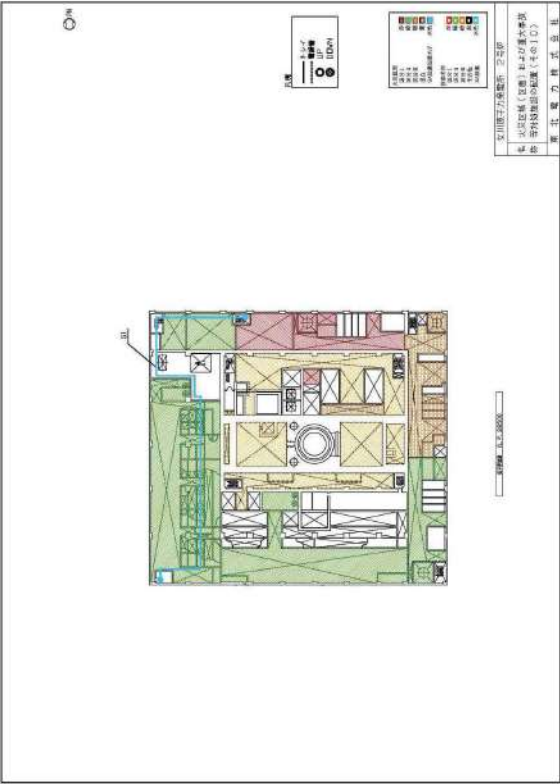
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

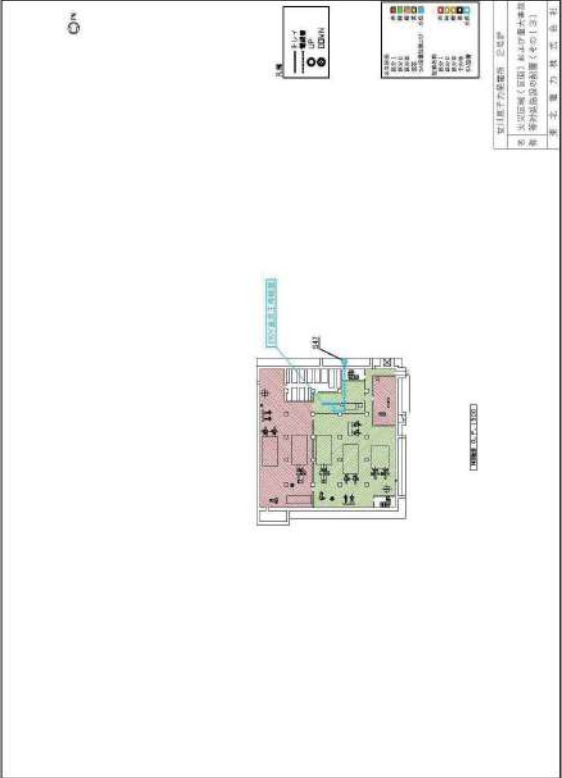
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 963 1093 983">図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-38 2号炉制御棟 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

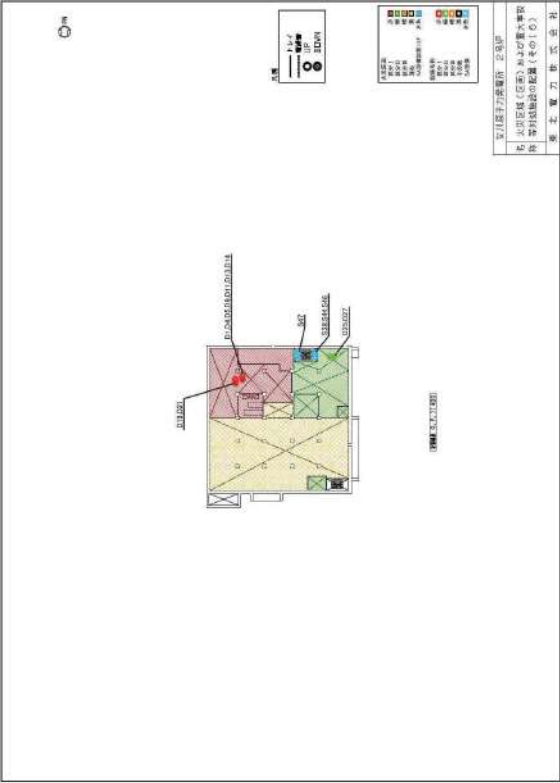
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図47-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 992 1229 1018" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">挿入図の内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 146 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

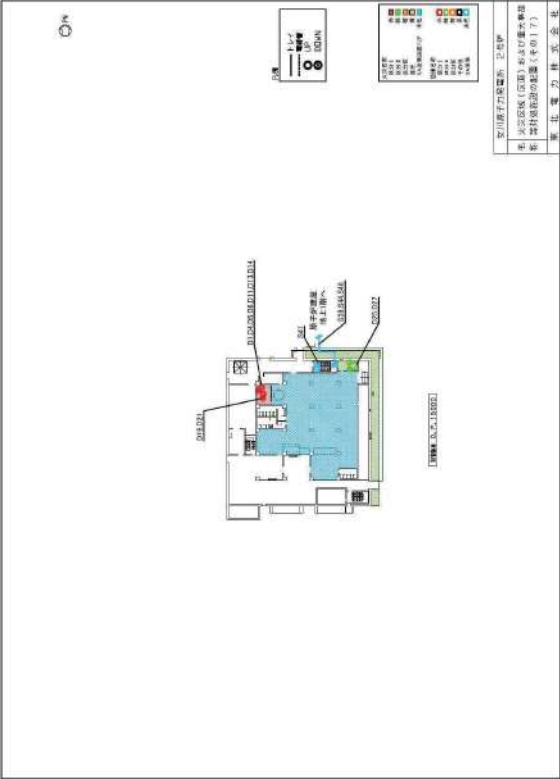
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 963 1084 983">図47-40 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御棟 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

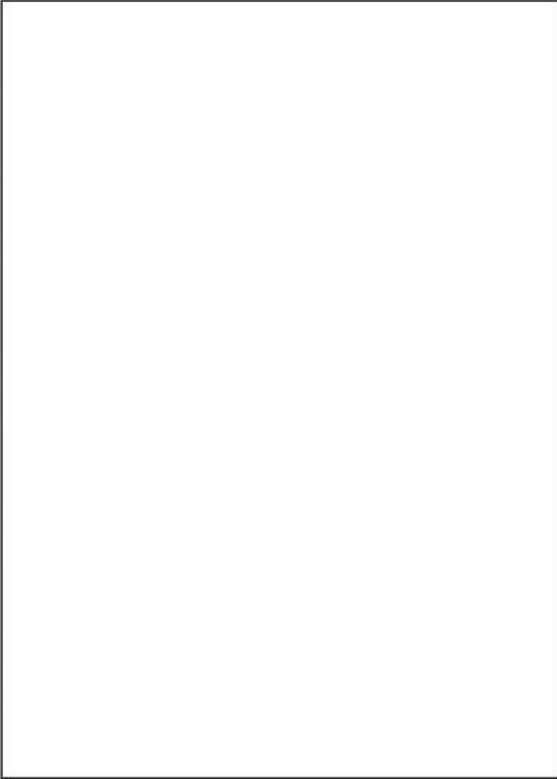
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-42 2号炉所建機屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

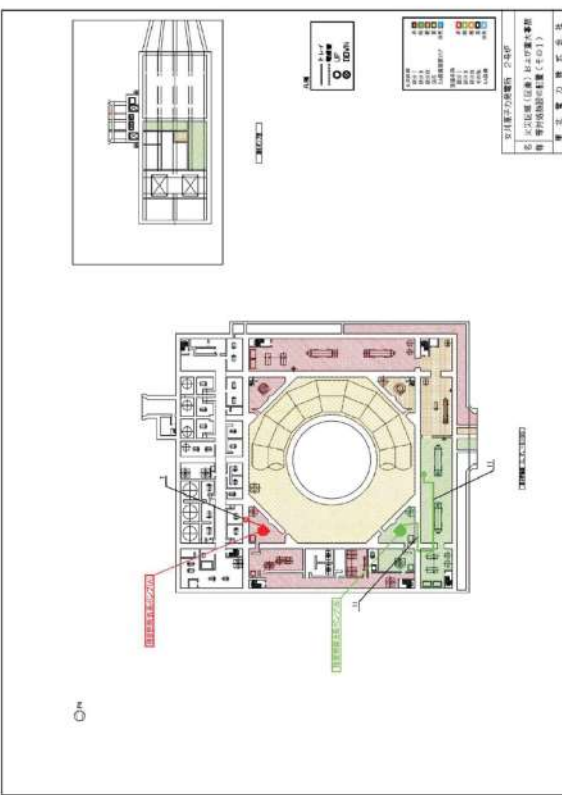
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 986">図47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 994 1220 1015">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1915 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1982 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

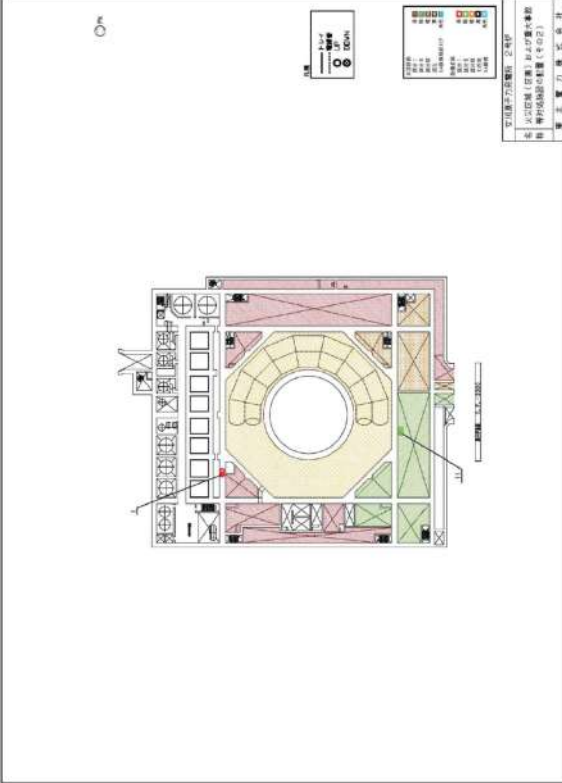
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

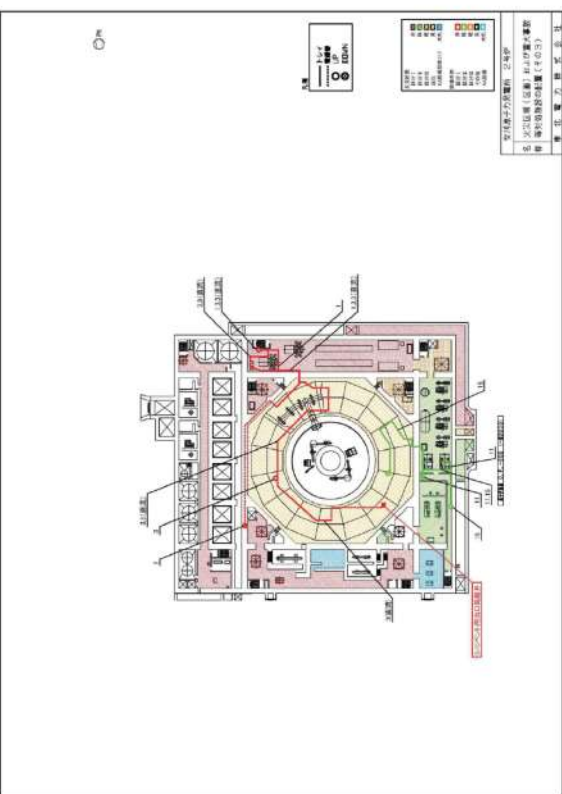
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="815 967 1077 986">図 48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2123 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

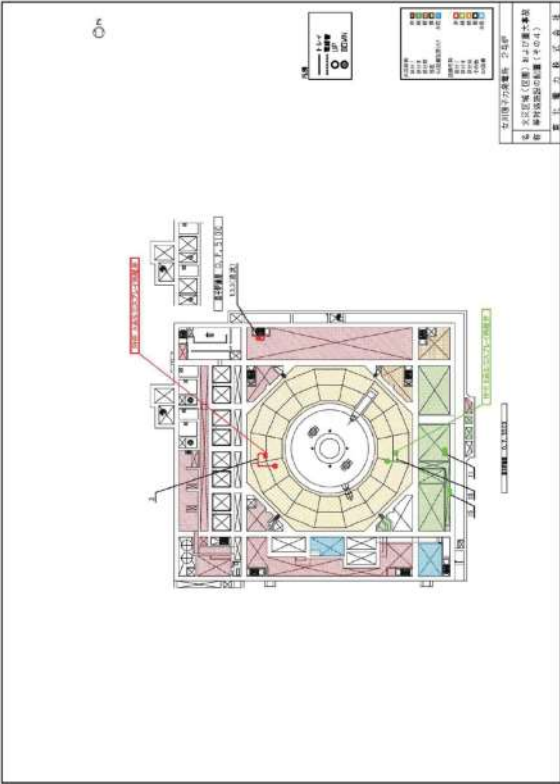
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

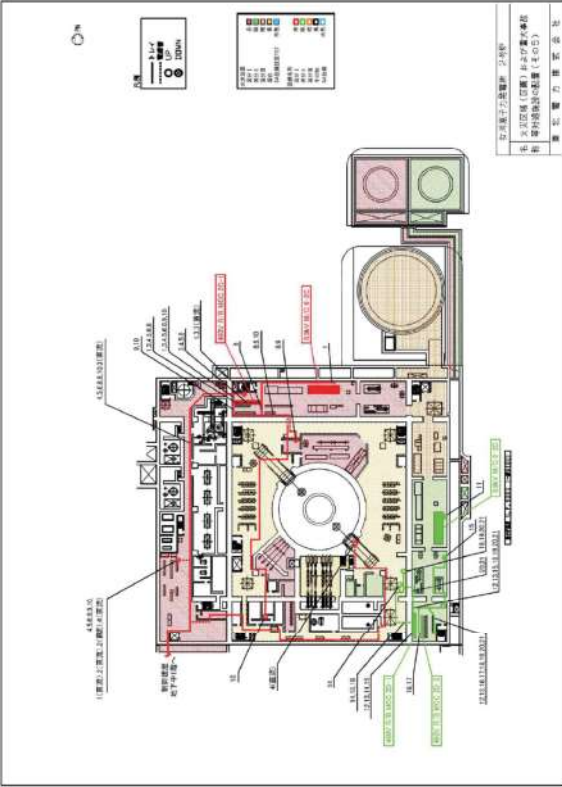
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1090 979">図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 189">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

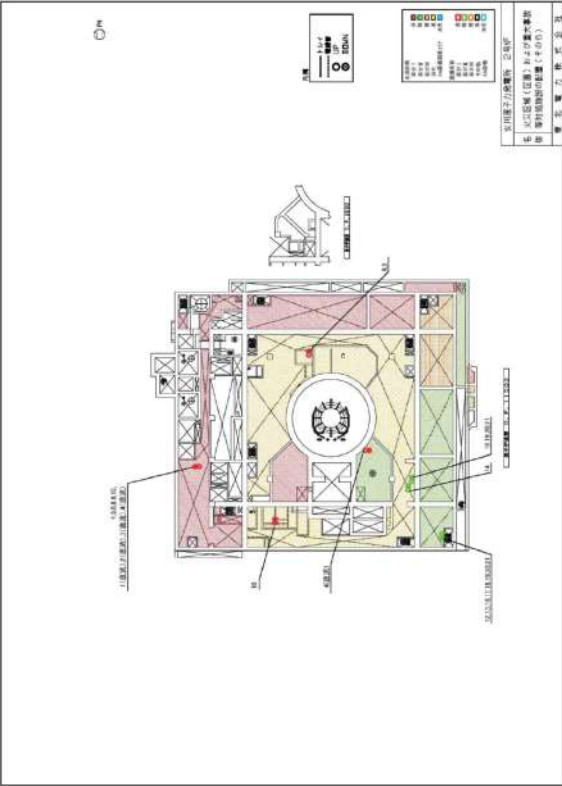
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

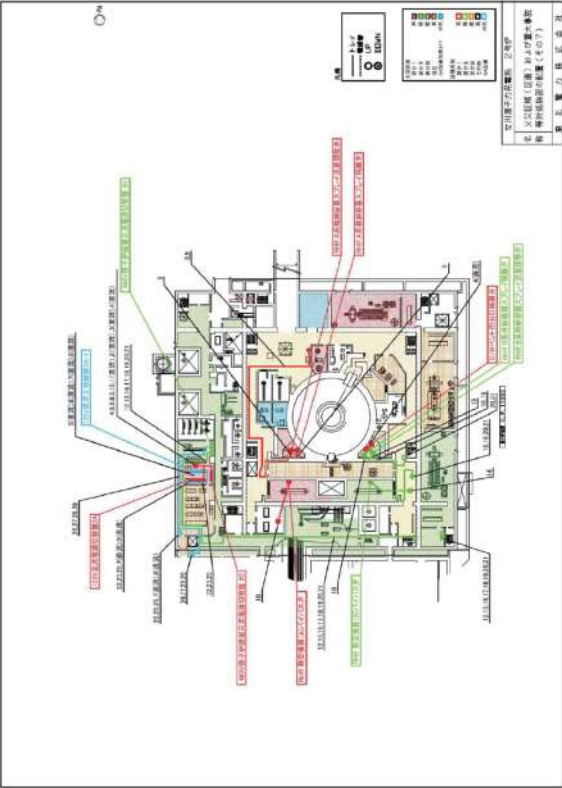
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

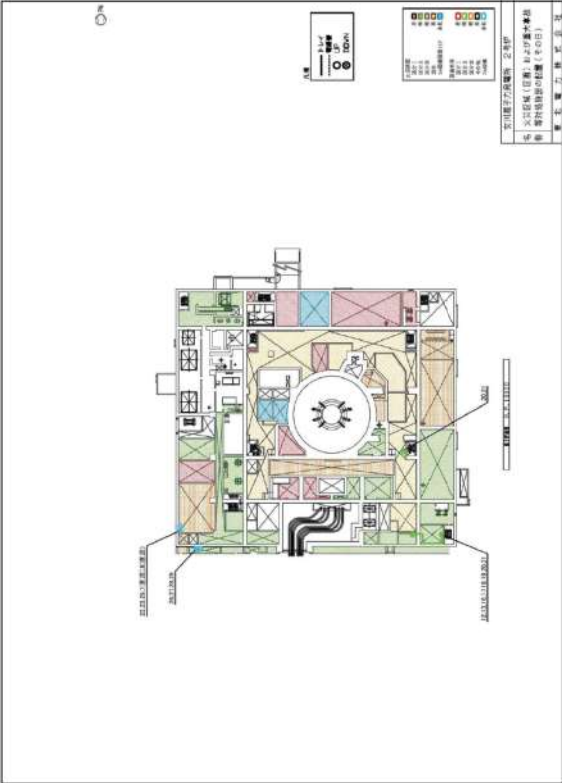
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1084 991">図48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

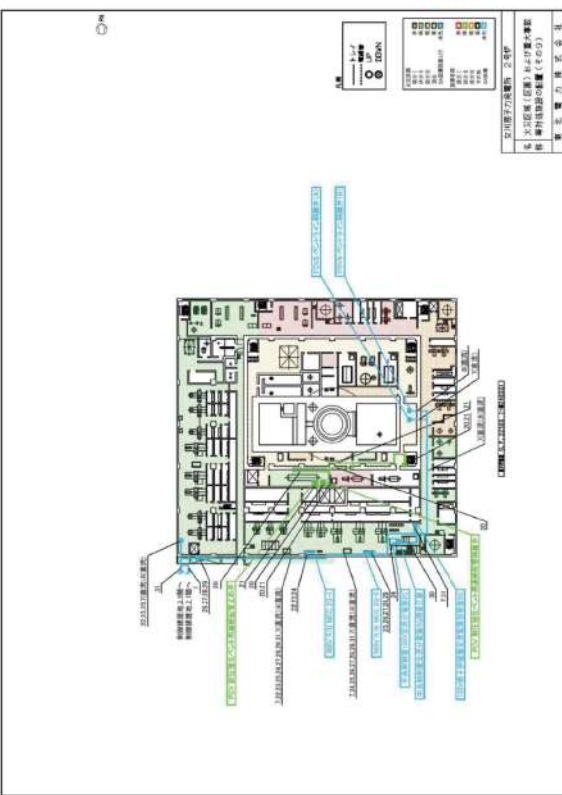
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

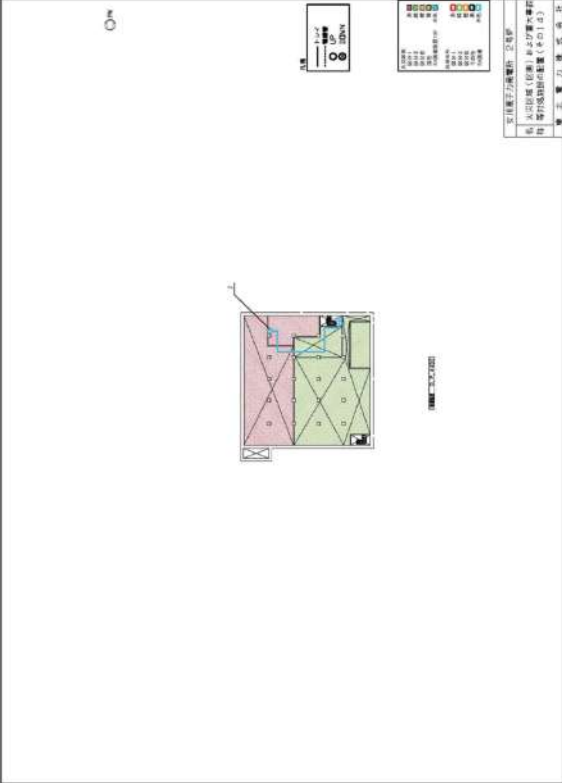
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 970 1088 991">図48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

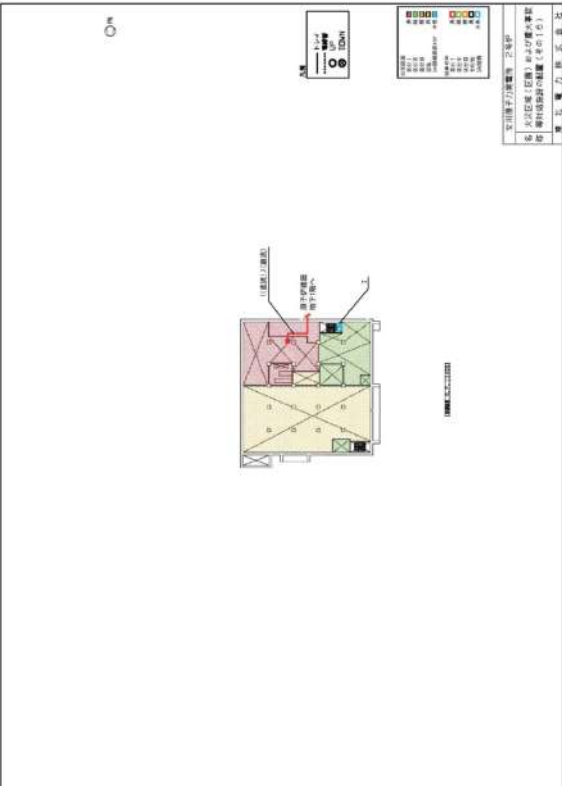
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="842 970 1081 991">図48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 194">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 970 1088 991">図48-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

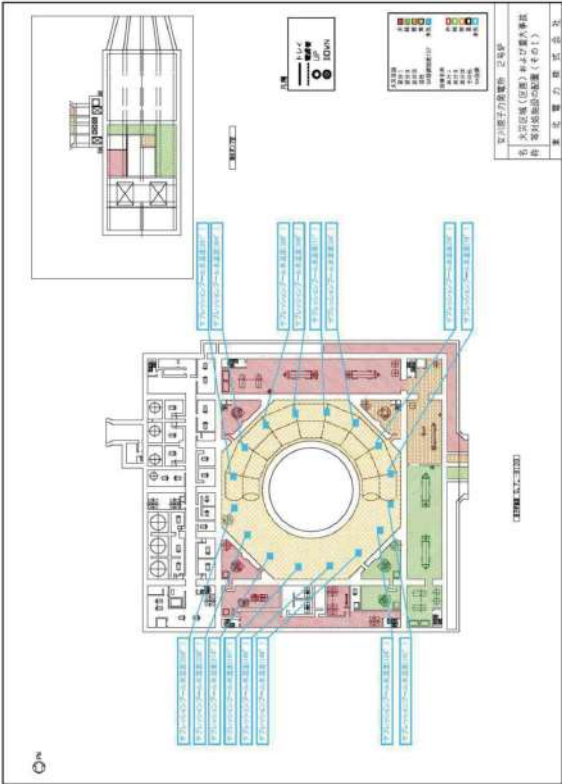
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1079 970">図48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2123 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

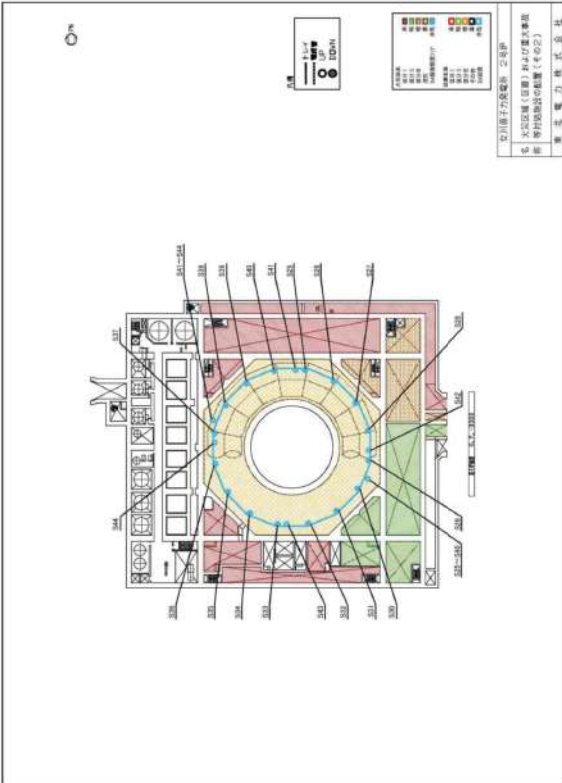
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

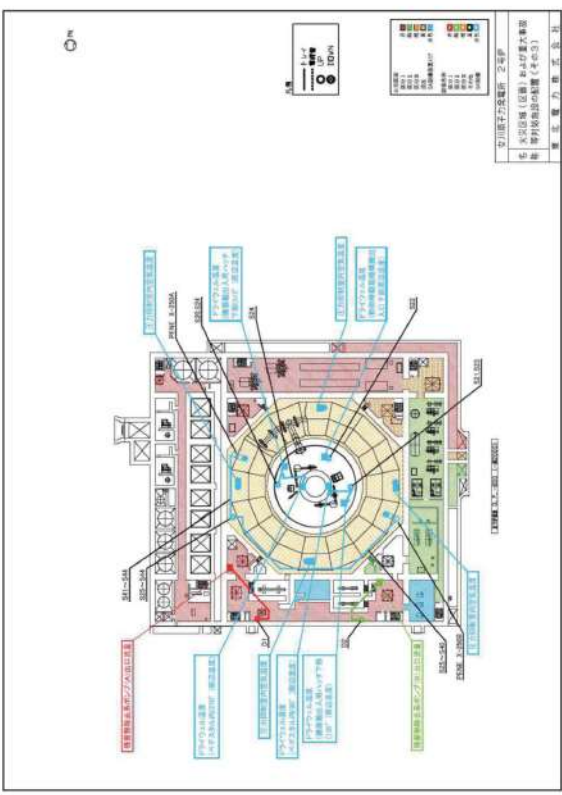
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 970 1093 991">図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

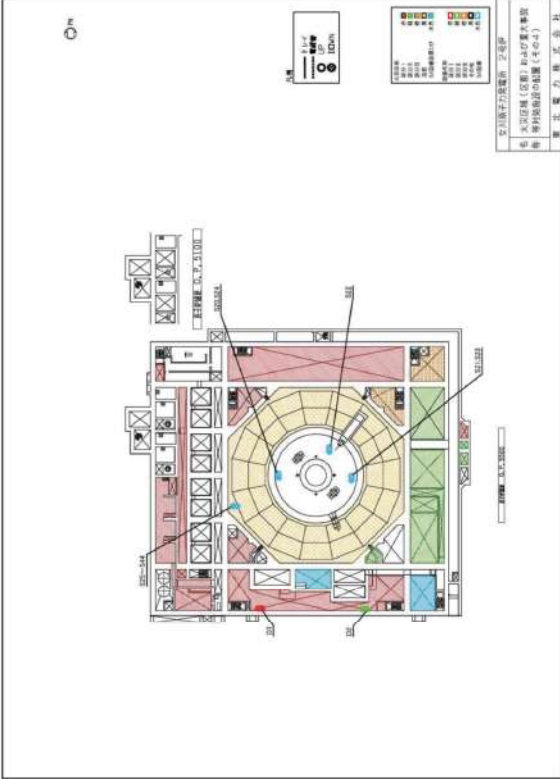
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

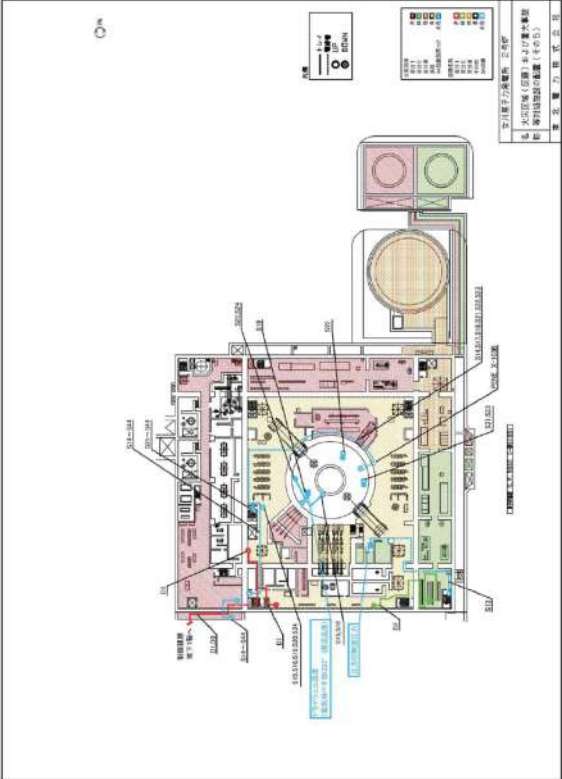
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

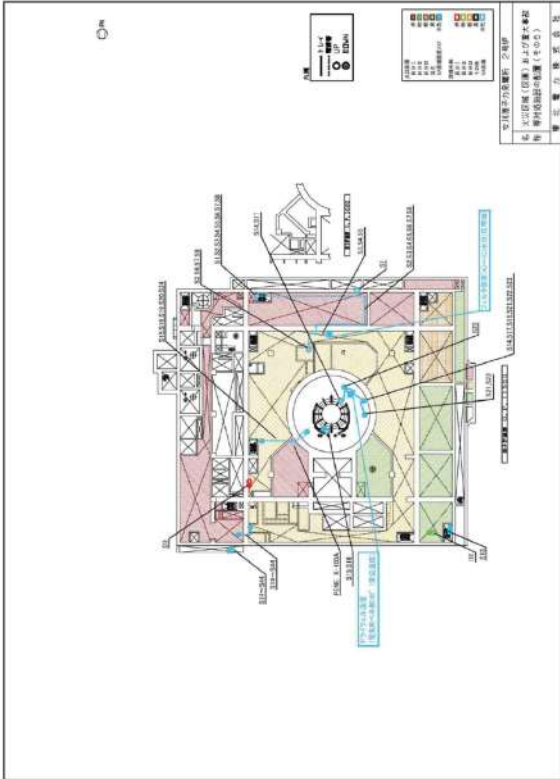
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

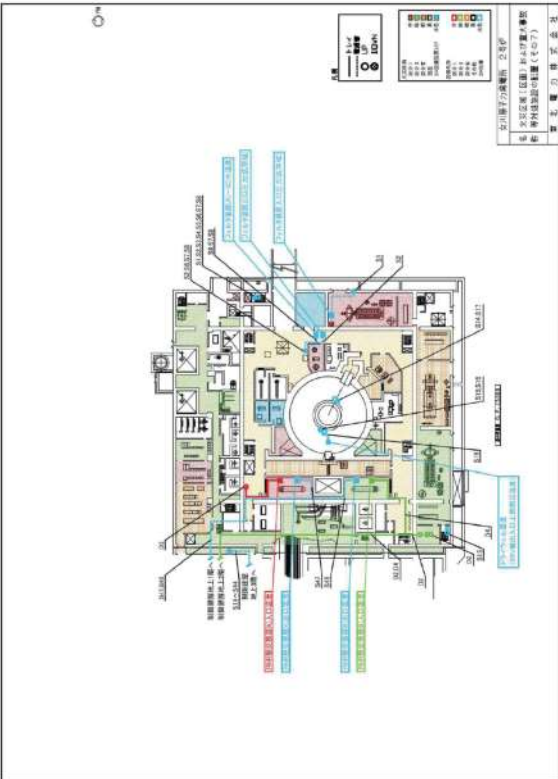
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

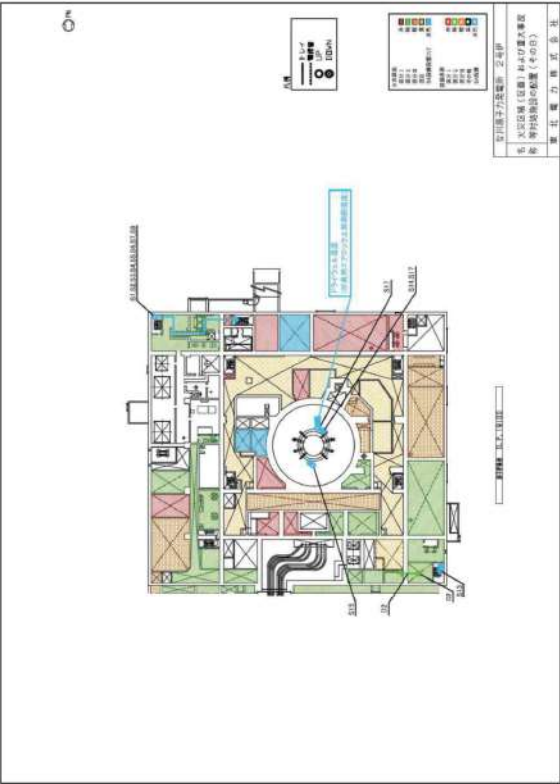
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

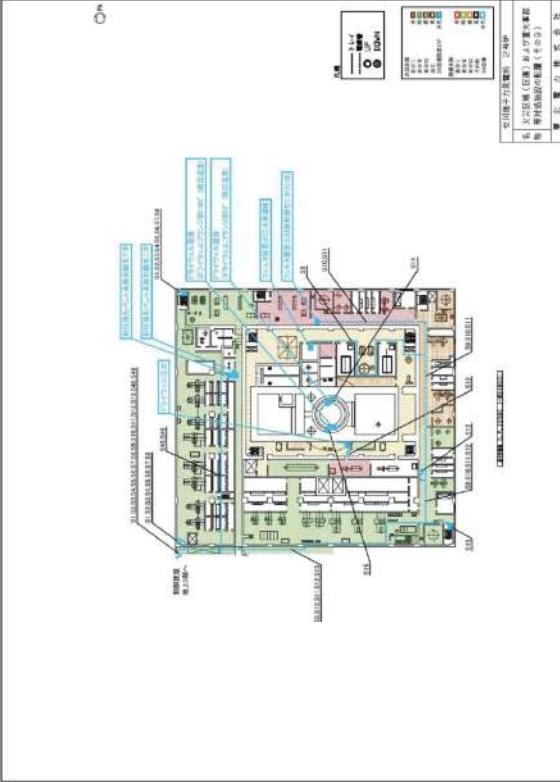
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

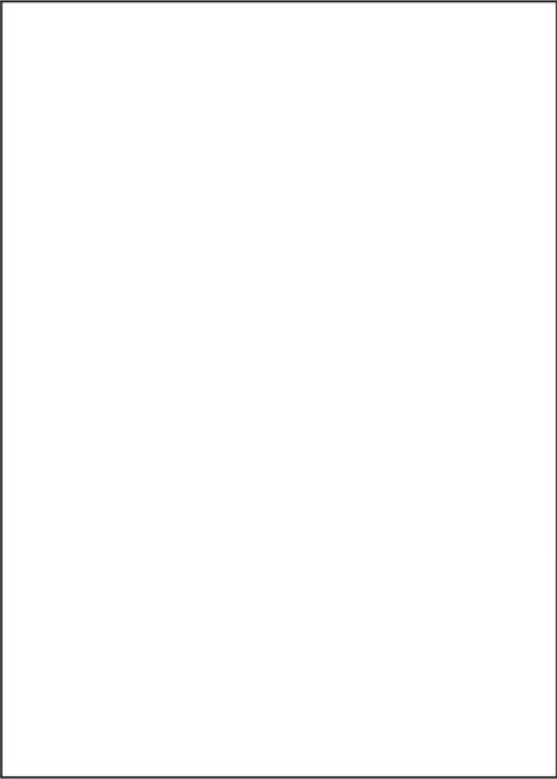
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

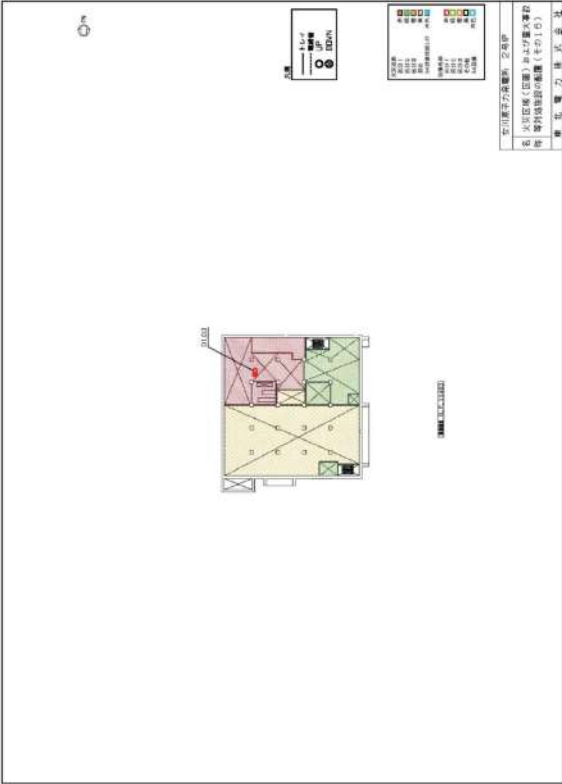
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図48-25 2号炉新棟建屋 地下1階</p> <p data-bbox="902 991 1211 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

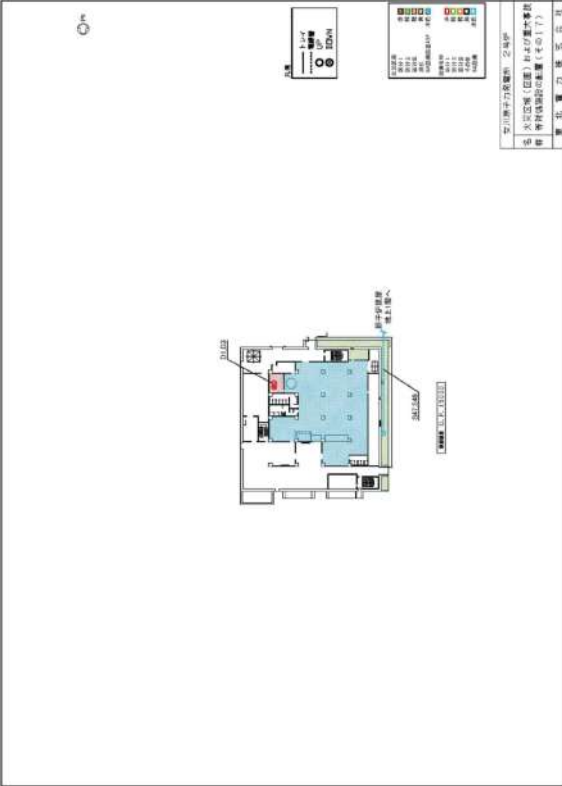
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

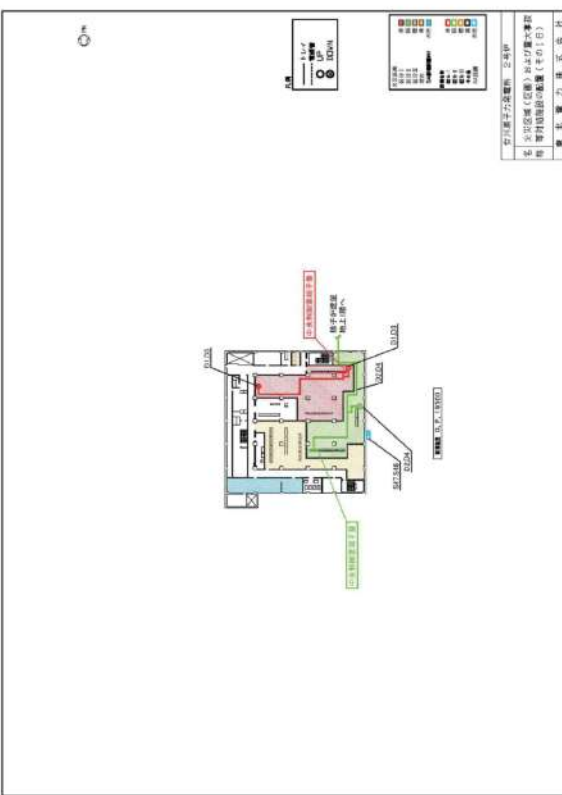
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

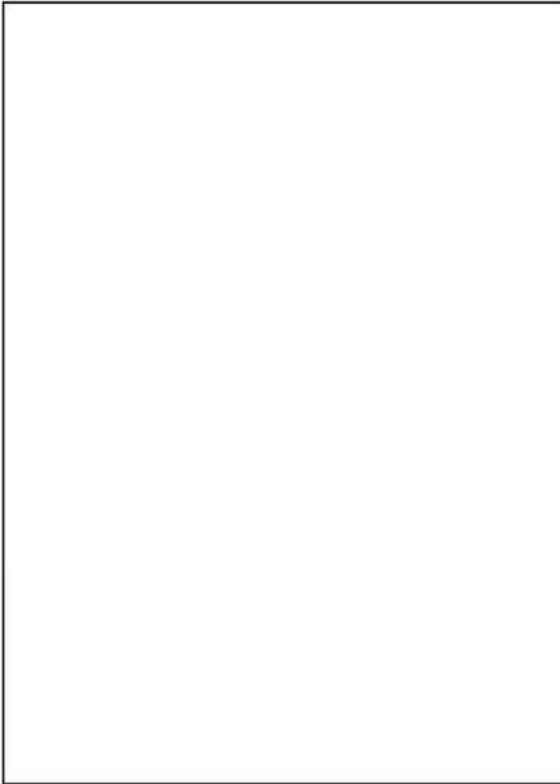
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

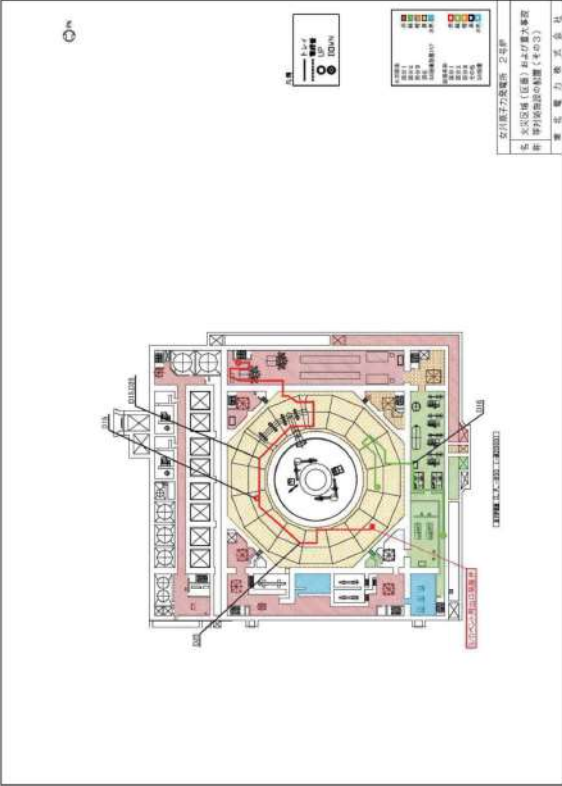
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1081 979">図 48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

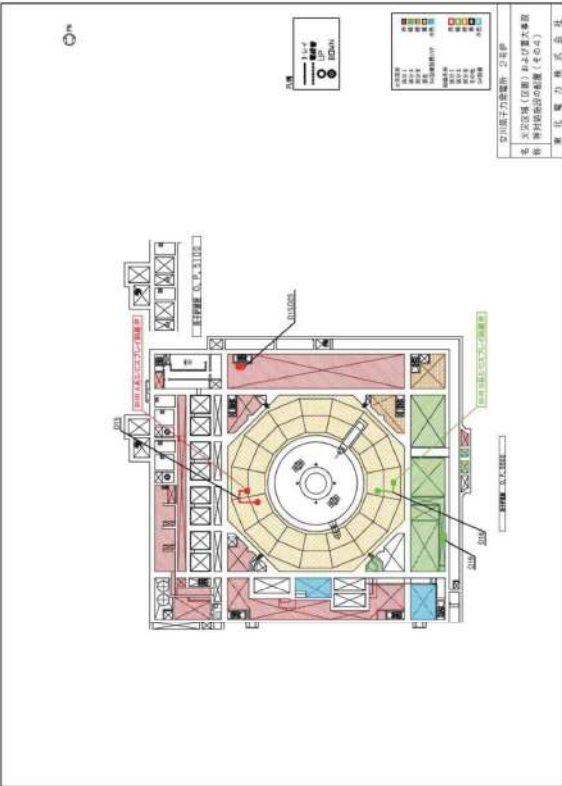
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 970 1093 991">図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2123 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

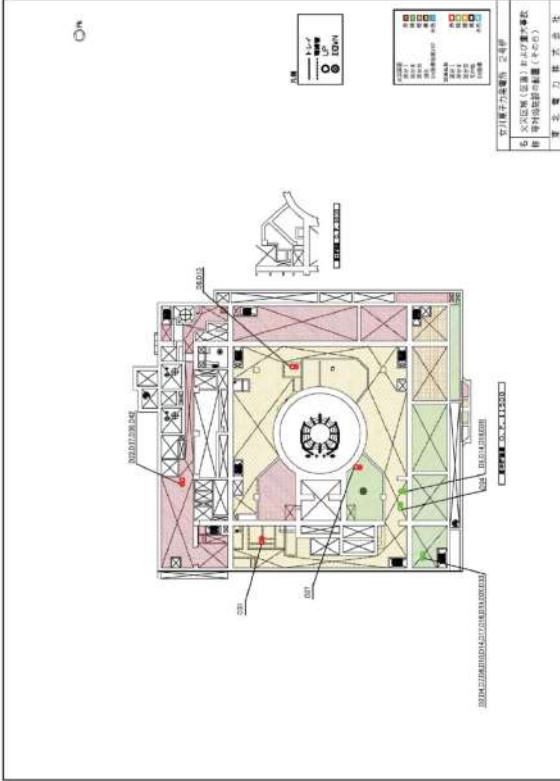
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 967 1084 986">図48-32 2号炉原子力建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

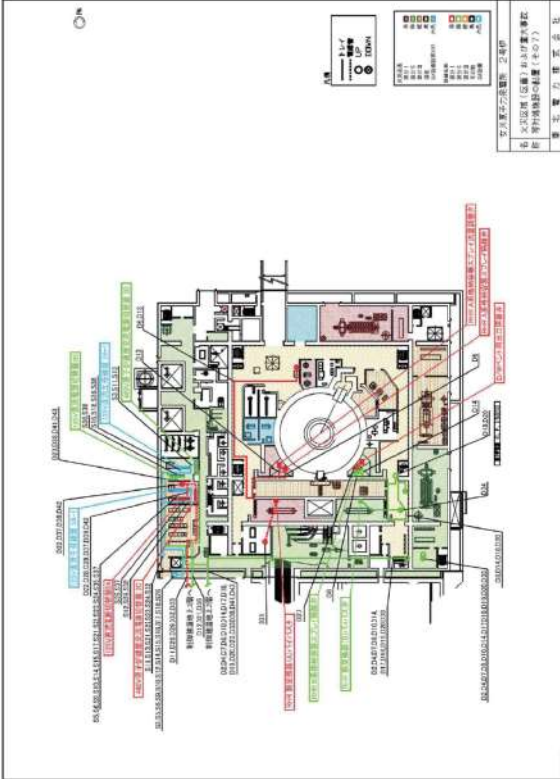
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

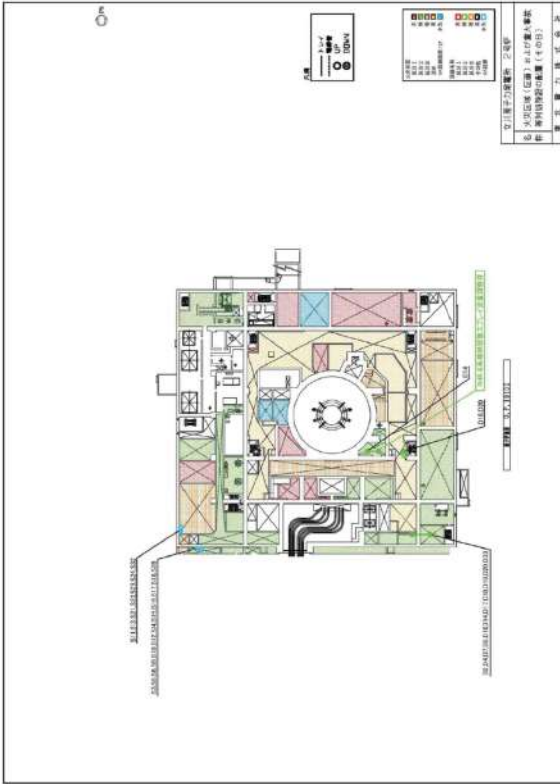
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

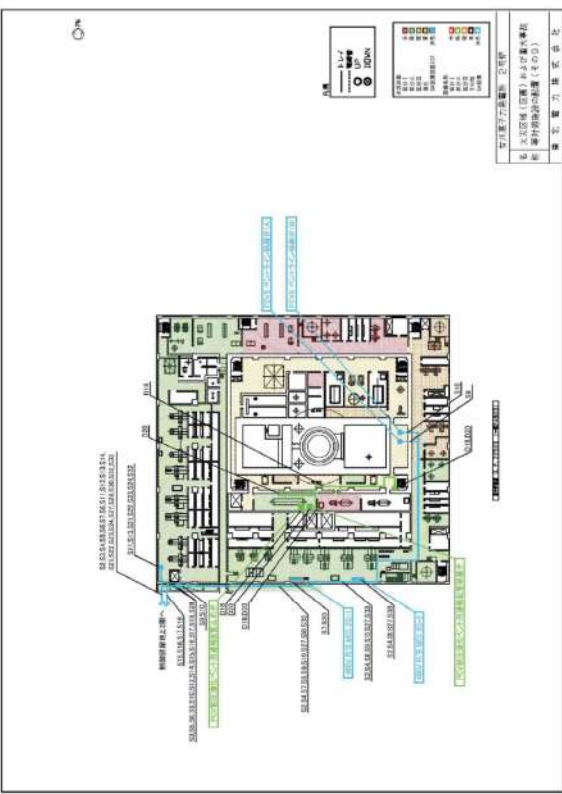
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

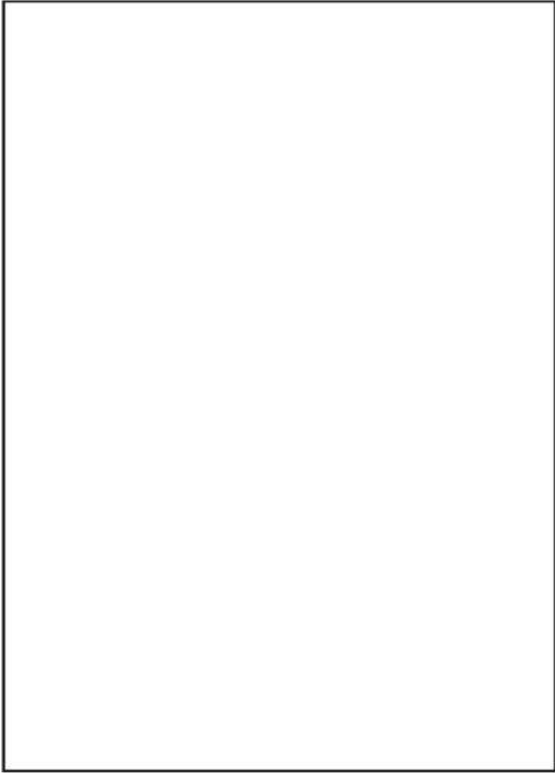
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

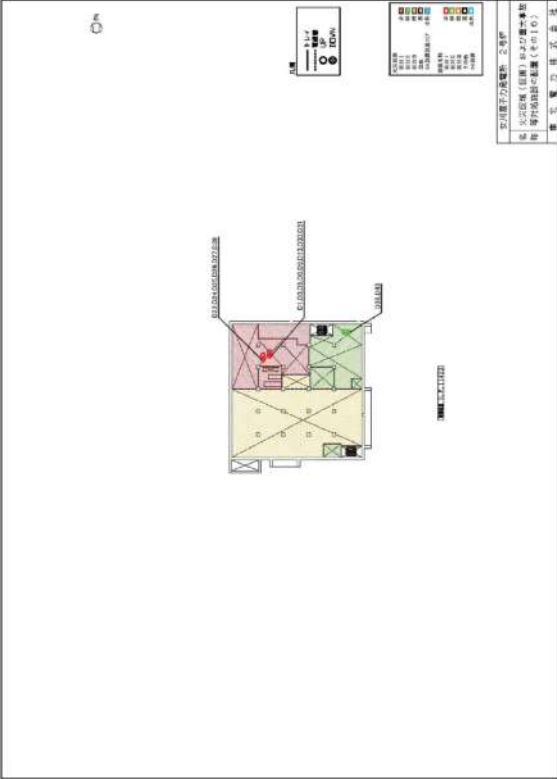
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 957 1075 973">図48-37 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 981 1220 1005">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図48-38 2号が補脚建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

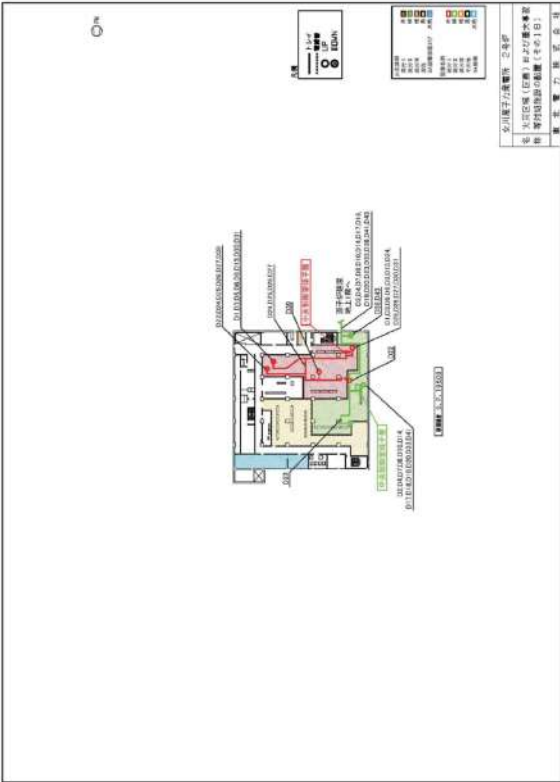
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

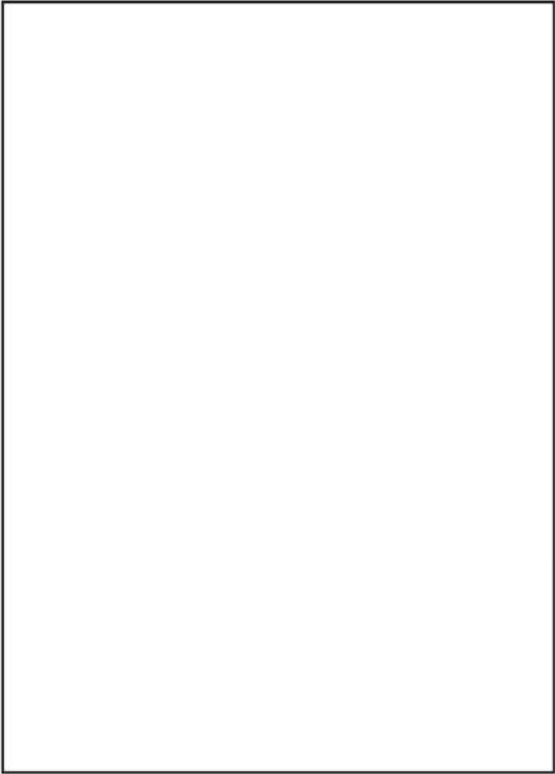
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

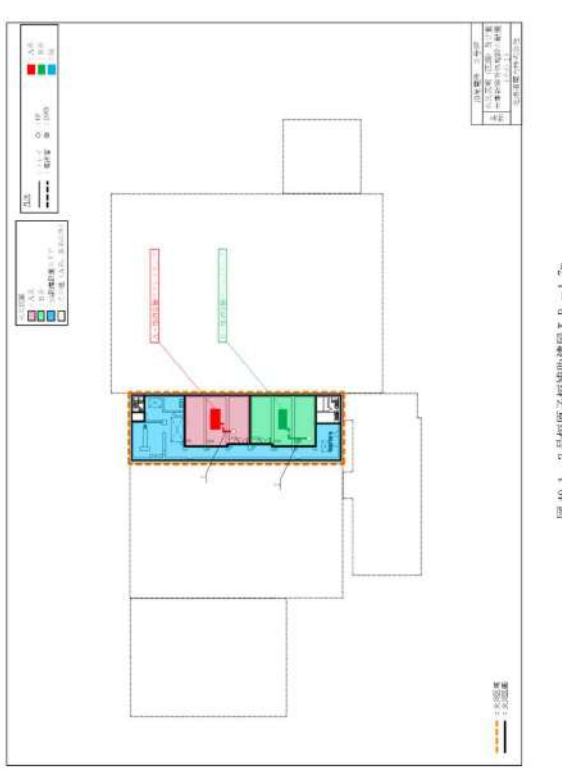
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 986">図 48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 995 1227 1018">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

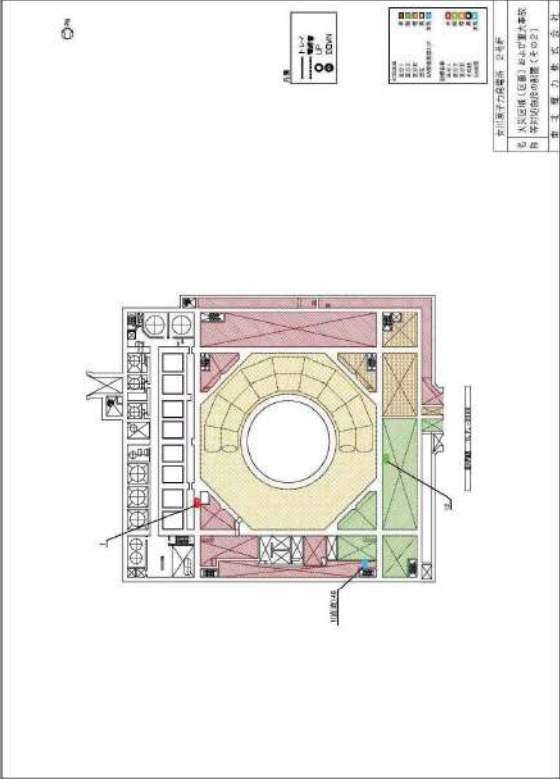

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉補助建屋T.P. - 1, 7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

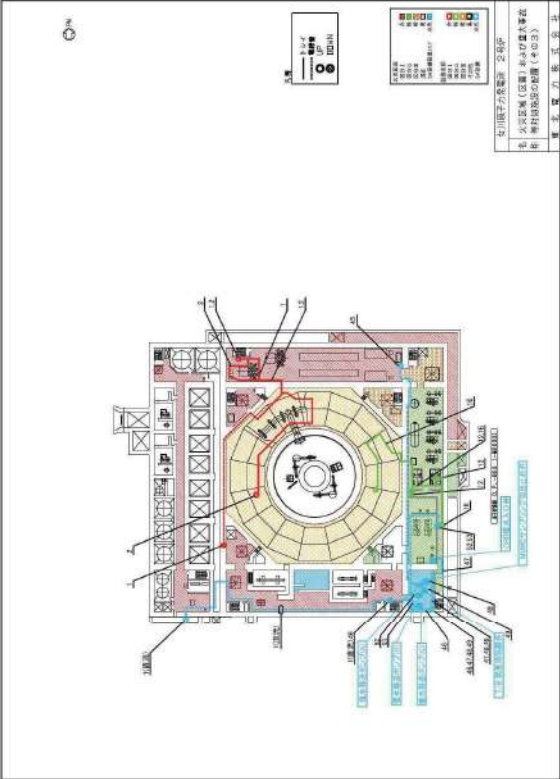
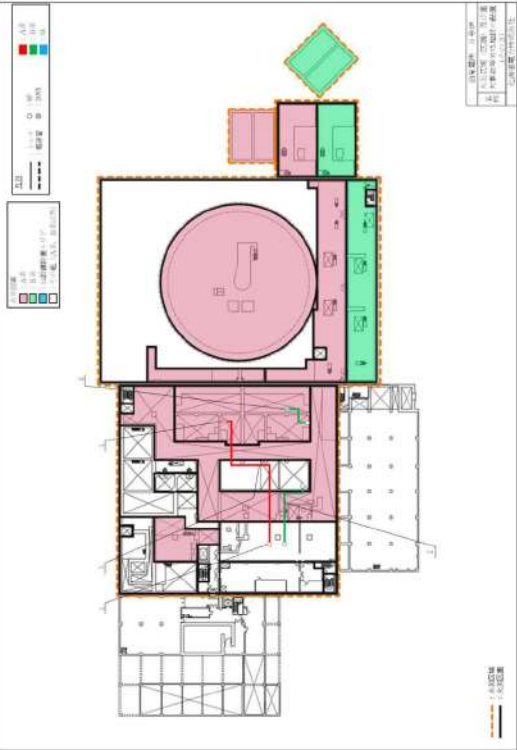
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図49.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

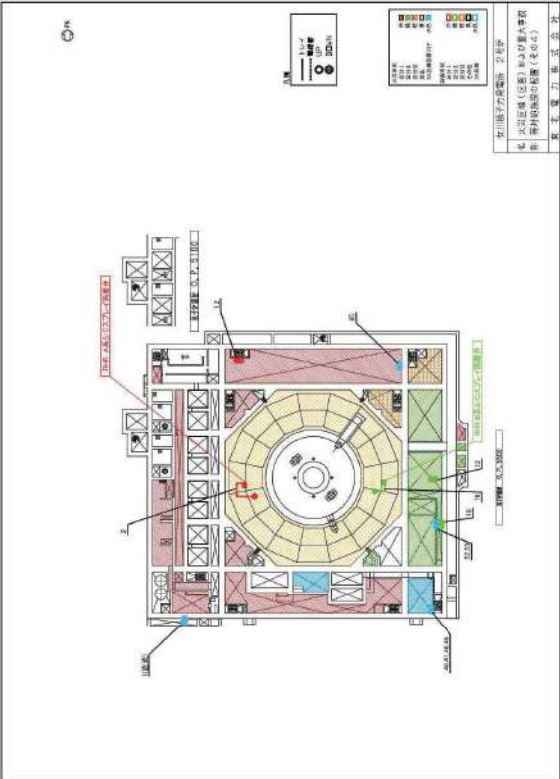
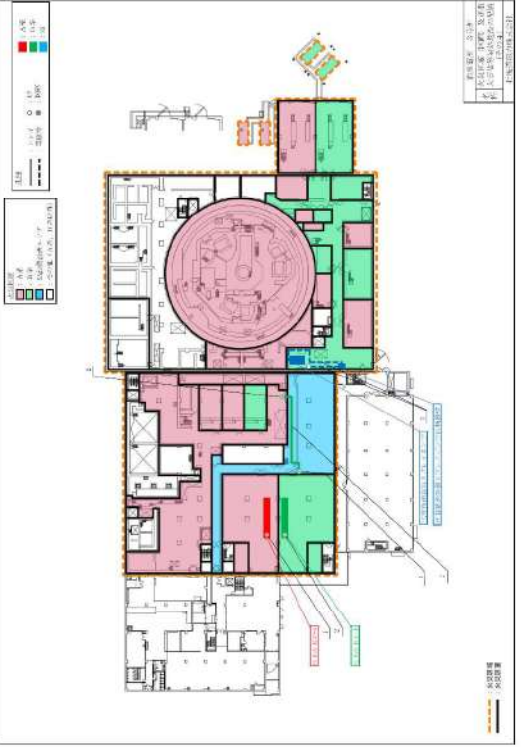
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1081 979">図49-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p data-bbox="1800 320 1821 839">図 49-3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.5m (中間床)</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 2136 191">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 202 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 231 1962 248">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 260 2157 368" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

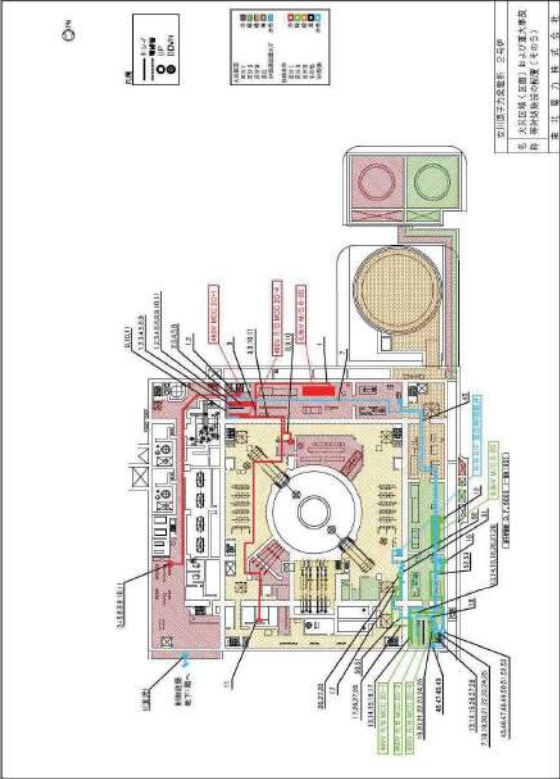
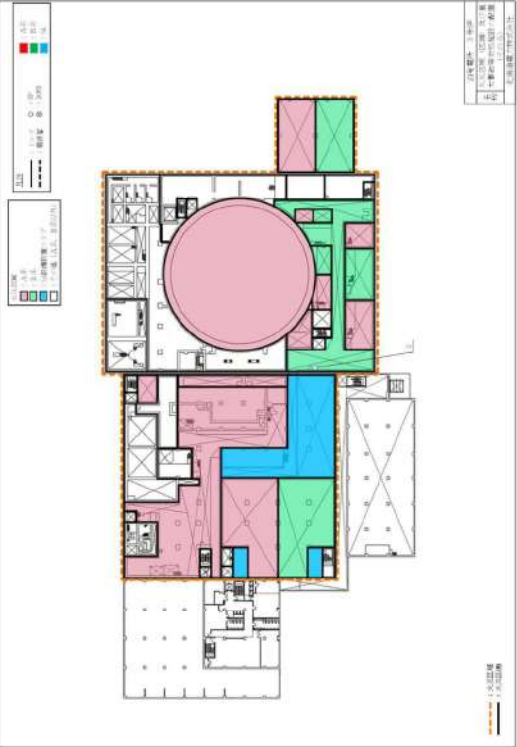
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図48-4 3号炉原子炉補助建屋 I.P.10.3m及び10.5m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

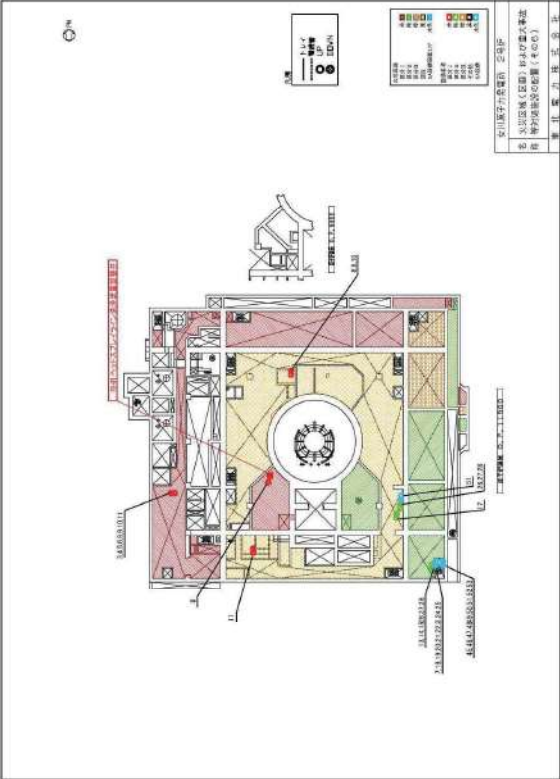
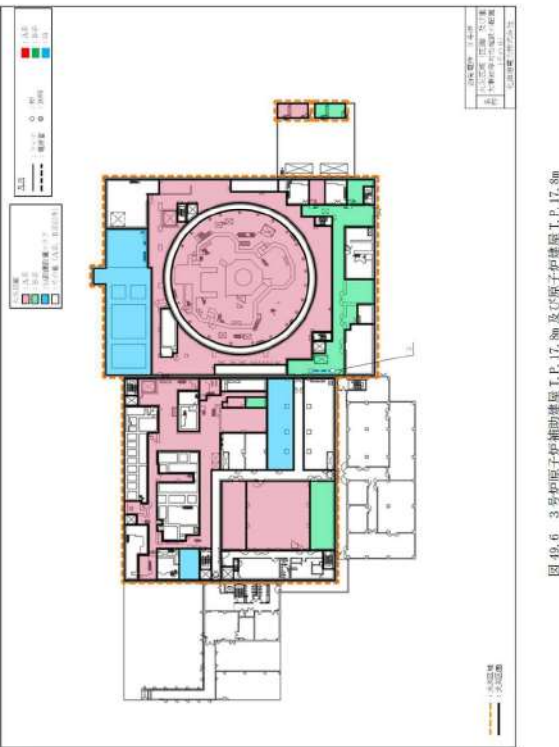
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図46-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図45-5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.F.10.3m (中間床)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

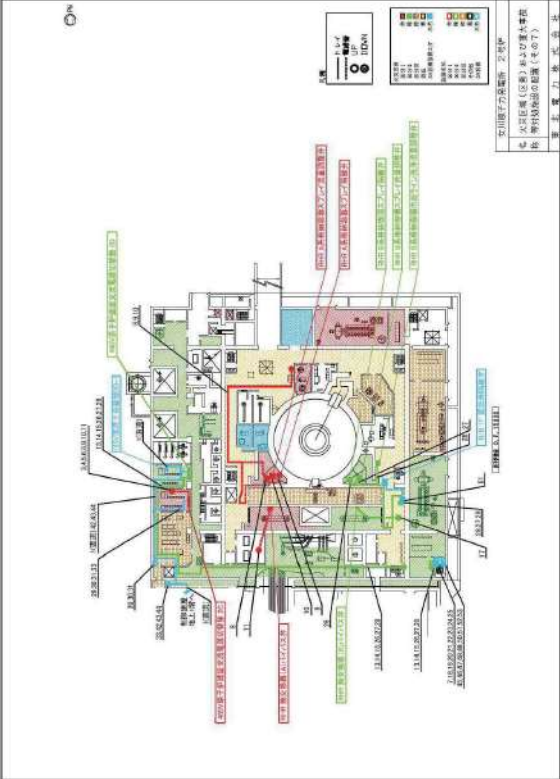
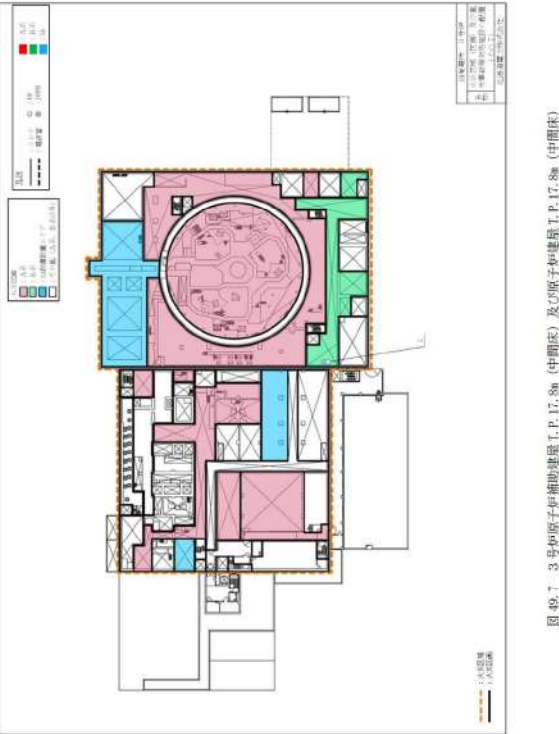
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図49.6 3号炉原子炉補助建屋 E.P.17.8m 及び原子炉建屋 E.P.17.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

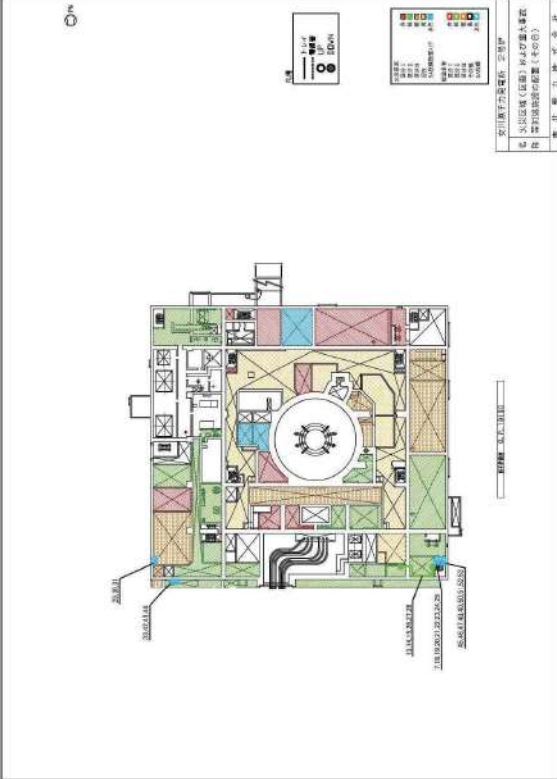
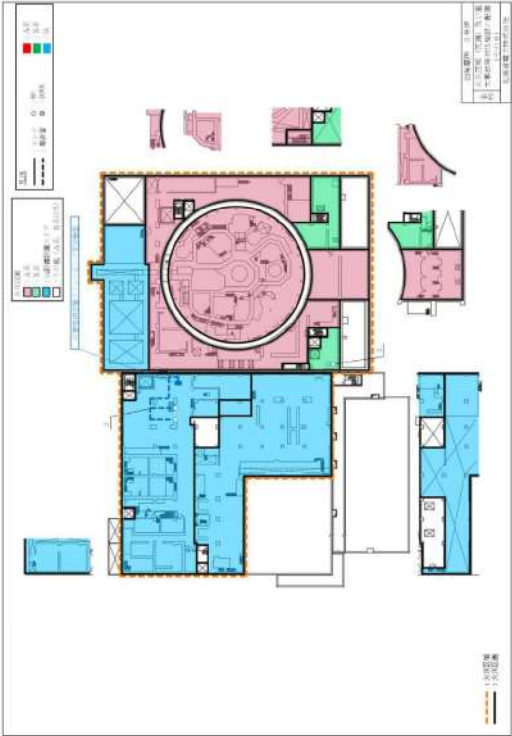
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図49.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8h (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.8h (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

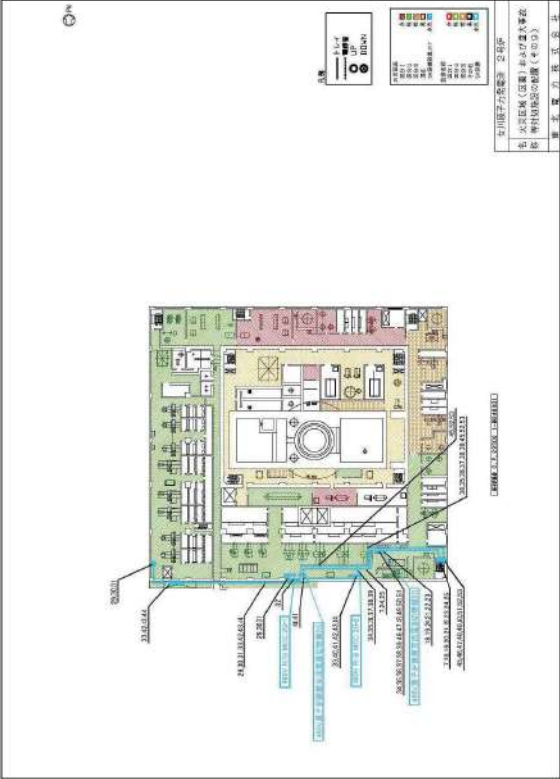
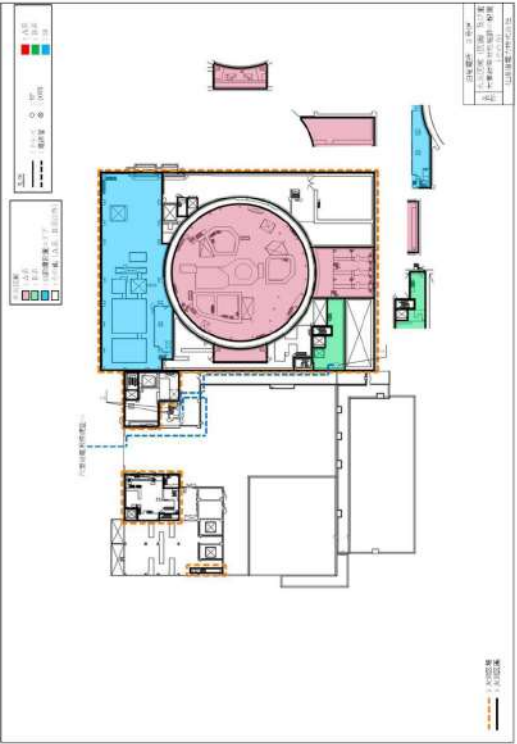
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図40-8 3号炉原子炉補助建屋 T.P.21.8m.及び原子炉建屋 T.P.21.8m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

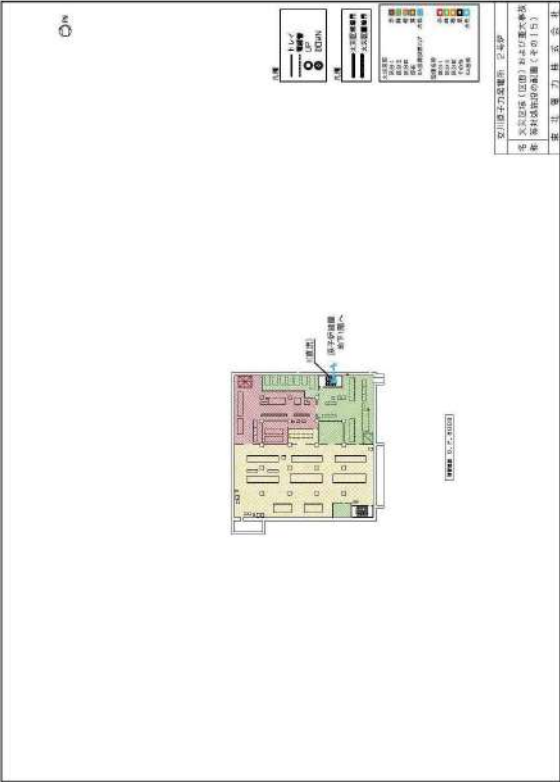
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図49-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

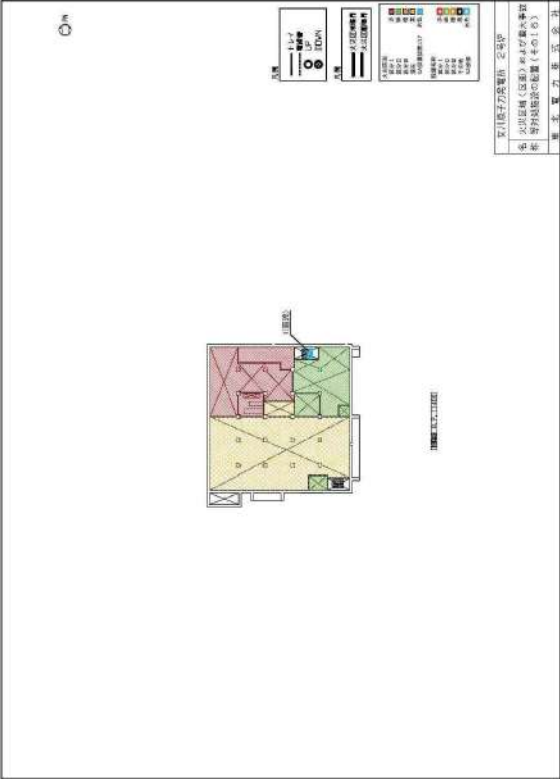
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-10 2号伊制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

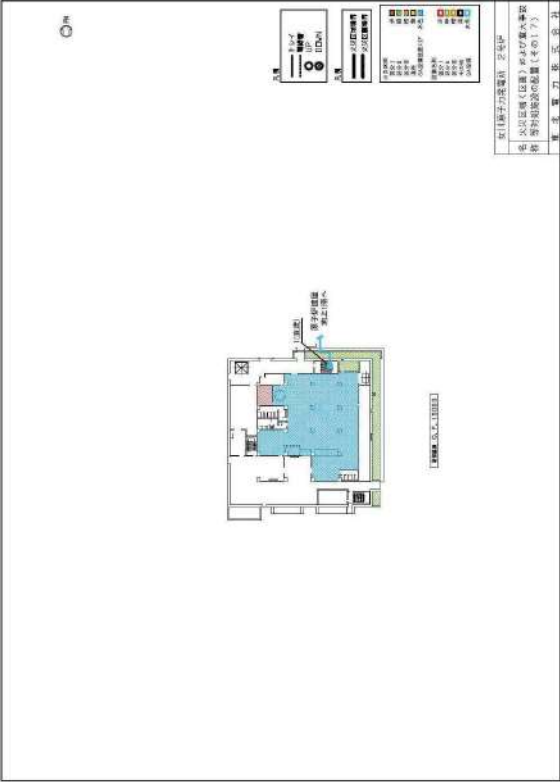
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

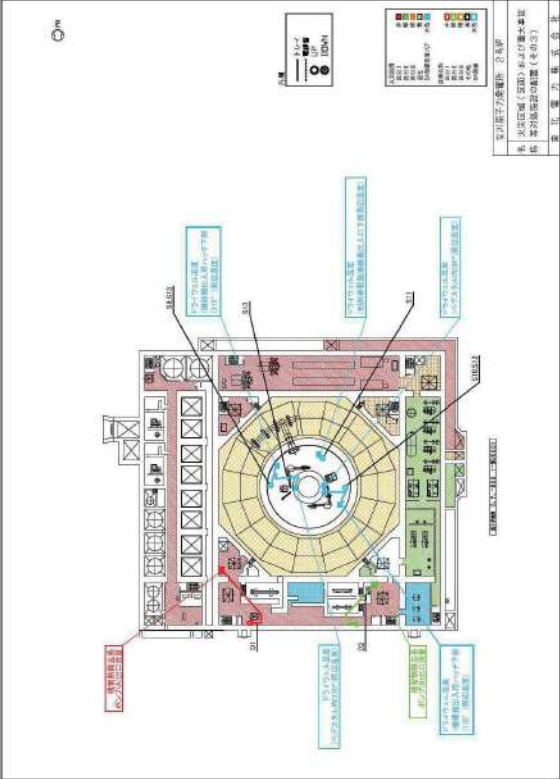
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

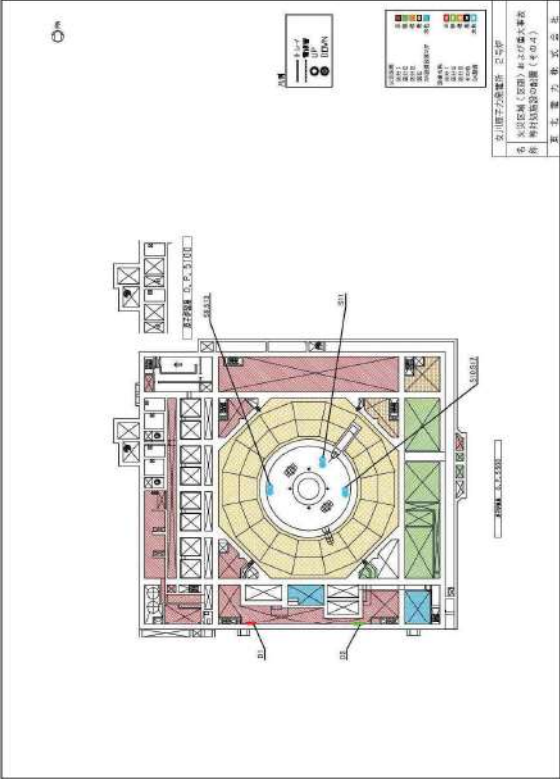
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

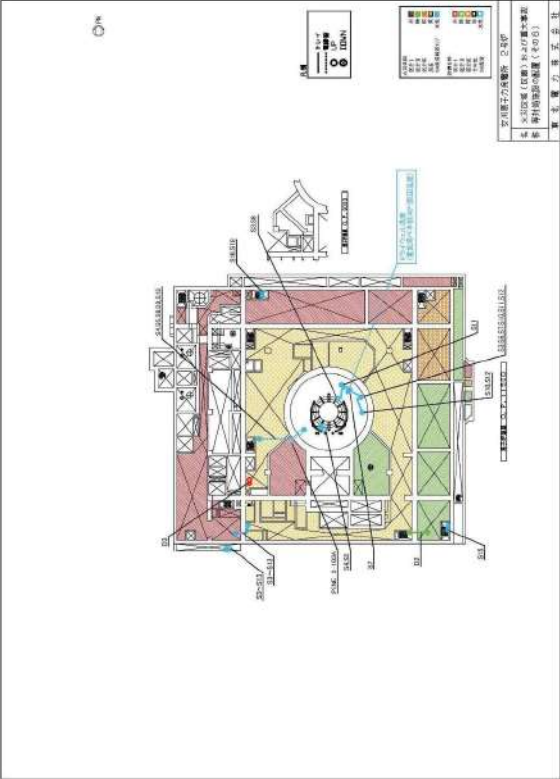
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

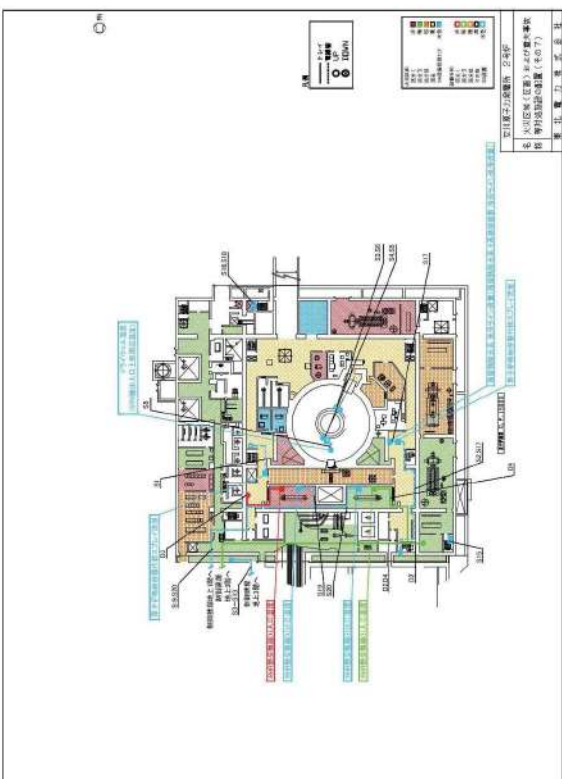
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

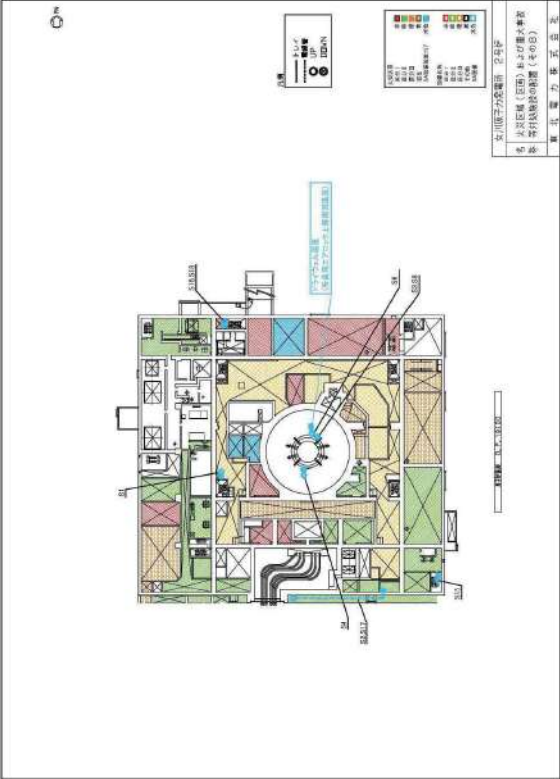
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

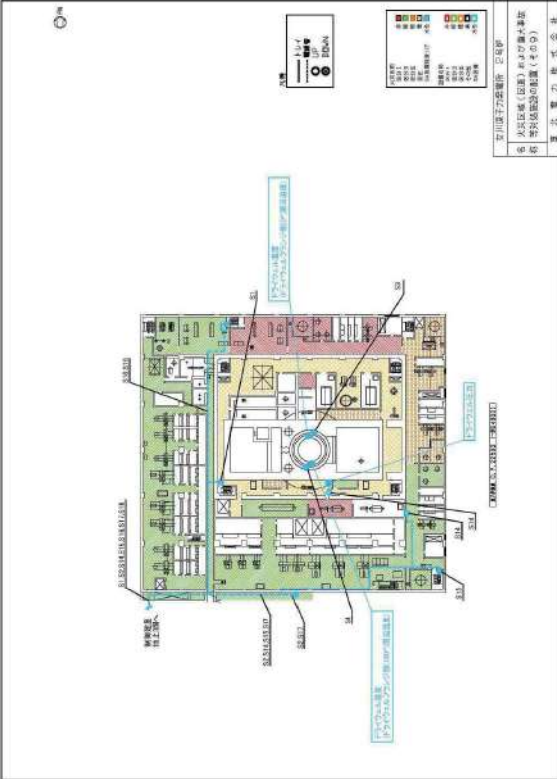
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図40-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子力発電所 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

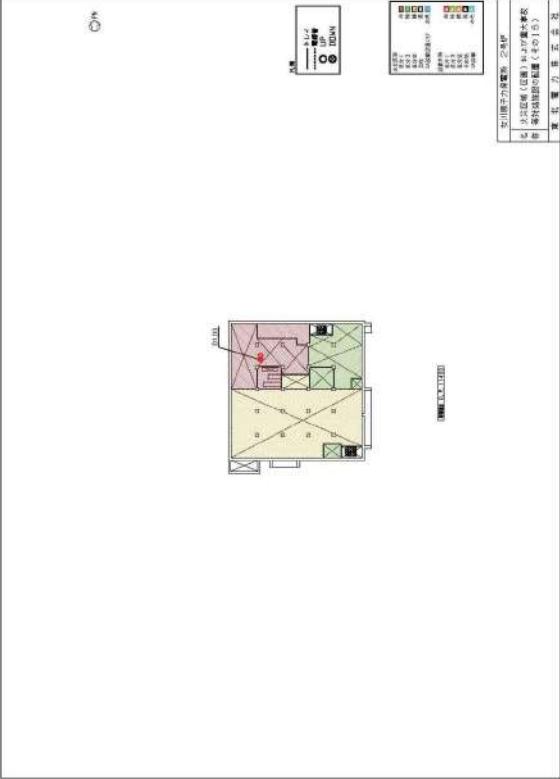
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 978">図49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1007">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1848 177 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

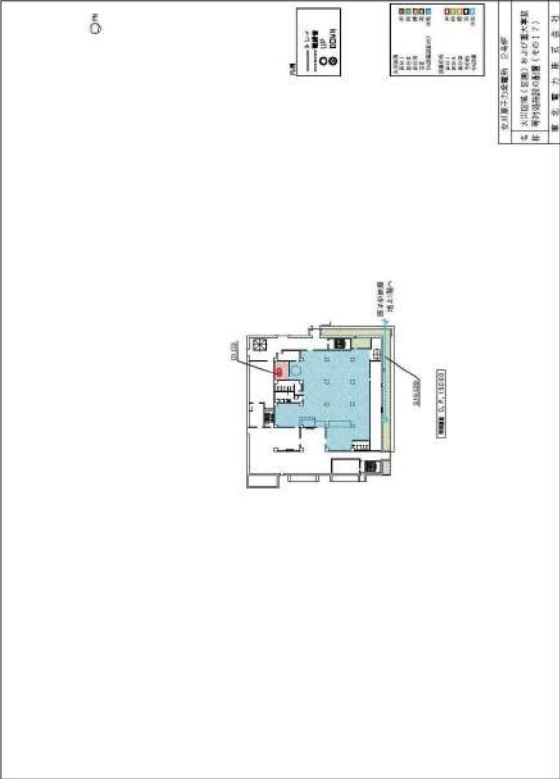
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

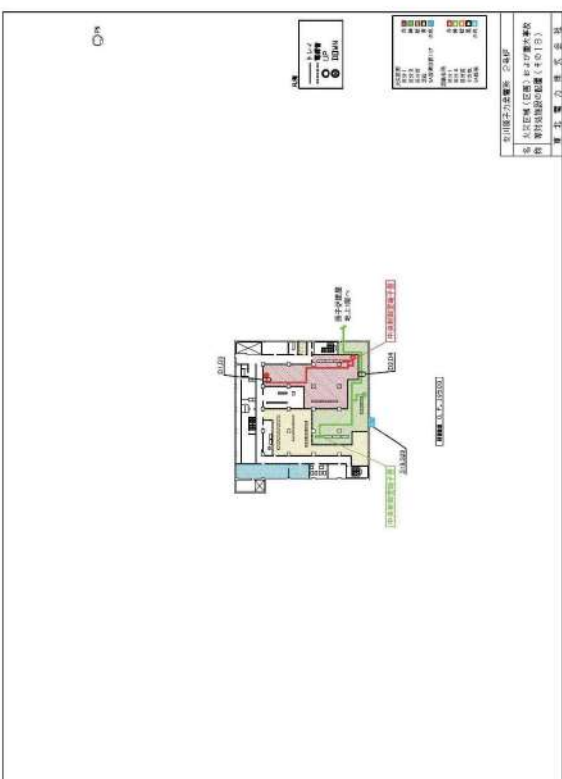
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 979">図 49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

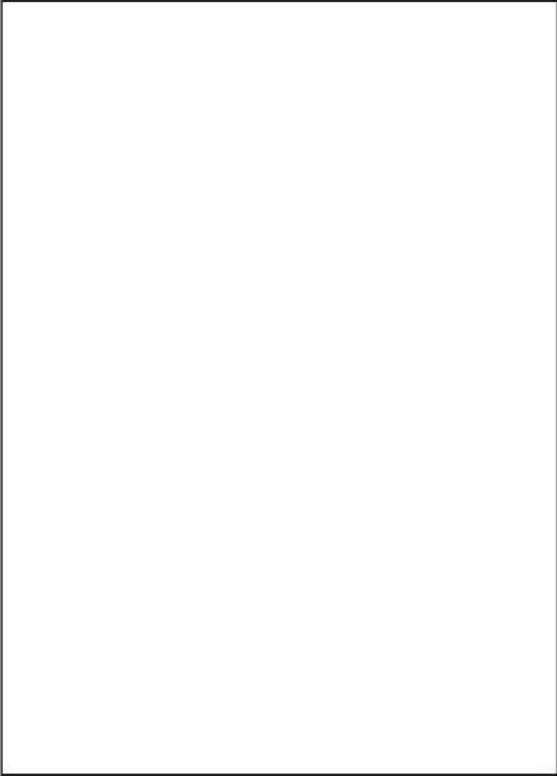
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

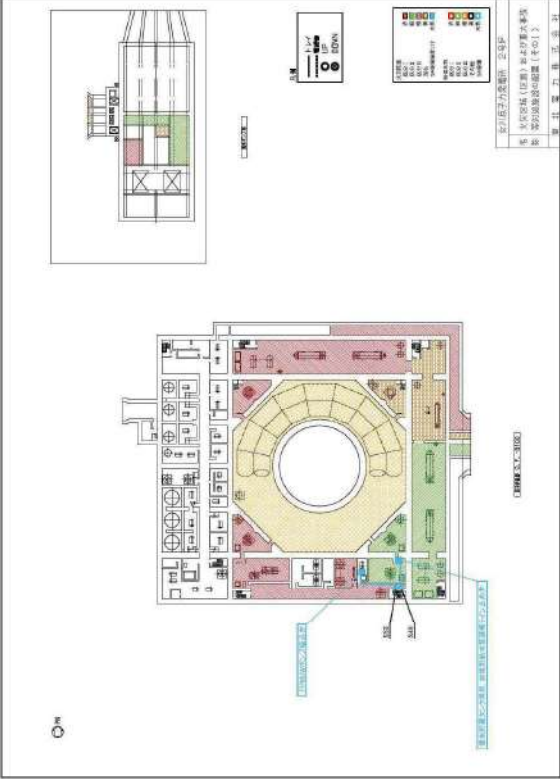
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 979">図 49-25 2号伊補耐建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 986 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

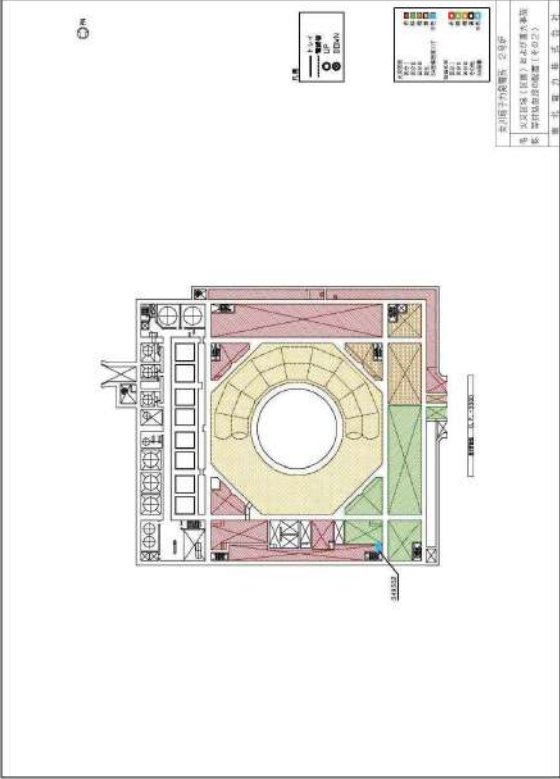
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

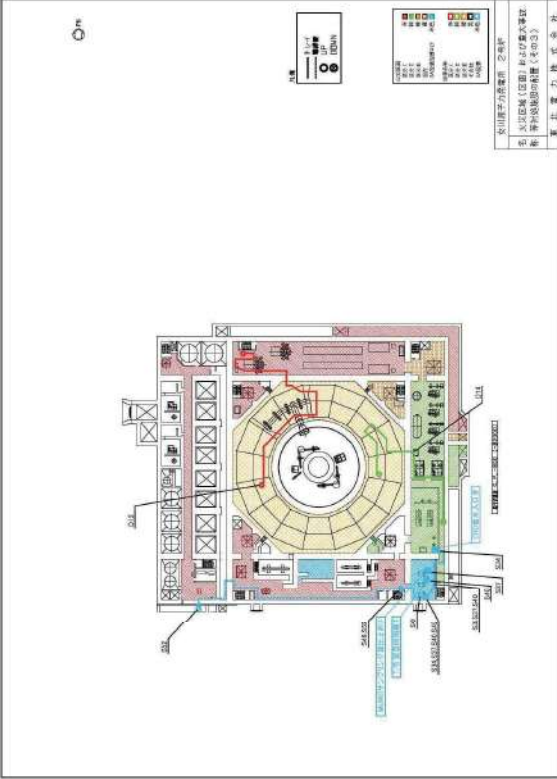
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

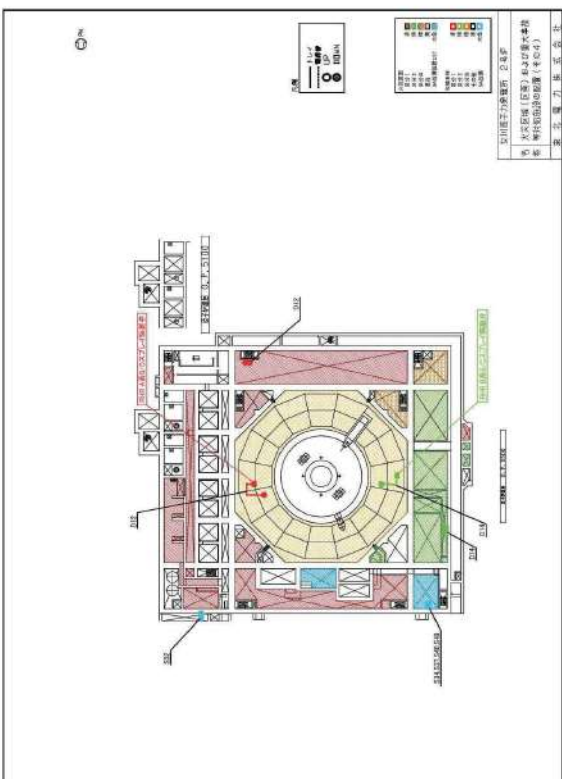
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 978">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

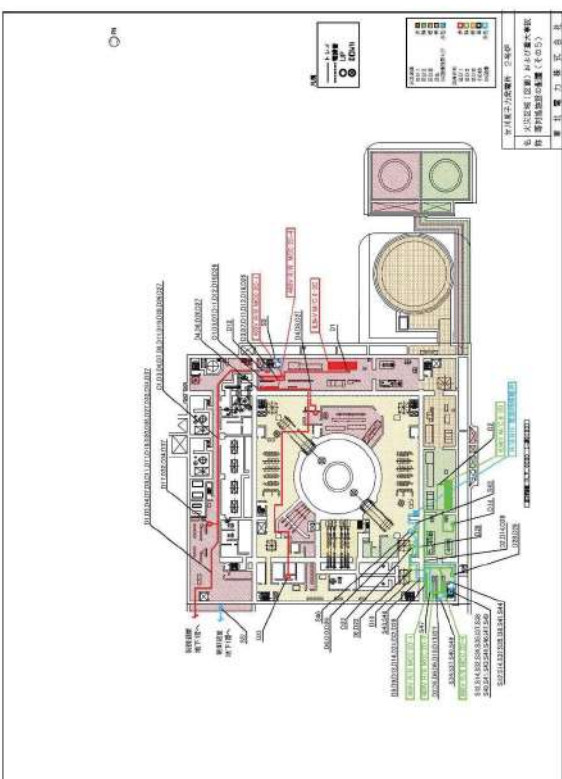
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

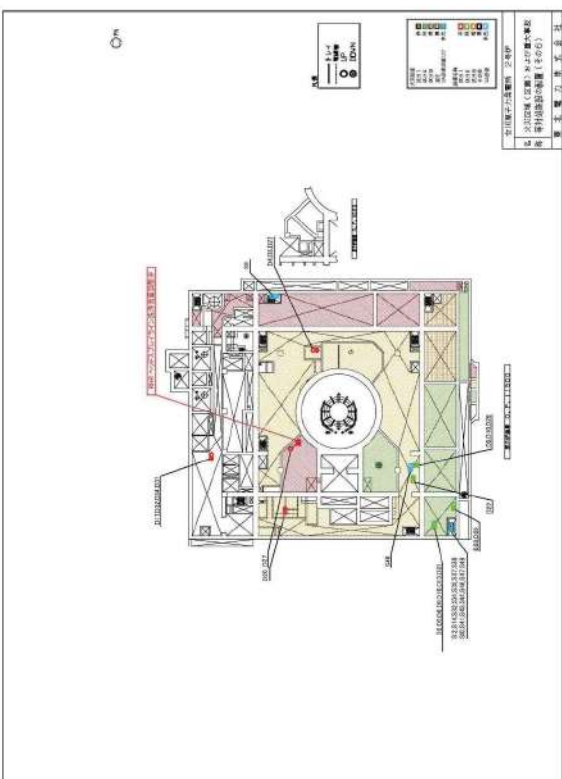
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1971 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

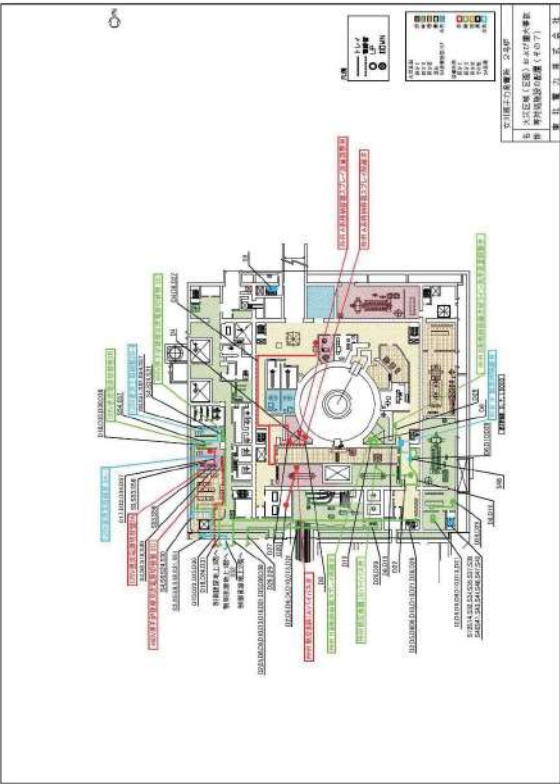
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 957 1097 981">図 49-31 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

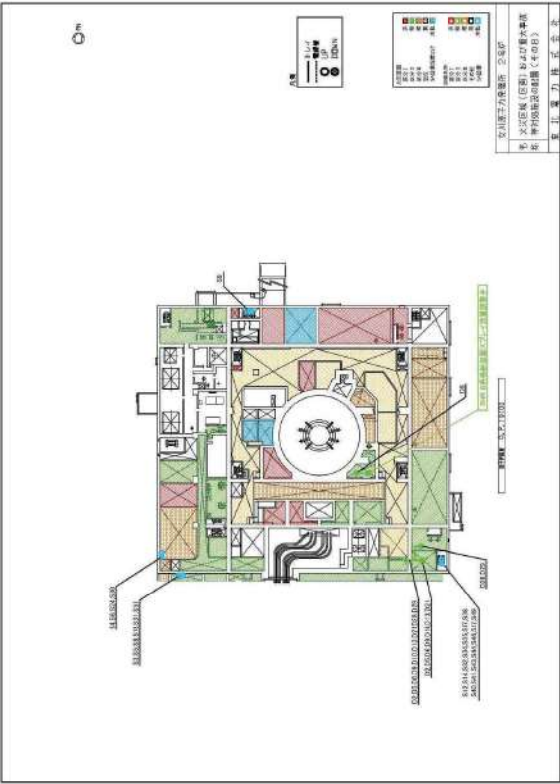
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

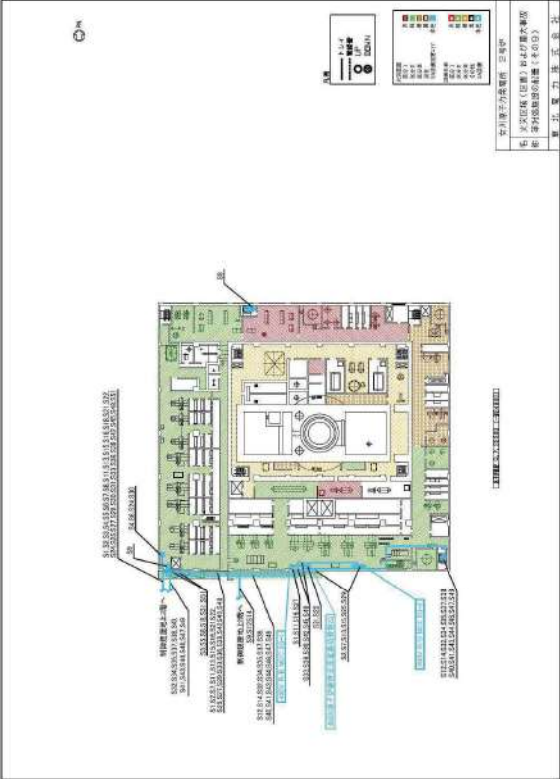
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 979">図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-35 2号炉原子力発電所 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

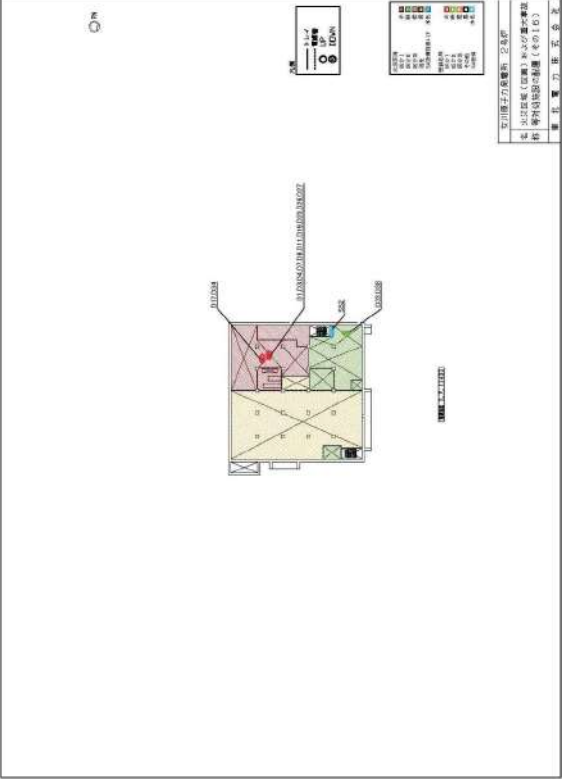
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1077 975">図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="909 986 1223 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

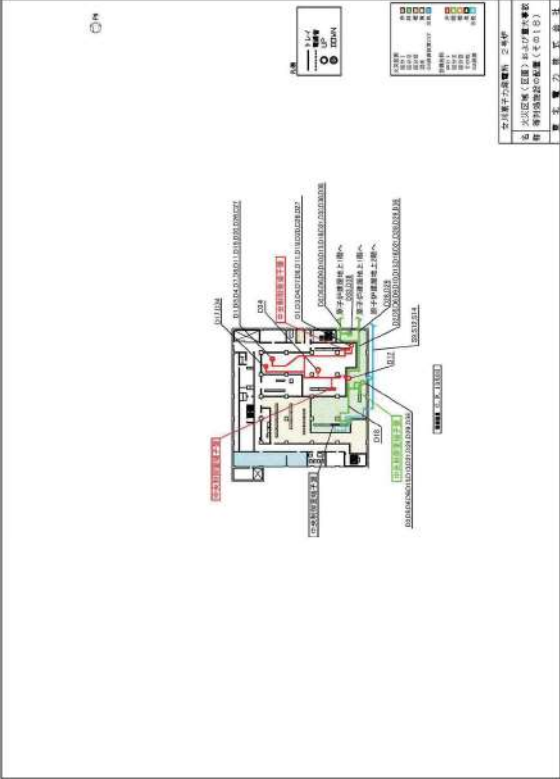
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

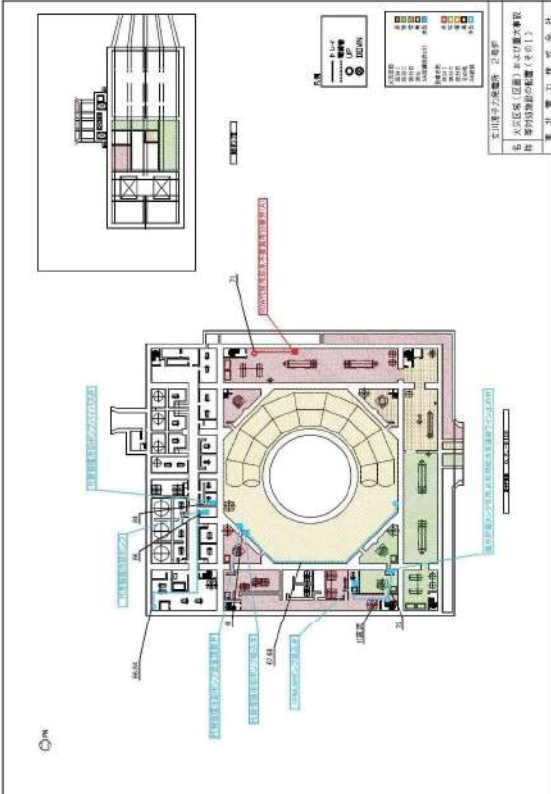
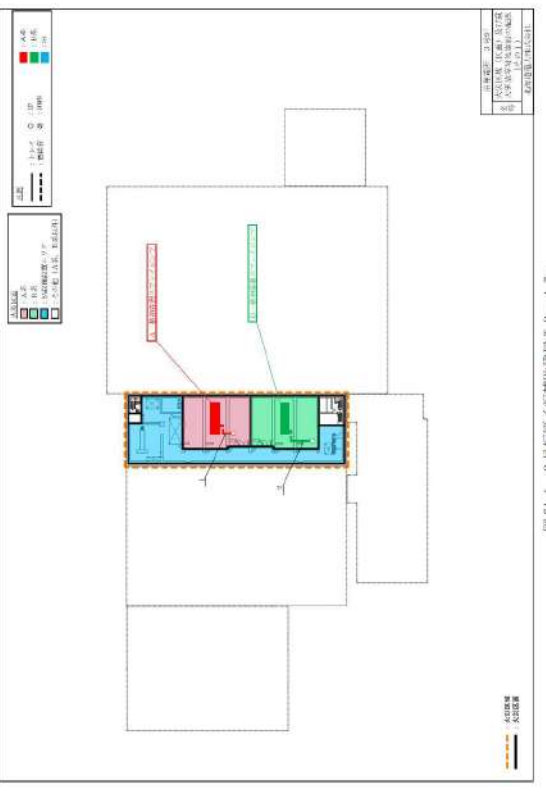
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1077 975">図49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 979 1229 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

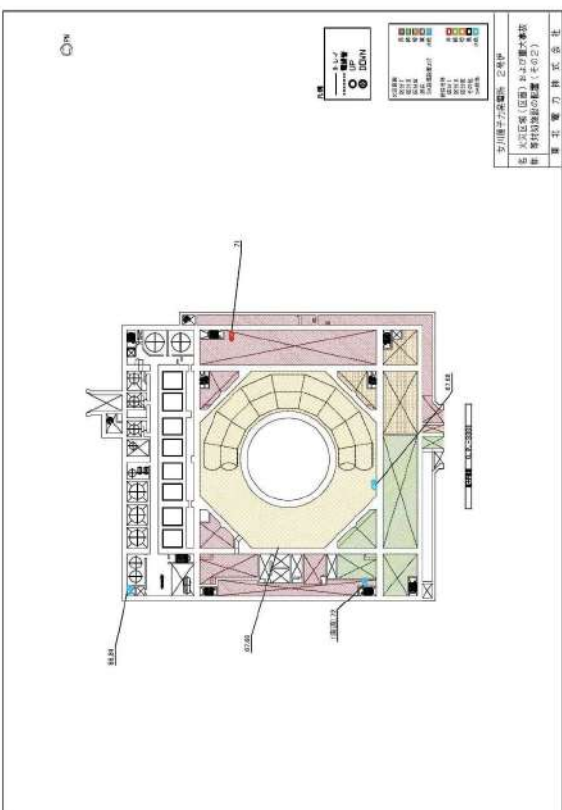
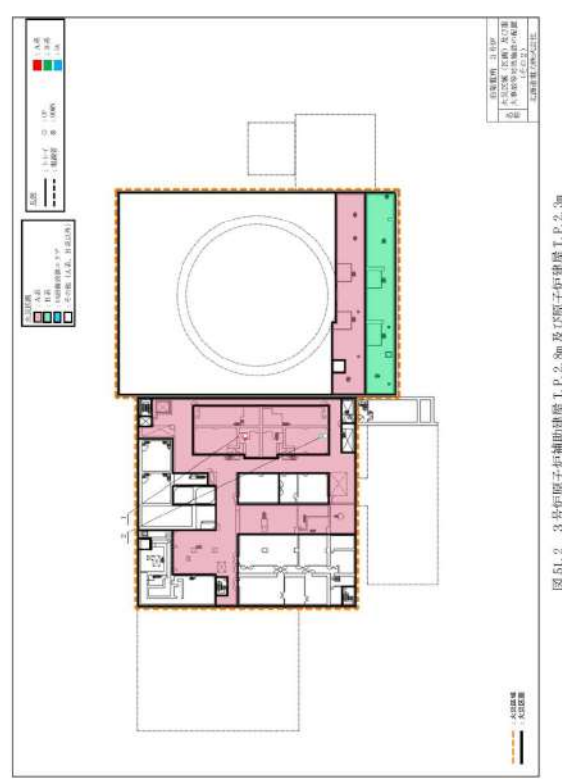
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図 51.1 3号炉原子炉建屋工.P.1-1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

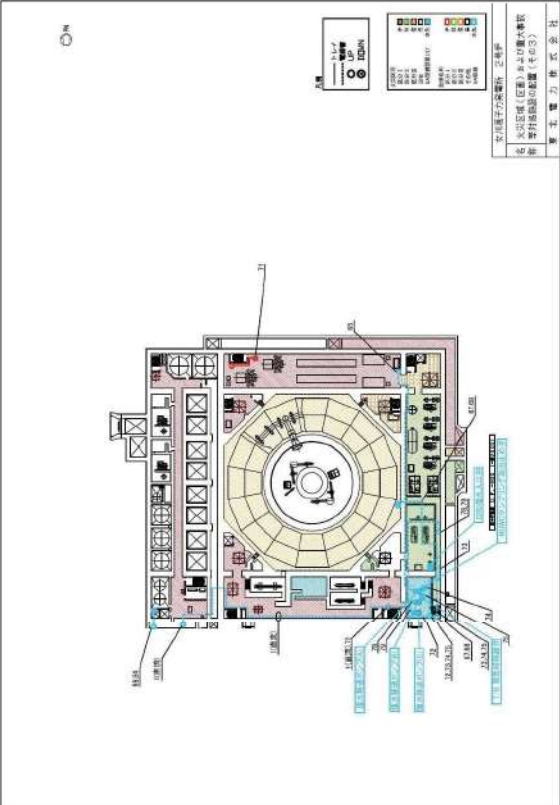
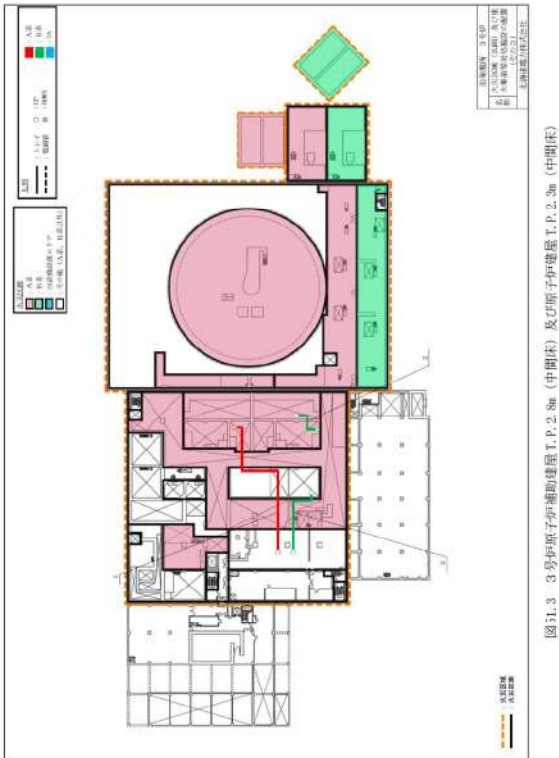
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 I.P.2.8m及び原子炉建屋 I.P.2.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

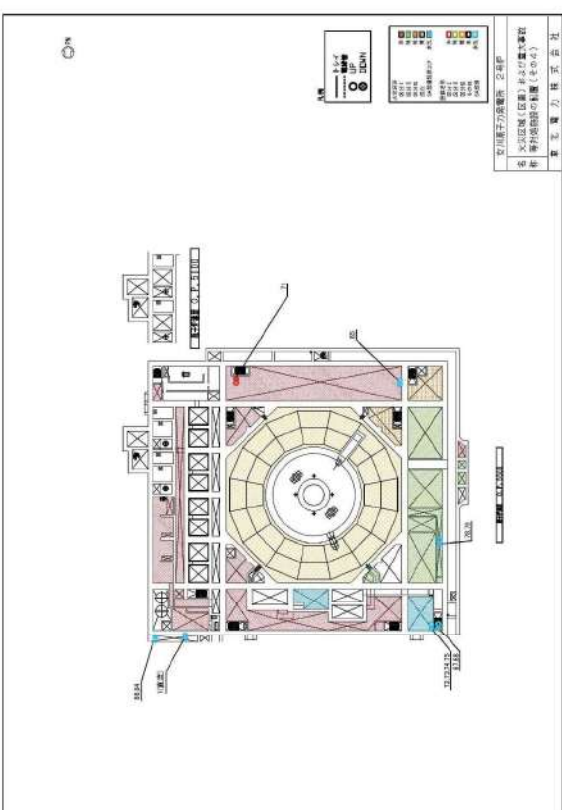
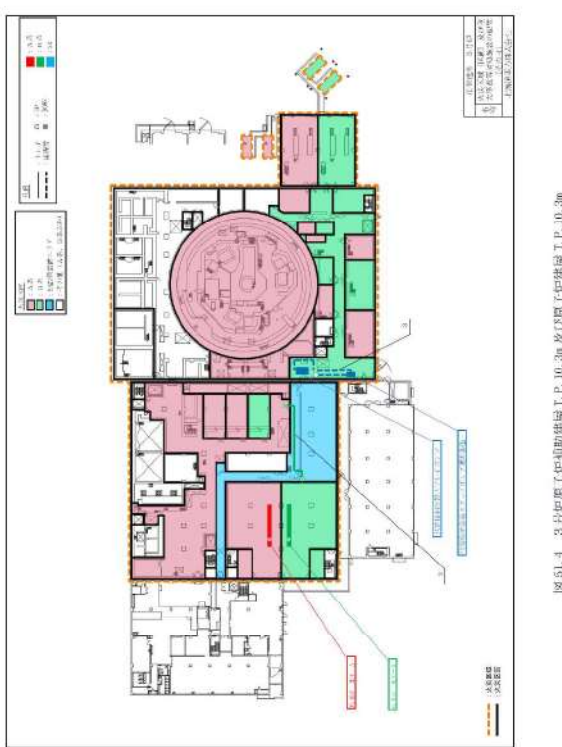
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3a (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

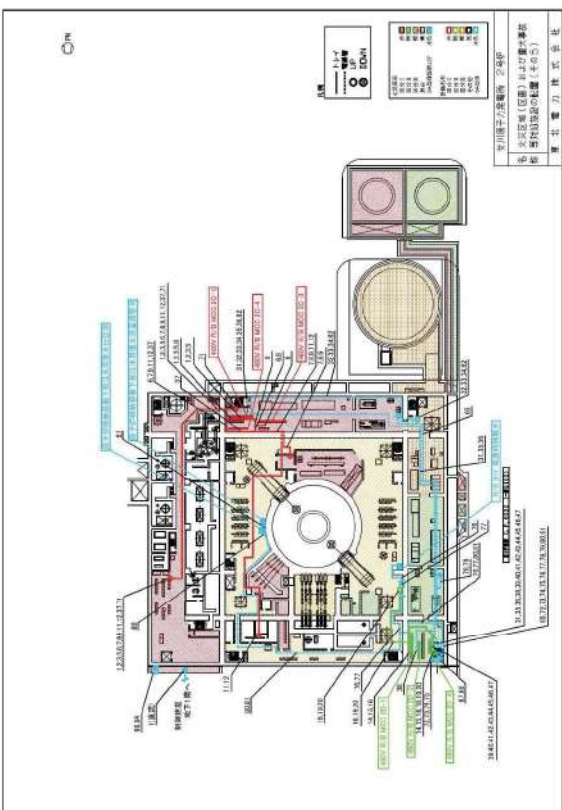
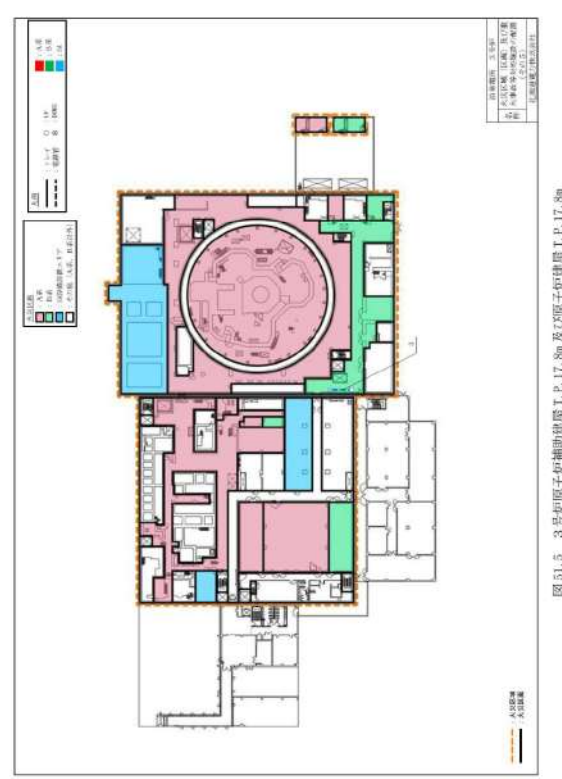
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m 及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

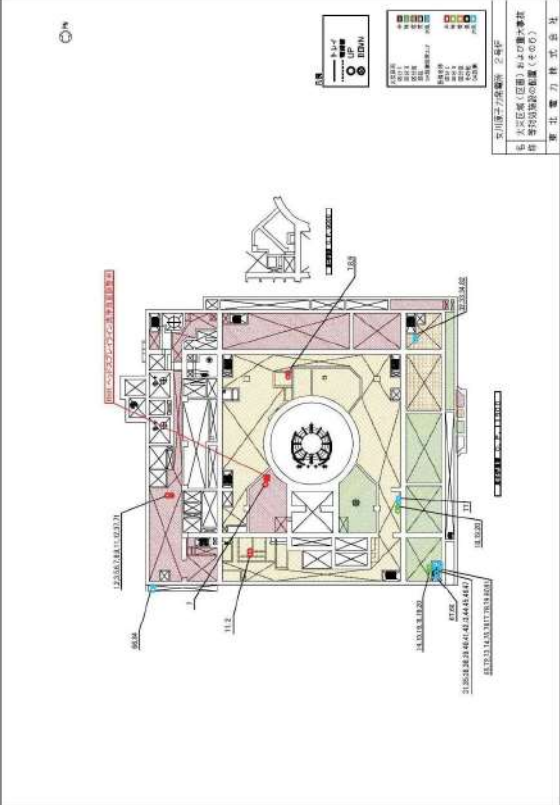
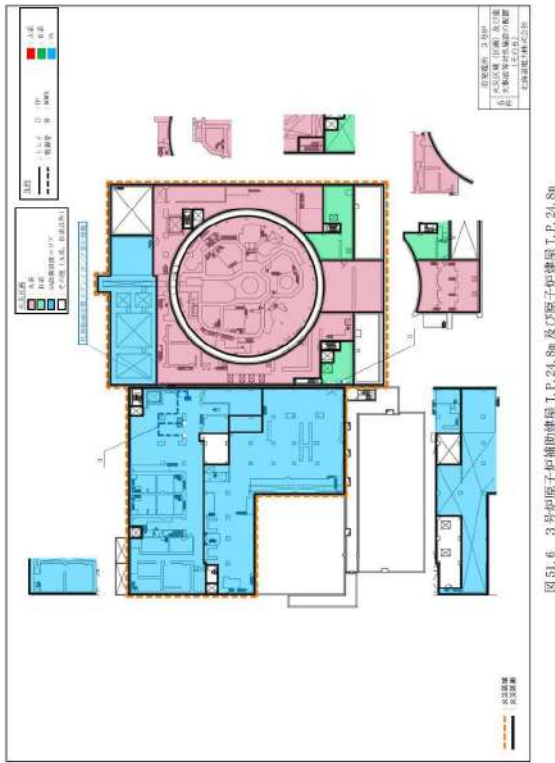
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図51.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8a 及び原子炉建屋 T.P.17.8b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

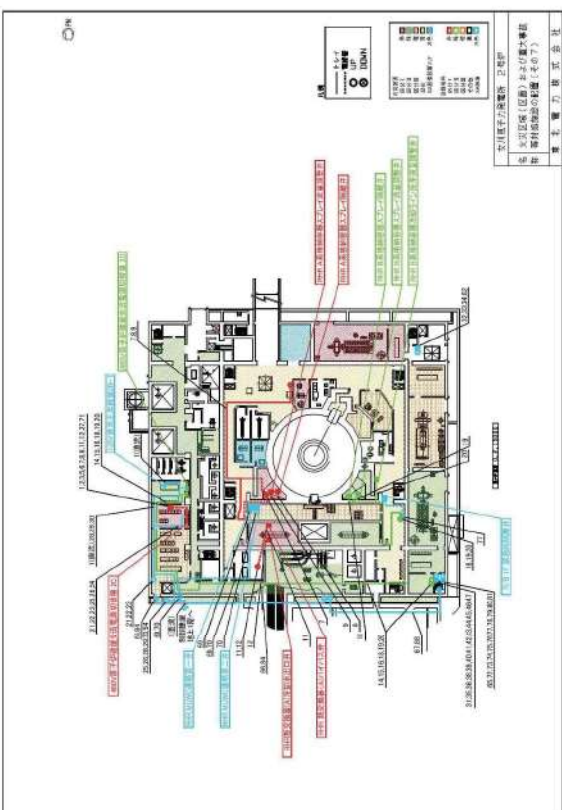
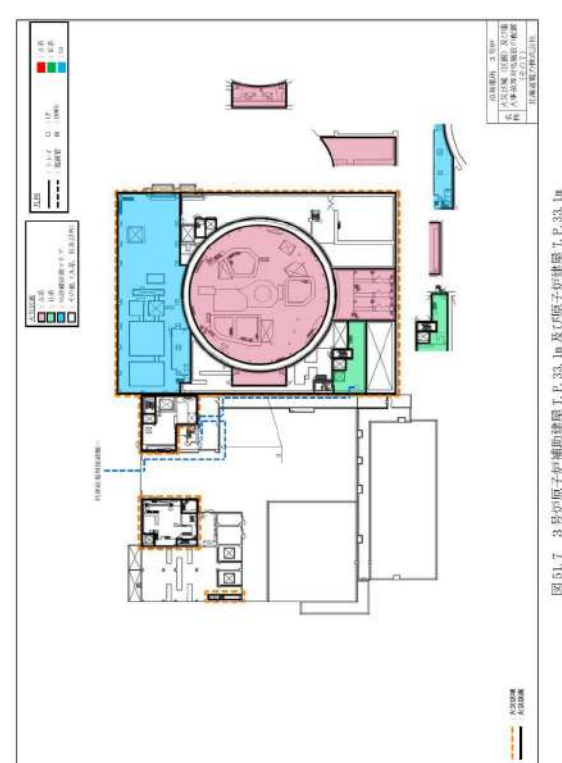
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p data-bbox="1794 355 1816 767">図51.6 3号炉原子炉補助建屋 I.P.24.8m 及び原子炉建屋 I.P.24.8m</p>	<p data-bbox="1848 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2136 191">記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 1906 218">【女川】</p> <p data-bbox="1848 226 1962 245">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 256 2157 368" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

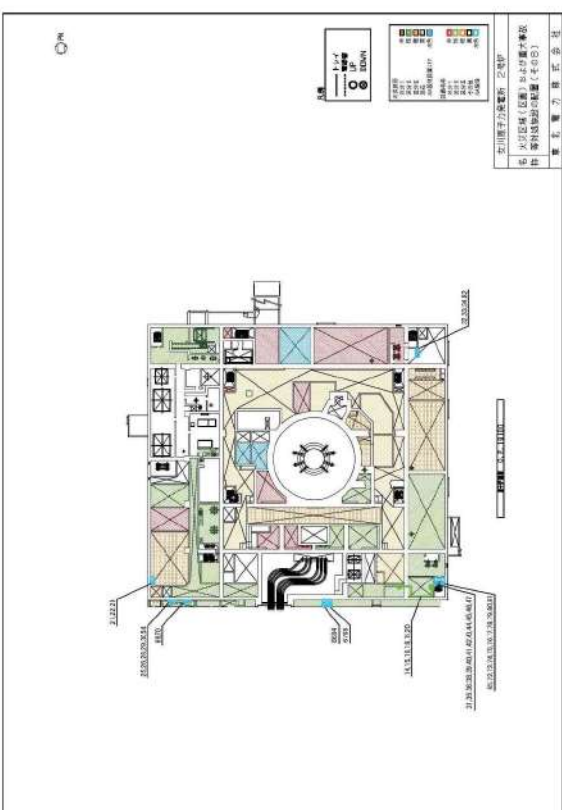
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33. In. 及び原子炉建屋 T.P.33. In</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

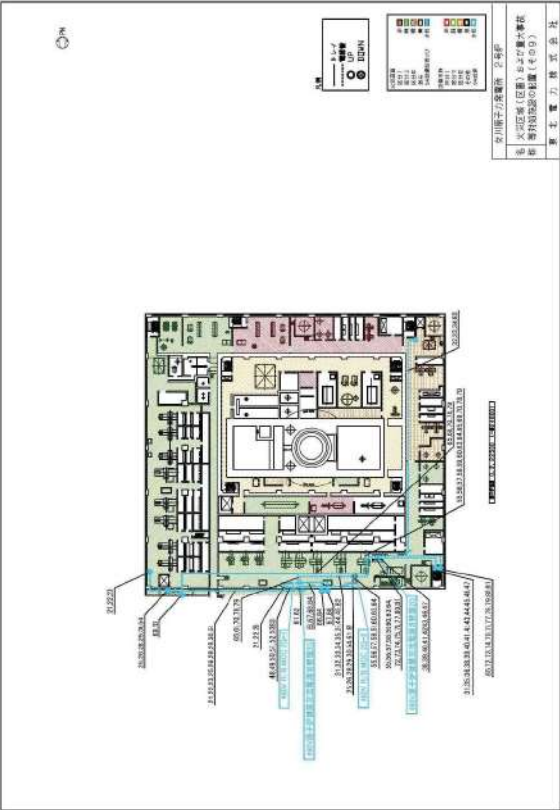
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

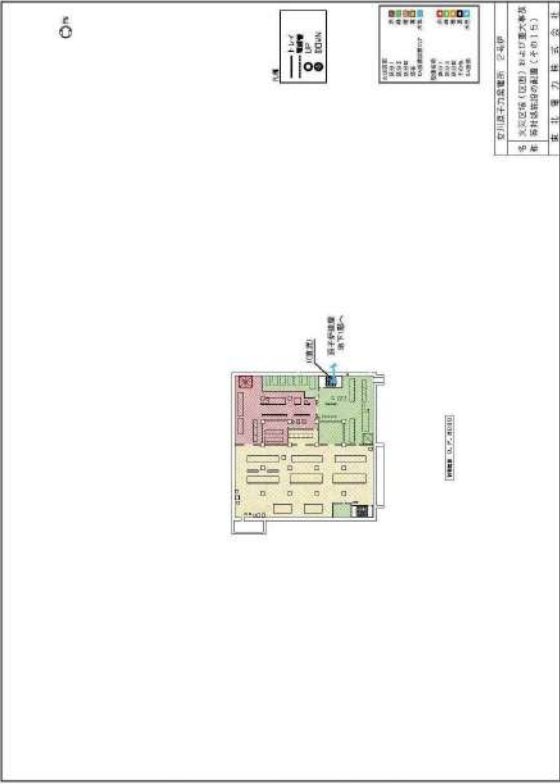
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

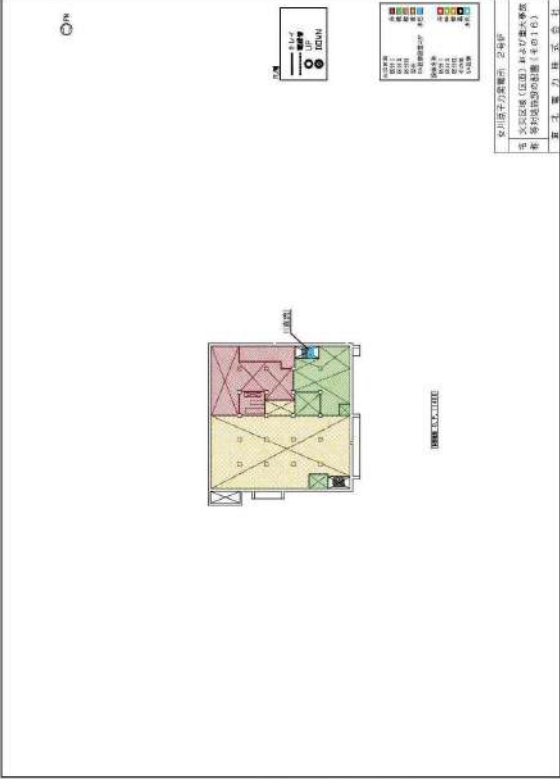
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

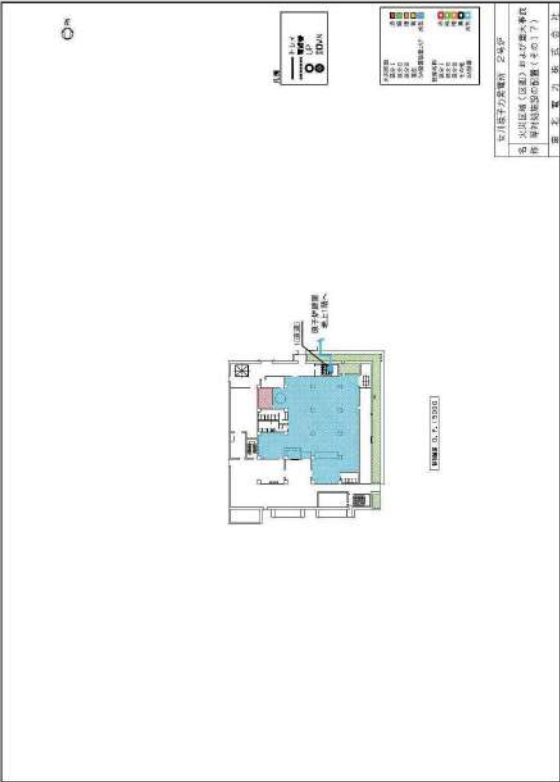
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-11 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

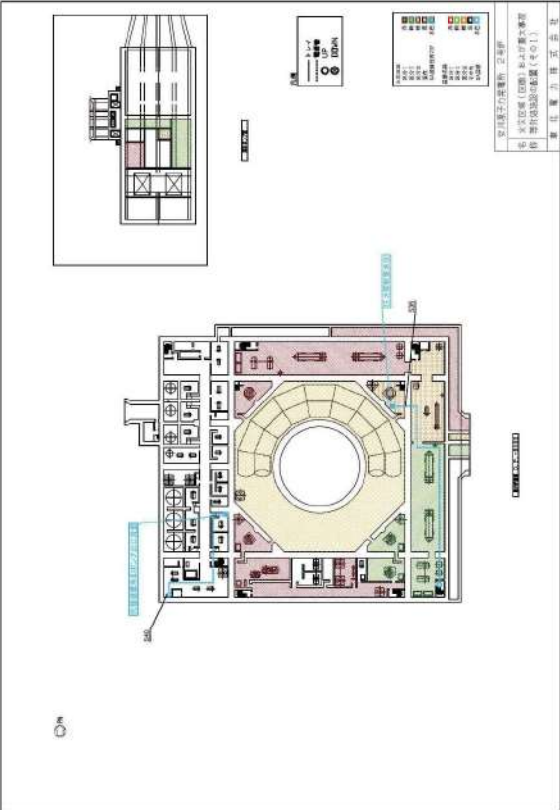
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉新設建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

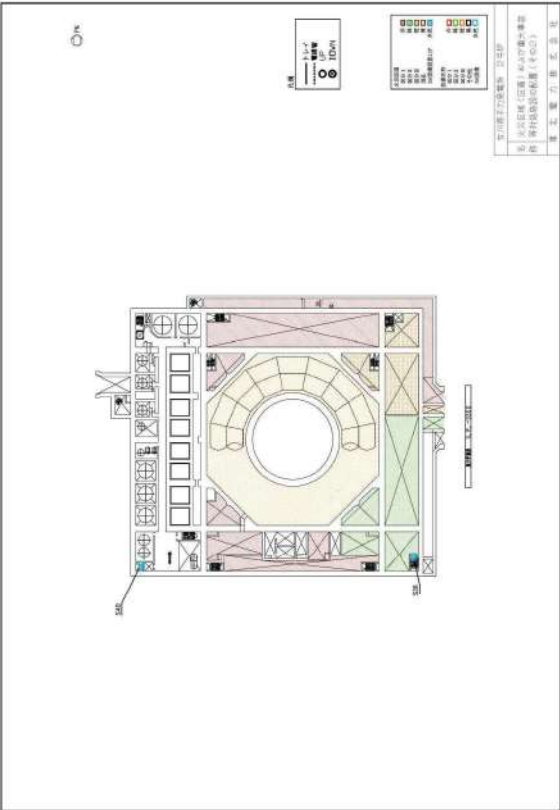
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

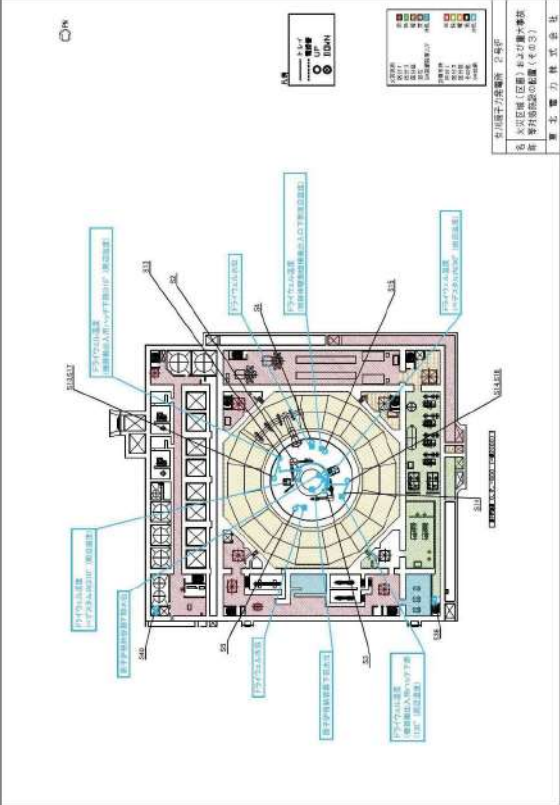
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

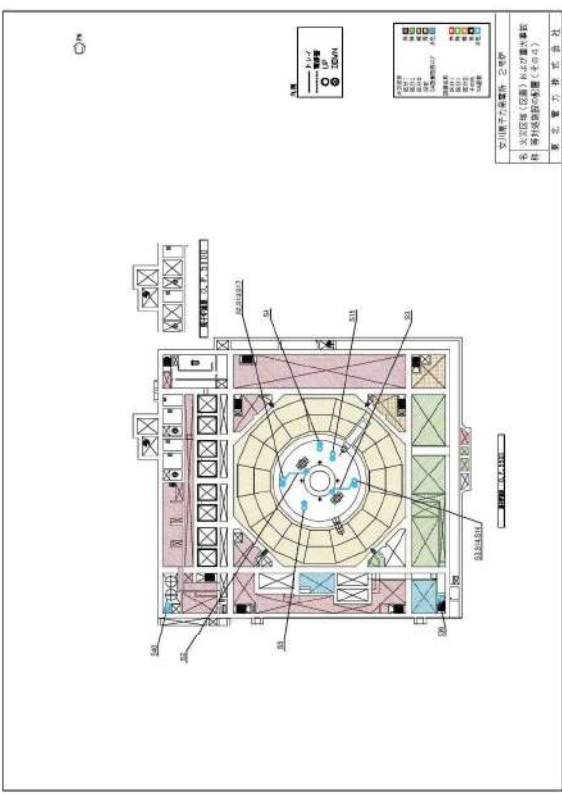
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-15 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

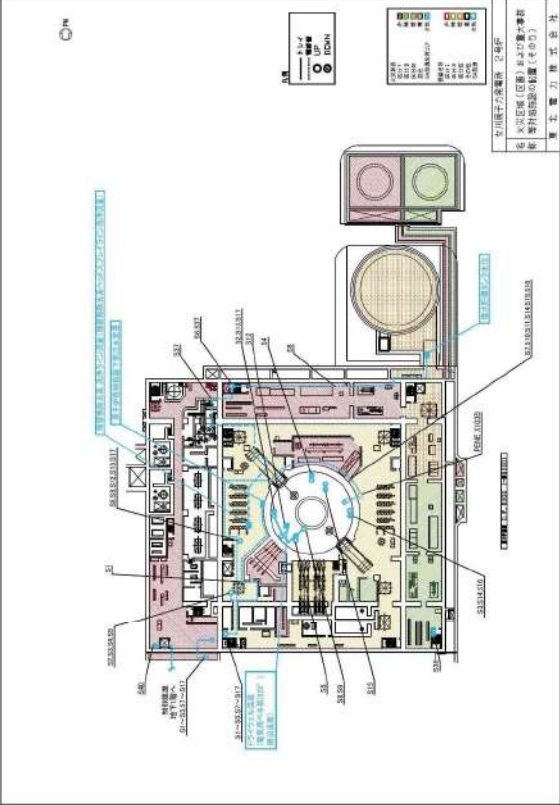
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-16 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

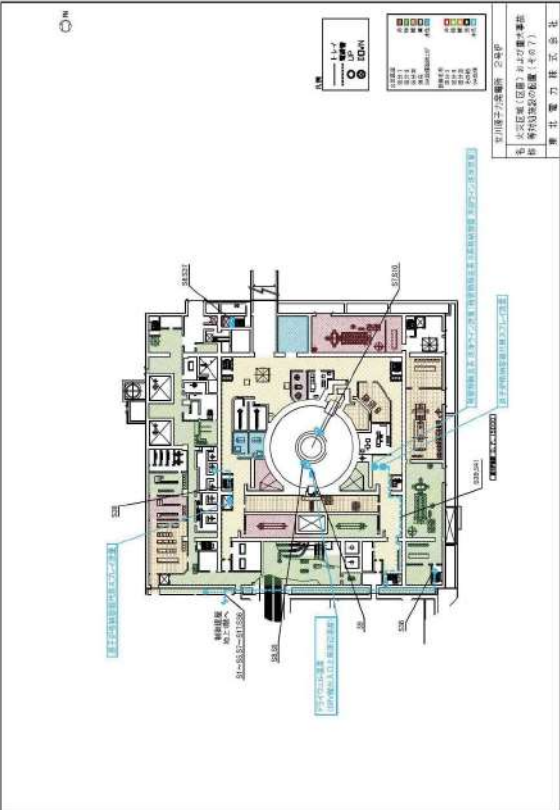
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1079 1005">図51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

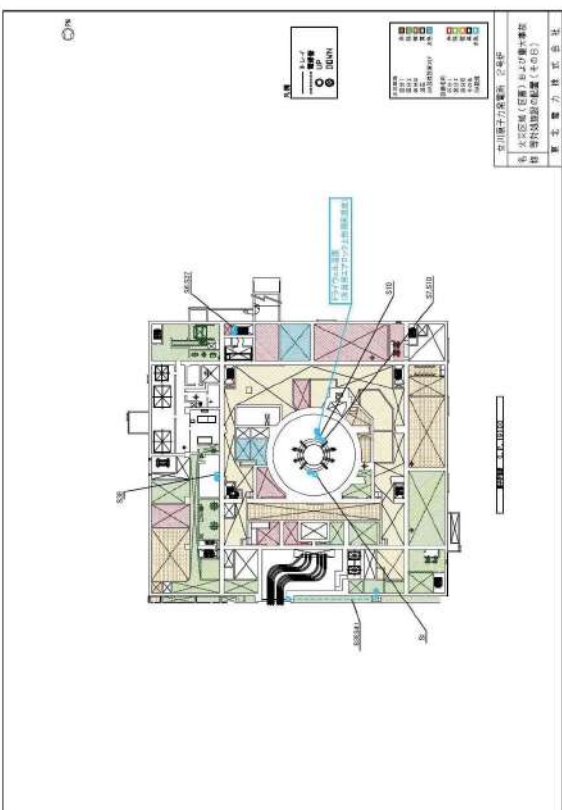
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

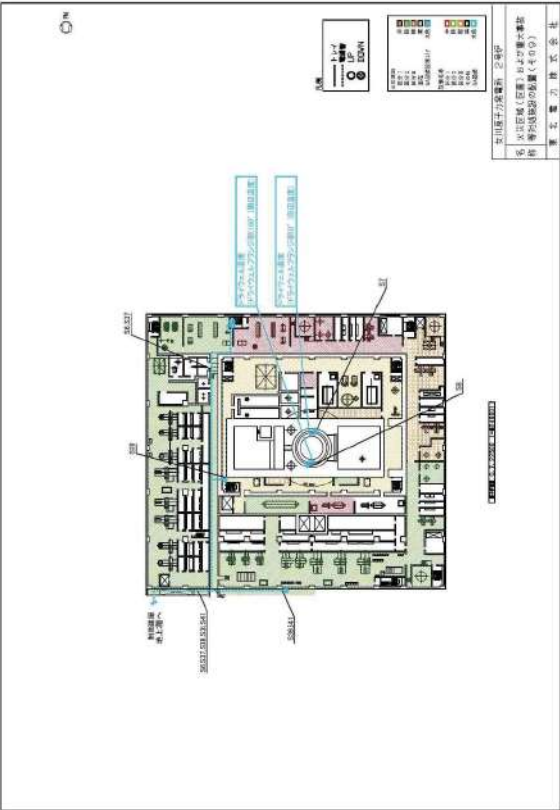
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

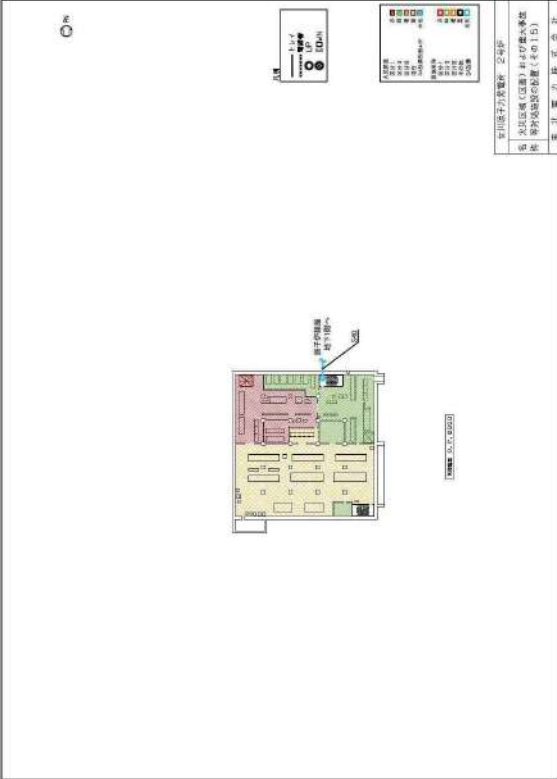
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

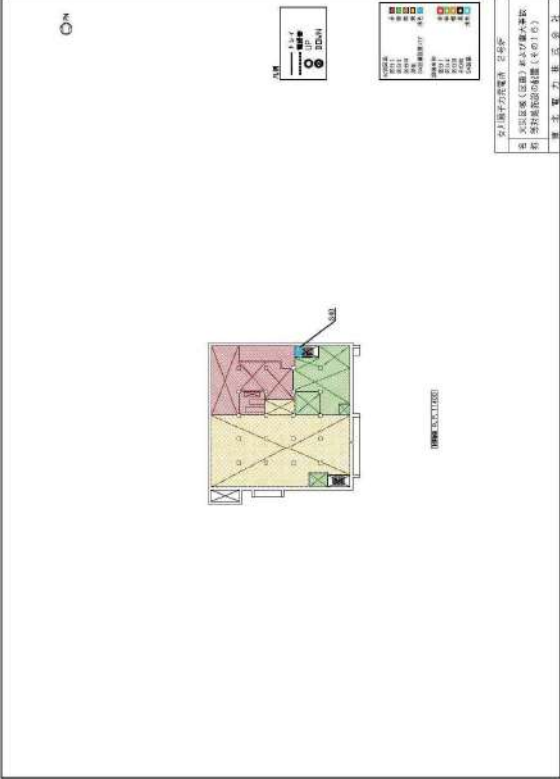
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-22 2号炉制御棟屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

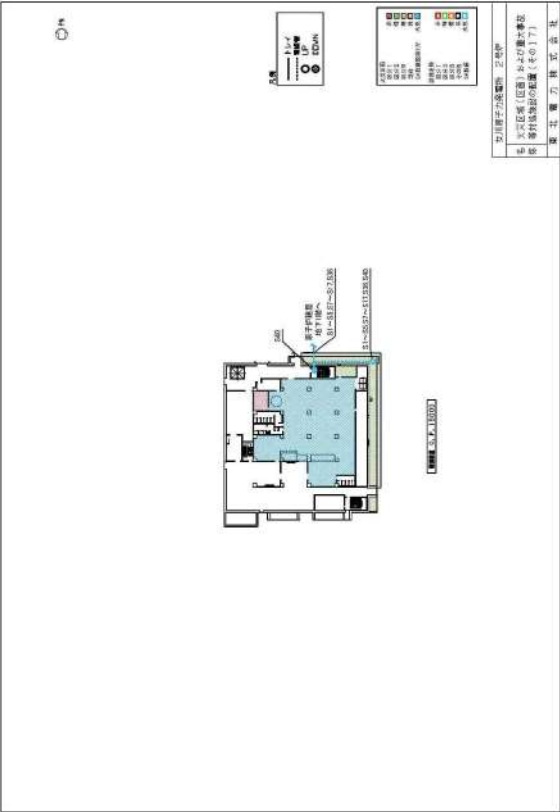
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉副制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

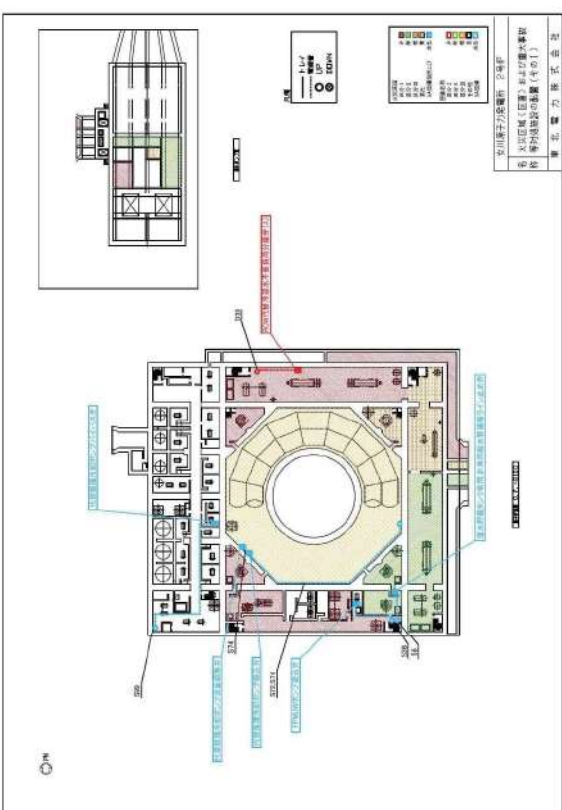
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 991 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="902 1011 1218 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

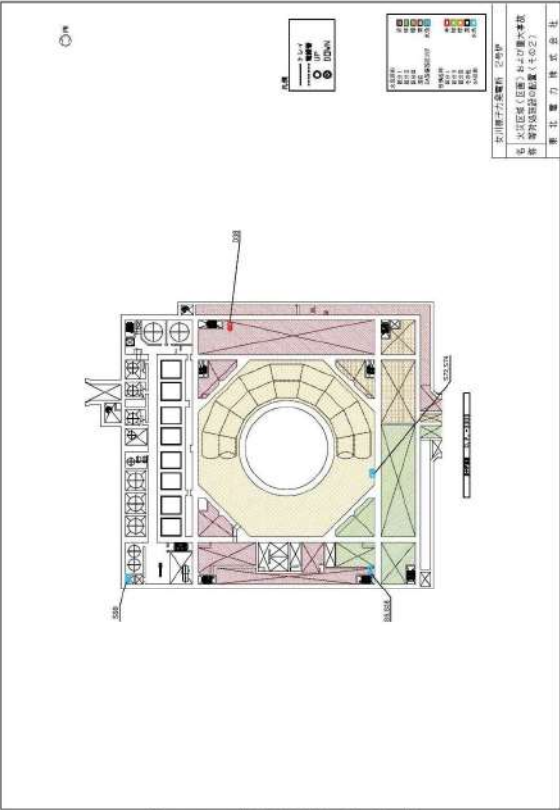
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

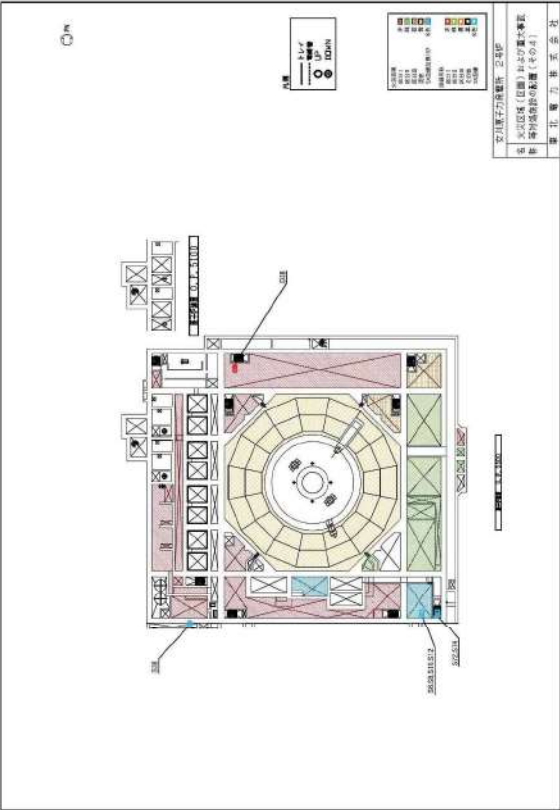
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-29 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

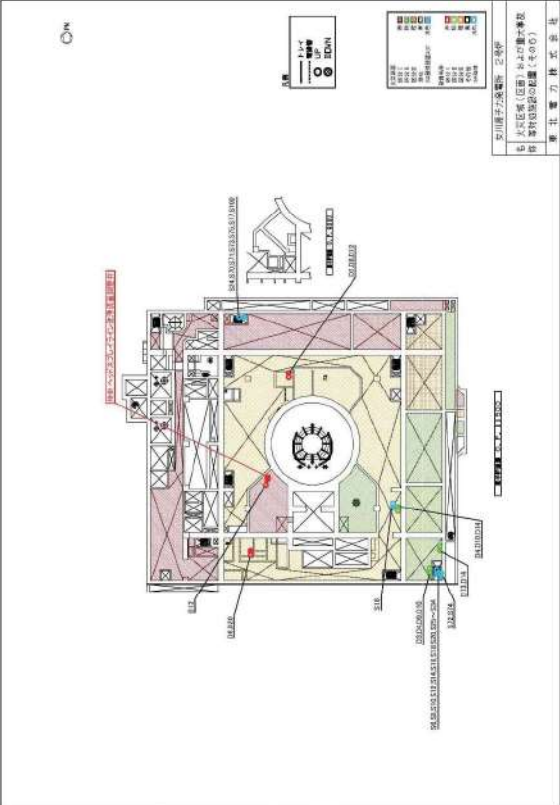
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の回路が分離された設計である点において同等である。</p>

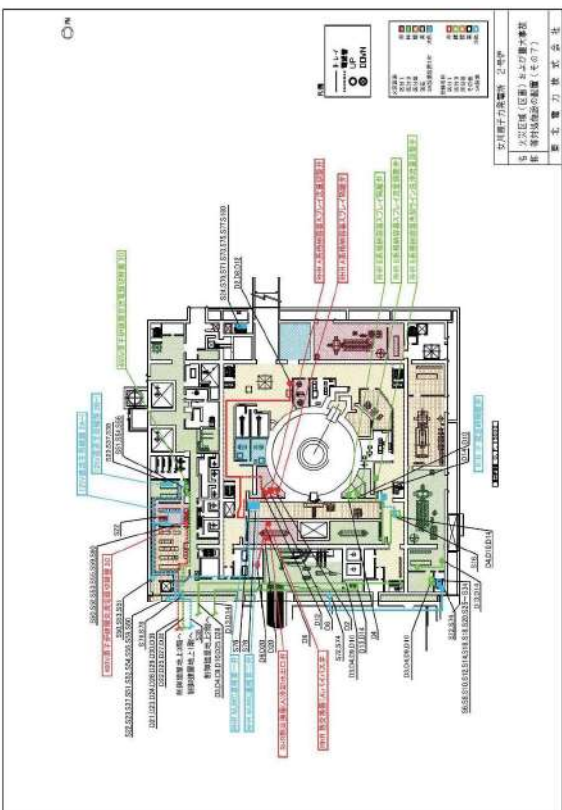
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

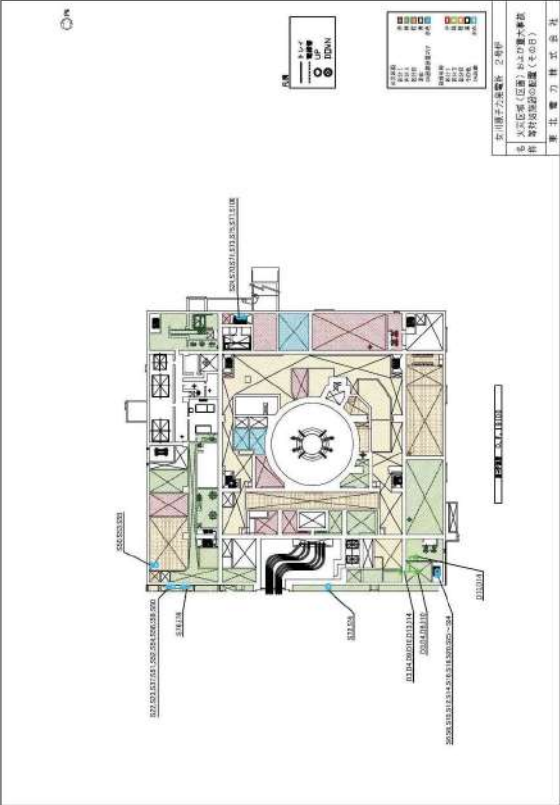
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

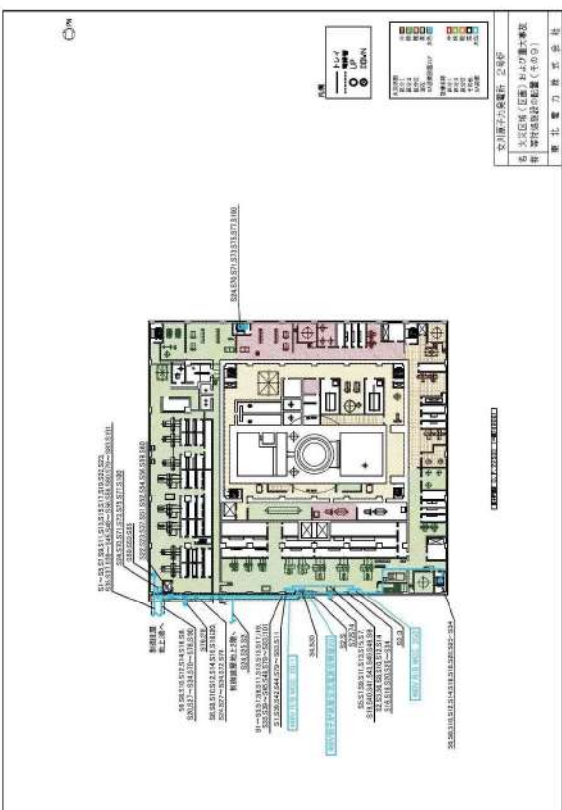
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 162">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

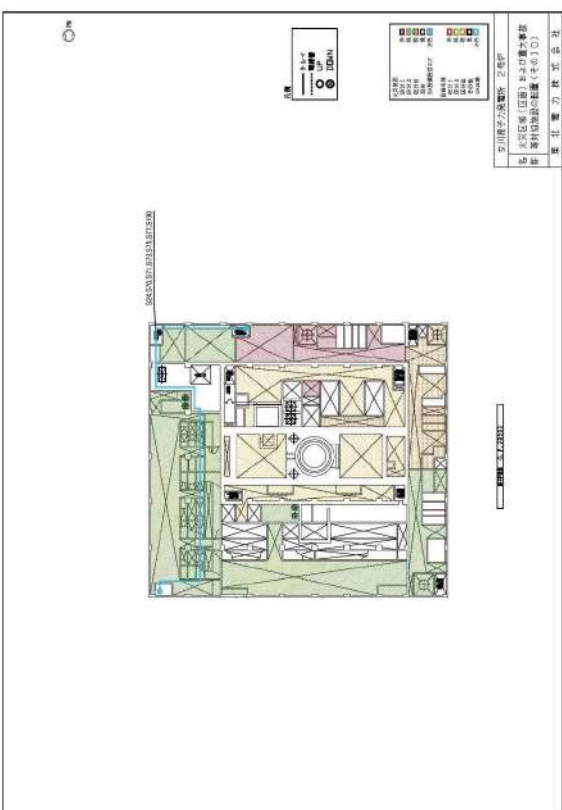
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

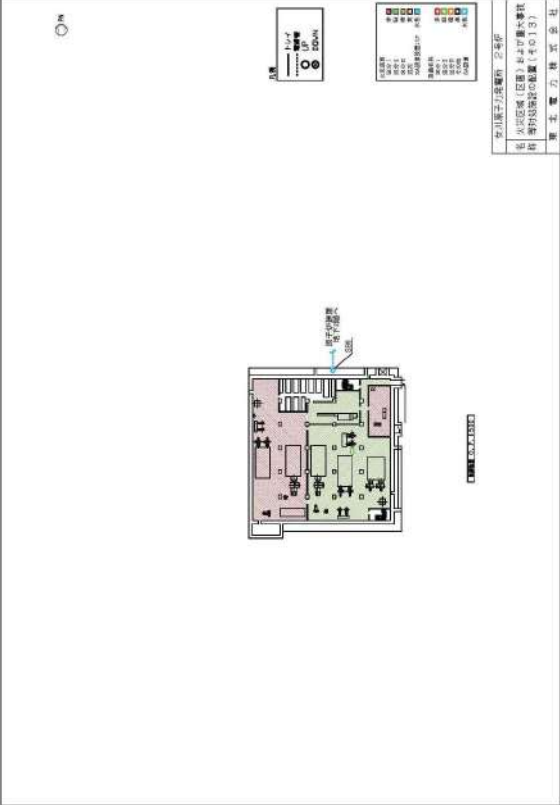
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

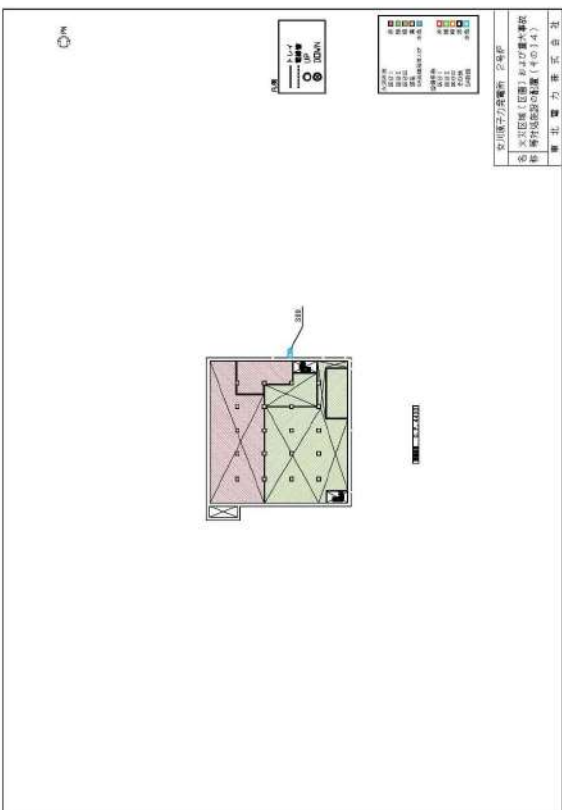
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

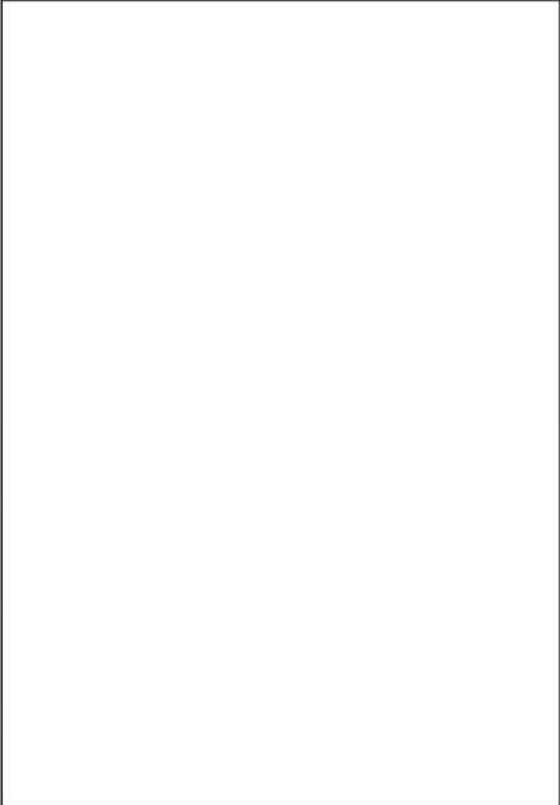
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

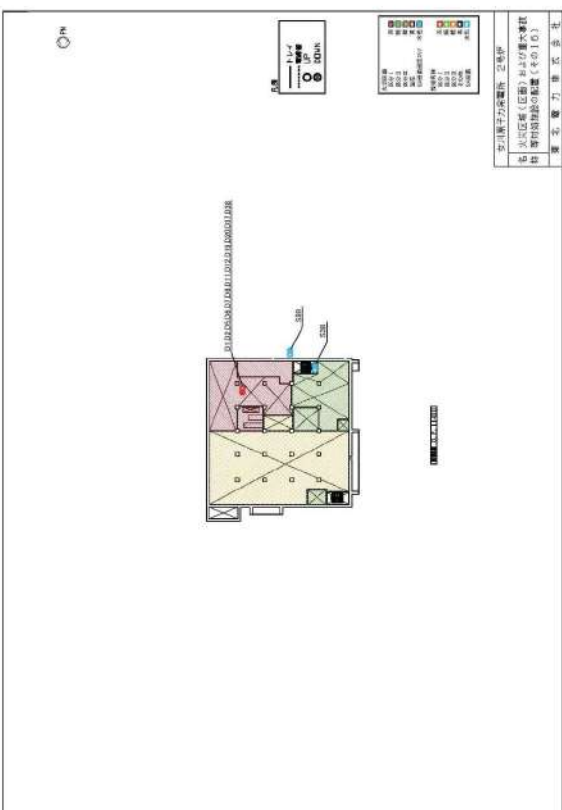
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 989 1075 1005">図51-39 2号伊弉册御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="896 1008 1220 1029">作図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

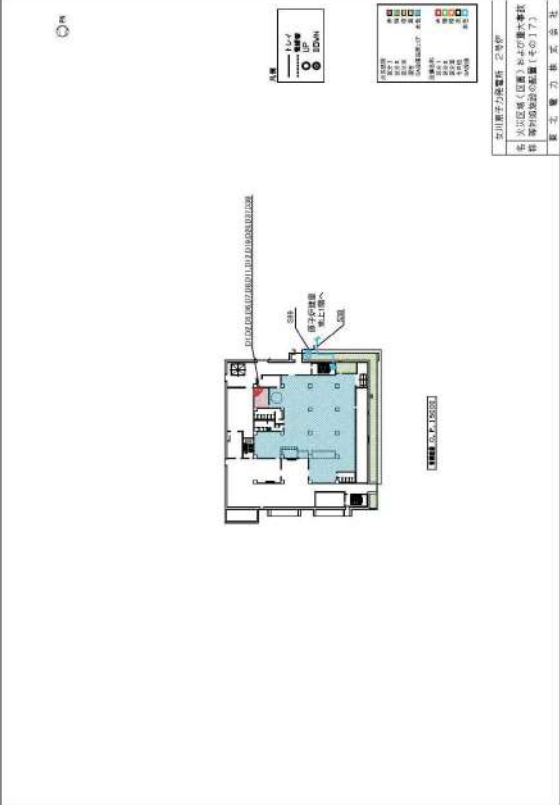
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 981 1075 1005">図 51-40. 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

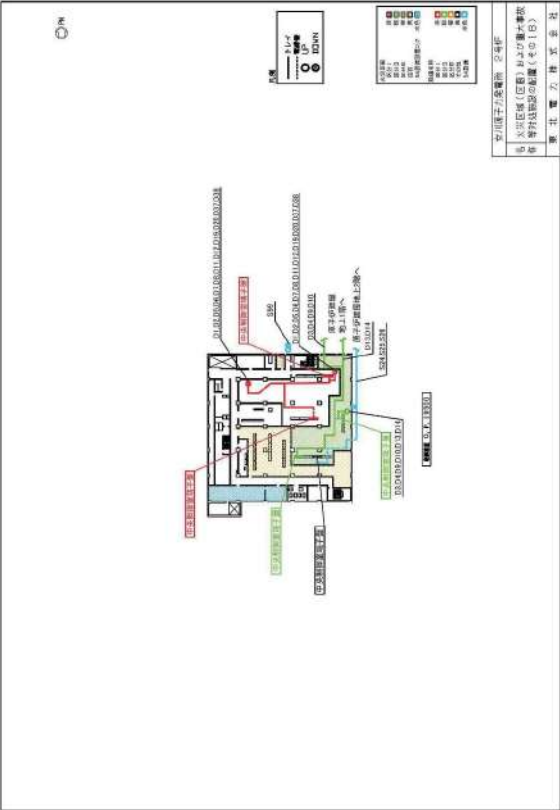
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

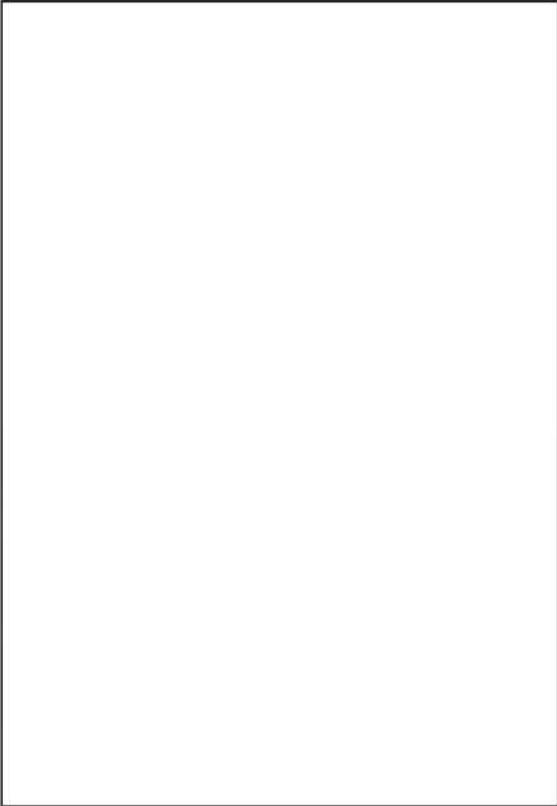
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-42 2号炉制御柱屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

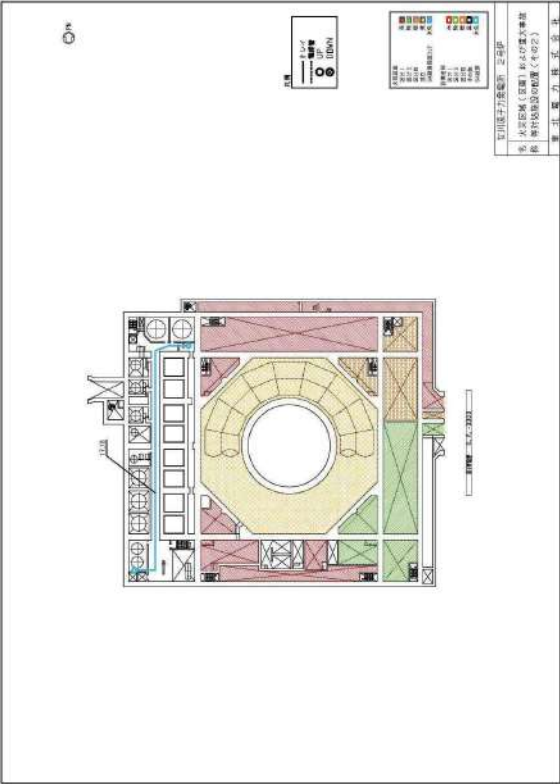
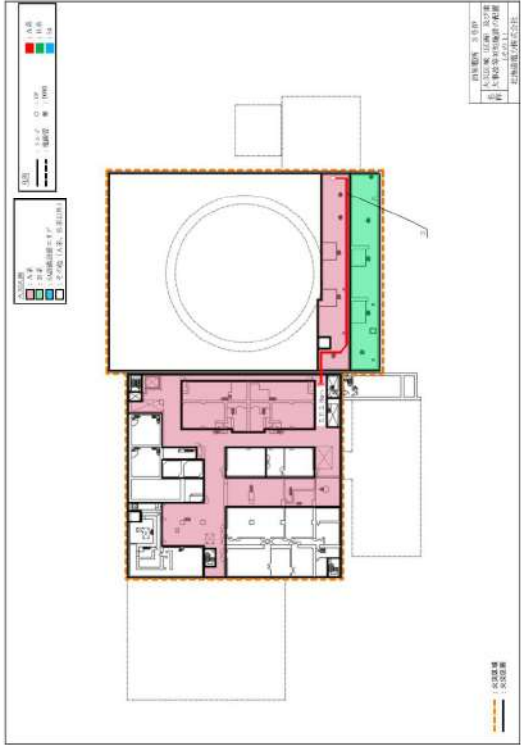
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図 51-43 2号炉副建建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 146 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

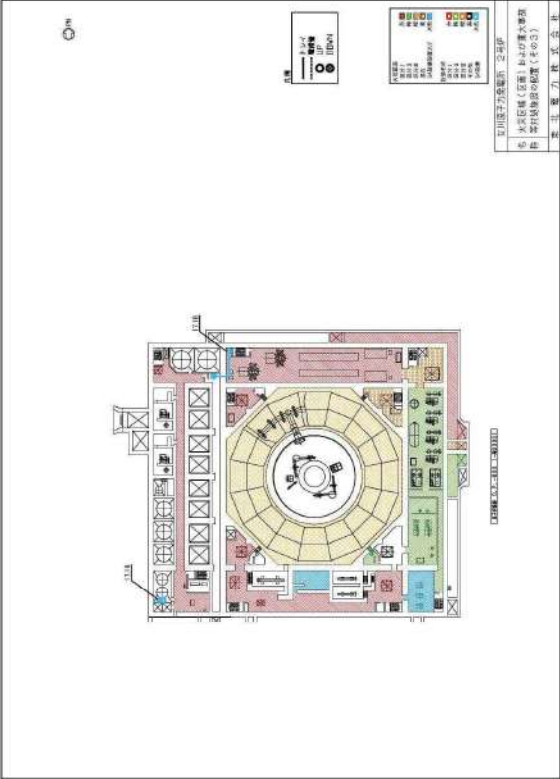
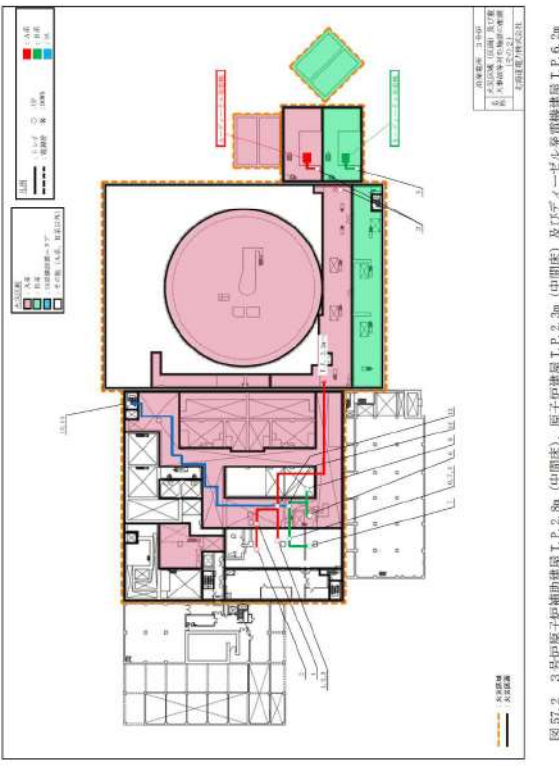
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

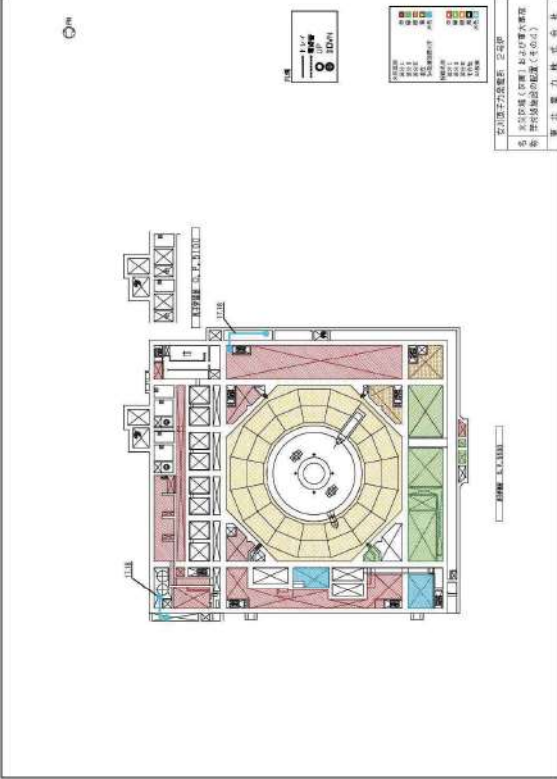
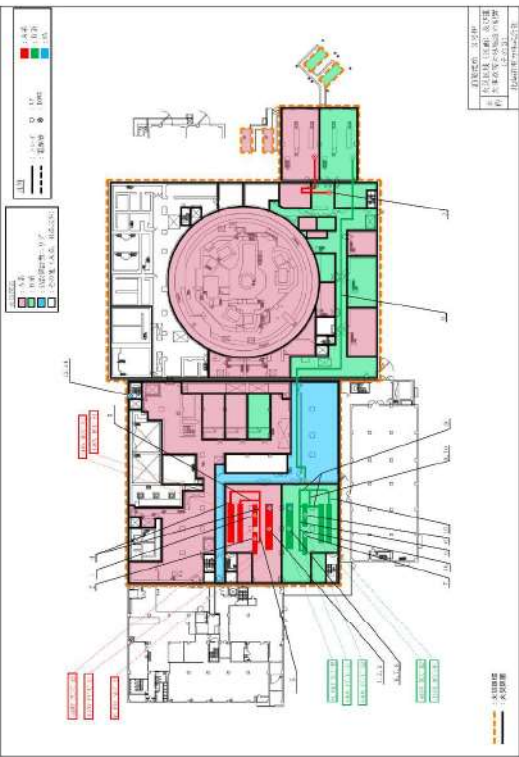
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8a (中間床)、原子炉建屋 T.P.2.8a (中間床)、原子炉建屋 T.P.2.8a (中間床) 及びデューセル発電機建屋 T.P.6.2a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

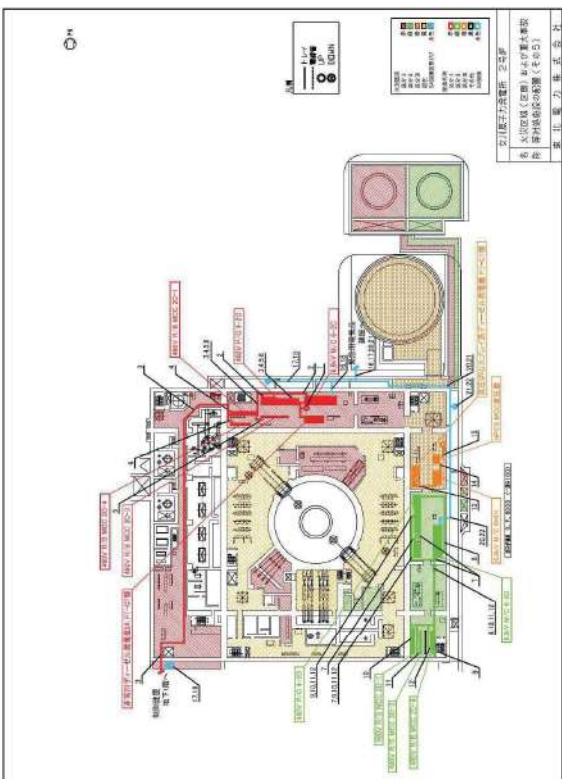
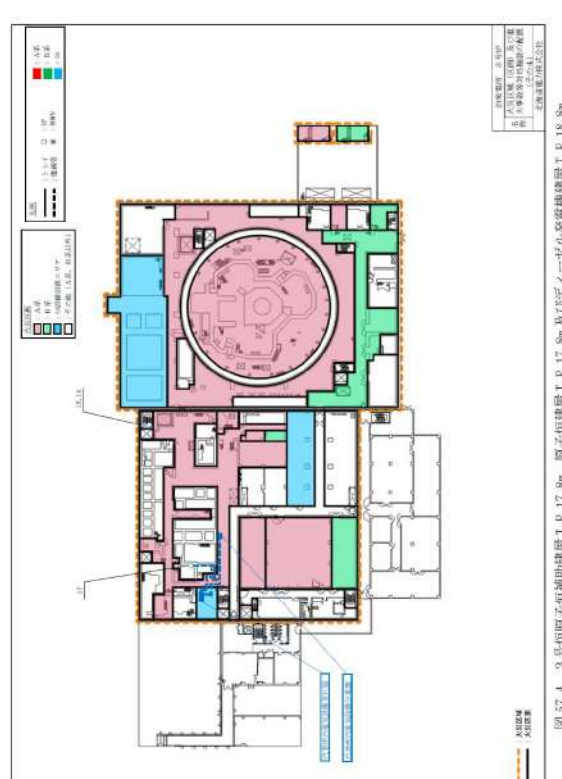
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 57.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m、原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

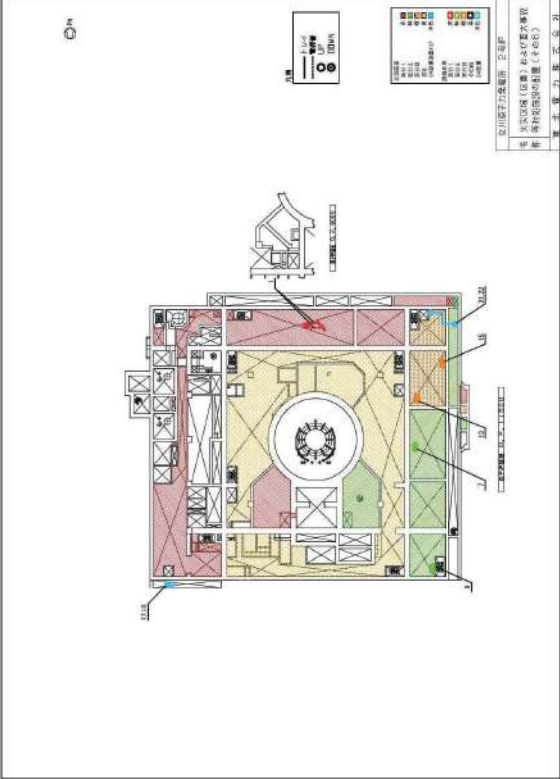
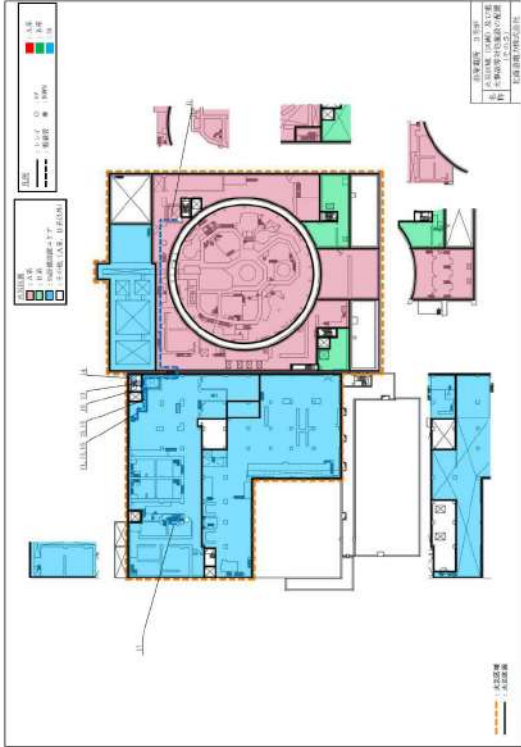
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-4 2号炉原子炉棟屋 地下1階</p>	 <p>図57.4 3号炉原子炉補助棟屋I.P.17.8a, 原子炉棟屋I.P.17.8b及びディージェル発電機棟屋I.P.18.5b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

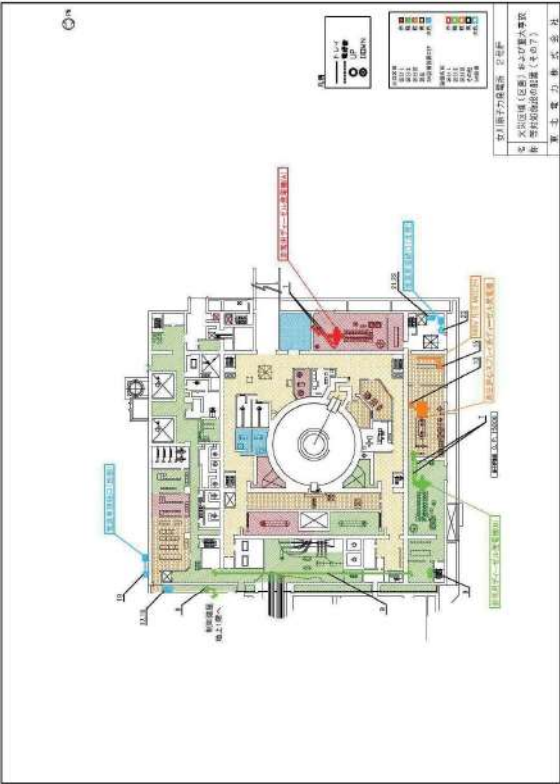
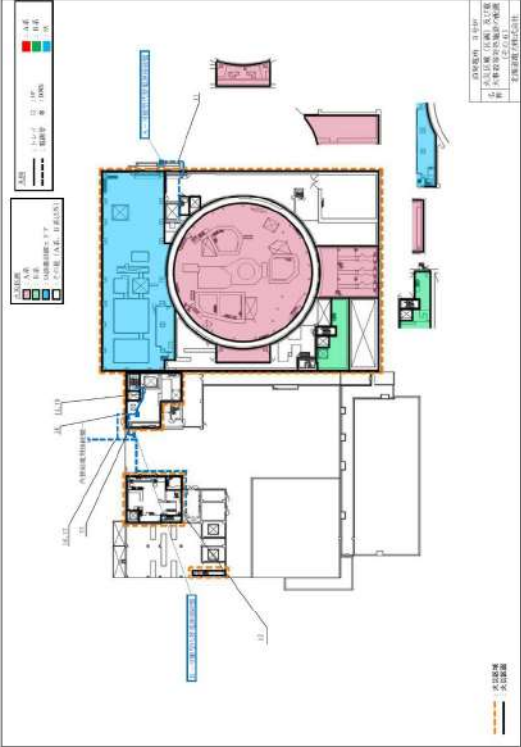
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 T.P.24.8m 及び原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

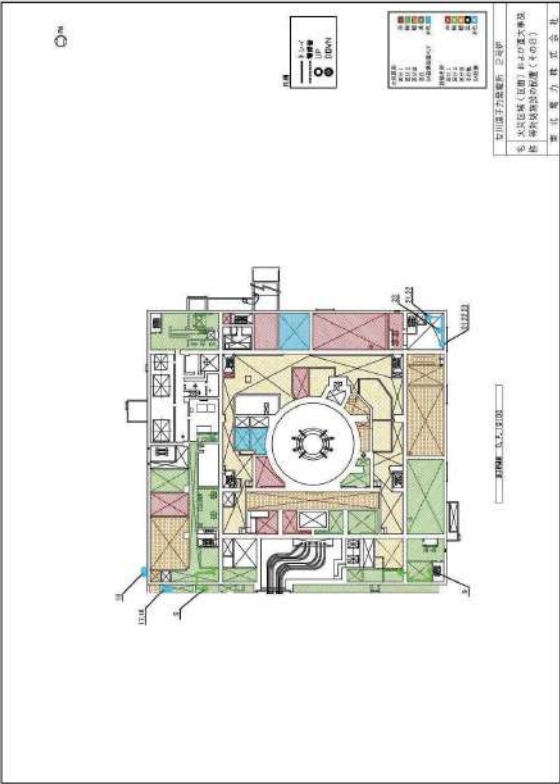
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

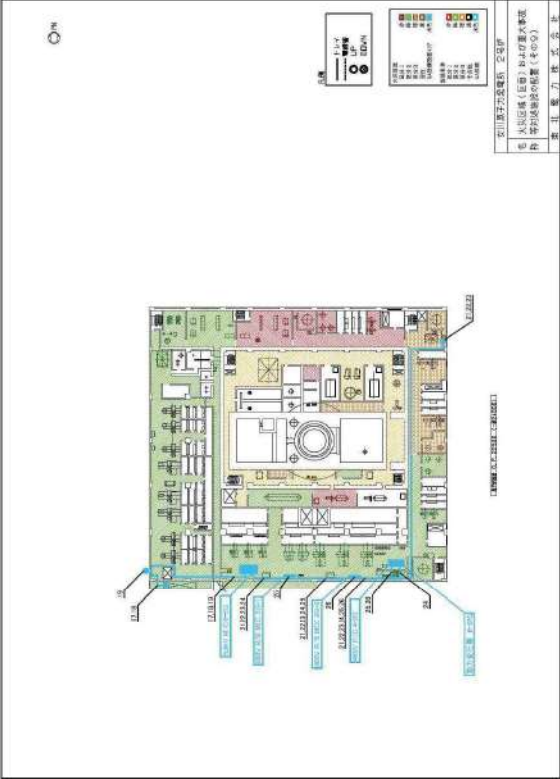
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図 57-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 962 1081 979">図 57-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

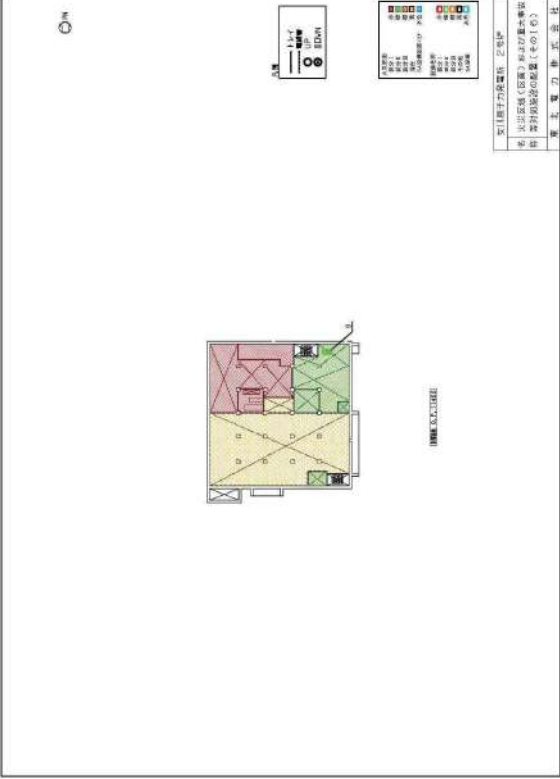
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

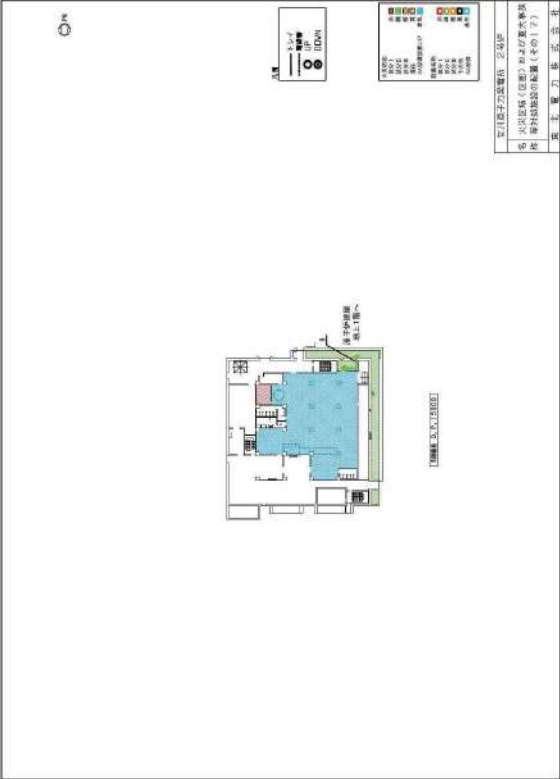
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1086 979">図 57-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図 57-11 2号炉制御建屋 池上1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p>  <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="784 335 1164 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)</th> <th rowspan="2">(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池</th> </tr> <tr> <th>125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)</th> <th>125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約 8,000Ah</td> <td>125V 約 6,000Ah</td> <td>125V 約 400Ah</td> <td>125V 約 2,000Ah</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)</td> <td></td> <td>1 (125V 蓄電池 2H 用)</td> <td>1 (125V 代替蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池	125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)	125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)	蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah	充電器 台数	1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)		1 (125V 蓄電池 2H 用)	1 (125V 代替蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様</p> <table border="1" data-bbox="1411 351 1736 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th rowspan="2">(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池</th> </tr> <tr> <th>A 蓄電池</th> <th>B 蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah × 2組</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数 充電方式</td> <td>1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池	A 蓄電池	B 蓄電池	蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組	充電器 台数 充電方式	1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)	<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇨泊：使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		設計基準事故対処設備 125V 蓄電池 2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V 代替蓄電池																																			
	125V 蓄電池 2A (区分Ⅰ)	125V 蓄電池 2B (区分Ⅱ)																																					
蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah																																			
充電器 台数	1 (125V 蓄電池 2A 用) 1 (125V 蓄電池 2B 用)		1 (125V 蓄電池 2H 用)	1 (125V 代替蓄電池用)																																			
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)																																			
項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池																																				
	A 蓄電池	B 蓄電池																																					
蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組																																				
充電器 台数 充電方式	1 (A 蓄電池用) 1 (B 蓄電池用) 浮動 (常時)		2 (後備蓄電池用) 浮動 (常時)																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	<p>図 57-10-1 直流電源設備 単線結線図</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期T B)</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失 (T B U)</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失 (T B D)</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失 (T B P)</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 L O C A時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、区分Ⅰ～Ⅲの各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路(表57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備 (タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁) (表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池(非常用)からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備(タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ)(表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3} (表57-10-2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンブ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンブ水位(広域), 格納容器再循環サンブ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) (表57.10.2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ピット水位計、無線連絡設備 (固定) / (携帯)、衛星電話設備 (固定) / (携帯) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位 (広域)、格納容器再循環サンプル水位 (狭域)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ピット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、(1) b項で選定した設備(表57-10-3、表57-10-4)については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系(直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力(S A)、原子炉水位(広帯域)(燃料域)、原子炉水位(S A広帯域)(S A燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度(表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備(代替非常用発電機)から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、(1) b項で選定した設備(表57.10.3、表57.10.4)については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ビット水位(AM用)、使用済燃料ビット水位(可搬型)、使用済燃料ビット温度(AM用)、使用済燃料ビット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位(狭域)、蒸気発生器水位(広域)、補助給水ビット水位、1次冷却材温度(広域-高温側)、1次冷却材温度(広域-低温側)、1次冷却材圧力(広域)、加圧器水位、燃料取替用ホビット水位、格納容器再循環サンプ水位(広域)、格納容器再循環サンプ水位(狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力(AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位(表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u> (表 57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u> (表 57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8 燃料 #9 燃料 #10 警告時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ 供給可能時間
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
4条	地震による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
9条	津波による機器の防止	有	9-1	津波警報カマ	DB	24時間 24時間
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-2	外の林を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB	24時間 24時間
7条	非常用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
8条	火災による機器の防止	有	8-1 8-2	外郭検知器 (4-1と同一) 火災防煙対策設備+2 (4-1と同一)	DB DB	24時間 24時間
9条	洪水による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
10条	悪操作の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
11条	安全設備故障等	有	11-1 11-2	風速風向 風速風向非正常用監視	DB DB	8時間 8時間 24時間 24時間
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の発生防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 燃料 #6 燃料 #7 要求時間 A. #68 B. #68
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
4条	地震による機器の防止	有	4-1	地下水検水設備	DB	24時間 24時間
5条	津波による機器の防止	有	5-1 5-2	外の状況を把握する設備+1 (津波監視カメラ) 外の状況を把握する設備+1 (風速カメラ水位計)	DB DB	8時間 8時間 24時間 24時間
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-3	潮位計	DB	24時間 24時間
7条	襲撃原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
8条	洪水による機器の防止	有	8-1 8-2	水質検知器 (4-1と同一) 水質防凍対策設備+2 (4-1と同一)	DB DB	8時間 8時間 24時間 24時間
9条	洪水による機器の防止	有	9-1	船体センサーの自動停止インターロック	DB	8時間 24時間
10条	悪操作の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
11条	安全設備故障等	有	11-1 11-2	異常電源検出装置 非常灯及び警報灯	DB DB	24時間 24時間
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の発生防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間 #11	供給可能時間		
										区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ -	区分Ⅲ -
20条	一次冷却水の減少を抑制する設備	無	20-1 (47-2と同じ)	原子炉隔離時冷却系	DB 拡張	○	-	-	24時間	交流電源復旧後日稼に使用	-	-
21条	機器熱を除去することができる設備	無	20-2 (47-2と同じ)	制御棒駆動水圧系	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧後日稼に使用	-	-
22条	蒸気ヒートシンクへ熱を搬送することができる設備	無	21-1 (47-2,48-4,48-2と同じ)	換熱器熱除去系	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧後日稼に使用	-	-
			22-1 (48-5と同じ)	原子炉隔離時冷却水系	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧後日稼に使用	-	-
			22-2 (48-6と同じ)	原子炉隔離時冷却水系	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧後日稼に使用	-	-
23条	計測制御系統異常	無	23-1 (58-27と同じ)	駆動伝達系	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-2 (58-28と同じ)	蒸気出力監視系	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-3 (58-28と同じ)	制御棒位置	DB 拡張	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			23-4 (58-28と同じ)	原子炉反応度(伝達遅延)監視	DB/SA 拡張	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-5 (58-2と同じ)	原子炉正圧力	DB/SA 拡張	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-6 (58-4と同じ)	原子炉隔離時冷却系圧力	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-7 (58-4と同じ)	原子炉隔離時冷却系圧力	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-8 (58-3と同じ)	原子炉正圧力維持装置	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間	-	-
			23-9 (58-11と同じ)	圧力ウェル圧力	DB 拡張	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-
21条	機器熱を除去することができる設備	無	21-2 (44-3,45-3,46-4,47-4,48-1と同じ)	補助給水設備 (電動運転時給水ポンプ)	DB/SA 拡張	○	-	-	5分	5分	5分	-
			21-3 (44-4,45-4,46-5,47-5,48-2と同じ)	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3	DB/SA 拡張	○	-	-	5分	5分	5分	-
			21-4 (44-7,45-6,46-7,47-6,48-7と同じ)	主要設備 (圧縮蒸気発生機)	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	1時間	1時間	-
			21-5 (44-9,45-7,46-4と同じ)	補助給水設備 (補助給水ポンプ)	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
22条	最終ヒートシンクへ熱を搬送することができる設備	無	22-1 (48-5,49-1,50-2と同じ)	原子炉隔離時冷却水設備	DB/SA 拡張	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			22-2 (48-6,49-2,50-3と同じ)	原子炉隔離時冷却水設備	DB/SA 拡張	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			22-3 (58-1と同じ)	圧力調整中性子室	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			22-4 (58-2と同じ)	中間相成中性子室	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			22-5 (58-3と同じ)	中性子源相成中性子室	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			22-6 (58-11と同じ)	制御棒位置	DB 拡張	-	-	-	8時間	8時間	24時間	24時間
23条	計測制御系統異常	無	23-5 (58-11と同じ)	加圧器正圧力	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			23-6 (58-11と同じ)	加圧器蒸気	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">追加要 求事項 の序番</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電源供給する設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">炉心 #5</th> <th rowspan="2">格納 #6</th> <th rowspan="2">燃料 #7</th> <th rowspan="2">要求 時間</th> <th colspan="2">供給可能時間</th> </tr> <tr> <th>A系#8</th> <th>B系#8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">23条 計測制御系統施設</td> <td rowspan="12"></td> <td rowspan="12">測</td> <td>23-7</td> <td>1次冷却母管圧力 (圧減) (58-10 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-8</td> <td>1次冷却母管流量 (圧減-高流量) (58-8 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-9</td> <td>1次冷却母管流量 (圧減-低流量) (58-9 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-10</td> <td>1次冷却母管流量</td> <td>06</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-11</td> <td>主蒸気予冷圧力 (58-16 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-12</td> <td>蒸気発生器水位 (検測) (58-5 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-13</td> <td>蒸気発生器水位 (圧減) (58-6 と同じ)</td> <td>06</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-14</td> <td>格納容器内流量 (58-19 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 1時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-15</td> <td>原子炉格納容器圧力 (58-18 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-16</td> <td>潤滑注入流量 (58-12 と同じ)</td> <td>06 06張</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23-17</td> <td>潤滑注入流量 (58-17 と同じ)</td> <td>06 06張</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23-18</td> <td>潤滑給水流量 (58-4 と同じ)</td> <td>06</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-19</td> <td>潤滑給水ピストン水位 (58-7 と同じ)</td> <td>06</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> <tr> <td>23-20</td> <td>圧力タンク水位 (58-28 と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要 求事項 の序番	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間		A系#8	B系#8	23条 計測制御系統施設		測	23-7	1次冷却母管圧力 (圧減) (58-10 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-8	1次冷却母管流量 (圧減-高流量) (58-8 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-9	1次冷却母管流量 (圧減-低流量) (58-9 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-10	1次冷却母管流量	06	○	-	-	8 時間	24 時間	24 時間	23-11	主蒸気予冷圧力 (58-16 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-12	蒸気発生器水位 (検測) (58-5 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-13	蒸気発生器水位 (圧減) (58-6 と同じ)	06	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-14	格納容器内流量 (58-19 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 1時間	24 時間	24 時間	23-15	原子炉格納容器圧力 (58-18 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	23-16	潤滑注入流量 (58-12 と同じ)	06 06張								23-17	潤滑注入流量 (58-17 と同じ)	06 06張								23-18	潤滑給水流量 (58-4 と同じ)	06			○	-	-	24 時間	24 時間	23-19	潤滑給水ピストン水位 (58-7 と同じ)	06			○	○	-	24 時間	24 時間	23-20	圧力タンク水位 (58-28 と同じ)	06/ SA			○	-	-	24 時間	24 時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要 求事項 の序番											番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5				格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間																																																																																																																																
			A系#8	B系#8																																																																																																																																																			
23条 計測制御系統施設		測	23-7	1次冷却母管圧力 (圧減) (58-10 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-8	1次冷却母管流量 (圧減-高流量) (58-8 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-9	1次冷却母管流量 (圧減-低流量) (58-9 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-10	1次冷却母管流量	06	○	-	-	8 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-11	主蒸気予冷圧力 (58-16 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-12	蒸気発生器水位 (検測) (58-5 と同じ)	06/ SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-13	蒸気発生器水位 (圧減) (58-6 と同じ)	06	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-14	格納容器内流量 (58-19 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 1時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-15	原子炉格納容器圧力 (58-18 と同じ)	06/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間																																																																																																																																												
			23-16	潤滑注入流量 (58-12 と同じ)	06 06張																																																																																																																																																		
			23-17	潤滑注入流量 (58-17 と同じ)	06 06張																																																																																																																																																		
			23-18	潤滑給水流量 (58-4 と同じ)	06			○	-	-	24 時間	24 時間																																																																																																																																											
23-19	潤滑給水ピストン水位 (58-7 と同じ)	06			○	○	-	24 時間	24 時間																																																																																																																																														
23-20	圧力タンク水位 (58-28 と同じ)	06/ SA			○	-	-	24 時間	24 時間																																																																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
条文	内容	追加要求事項の答	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8 格納 #9 燃料 #9 燃料 #10 要感時間	供給可能時間 区分1 区分II 区分III	
23条	計測制御系統施設	無	23-10	計測制御システム温水置	DB	-	1時間	-
			23-11	格納容器内常置気水蒸気源 (58-38と同じ)	DB/ SA	-	1時間	-
			23-12	格納容器内常置気水蒸気源 (58-39と同じ)	SA	-	24時間	-
			23-13	格納容器内常置気水蒸気源 (58-25と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-14	格納容器内常置気水蒸気源 (58-26と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-15	圧力制御装置	DB	-	-	1時間
			23-16	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量(58-9と同じ)	DB	○	24時間	-
			23-17	原子炉心スプレッドポンプ出口流量(56-10と同じ)	DB	-	-	-
			23-18	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量(56-11と同じ)	DB	-	-	-
			23-19	凝縮器冷却系ポンプ出口流量(58-12と同じ)	DB	-	-	-
24条	安全基準回復	有	24-1	原子炉保護系	DB	-	1時間	1時間
25条	圧力制御系統線及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉冷却系 (47-3と同じ)	DB/ SA	-	1時間	1時間
			26-1	外の状況に監視する設備*1 (取水ポンプ監視)	DB	-	8時間	24時間
26条	原子炉制御装置	有	26-2	中央制御室換気空調系	DB	-	24時間	24時間
			26-3					
			26-4					
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 燃料 #6 燃料 #7 要感時間	供給可能時間 A #6 B #6	
23条	計測制御系統施設	無	23-21	格納容器内常置気水蒸気源 (58-14と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-22	格納容器内常置気水蒸気源 (58-15と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-23	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (58-27と同じ)	DB	○	24時間	24時間
			23-24	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 (58-27と同じ)	DB	-	-	-
			23-25	制御用空圧圧力	DB	-	-	-
			23-26	熱源監視システム水位 (58-13と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-27	格納容器内常置気水蒸気源 (58-20と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
			23-28	格納容器内常置気水蒸気源 (58-21と同じ)	DB/ SA	○	24時間	24時間
24条	安全基準回復	有	24-1	原子炉保護装置	DB	-	1時間	1時間
25条	圧力制御系統線及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉冷却系	DB	-	-	-
			26-1	外の状況に監視する設備*1 (取水ポンプ監視)	DB	-	8時間	24時間
			26-2	外の状況に監視する設備*1 (取水ポンプ監視)	DB	-	8時間	24時間
			26-3	外の状況に監視する設備*1 (取水ポンプ監視)	DB	-	8時間	24時間
			26-4	中央制御室空調設備 (59-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)
 【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
条文	内容	追加要求事項の種類	番号	電源供給する設備	機能	機能	相違理由
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	DB/SA	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	DB/SA	【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	DB/SA	
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	DB/SA	
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	専用電源から供給	
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	交流電源復旧後に変更	
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	交流電源復旧後に変更	
33条	保安電源設備	有	33-1	DC/DC変換装置	DB/SA	1分	1分
			33-2	DC/DC変換装置	DB/SA	1分	1分
			33-3	DC/DC変換装置	DB/SA	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/SA	専用電源から供給	
			35-1	無酸素化装置(固定/構築)	DB/SA	8時間	24時間
			35-2	無酸素化装置(固定/構築)	DB/SA	8時間	24時間
35条	潤滑油供給設備	有	35-3	安全バスタータンクシステム(SFDS)(62-3&4回シ)	DB/SA	8時間	24時間
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機能	相違理由
26条	原子炉制御室等	有	26-5	酸濃度警報・二酸化炭素濃度警報(69-1と同一)	DB/SA	専用電源から供給	
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングステーション	DB	専用電源から供給	
32条	原子炉格納施設	無	32-1	アンモニアガス処理装置(63-1,50-2と同一)	DB/SA	交流電源復旧後に変更	
			32-2	原子炉格納貯蔵スペース設備(47-2,49-1,50-1,51-1と同一)	DB/SA	交流電源復旧後に変更	
33条	保安電源設備	有	33-1	メタルフレーム型閉鎖装置	DB/SA	1分	1分
			33-2	パワールームコントロールシステム	DB/SA	1分	1分
			33-3	ゾーセル型遮断装置	DB/SA	1分	1分
34条	緊急時対策所	有	34-1	緊急時対策所(61-1と同一)	DB/SA	専用電源から供給	
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信連絡設備(62-1と同一)	DB/SA	専用電源から供給	
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">追加要 求事項 の有無</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電源供給する設備</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">炉心 #5</th> <th rowspan="2">格納 #6</th> <th rowspan="2">燃料 #7</th> <th rowspan="2">要求 時間</th> <th colspan="2">供給可能時間</th> </tr> <tr> <th>A系#8</th> <th>B系#8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">44条</td> <td rowspan="4">緊急停止発動時に発電用原子炉を未稼働にするための設備</td> <td rowspan="4">有</td> <td>44-6</td> <td>1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-7</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-8</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気過給し弁)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>44-9</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ) 出口流量調節弁 (21-5と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">45条</td> <td rowspan="8">原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td rowspan="8">有</td> <td>45-1</td> <td>冷却注入系 (19-1と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-2</td> <td>自然給水設備</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-3</td> <td>補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2,21-1と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-4</td> <td>補助給水設備 (タービン動機補助給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5分</td> <td>5分</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>45-5</td> <td>1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-6</td> <td>主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>45-7</td> <td>補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>45-8</td> <td>冷却注入系 (19-3と同じ)</td> <td>DB/SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	構造	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間		A系#8	B系#8	44条	緊急停止発動時に発電用原子炉を未稼働にするための設備	有	44-6	1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-7	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-8	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ) 出口流量調節弁 (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	45条	原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1	冷却注入系 (19-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	45-2	自然給水設備	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2,21-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	45-4	補助給水設備 (タービン動機補助給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分	45-5	1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	45-6	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間	45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	45-8	冷却注入系 (19-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要 求事項 の有無											番号	電源供給する設備	構造	炉心 #5				格納 #6	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間																																																																																																												
			A系#8	B系#8																																																																																																																															
44条	緊急停止発動時に発電用原子炉を未稼働にするための設備	有	44-6	1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																								
			44-7	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																								
			44-8	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																								
			44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ) 出口流量調節弁 (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																								
45条	原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1	冷却注入系 (19-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																								
			45-2	自然給水設備	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																								
			45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2,21-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																								
			45-4	補助給水設備 (タービン動機補助給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	5分	5分	5分																																																																																																																								
			45-5	1次冷却設備 (加圧器過給し弁) (17-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																								
			45-6	主蒸気設備 (主蒸気過給し弁) (21-4と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	1時間																																																																																																																								
			45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-5と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																								
			45-8	冷却注入系 (19-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由										
				47-6	主蒸気設備 (主蒸気凝がし器)	部 記表	0	0	0	0	1時間	1時間	1時間			
				47-7	補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ)	部 記表	0	0	0	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		
				47-8	代替給水設備 スプレイポンプ	SA										
				47-9	余熱除去設備 (19-2、21-1と同じ)	部 記表										
				48-1	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	部 記表										
				48-2	補助給水設備 (タービン駆動 給水ポンプ) *3 (21-3と同じ)	部 記表	0	0	0	5分	5分	5分	5分	5分	5分	
				48-3	高圧注入系 (19-1と同じ)	部 記表										
				48-4	補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ)	部 記表	0	0	0	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
				48-5	原子炉補機冷却水設備 (22-1と同じ)	部 記表										
				48-6	原子炉補機冷却水設備 (22-2と同じ)	部 記表										
				48-7	主蒸気設備 (主蒸気凝がし器) (21-4と同じ)	部 記表	0	0	0	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	
				48-1	原子炉補機冷却水設備 (22-1と同じ)	部 記表										
48-2	原子炉補機冷却水設備 (22-2と同じ)	部 記表														

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 #9	格納 #9 #10	要級時間 #10	区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ 24時間	区分Ⅲ -	供給可能時間
50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベント系3-3+4	SA	O	O	24時間	24時間	24時間	-	-
51条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	有	50-2	代替格納容器系5	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
52条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	O	O	24時間	24時間	24時間	-	-
53条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベント系3-3+4	SA	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			52-2	静電放電式水素再結合装置	SA	-	O	24時間	24時間	24時間	-	-
			52-3	動作監視装置	SA	-	O	24時間	24時間	24時間	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却管のための設備	有	54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			54-2	使用済燃料プール冷却/温床(ヒートサーモ)	SA	-	O	24時間	24時間	24時間	-	-
			54-3	使用済燃料プール冷却/温床(パイプイン/ス式)(16-1と同一)	DB/SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			54-4	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-
			54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
55条	工場外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-
56条	重大事故等の取除に必要な水の供給設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電路が必要な系統は設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 #6	格納 #6 #7	要級時間 #7	区分A 24時間	区分B 24時間	区分C 24時間	供給可能時間
49条	原子炉格納容器内の冷却管のための設備	有	49-3	代替格納容器スプレイポンプ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			49-4	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同一)	DB	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			49-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同一)	DB	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
50条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	有	50-2	原子炉格納容器冷却水設備 (32-1と同一)	DB/SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			50-3	原子炉格納容器冷却水設備 (32-2と同一)	DB/SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			50-4	代替格納容器スプレイポンプ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (32-2と同一)	DB	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
51条	心を冷却するための設備(原子炉格納容器下部の設備)	有	51-2	代替格納容器スプレイポンプ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			51-3	低圧注入系 (19-2, 21-1と同一)	DB/SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			51-4	化学体積制御設備 (配てんポンプ)	DB/SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			52-1	格納容器水素イグナイタ温度監視装置	SA	-	O	24時間	24時間	24時間	-	-
			52-2	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	SA	-	O	24時間	24時間	24時間	-	-
52条	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-3	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (58-31と同一)	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-
			52-4	格納容器水素イグナイタ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
追加要求事項の有無 38条 計装設備	内容 33条 本装置による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 34条 使用済燃料貯蔵槽の存続等のための設備 35条 工場等外への放射性物質の世帯を抑制するための設備 36条 重大事故等の発生に必要なとなる水の供給設備 37条 電源設備	番号	電源供給する設備	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求期間	併給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	
		58-1	原子炉圧力調整速度	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-
		58-2	原子炉圧力(23-5と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-3	原子炉圧力(SA)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-4	原子炉水位(広帯域)/燃料(23-7と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-5	原子炉水位(SA広帯域)(SA燃料)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-6	蒸気発生器注水ポンプ出口流量	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-7	蒸気発生器五系冷却ライン流量(蒸気発生器五系冷却ライン流量)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-8	蒸気発生器五系冷却ライン流量(蒸気発生器五系冷却ライン流量)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-9	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量(23-16と同じ)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-10	蒸気発生器五系冷却ライン流量(蒸気発生器五系冷却ライン流量)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-11	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量(23-18と同じ)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
		58-12	蒸気発生器五系冷却ライン流量(蒸気発生器五系冷却ライン流量)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
				交流電源復旧後に使用								
		交流電源復旧後に使用										
		交流電源復旧後に使用										
条文	内容	番号	電源供給する設備	機殻	炉心 #6	格納 #6	燃料 #7	要求時間	併給可能時間	A系#8	B系#8	
53条	本装置による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	53-1	アミノクラス空気浄化設備	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		53-2	可搬型アミノクラス水素濃度計測ユニット(58-32と同じ)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		54-1	使用済燃料ピット水位(AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		54-2	使用済燃料ピット水位(可搬型)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		54-3	使用済燃料ピット湿度(AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		54-4	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		54-5	使用済燃料ピット監視カメラ	SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
55条	工場等外への放射性物質の世帯を抑制するための設備	-	(電線が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
56条	重大事故等の発生に必要なとなる水の供給設備	-	(電線が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
57条	電源設備	-	(電線が必要な設備については、各設備の表式にて設備の抽出を行う。)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		58-1	出力用配管中性子束(23-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		58-2	中間貯蔵中性子束(23-2と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		58-3	中性子束監視中性子束(23-3と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		58-4	検出器本流量(23-18と同じ)	DB	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
		【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)										
		【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要約 時間	区分1	区分II	区分III
			5E-13	原子炉格納容器下部注水装置	DR/SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-
			5E-14	原子炉格納容器代置スプレイ装置	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-15	ドライウェル温度	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-
			5E-16	圧力抑制室内空室温度	DR/SA	O	O	-	24時間	-	24時間	-
			5E-17	サブレーションプール水温度	DR/SA	-	O	-	24時間	-	24時間	-
			5E-18	ドライウェル圧力	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-
			5E-19	圧力抑制室圧力	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-
			5E-20	圧力抑制室水位	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-21	原子炉格納容器下部水位	DR/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-22	ドライウェル水位	DR/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-23	格納容器内水素濃度(D/W)	DR/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-24	格納容器内水素濃度(S/C)	DR/SA	-	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-25	格納容器内窒素計算値積毛二名(D/W)(23-13と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			5E-26	格納容器内窒素計算値積毛二名(S/C)(23-14と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
58条	計装設備	有										
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要約 時間	区分A	区分B	区分C
			58-5	高圧注入器水位 (広域)(23-12と同じ)	DR/SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-6	高圧注入器水位 (広域)(23-13と同じ)	DR/SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-7	格納容器レベル水位	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-8	1次冷却剤温度 (広域-高圧側)(23-8と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-9	1次冷却剤温度 (広域-低圧側)(23-9と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-10	1次冷却剤圧力 (広域)(23-7と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-11	加圧器水位 (23-6と同じ)	DR/SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-12	高圧注入装置 (23-16と同じ)	DR/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-13	燃料格納用ホット水位 (23-20と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-14	格納容器内高圧サブ水位 (23-21と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-15	格納容器内高圧サブ水位 (狭域)(23-22と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-16	主蒸気サイレン圧力 (23-11と同じ)	DR/SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-17	高圧注入装置 (23-14と同じ)	DR/SA	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-18	原子炉格納容器圧力 (23-15と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-19	格納容器内温度 (23-14と同じ)	DR/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
										【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)		
										【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
表文	内容	追加要求事項の仕様	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
			58-27	起動試験モータ (23-1と同一)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-
			58-28	平均出力調整モータ (23-2と同一)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-
			58-29	フィルタ装置 出口材料搬入 モータ	SA	-	○	-	24 時間	24時間	-
			58-30	原子炉種機冷却水系系線蒸 留	DB 蒸留				交流電源復旧後に使用		
			58-31	蒸留精製水系系交換器冷却 水人口流量	DB 蒸留				交流電源復旧後に使用		
			58-32	蒸留精製水系系ポンプ出 口圧力	DB 蒸留				交流電源復旧後に使用		
			58-33	低圧炉心スプレイ系ポンプ出 口圧力	DB 蒸留				交流電源復旧後に使用		
			58-34	蒸留精製水系系ポンプ出口圧 力	DB 蒸留				交流電源復旧後に使用		
			58-35	種水貯蔵タンク水位	SA	○	○	-	24 時間	24時間	-
			58-36	蒸留精製水系系ポンプ出口 圧力	SA	○	-	-	24 時間	24時間	-
			58-37	原子炉種機冷却水系系ポンプ 出口圧力(23-7と同一)	DB 蒸留	○	-	-	24 時間	24時間	-
			58-38	種水貯蔵タンク水位	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-
			58-39	種水貯蔵タンク水位調整系 (23-8と同一)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-
			58-40	種水貯蔵タンク水位調整系 (23-9と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	-
			58-41	種水貯蔵タンク水位調整系 (23-10と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	-
											格納容器貯蔵容量係数(23-13)、格納容器貯蔵容量係数(23-14)により見逃しが可能である
表文	内容	追加要求事項の仕様	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
			58-20	格納容器内高レベルアラーム (23-21と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	1時間 24時間	-
			58-21	格納容器内高レベルアラーム (23-22と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	1時間 24時間	-
			58-22	原子炉貯蔵器水位	SA	○	-	-	24 時間	24時間	-
			58-23	代替格納容器スプレイポンプ出 口流量調整	SA				交流電源復旧後に使用		
			58-24	格納容器圧力 (AM 用)	SA	○	○	-	24 時間	24時間	-
			58-25	可搬型流量計用設置 (格納容器 再循環ユニット入口流量/出口 流量)	SA				専用電源から供給		
			58-26	格納容器スプレイポンプ出 口流量調整 (AM 用)	SA				交流電源復旧後に使用		
			58-27	原子炉種機冷却水系系ポンプ出 水圧 (23-23 と同一)	DB 蒸留	○	○	-	24 時間	1時間 24時間	-
			58-28	原子炉種機冷却水系系ポンプ出 水圧 (23-23 と同一)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	-
			58-29	格納容器水位	SA	-	○	-	24 時間	24時間	-
			58-30	原子炉下部キャビティ水位	SA	-	○	-	24 時間	24時間	-
			58-31	可搬型格納容器内水素濃度計測 ユニット (23-2 と同一)	SA				交流電源復旧後に使用		
			58-32	可搬型ユニット水素濃度計測 ユニット (23-3 と同一)	SA				交流電源復旧後に使用		
											【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ (自然現象監視カメラ、津波監視カメラ)、取水ビット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信器) 及び消火設備 (全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力 (広帯域)、フィルタ装置出口圧力 (広帯域)、フィルタ装置水位 (広帯域) 及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ (構内監視カメラ、津波監視カメラ)、潮位計、取水ビット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信機) 及び消火設備 (全域ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 自然現象監視カメラ⇔泊: 構内監視カメラ ・女川: 気象情報システム⇔泊: 公的機関から気象情報入手できる設備 ・女川: 外の状況を監視する設備⇔泊: 外の状況を把握する設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 受信器⇔泊: 受信機 ・女川: ガスタービン発電機⇔泊: 代替非常用発電機</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

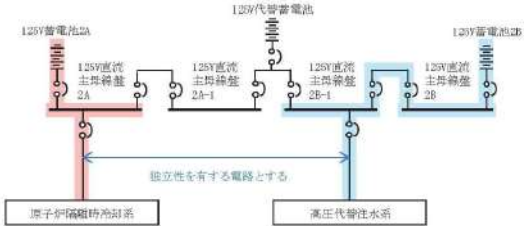
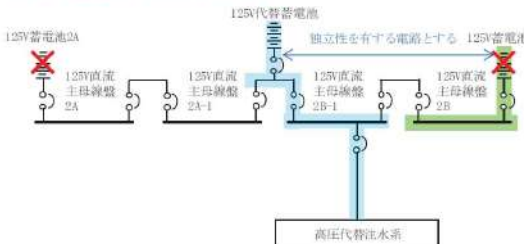
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】 設備構成の相違 ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図 57-10-4 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p> <p>図 57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図 57-10-5 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図 57.10.2 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図 57.10.3 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図 57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を付けていない。 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。 <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

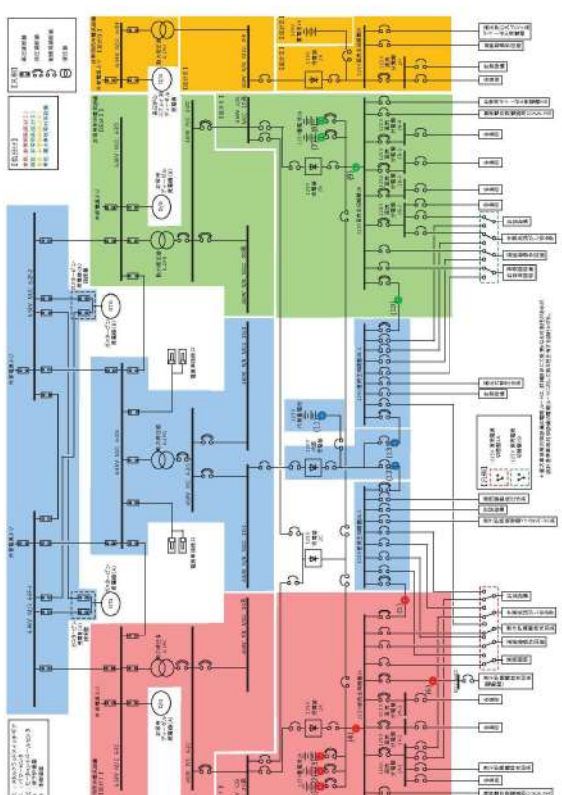
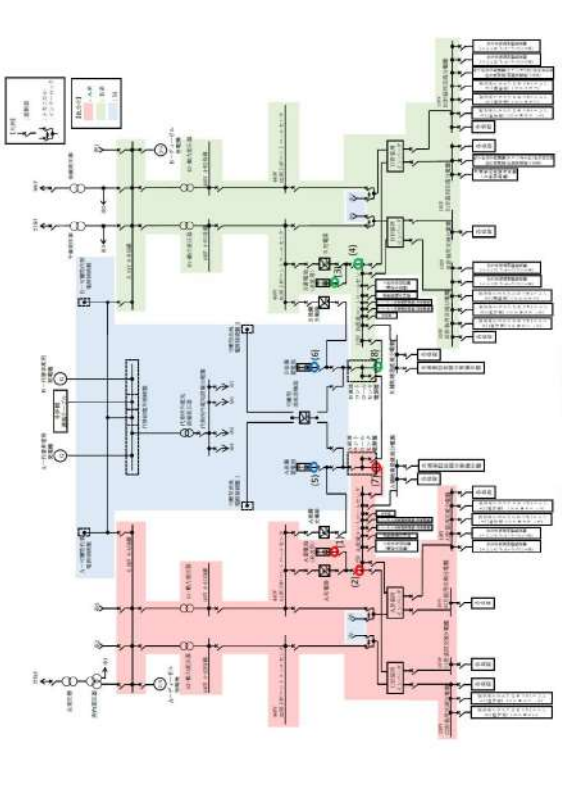
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="678 347 1225 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="1261 347 1816 403"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																	
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																	

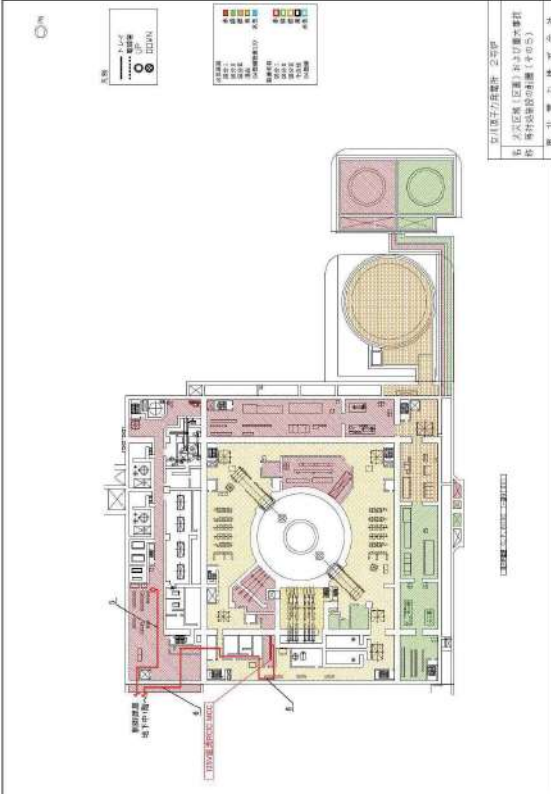
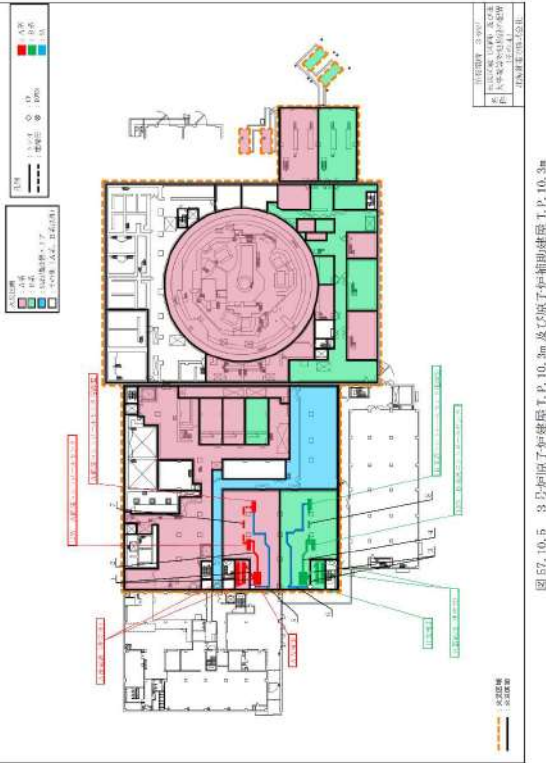
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図57-10-4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

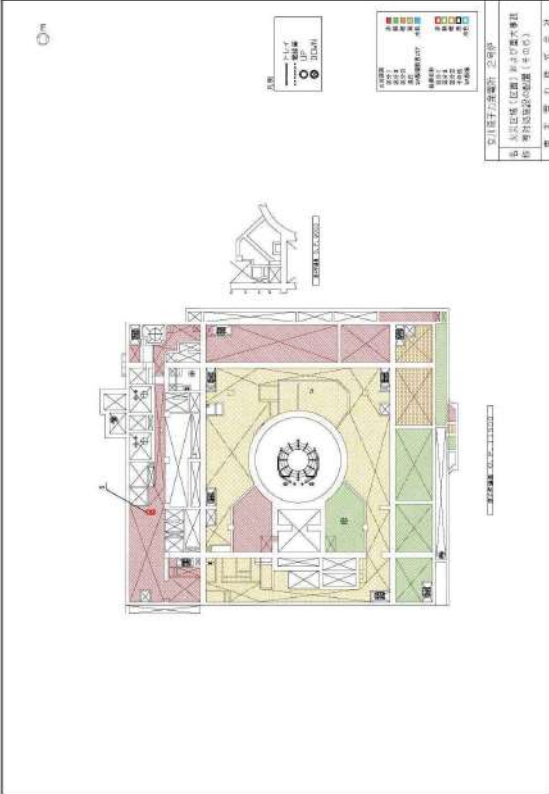
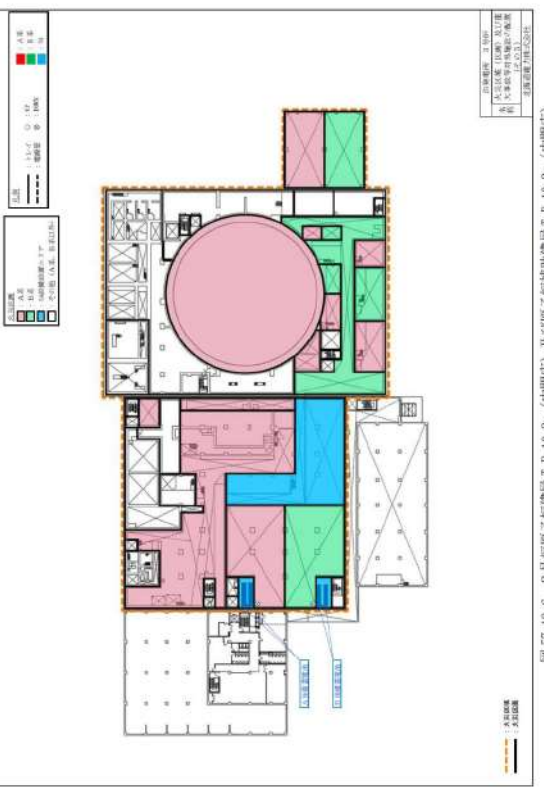
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-10-5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

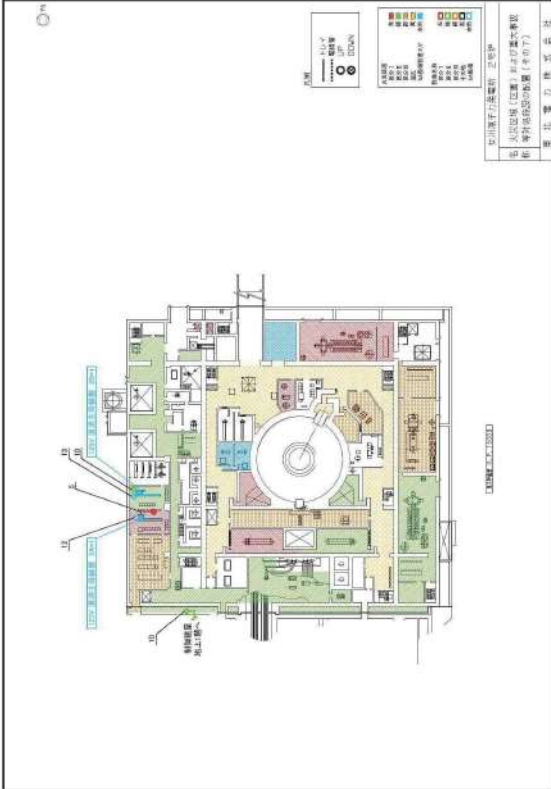
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.10.6 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a (中間床) 及び原子炉補助建屋 T.P.10.3b (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

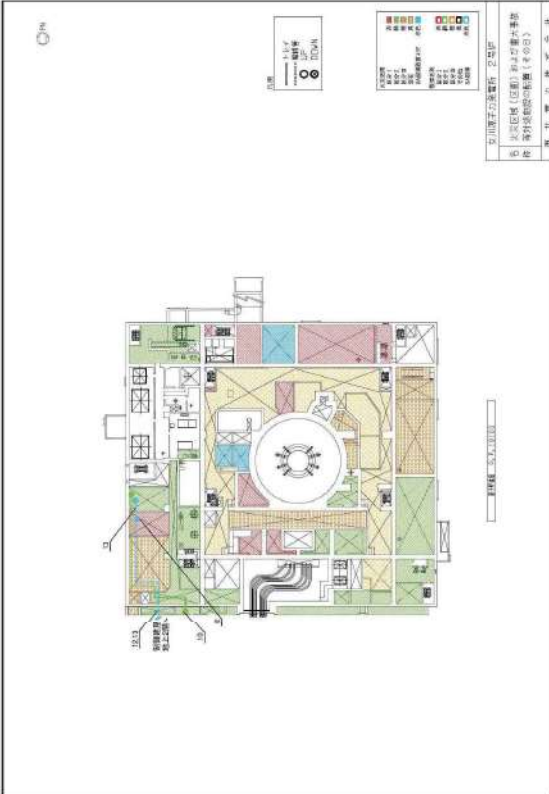
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="786 991 1126 1007">図 57-19-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1137 1005">図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 146 1908 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1966 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 197 2157 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

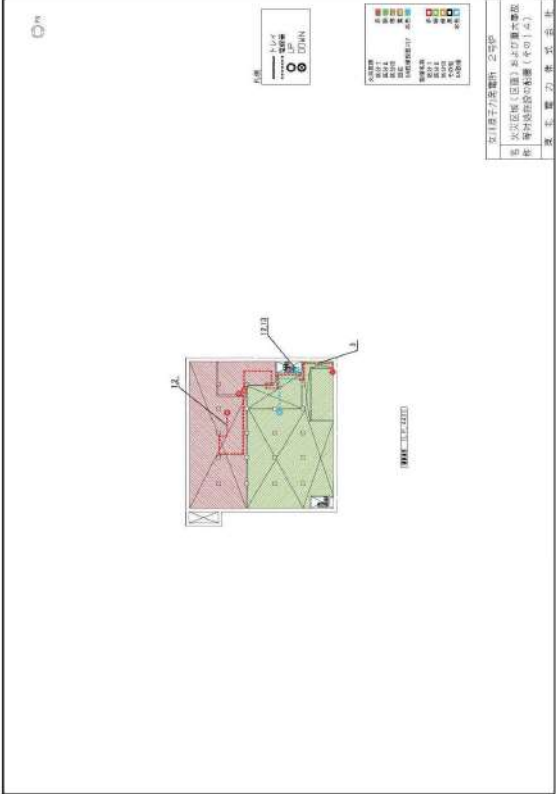
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="790 978 1120 997">図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

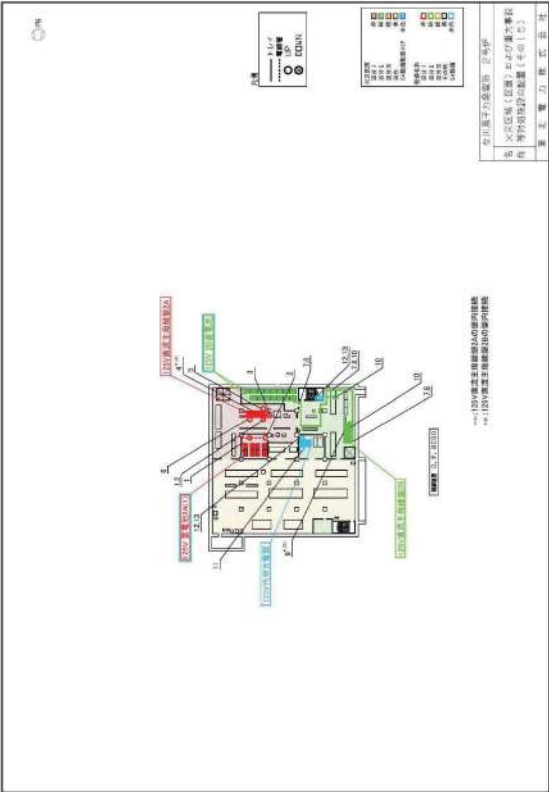
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1128 1011">図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

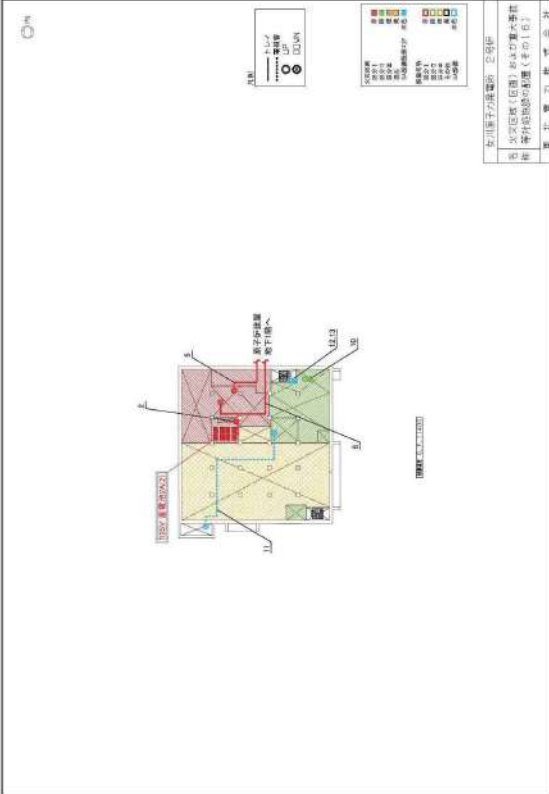
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

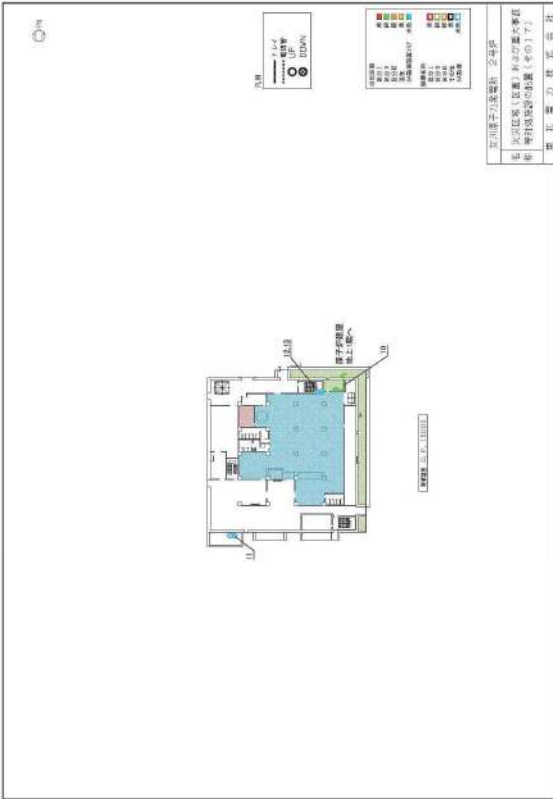
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

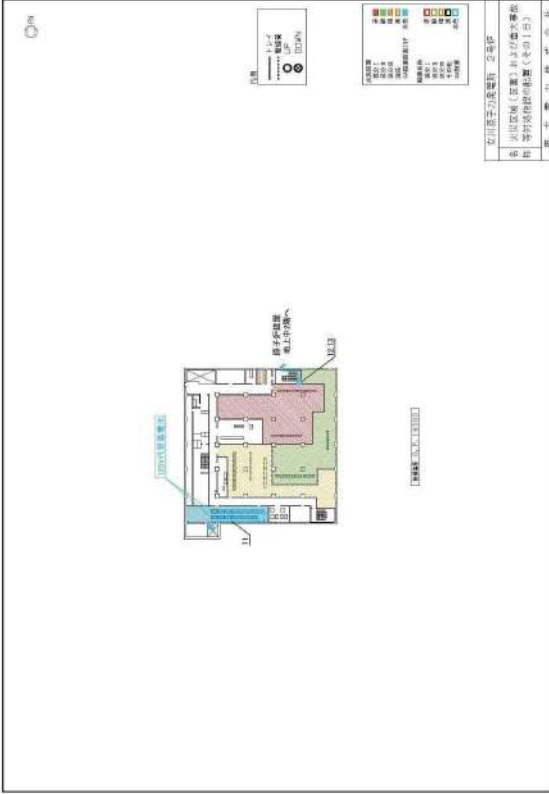
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御電屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

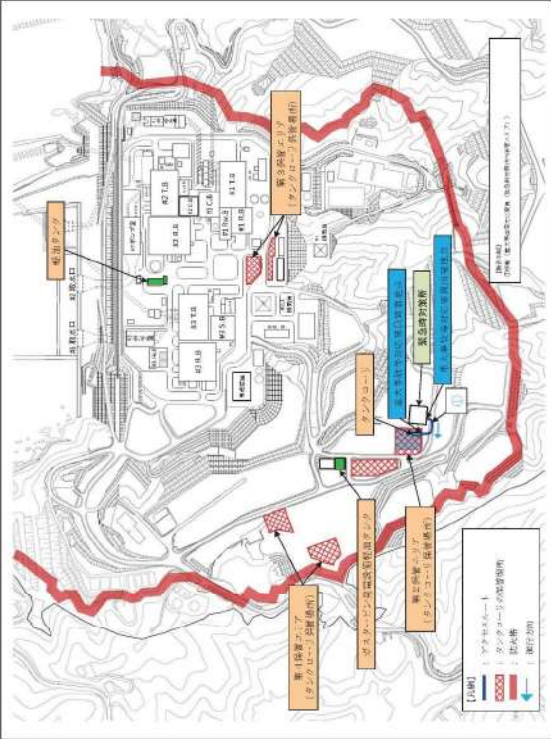
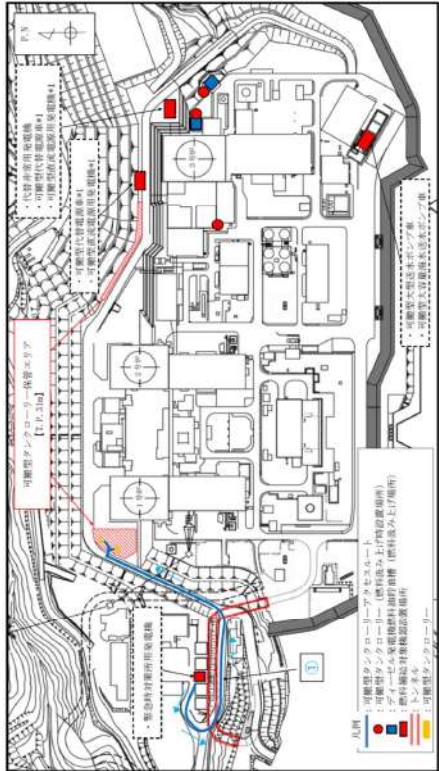
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (タンクローリー)</p>

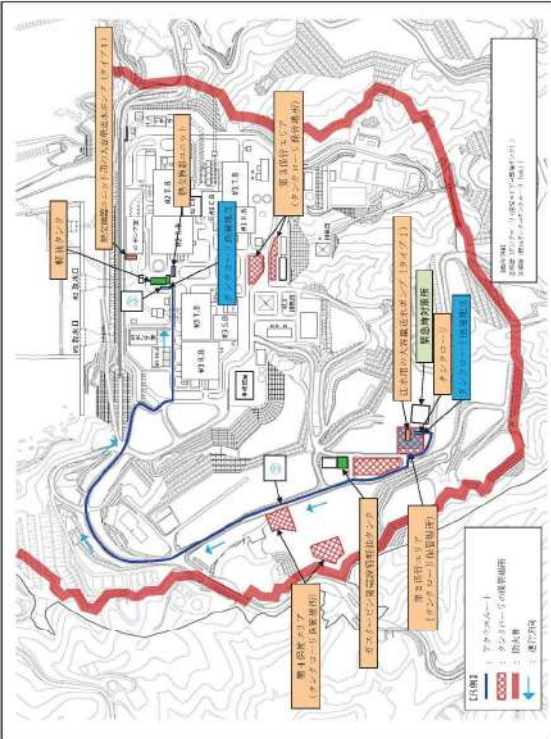
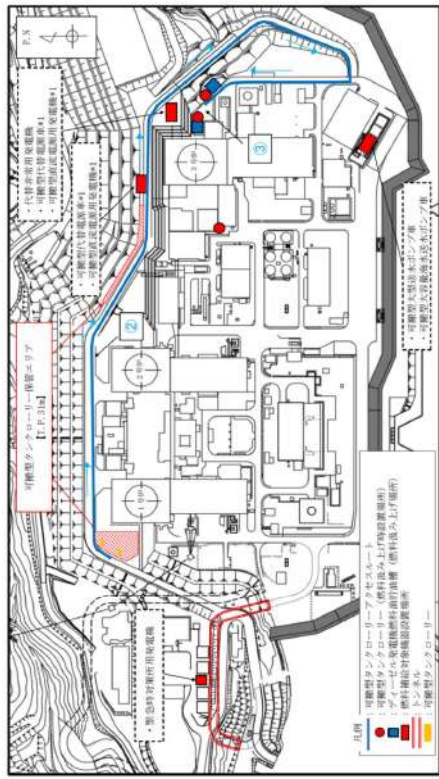
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>凡例： ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (水供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給用) (燃料供給用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (水供給用) (水供給用) ● 燃料供給用熱交換器 (燃料供給用) ● 水供給用熱交換器 (水供給用) ● 可搬型タンクローリー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

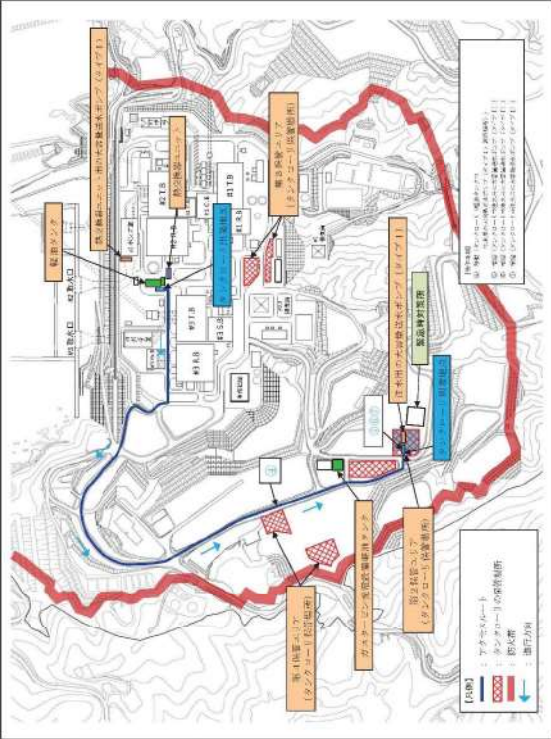
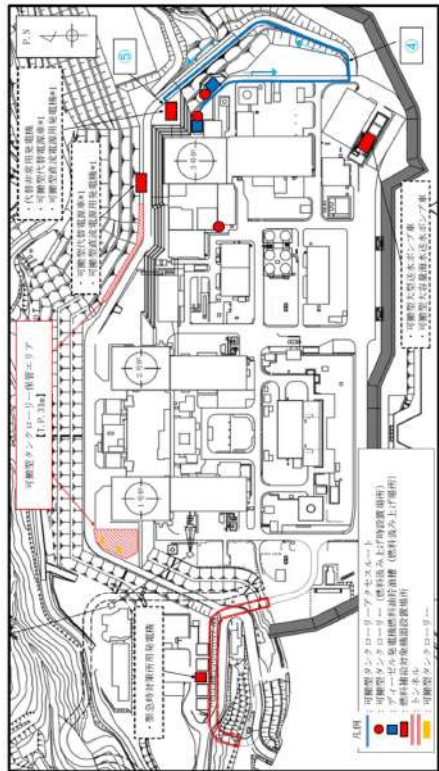
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 914 1227 978">図 57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1272 954 1709 978">図 57.11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/20)</p>	<p data-bbox="1843 143 2145 339">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

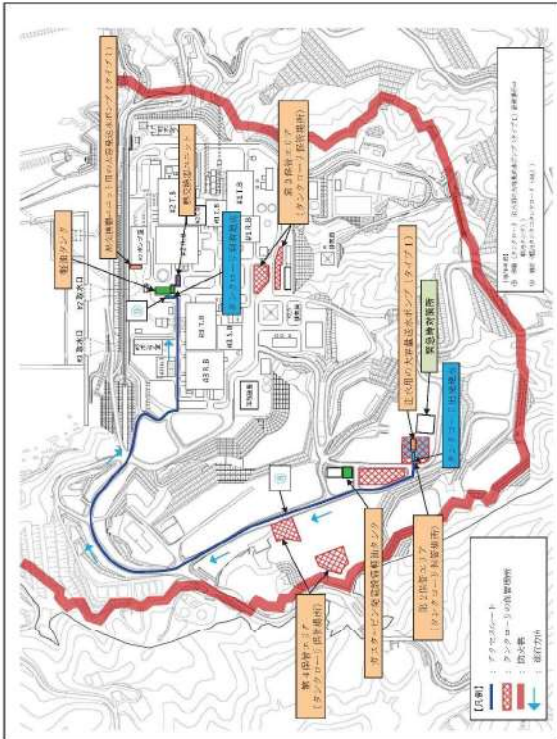
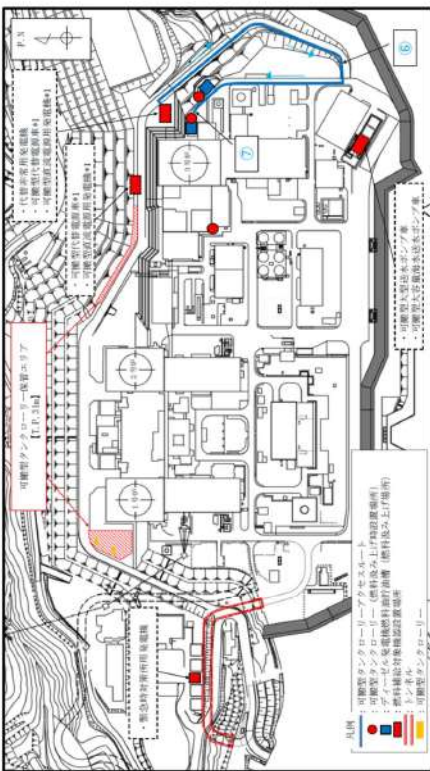
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

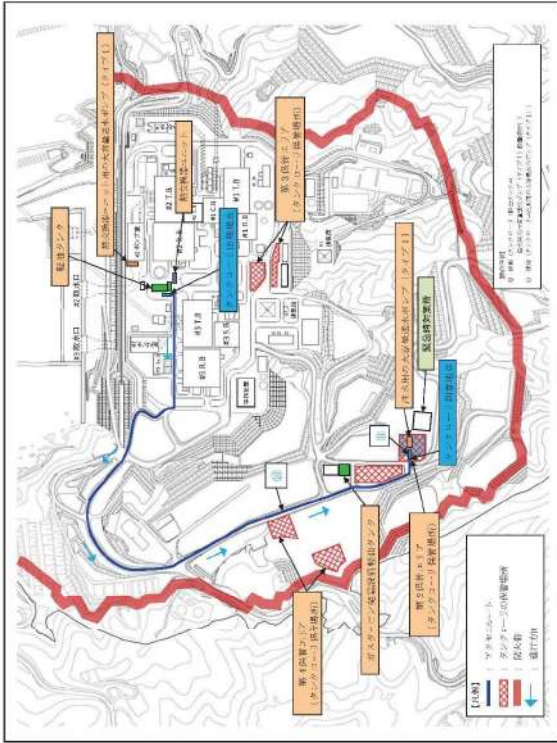
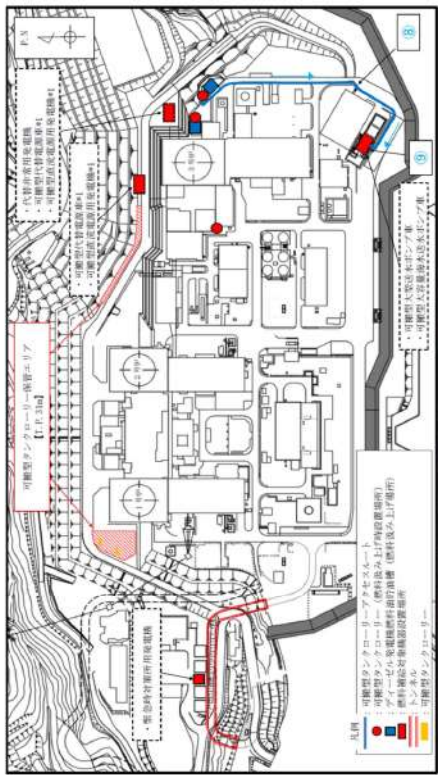
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.4 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

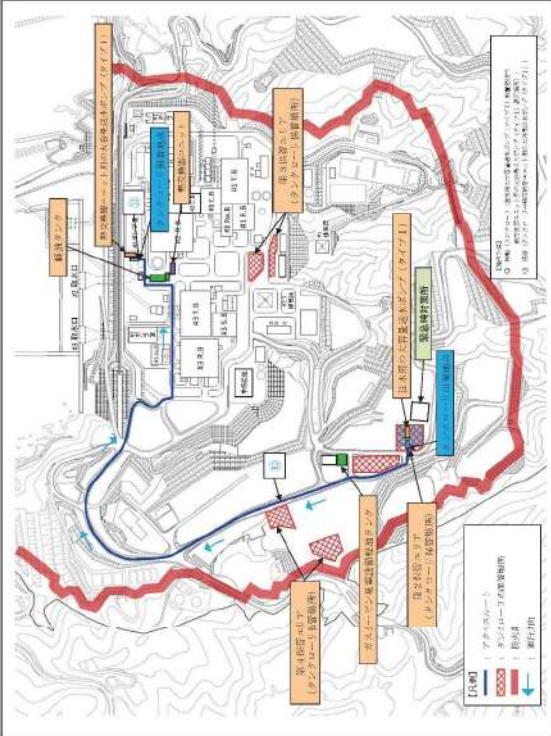
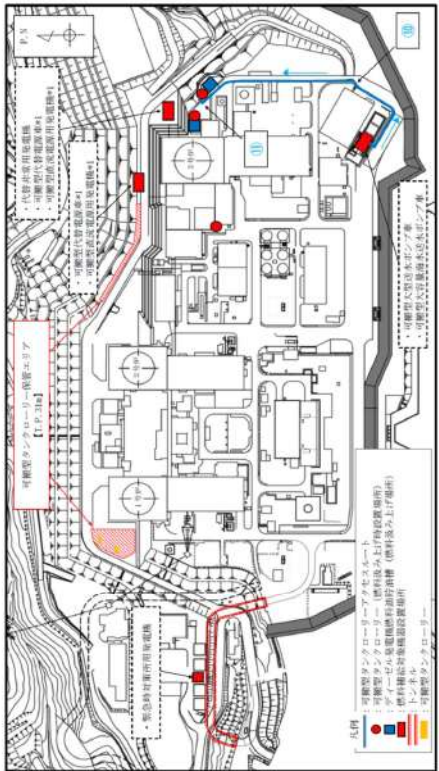
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11.5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー輸送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

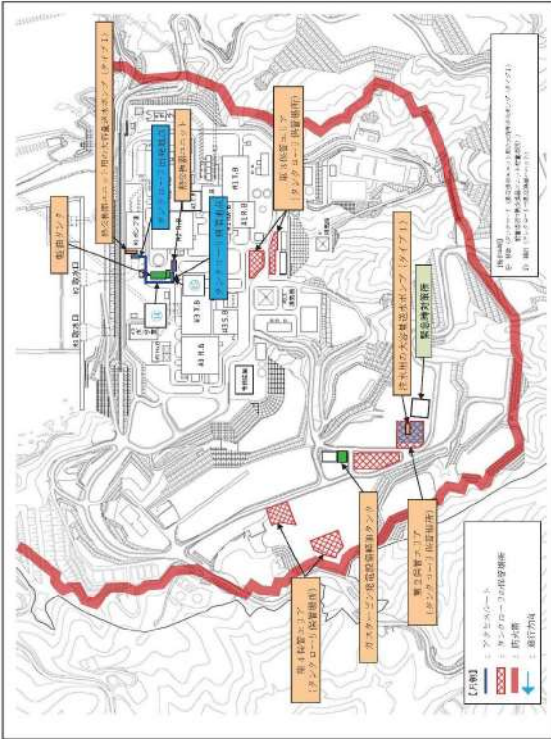
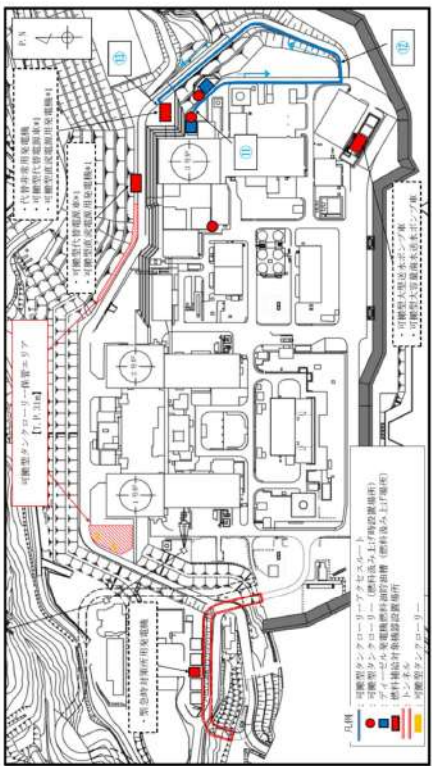
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 914 1227 978">図 57-11-6 タンクローリーA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1713 414 1736 933">*1 可搬型代替電源車、可搬型風力発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1848 143 2145 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

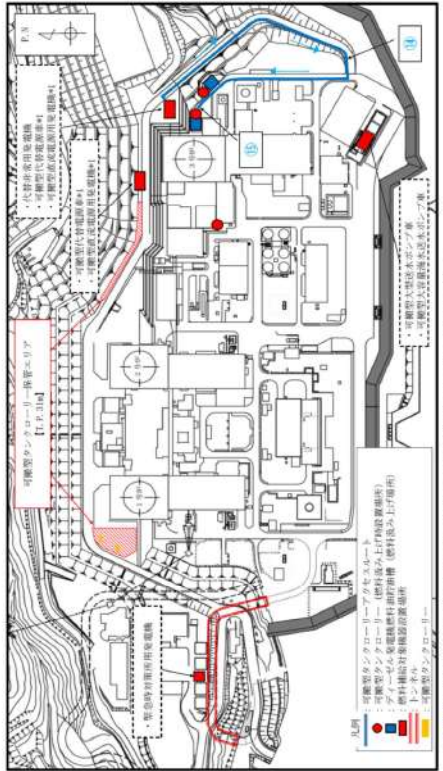
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 914 1227 978">図 57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1709 411 1727 922">*1 可搬型タンクローリー、可搬型大容量送水ポンプは、2 箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1843 145 2136 339">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

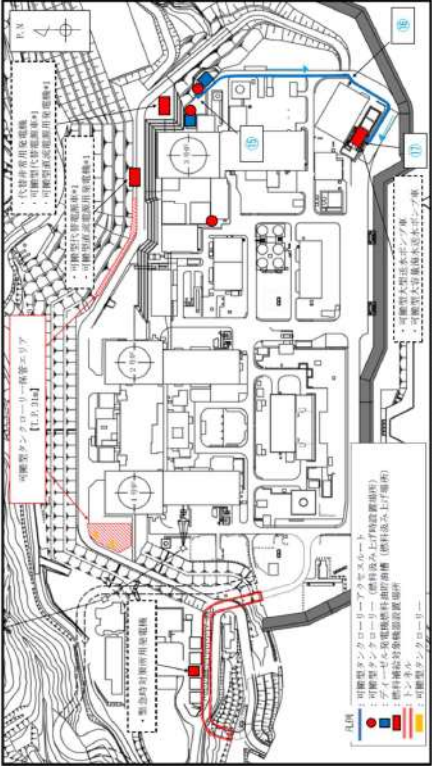
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料搬送用) ○ タンクローリーを吊り上げる設備 (燃料搬送用) ■ タンクローリーを吊り上げる設備 (燃料搬送用) ▲ 可搬型タンクローリー</p> <p>*) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーアクセスルートは、3号炉から取組む場所には設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.9 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

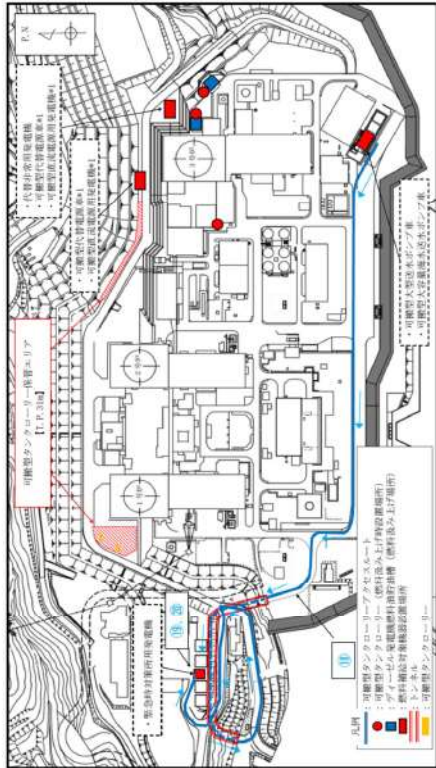
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例： ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給ルート) ● 緊急時対応用発電機 ● 燃料補給専用機 (燃料供給専用機) ● 可搬型タンクローリー ● 可搬型タンクローリー燃料ポンプ</p> <p>※1 可搬型代替電源、可搬型代替電源用発電機は、2箇所ある取組場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

図 57.11.10 可搬型タンクローリー燃料ポンプにより補給する場合 (移動及び補給ルート) (10/20)

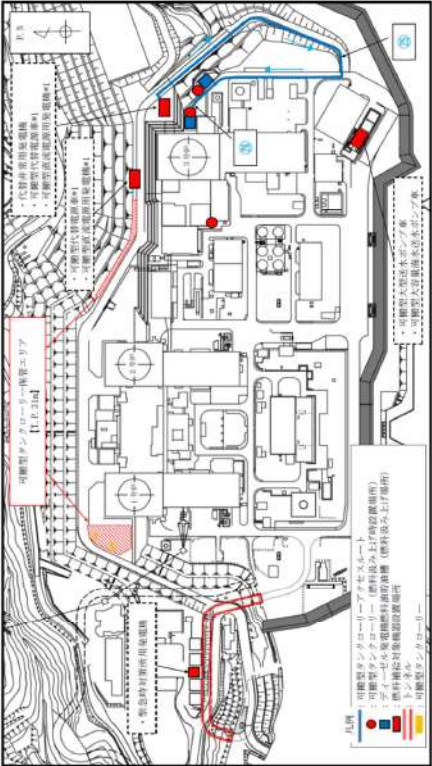
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57-11-11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-13 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセラレータに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

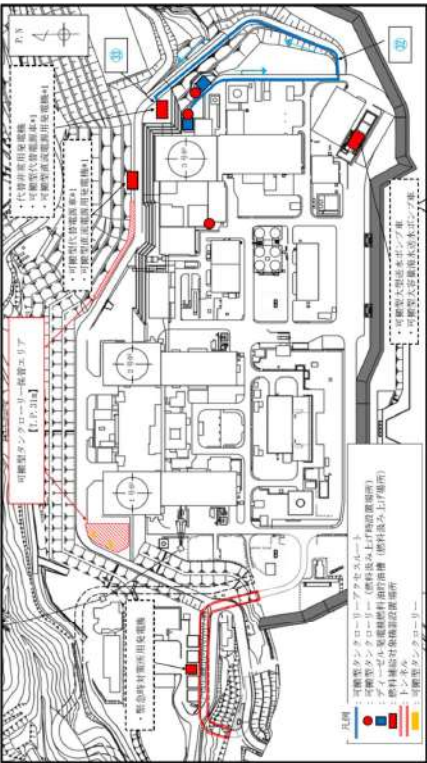
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 (15/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

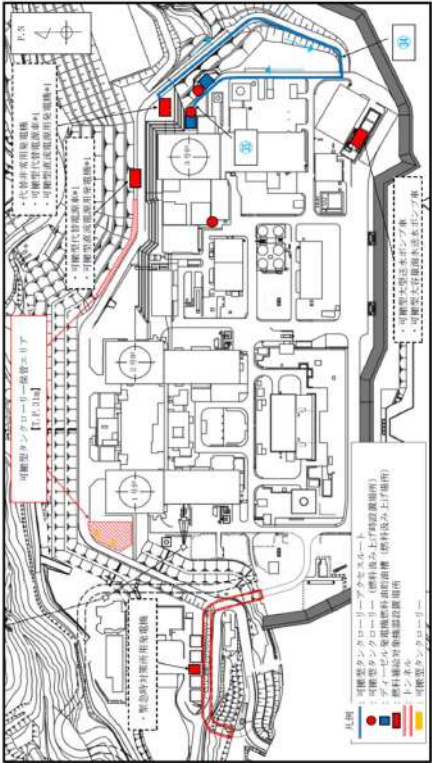
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.16 可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合 (16/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

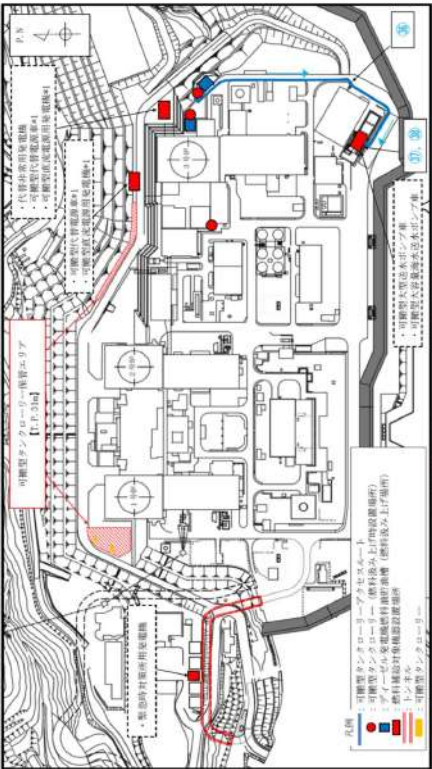
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.17 可搬型タンクローリー一部補給ルート (1/7/20) 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

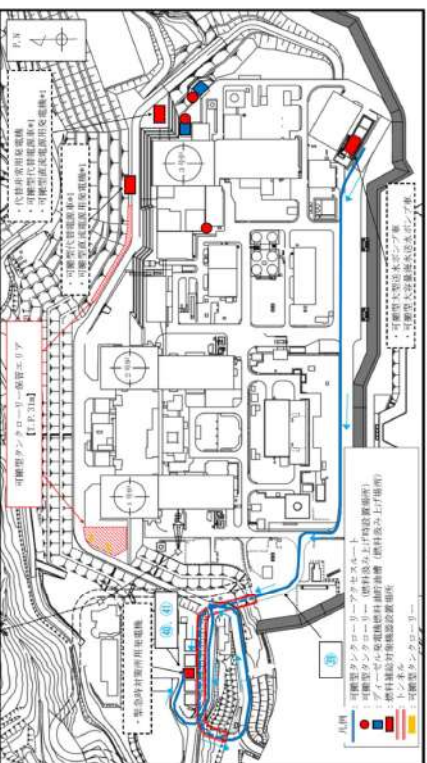
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

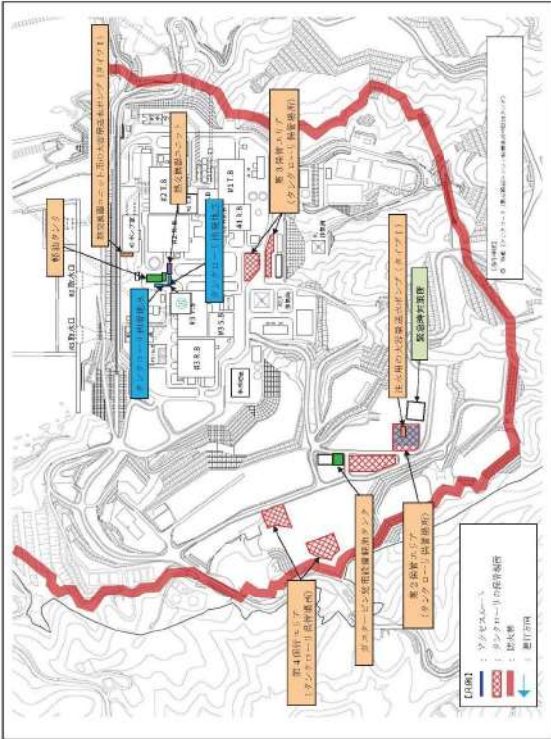
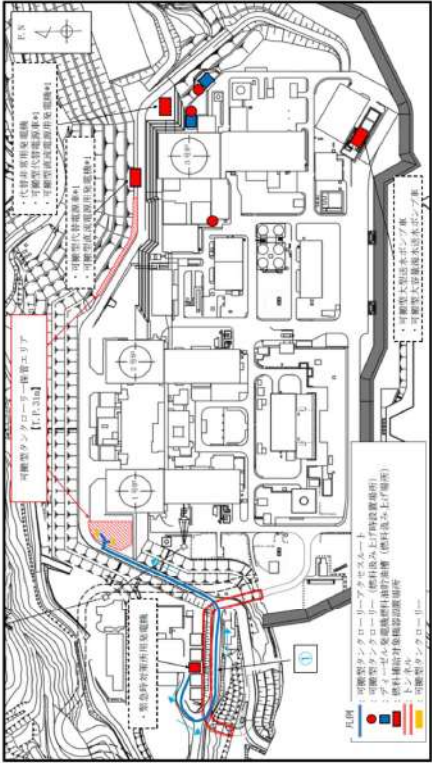
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

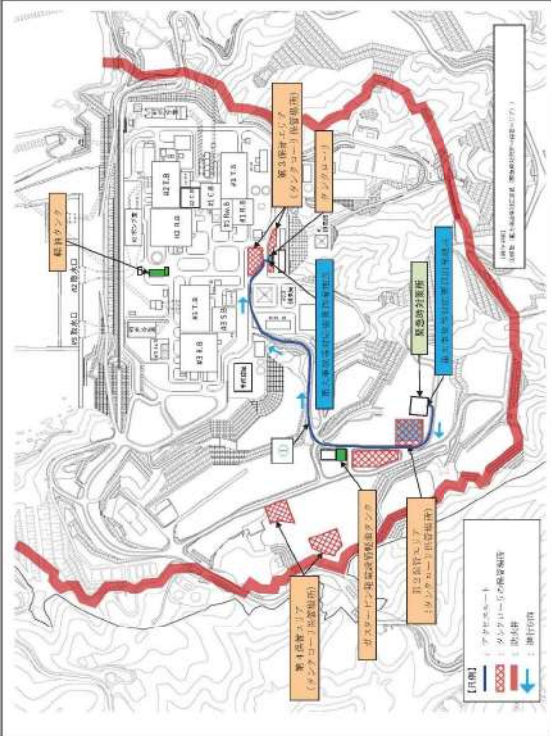
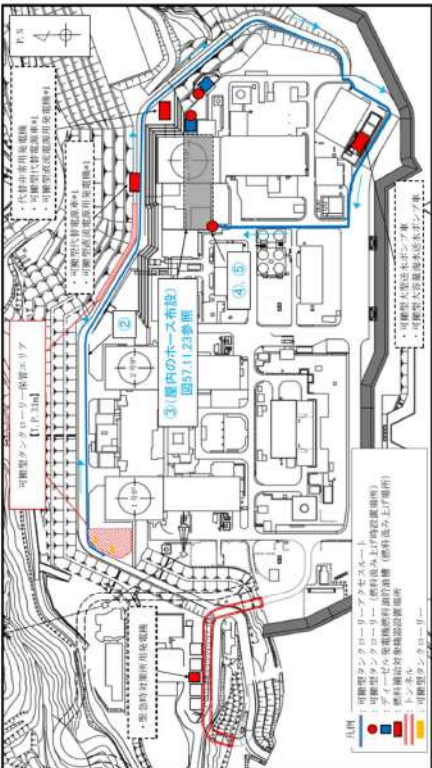
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

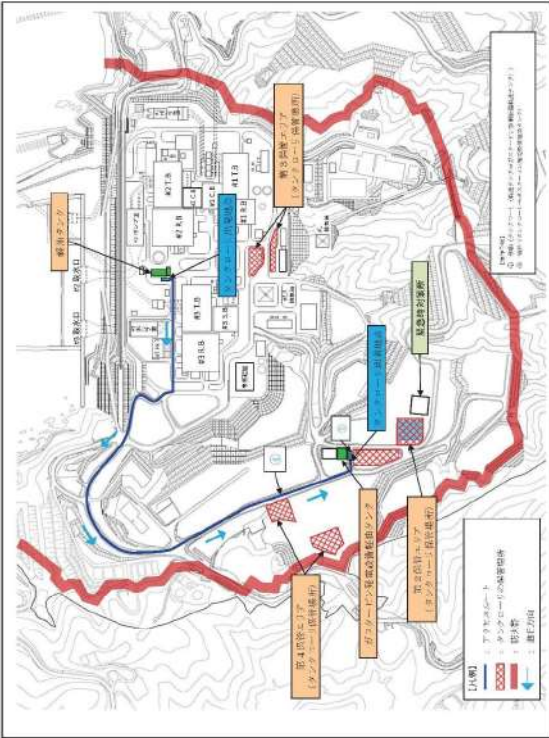
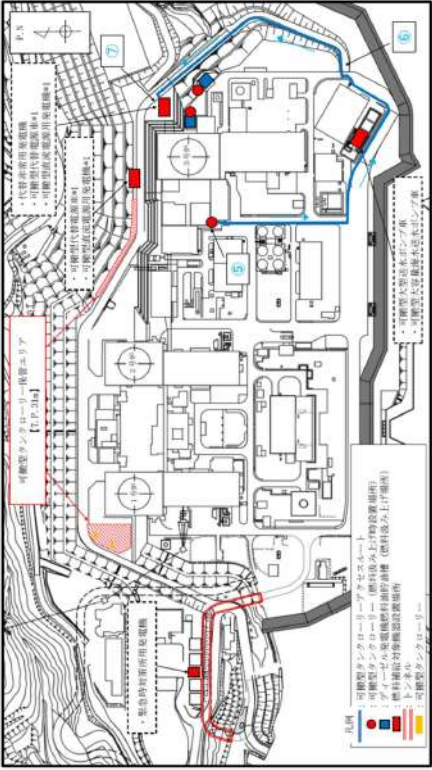
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 917 1144 959">図 57-11-9 タンクローリーB 移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1713 416 1727 927">*1. 可搬型代替電源車、可搬型代替電源用発電機は、2機所ある位置機庫内に、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 204 2157 336">【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p> <p data-bbox="1787 220 1809 917">図 57.11.22 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/21)</p>

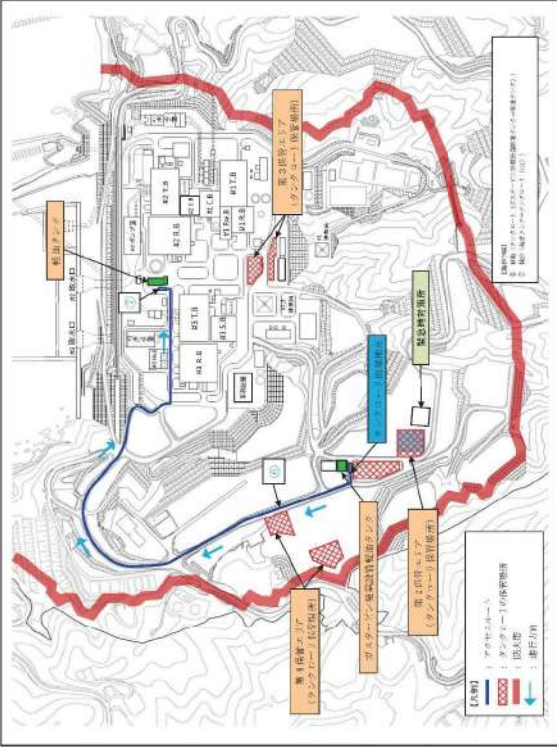
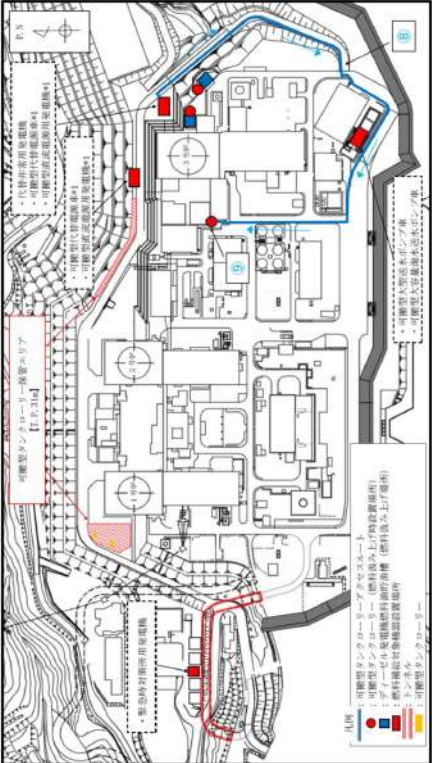
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 916 1146 957">図 57-11-11 タンクローリ B 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1711 427 1733 938">4) 可搬型代替電源車、可搬型高圧電圧用発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1845 146 2136 338">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。</p>

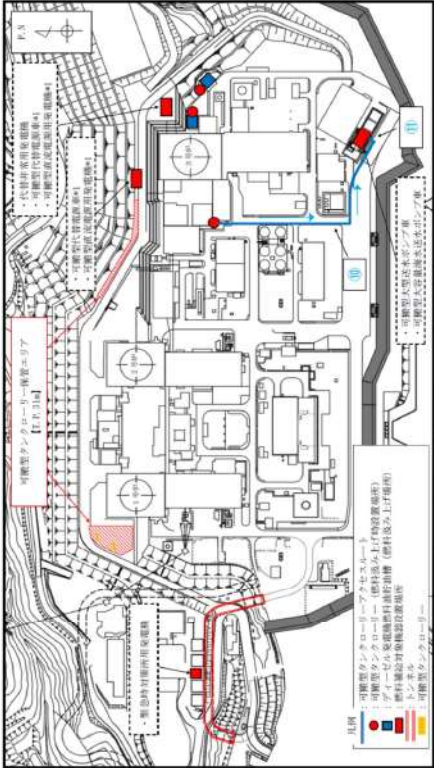
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 917 1153 957">図 57-11-12 タンクローリー B 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1713 422 1736 933">*1 可搬型代替電源車、可搬型風力発電機は、2 箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p data-bbox="1780 231 1803 933">図 57.11.25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/21)</p>

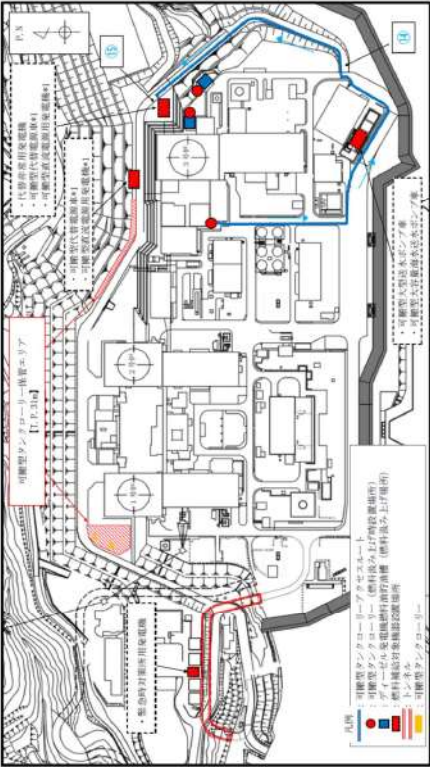
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送コンテナにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6.21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

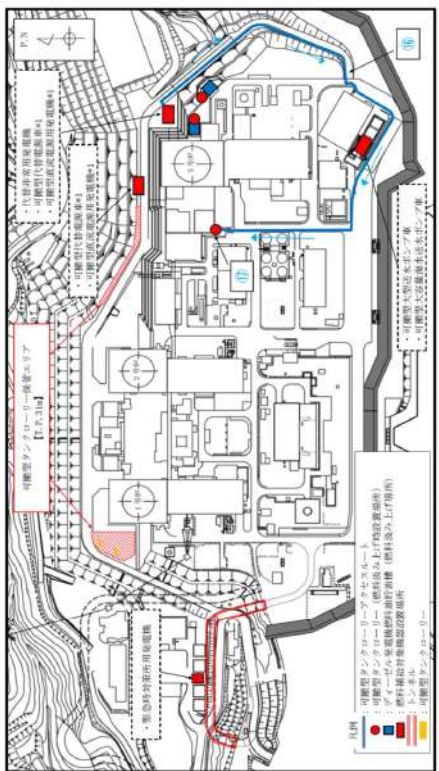
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.28 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (8/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

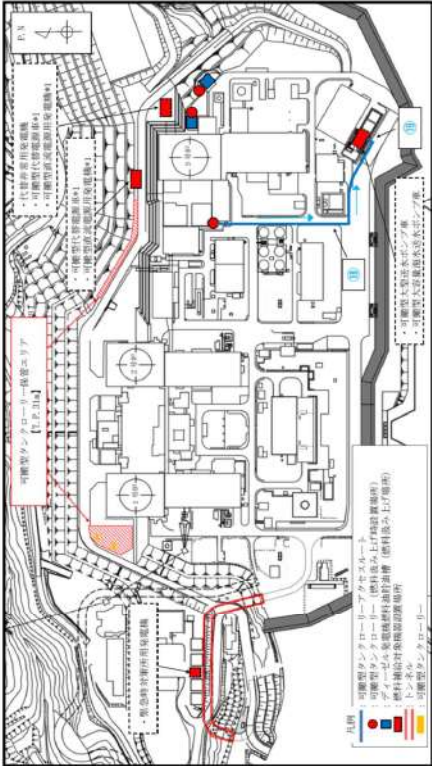
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ● 可搬型タンクローリーアクセスルート ● 可搬型タンクローリー燃料補給ルート ● 燃料補給設備 ● 可搬型タンクローリー</p> <p>*1 可搬型タンクローリー燃料補給設備は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。 <p>図 57.11.29 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (9/21)</p>

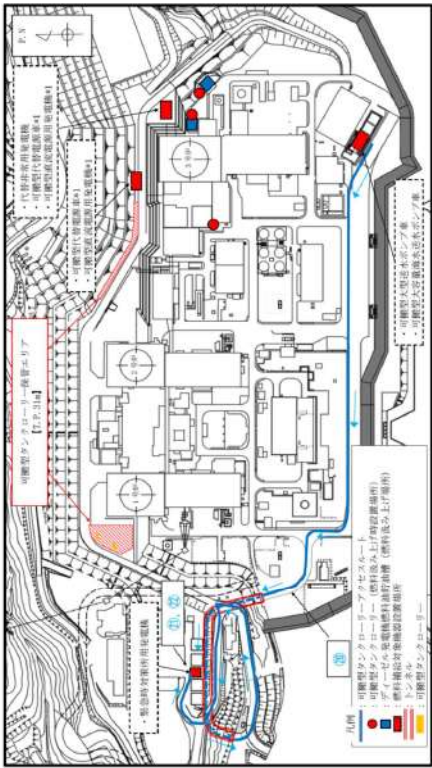
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ● 可搬型タンクローリーアクセスルート ● 可搬型タンクローリーアクセスルート(燃料搬上付施設設置箇所) ● 緊急時対応用発電機 ● トンネル ● 可搬型タンクローリー</p> <p>*1. 可搬型代替電源車、可搬型直営電源用発電機は、最寄にある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

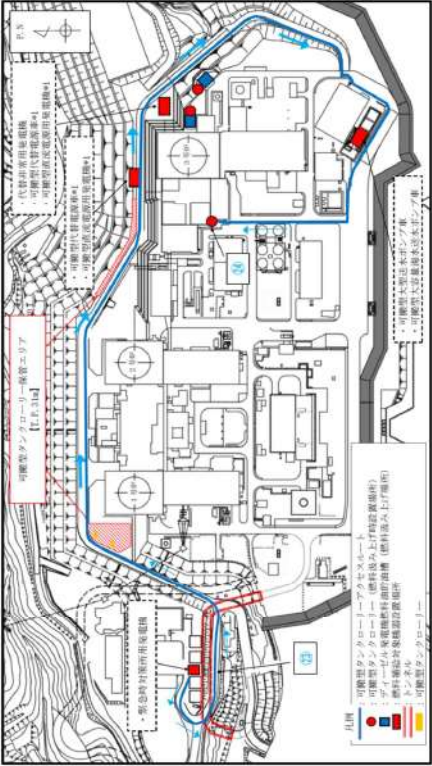
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.31 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

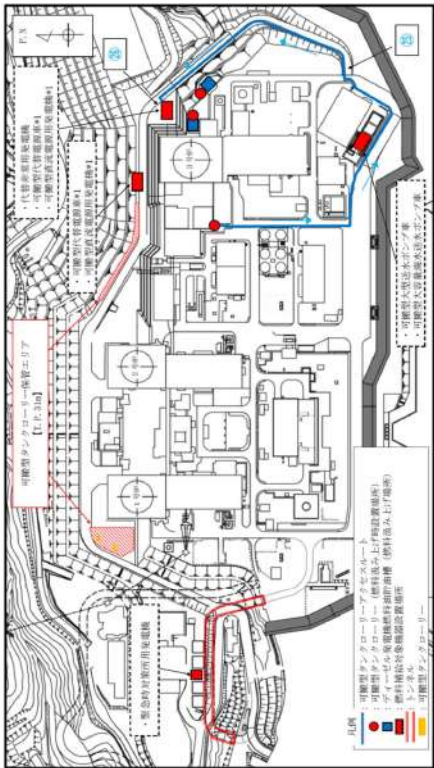
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

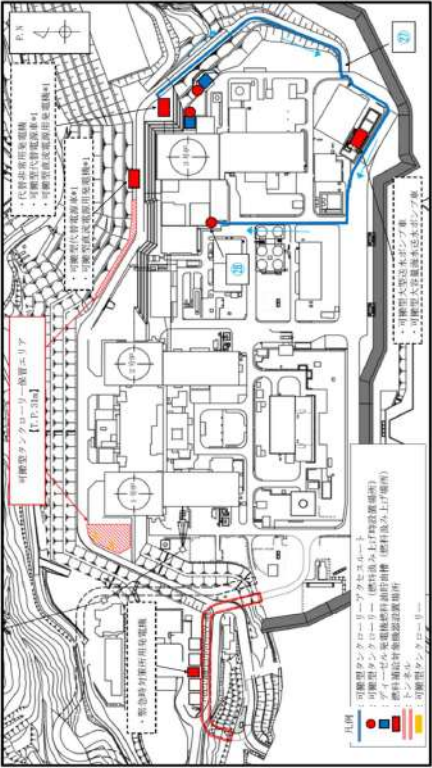
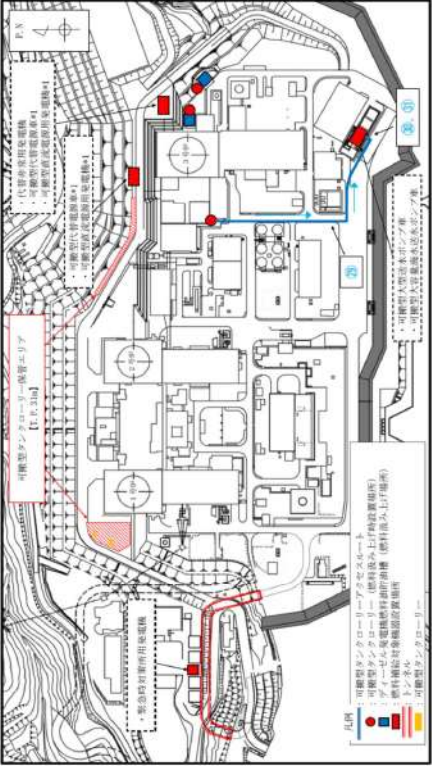
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ● 可搬型タンクローリーアクセスルート ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (緊急時専用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給専用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給専用) (燃料供給専用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給専用) (燃料供給専用) ● 可搬型タンクローリーアクセスルート (燃料供給専用) (燃料供給専用)</p> <p>※ 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー専用車は、2箇所ある設置場所は、2箇所ある設置場所には設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

図57.11.34 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料供給用)により補給する場合、移動及び補給ルート (14/21)

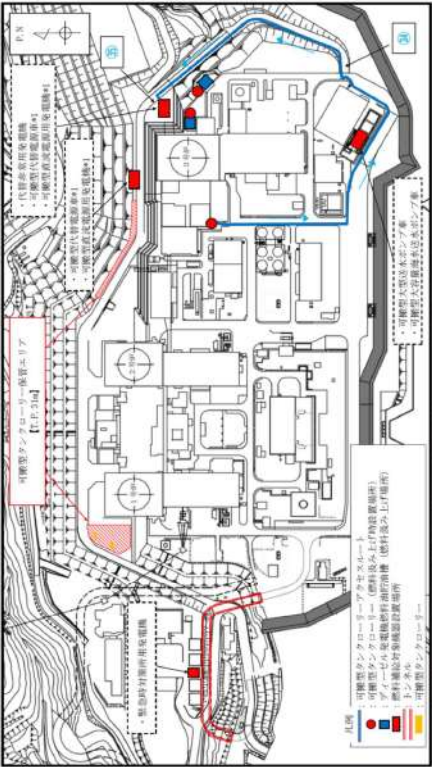
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例 ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート ■ 緊急時用発電機室 ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート ■ 緊急時用発電機室 ■ 可搬型タンクローリーアクセスルート ■ 緊急時用発電機室</p> <p>*1 可搬型タンクローリーアクセスルートは、2号炉から設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

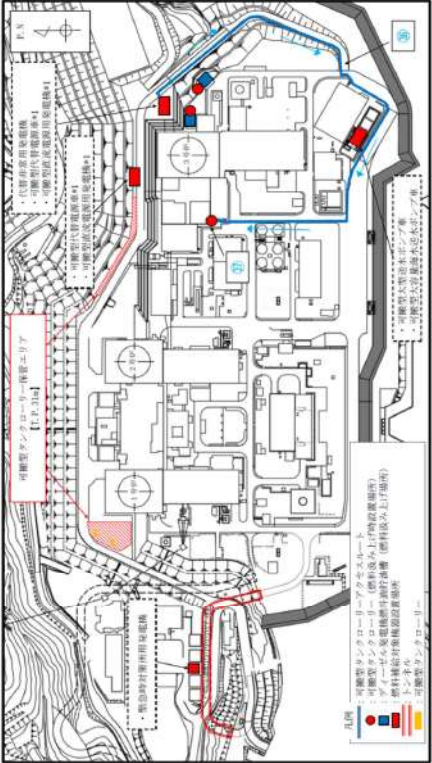
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>4) 可搬型代替燃料車、可搬型代替燃料車専用道路は、2箇所ある位置関係のうち、アクセス可能な側には設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

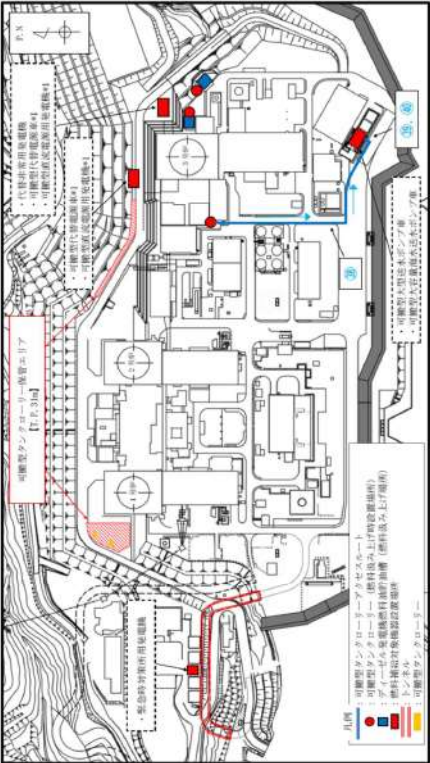
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

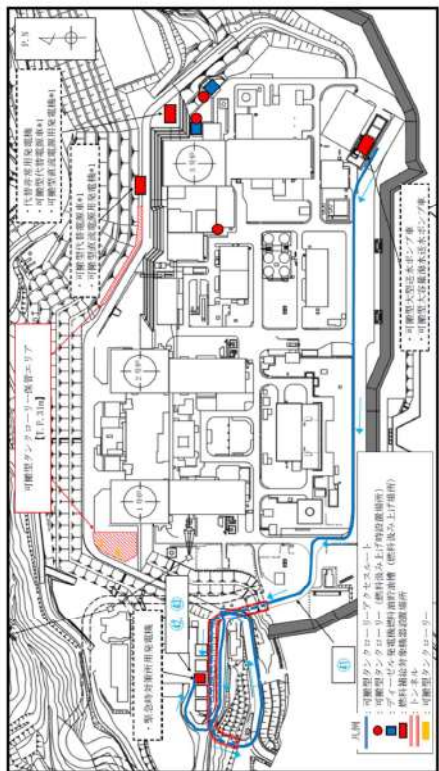
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.39 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19.21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

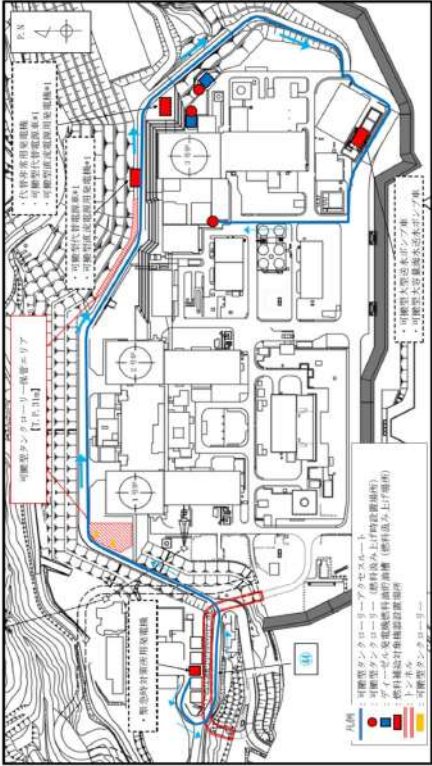
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する[※]。交流電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると仮定する。</p> <p>※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリオと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機2台 注水用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台 熱交換器ユニット1台</p> <p>事象発生から約45時間以降に原子炉格納容器ベントに至ることを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は原子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うこととする。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) について実負荷での燃料消費量から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給にタンクローリ1台、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 設備への補給にタンクローリ1台で行うことを想定する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は、原子炉格納容器除熱等に必要な流量は約1,200m³/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実施する状況において必要な流量は600m³/h (0.7MPa) 以下であるため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) の流量を絞ることにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^*) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI)】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ (タイプI) の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^*) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は16h-12h=4hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は$12\text{h} \div 4\text{h}=3$回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.1mSv/h × (45÷60) h=5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。 高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約9時間毎の給油間隔としている。 大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。 			<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p>  <p>The diagram illustrates the fuel supply process for an emergency power generation system. It features a graph showing fuel quantity (kg) over time (0 to 5 hours) with a peak at 1.5 hours. Below the graph is a table with columns for '項目' (Item), '数量' (Quantity), and '単位' (Unit). The table lists various components like '燃料タンク' (Fuel Tank) and 'ポンプ' (Pump) with their respective quantities and units.</p>			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

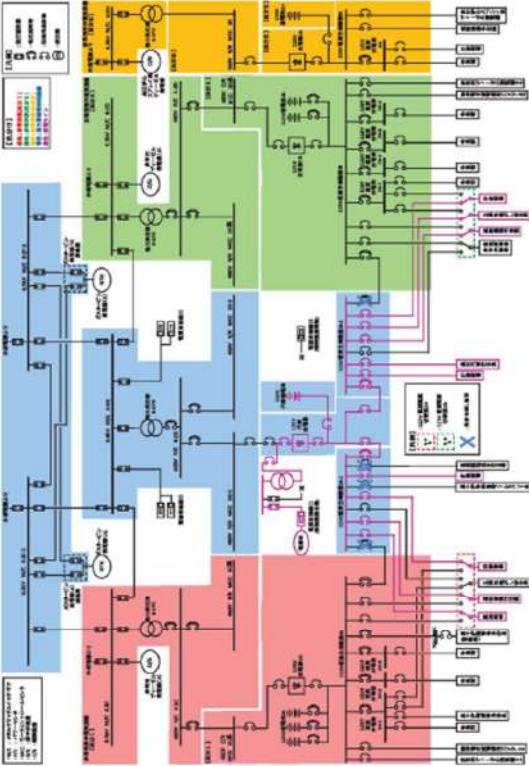
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

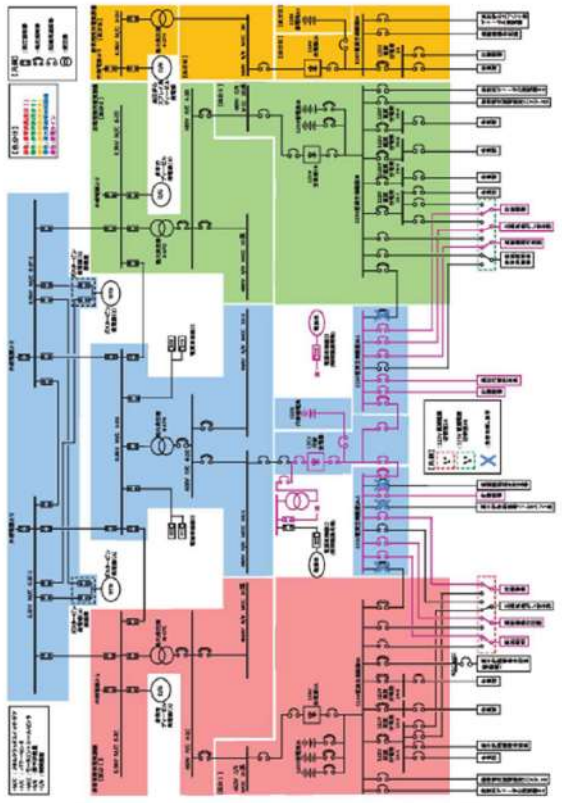
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 943 1149 983">図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋北側))</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を經由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を經由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を經由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 957 1164 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を經由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を經由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を經由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

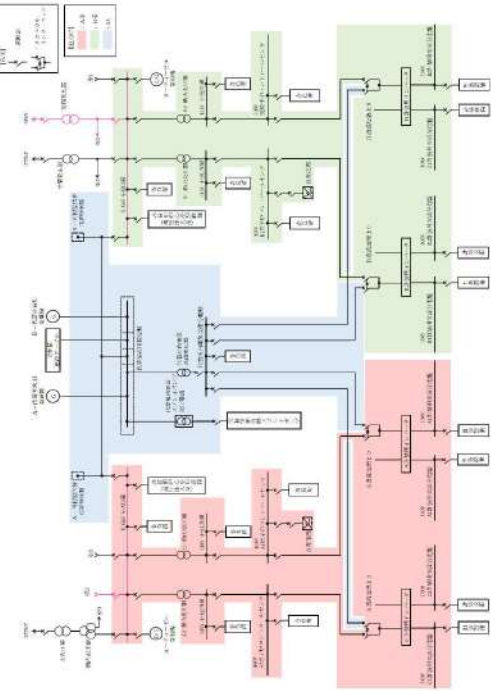
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、66kV 送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.12.1 後備変圧器系統図 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設) 一泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) 一泊：予備ケーブル (以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：使用済燃料プール一泊：使用済燃料ピット 女川：号炉間電力融通ケーブル一泊：号炉間連絡ケーブル <p>【女川】 記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。

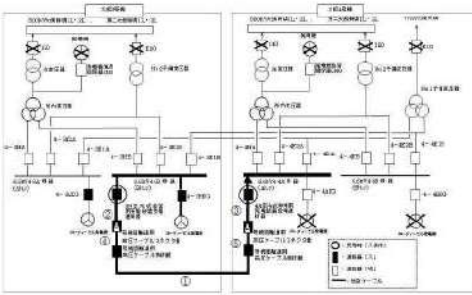
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。




設計基準対象設備から追加した箇所

電線ケーブル、コネクタの種類	大飯3号炉	大飯4号炉
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条		約50m
② FR-CSHVT 3c-50sq 2条	約30m	-
③ FR-CSHVT 3c-50sq 2条	-	約100m
④ 号機間電力融通ケーブル用コネクタ盤及び接続部	約1部	約2部

(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



女川原子力発電所2号炉

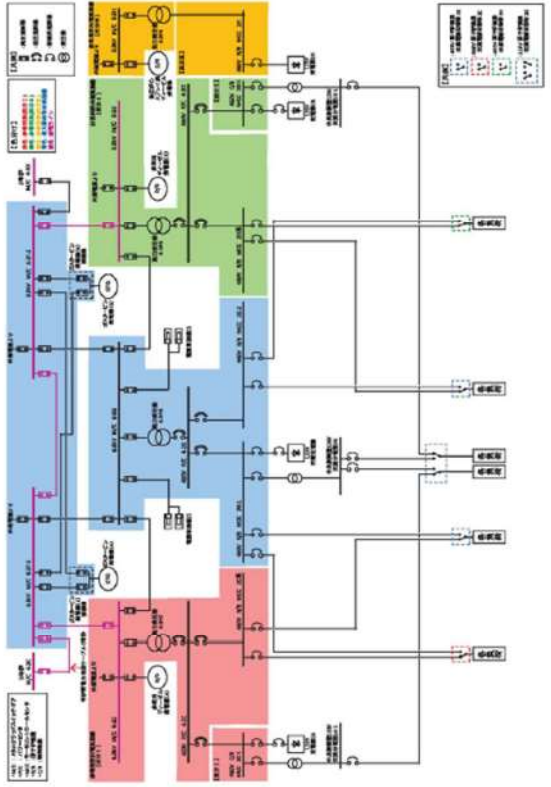


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設)
 ~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

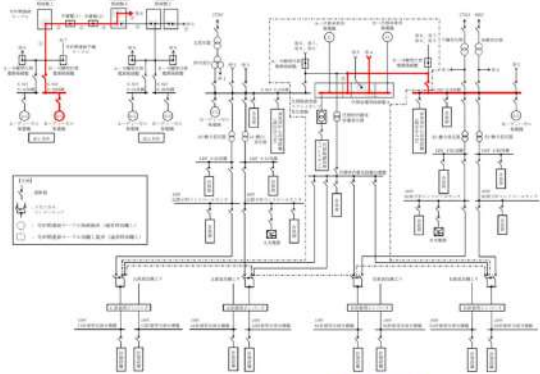


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル系統概要図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

電路 (ケーブル)	敷設長さ
① FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
② FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧ FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替給電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

【女川】
 記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【大飯】
 記載表現の相違
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯】
 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)

【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 女川：号炉間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

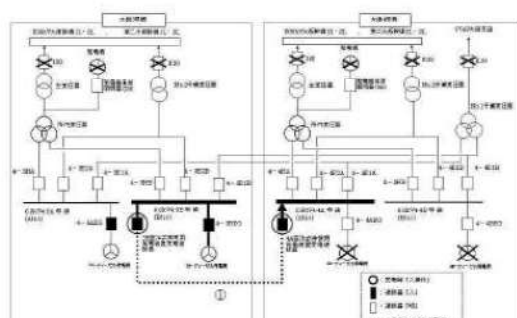
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3D系~号炉間電力融通ケーブル(常設) ~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要

(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。




予備ケーブルの仕様、配備数

電線(ケーブル、コネクタ)種類	大飯3、4号炉	配備数量(組)
FR-HCVHVT 3c-3Ssq 2巻	約30m	1(予備1)

(2) 連結方法

号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。

予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。



女川原子力発電所2号炉

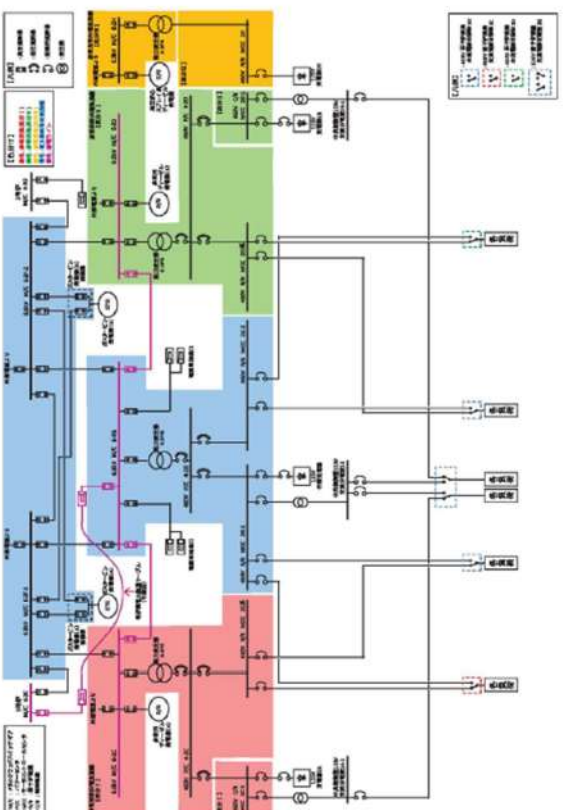


図 57-12-5 号炉間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線3C系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型)~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

泊発電所3号炉

2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要

2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。

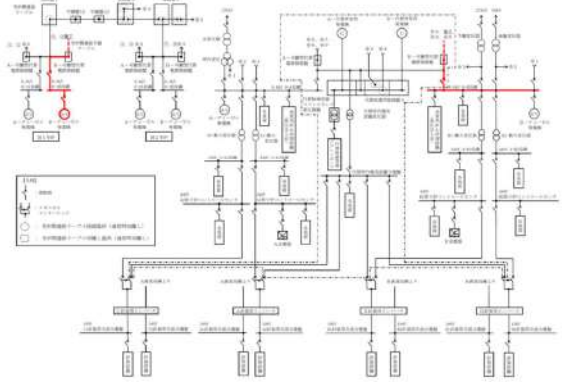


図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル系統概要図

表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数

可搬型代替電源接続盤電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)
① 1号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
② 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
③ 1号炉D 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1(予備1)
④ 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑤ 2号炉A 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑥ 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1(予備1)
⑦ 2号炉B 3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1(予備1)
⑧ 3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1(予備1)

2.2.2 連結方法

号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。

号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。




図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所

相違理由

【女川】
 記載の充実(大飯審査実績の反映)

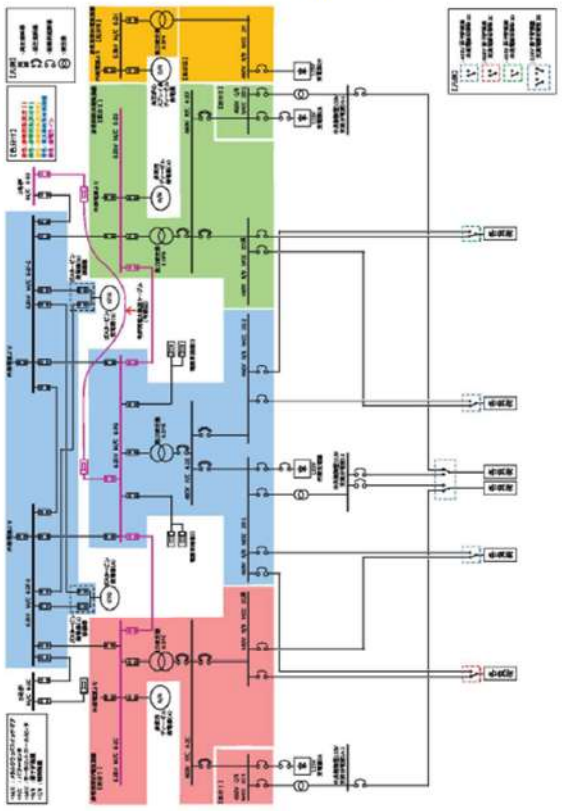
【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル

【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1029"> 図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ~非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 279"> 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 </p> <p data-bbox="1848 287 2139 343"> 【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) </p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>3. 回路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル), コネクタ種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>350A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③ 号機間電力融通ケーブル(予備型) (L型コネクタ)</td> <td>455A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル), コネクタ種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>330A</td> <td>約30m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = $\sqrt{3VI\cos\theta}$ $I = 1,759,000 / \sqrt{3 \cdot 6,600 \cdot 0.8} \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m	③ 号機間電力融通ケーブル(予備型) (L型コネクタ)	455A		電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	330A	約30m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 回路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 239 1814 287"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 280A</td> <td>約 1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1254 335 1814 383"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約 325A</td> <td>約 570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量 (kW) = $\sqrt{3VI\cos\theta}$ から、I[A] を求める。 $I[A] = 2,139 / \sqrt{3 \times 6.6 \times 0.8} \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1220"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{*1}</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計 (連続負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 280A	約 1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約 325A	約 570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW	合計 (連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯: 号炉間電力融通ケーブル (常設) <ul style="list-style-type: none"> → 泊: 号炉間連絡ケーブル ・大飯: 号炉間電力融通ケーブル (可搬型) <ul style="list-style-type: none"> → 泊: 号炉間連絡予備ケーブル <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯: 全交流電源喪失→泊: 全交流動力電源喪失 <p>【大飯, 女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。
電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																				
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																				
③ 号機間電力融通ケーブル(予備型) (L型コネクタ)	455A																																																																																					
電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	330A	約30m																																																																																				
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																					
充電器 (A, B)	77																																																																																					
	77																																																																																					
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																					
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																					
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																					
中央制御室空調ファン	19																																																																																					
中央制御室循環ファン	11																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																					
合計 (kW)	1,759																																																																																					
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)																																																																																				
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 280A	約 1070m																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)																																																																																				
FR-HCV 単芯 80sq	約 325A	約 570m																																																																																				
負荷名称	負荷容量																																																																																					
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																					
充電器 (A, B)	113kW																																																																																					
	113kW																																																																																					
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																					
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																					
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																					
中央制御室照明等	23kW																																																																																					
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																					
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{*1}	7kW																																																																																					
合計 (連続負荷)	1,645kW																																																																																					
(最大負荷)	2,139kW																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

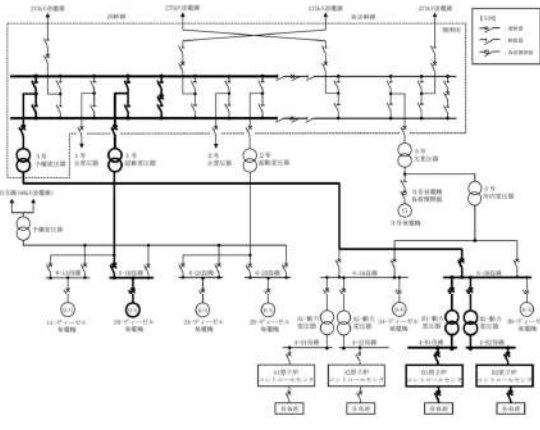
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td> (S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA） </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td>3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td>1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約 540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約 540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約 1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備系統概要図</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 ・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。